

令和 7 年度
里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金
事務処理説明会

活動の諸注意
実績報告書の要点

令和 7 年10月23日（木）
熊本県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会

1

1.活動にあたって周知すべき事項

- まず最初に森林の**現状を把握（モニタリング）**し、どのような活動を行うか決める。
 - 1. **現状**を把握・・・現地を調査する。
 - 2. **将来の目標**を決める・・・最終的にどんな森
 - 3. **交付金でできる目標**を決める・・・3年間
 - 4. **面積を測る**・・・地籍や林班図以外について
- ※交付金の効果の調査・確認方法について参照
※モニタリングの手引き参照

(様式第19号)
令和 7 年度里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金 モニタリング結果報告書
(注) 目標の設定及び標準地の設定の監査については、事前に定めるガイドラインを参考とすること。

1 活動の目標等	活動実施前	令和 6 年度	写真
区分:	地域環境保全(侵入竹除去・竹林整備)		
目 標:	タケノコ生産が可能な竹林 3,000本/haを目標に整備		
モニタリング調査方法:	5m×5m=25m2本数プロット調査		

2 標準地の状況	令和 6 年度	写真
プロット内本数	25 本	
ha当たり本数	10,000 本/ha	
ha当たり目標本数	3,000 本/ha	
プロット内目標本数	8 本	
ha当たり伐採本数	7,000 本/ha	
プロット内伐採本数	18 本/ha	

3 活動1年目	令和 6 年度	写真
標準地の状況		
プロット内本数	20 本	
ha当たり本数	8,000 本/ha	
ha当たり目標本数	3,000 本/ha	
プロット内目標本数	8 本	
ha当たり伐採本数	5,000 本/ha	
プロット内伐採本数	13 本/ha	
目標達成度	38 % 達成	
次年度に向けた改善策	1年目の目標が3000本/haであったので、予定とおり活動が行えたので、次年度以降は新たに生える竹の除去も考慮し、早めに活動を開始する	

2

1.活動にあたって周知すべき事項

・人件費・賃借物の上限の決定

1. 一般的には10,650円/日（話し合いのみ8,650円/日）
2. 森林整備専門家（業として実施している人）は24,000円/日
3. 事業者（法人申込）は支払賃金を日換算25,100円/日以下で
4. 森林整備に慣れている人は21,300円/日
5. 個人の物を借り上げる場合減価償却費以内で設定
6. 決定した人件費等は3年間同じ金額

※詳細は熊本県森林山村多面的機能発揮対策事業の実施の手引きを参照

3

1.活動にあたって周知すべき事項

・安全な活動

1. 現場責任者を決める
2. 携帯電話の電波状況の確認
3. 全員での安全講習実施
4. 活動日毎に現地でミーティング（KY活動）
5. 作業時は安全防具の着用（写真で確認）
6. 一人作業はしない
7. 危険な作業は委託する

安全講習・森林施業技術の向上の講習報告書

活動組織名	熊本県山岳協会		
実施日時	令和 7 年 9 月 3 日 9 時 ~ 12 時		
実施場所	熊本市西区河内町 金峰山内		
講師名、 所属や資格等	講師氏名	所属	資格等
	森林太郎	熊本県山岳協会	チェンソー特別講習修了
参加者名	森林 太郎	伊東三吉孝	
	山下 裕矢	中山 貴之	
	川瀬 しのぶ	村上 照光	
	山崎 光康		
	中山 知孝		
	村上 淳子		
	監 視 行		
研修内容	竹林の伐倒における安全なチェーンソーの使い方（参加者協会の研修に参加して受講した内容の伝達講習）		
活動風景			

・ 熊本県山岳協会 監 視 行

4

8. 損害保険に加入
9. 関係外や構成員外も加入
10. 保険証書の提出

※

1. 加入日
 2. 期間
 3. 加入人数
 4. 掛金
- が判る書類が必要

法定外労働災害補償制度

加入証明書

保険種類 業務災害保険
保険契約者 なのはな建築株式会社 代表取締役 千葉 雄造

証券番号 7878787878
保険金額 死亡保険金額 15,000 千円

後遺障害保険金額		
第1級	15,000 千円	第8級 5,100 千円
第2級	15,000 千円	第9級 3,900 千円
第3級	15,000 千円	第10級 3,000 千円
第4級	10,350 千円	第11級 2,250 千円
第5級	8,850 千円	第12級 1,500 千円
第6級	7,500 千円	第13級 1,050 千円
第7級	6,300 千円	第14級 600 千円

入院療養保険金 10,000 円
通院療養保険金 5,000 円
休業療養保険金 10,000 円
医療費用補償保険金 最高 1,000 千円

加入年月日 平成 30 年 6 月 15 日
保険期間 平成 30 年 6 月 15 日から
平成 31 年 6 月 15 日まで

補償を受けられる方 事業主、役員およびその被用者（使用人）全員、建設業における下請負人（補償対象者の範囲）
補償範囲 ①業務災害および通勤災害を補償
②死亡および障害等級第1級～第14級までの障害の全てを補償

◇この証明書は、保険証券の一部を記載している物です。
ご契約内容の詳細につきましては保険証券をご参照ください。

ご加入頂いた保険会社名で
加入証明書を発行いたします。

上記のとおり加入している事を証明します。
発行日 平成 30 年 ○月 ○日

〇〇損害保険株式会社 印

1. 活動にあたって周知すべき事項

・会計処理

1. 会計責任者の再確認
2. 人件費の決定（3年間同じ単価）
3. 普通預金口座（無利子型）を活動組織名で開設
4. 概算払い前には基本的には自己資金を入金し支払う
5. 予算書を作成し計画的に活動を実施
6. 人件費を主たる用途とする



7. 予算書を作成し、当協議会へ提出
8. 消耗品の購入については事務局へ
9. 対象とならない経費は、自己負担



7

1.活動にあたって周知すべき事項

・資機材・消耗品等の購入

1. 森林整備に直接必要なものか検討
2. 購入する前には事務局に相談
3. 消耗品も使用前に写真
4. 使用中、使用後も撮影
5. 資機材はシールを貼って管理
6. 備品管理台帳を作成
7. 購入した資材、消耗品、安全防具等の保管は処分期限まで責任をもって保管
8. 今年購入したものは年度内に使い切る



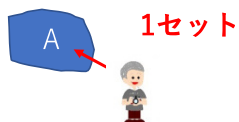
里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金購入備品	
活動組織名:	熊本里山保全会
事業年度:	令和7年度
備品の名称:	刈払機
規格・寸法:	共立 SRE2371P-UHT
取得年月日:	令和7年6月18日
保管場所:	代表者宅
熊本県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会	

8

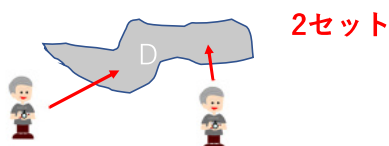
熊本森戰組伐倒隊

活動写真の枚数（最低枚数）

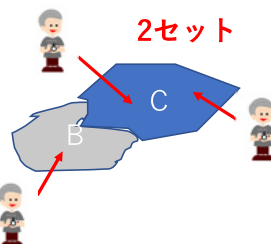
起番(A)
竹林資源活用 0.50ha



起番(D)
森林資源活用 1.25ha



起番(C)
竹林資源活用 1.02ha



起番(B)
森林資源活用 0.62ha
1セット

※活動前、活動中、活動後は印をつけて同じ位置から撮影

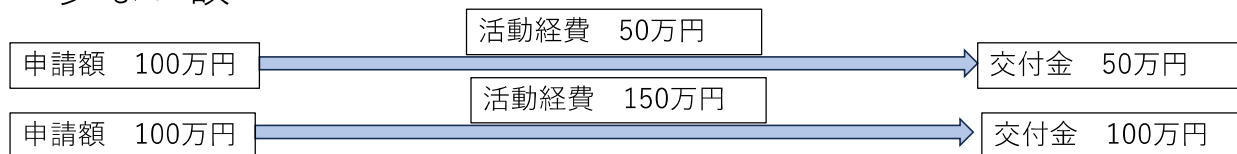
※撮影位置に偏りが無いように撮影位置を決める

11

2.交付金の支払い

・交付金額の決定

1. 申請時の交付金は決まったものではない
2. 採択通知書に記載された金額と活動に要した交付対象経費の少ない額



12

2.交付金の支払い

・概算払い

1. 資金繰り表を作成し地域協議会へ提出
2. 7月、11月、2月に概算払いの請求書提出
3. 国の交付額の9割まで請求可
4. 全額の交付は実績報告書提出し、協議会の検査終了等確認後
5. 前年度の実績報告の**不備書類の未提出組織**は提出いただくまで、**概算払いはできません**

(様式第6号 別添2 別記様式第1号)

熊本県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会
会長 田口 浩 殿

申請年月日	令和 7 年 7 月 20 日
令和 7 年度	7 熊県保 第 3 号

熊本県山保全会
代表 森林 太郎

令和 〇 年 〇 月 〇 日付け 7 熊地協 第 〇 号 にて採択通知のあった県山林活性化による多面的機能発揮対策交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

交付申請額	項目	金額
	採択決定額 ①	1,200,000 円
	既交付額 ②	0 円
	今回申請額 ③	500,000 円
	採択決定額（年間交付額）との差額 ④＝①－②－③	700,000 円

金融機関（ゆうちょ銀行以外）		ゆうちょ銀行以外はこちらに記入。	
金融機関名			
預金種別 (該当のものに印を記入)	口座番号		
☒ 普通 ☐ 当座 ☐ 別座 ☐ 通知			
※ゆうちょ銀行のときは「もろに記入してください」※			
ゆうちょ銀行		ゆうちょ銀行の方はここに記入。	
記号（6ケタ目がある場合は添部分に記入）		番号（右2ケタに記入）	
1	2	3	4
5	※	1	2
3	4	5	6
7	8	9	0
店名		店番	
7 1 8 店			
預金種目 (該当のものに印を記入)		口座番号（右2ケタに記入）	
☒ 普通 ☐ 貯蓄 ☐ 当座		1 2 3	
フリガナ		くまもととやまぜんかい	
口座名義		熊本県山保全会	
(〒 861 - 8041)		熊本 県 熊本 市	
住所		東区里山1丁目2-3	

(注) 交付金の振込口座の通帳の写し（口座番号、口座名義が分かる箇所）を添付してください。

13

2.交付金の支払い

・交付金の取消・減額

1. 実施に関し法令に違反した場合
2. 交付事業以外の用途に使用した場合
3. 交付金の使途として認められていない経費
4. 交付金の活動に使用したことを証明できない経費
5. 活動記録や写真等によって活動実績を証明出来ない場合
6. 事情の変更等により、交付事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付要綱

(交付決定の取消等)

第20 大臣等は、第11第1 項第3 号の規定による補助事業等の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第7 第1 項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者等が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣等の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者等が、補助金等を補助事業等以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者等が、補助事業等に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 間接補助事業者等が、間接補助事業等の実施に関し法令に違反した場合
 - (5) 間接補助事業者等が、間接補助金等を間接補助事業等以外の用途に使用した場合
 - (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金等が交付されているときは、期限を付して当該補助金等の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣等は、第1 項第1 号から第3 号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2 項の規定による補助金等の返還及び前項の加算金の納付については、第17第3 項の規定（括弧書きを除く。）を準用する。

14

3.実績報告作成時の注意点

• 全体的な事項

1. 第三者に説明できるか。（税金を使っている）
2. 検査時の質問を想定して書類の作成をする
3. 実績報告書提出チェックリストを作成



15

3.実績報告作成時の注意点

• 様式第18号（活動日毎の集合写真）

1. 写真の人数確認
2. 出勤簿との照合
3. 出勤簿の名簿と参加同意書の氏名確認
（本年度会計検査で指摘）
4. 安全装備の装着・携帯状況
5. 活動場所以外での集合写真の場合理由を聞く
6. 活動地域外からの参加人数を記入



撮影後数か所に分散して活動

16

3.実績報告作成時の注意点

・様式第18号 別添（活動場所毎の作業写真）

1. 作業前、作業中、作業後同一箇所からの撮影（テープ等で撮影位置・方向の印）
2. 資機材で購入したものは必ず使用状況を撮影
3. 消耗品で購入したものも使用している写真
4. 作業中の安全装備



17

3.実績報告作成時の注意点

・様式第19号（モニタリング）

1. 数値目標はたてているか
2. 達成率を数値で表しているか
3. 写真で確認できるか
4. 年次調査の写真は同じ位置から
5. 3年目に100%達成できそうか



18

3.実績報告作成時の注意点

・様式第20号 別紙2（効果チェックシート）

1. 活動目標とモニタリングの数値目標とは違っても、明確な活動目標を記入
2. チェック欄は、活動計画1年目の時は「1年間」、2年目の時は「2年間」、3年目の時は「3年間」の活動を通じた変化・効果を記載してください。

（様式第20号 別紙2）
里山林活性化による多面的機能発揮に係る効果チェックシート

熊本里山保全会

要 本年度の取組年 ☐ 計画1年目 ☐ 計画2年目 ☐ 計画3年目

■ 効果チェックシート

※ 経営された活動計画書の計画期間内で、活動を通じて得られた変化または効果について、以下の表に示した変化または効果に該当するものがあれば、チェック欄に「○」を記入してください。
（本年度が活動計画書の1年目であれば「1年間」、2年目であれば「2年間」、3年目であれば「3年間」の活動を、3年目であれば「1」年目から「3」年目までの活動を、それぞれ通じて得られた変化または効果に「○」を記入してください。）

項目	該当すれば ○	具体的な変化または効果
(組織面)	☐	活動組織の構成員数が増加した
	☐	幅広い年齢層が協力して活動を行った
	☐	関係や組織、広範囲などで活動を展開された
(活動の持続性 (自立性))	☐	他団体（活動団体、企業、自治体等）との協力関係が生まれた
	☐	外部（里なる集落や町内）の住民も森林整備活動に参加した
	☐	構成員が森林整備のための機材や安全管理の資格を取得した
(環境面)	☐	森林整備のための機材や道具を使用できる構成員数が増えた
	☐	森林整備のために利用可能な本交付金以外の資金が増えた
	☐	若い世代（40歳未満）が参加しており、長期的な活動が可能である
(地域貢献 (文化・教育))	☐	本交付金終了後に森林整備活動を継続できる見込みがある
	☐	対象森林が明るくなり、景観が良くなった
	☐	対象森林や周辺の不法投棄の量が減った／ない状態を維持している
(地域貢献 (その他))	☐	対象森林が観光資源として活用できるようになった
	☐	対象森林や周辺の不法投棄の量が減った／ない状態を維持している
	☐	在来種や希少性を有する地域固有の生物を保護している
(地域貢献 (その他))	☐	対象森林が、地域の憩いの場として活用されている
	☐	対象森林が、地域の子どもたちの自然体験活動や学習・教育の場となっている
	☐	地域の幼稚園、保育園、小中学校のいずれかと協力関係にある
(地域貢献 (その他))	☐	対象森林から得られた資源を伝統工芸品づくりに活用した
	☐	伝統文化の継承や郷土食づくりに貢献する活動を行った
	☐	鳥獣被害が軽減された（野生鳥獣の出没・侵入が減少した）
(地域貢献 (その他))	☐	希少動植物の保護や生物多様性の保全に貢献している
	☐	希少動植物の保護や生物多様性の保全に貢献している
	☐	土砂流出が軽減されるなど自然災害の防止に役立った
(地域貢献 (その他))	☐	特産品の開発や地域の雇用創出など地域経済の活性化に貢献している
	☐	特産品の開発や地域の雇用創出など地域経済の活性化に貢献している
	☐	特産品の開発や地域の雇用創出など地域経済の活性化に貢献している

→次ページ

■ 効果チェックシートに添えて提出すべき事項

21

3.実績報告作成時の注意点

・様式第21号（金銭出納簿）

1. 収入と支出の合計が一致（会費や個人負担金等で不足額を収入として計上）
2. 立替は清算し、清算時の領収書を添付
3. 消耗品でも領収書で判断が不明なものは写真添付
4. 領収書の原本は5年間保管
5. 集計表でタイプ別集計表を作っておけば便利

（熊多別紙6号様式）

活動組織名 熊本里山保全会
令和 7 年度 里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金 領収書管理表
領収書番号 3
タイプ ② 地域活動型（森林資源活用）

使用前に撮影する事
※使用した証明として撮影（不可）

領収証
熊本里山会 様

金額 4,712,200

内 領収書番号 3
② 地域活動型（森林資源活用）

具体的品目

22

3.実績報告作成時の注意点

・関係人口創出・維持（熊多別記第12号様式）

1. 地域外の参加者10名以上若しくは5人以上2回開催しているか（集合写真、名簿）
2. 受入れ準備に何を行ったか
3. 受入れ準備費必要な物の購入
4. 地域外の参加者の活動は
5. 地域の活性化になったか



23

3.実績報告作成時の注意点

・資源活用実績報告書（熊多別記第16号様式）

1. 当初計画していた資源活用を行ったか（写真添付）
2. 自家用、販売用の区分
3. 何に活用したか（品目）
4. 活用した数量（自家用の場合にはおおまかな数量）
5. 販売した場合には、販売数量と売上
6. 次年度の工夫等

（熊多別記第16号様式）

資源活用実績報告書

活動組織名	熊本県山保会
活動型	③ 地域活用型（竹林資源活用）
活用品目	タケノコ、竹炭（ボラス炭）
数量	タケノコ20kg、竹炭（ボラス炭）5kg
売上額（※1）	20,000.-

※1 売上額については、活動計画の会費収入が計画してある範囲は販売額を千円単位で記載

状況写真



活用年月日	令和 8 年 3 月 8 日
活用品目	タケノコ
活用区分	販売用
コメント	

※ 活用区分は、販売用、自家用、現地等



活用年月日	令和 8 年 4 月 10 日
活用品目	タケノコ
活用区分	販売用
コメント	

※ 活用区分は、販売用、自家用、現地等



活用年月日	令和 7 年 10 月 5 日
活用品目	ボラス竹炭
活用区分	自家用
コメント	

※ 活用区分は、販売用、自家用、現地等

24

- 活動組織も地域協議会も楽しく活動できるよう事前に必要事項はきっちり確認しておくことがお互い大事なことです。



←の欄に入力してください。それ以外の色の欄には入力しないでください。

(記載例) 令和 7 年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金資金繰り予定表

活動団体名: 熊本里山保全会

(単位:円)														
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人件費	活動日数(月別)			2	5	2	3	10	10	10	8			50
	人役(一日当たり)			2	4	3	2	4	5	5	4			29
	日当(一日平均)			5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000			5,000
	人件費計	0	0	20,000	100,000	30,000	30,000	200,000	250,000	250,000	160,000	0	0	1,040,000
講師謝金						10,000								10,000
資機材・施設(交付金額)							60,000							60,000
委託料														0
消耗品等・その他		0	0	0	8,000	2,000	4,000	5,500	3,000	5,000	4,000	0	0	31,500
累計		0	0	20,000	128,000	170,000	264,000	469,500	722,500	977,500	1,141,500	1,141,500	1,141,500	1,141,500

※ 消耗品等は購入内訳を記入してください 1,141,500

消耗品(品名等)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
チェーンソー替刃						3,000							3,000
刈払刃							1,500						1,500
作業靴				5,000									5,000
燃料				3,000	2,000	1,000	4,000	3,000	5,000	4,000			22,000
													0
													0
													0
													0
													0
													0
消耗品(品名等)合計	0	0	0	8,000	2,000	4,000	5,500	3,000	5,000	4,000	0	0	31,500

入力する全ての経費は、申請時には予定額を、概算払い申請時には前月までは実績額、翌月以降は予定額で作成してください。

(様式第 6 号 別添 2 別記様式第 1 号)

申請年月日	令和 7 年 7 月 20 日
令和 7 年度	7 熊里保 第 3 号

熊本県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会
会長 田口 浩継 殿

熊本里山保全会
代表 森林 太郎

令和 〇 年 〇 月 〇 日付け 7 熊地協 第 〇 号 にて採択通知のあった里山林
活性化による多面的機能発揮対策交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

交付 申 請 額	項目	金額
	採択決定額 ①	1,200,000 円
	既交付額 ②	0 円
	今回申請額 ③	500,000 円
	採択決定額（年間交付額）との差額 ④＝①－②－③	700,000 円

交付金振込口座	金融機関（ゆうちょ銀行以外）		ゆうちょ銀行以外はここに記入。											
	金融機関名													
	預金種別 (該当のものにレ印を記入)		口座番号											
	☒ 普通 ☐ 当座 ☐ 別段 ☐ 通知													
	《ゆうちょ銀行の方はここに記入してください。》													
	ゆうちょ銀行		ゆうちょ銀行の方はここに記入。											
	記号（6 ケタ目がある場合は※部分に記入） 番号（右つめで記入）													
	1	2	3	4	5	※	1	2	3	4	5	6	7	8
	店名						店番							
7	1	8	店											
預金種目 (該当のものにレ印を記入)		口座番号（右つめで記入）												
☒ 普通 ☐ 貯蓄 ☐ 当座		1	2	3										
口座名義	フリガナ	くまもとさとやまほぜんかい												
	口座名義	熊本里山保全会												
	住所	(〒 861 - 8041) 熊本 県 熊本 市 東区里山1丁目2-3												

注意！！肥後銀行からの振込の為、通帳を開いて、下のページに書いてある、【店番】718の口座番号を記入してください。

通帳の記載通りに記入してください。

(注) 交付金の振込口座の通帳の写し（口座番号、口座名義が分かる箇所）を添付してください。

既存の活動組織は通帳の写しは不要です。新規活動組織は専用の口座を作ってください。

ゆうちょ銀行の口座番号について

記号 (5桁)		番号 (最大8桁)		印紙税申告納付につき逓増税務署承認済	
記号	番号				
10050	6	911			
おなまえ		口座名義		様	
おところ		(郵便番号 1-00)			
東京都		丁目			
		1			
通帳とお届け印とは、別々に保管してください。		株式会社 ゆうちょ銀行 (金融機関コード: 9900)		印紙税申告納付につき逓増税務署承認済	
通帳作成地 東京都千代田区霞が関 1-3-2		株式会社 ゆうちょ銀行			
カード紛失センター 0120-794889		5,000.000円		確認	
振替口座開設(送金機能)		通常貯金ご利用の上限額		郵便局長印	
キャッシングサービス		代理人カード		デビットサービス	
定額定期自動貸付け		国債等自動貸付け			
銀行使用欄		通帳の店名・店番支店コード・ 預金種目・口座番号の記載事項欄			
この口座を他金融機関からの振込の受取口座として利用される際は 次の内容をご指定ください		【店名】〇〇八 (読み ゼロゼロハチ)			
		【店番】008 【預金種目】普通預金 【口座番号】6		91	
○ 総合口座のご利用にあたり、ご注意を最終ページに記載していますので、ご覧ください。		○ 振替口座および貯形貯金を除く貯金の預入限度額は1,000万円です。預入限度額を超えることのないよう、定額貯金等で利用する金額を差し引いた「通常貯金ご利用上限額」の設定をお願いします。なお、定額貯金等を払戻しされた場合であっても、「通常貯金ご利用上限額」は自動的に変更されません。ゆうちょ銀行または郵便局の貯金窓口にて変更してください。			
○ 通帳をゆうちょ銀行や郵便局の社員にお預けいただく際は、引換えに「預り証」をお渡しいたしますので、必ずお受け取りください。		○ この通帳は表紙を含め16枚です。			

【店名】七ー八 (読み ナナイチハチ)この支店名の口座発行エリア:熊本県

【店番】718

領収証つづり作成の注意

①領収証の宛名について

領収証の宛名は活動組織名です。代表名や独自に作っている班の名前、会計担当者名は認められません。空欄も原則不可です。

②但し書きについて

「品代」「日当」など漠然とした書き方は不可。何を購入したのかが分かるように記入してもらいます。日当の支払いでは、一ヶ月分まとめて支払う場合、「日当（8月度日当〇〇〇円×10日分）」のように分かりやすく記入してください。

③領収証はA4サイズ of 用紙に貼って管理してください。その際、領収証同士が重ならないように貼って下さい。

万が一B5サイズのノートなどにつづりを作成する場合でも、提出の際はA4サイズに拡大コピーして提出して下さい。

④領収証と一緒に貼っておくと良い物

- ・郵便の送り状・・・簡易書留や特定記録で郵便を出した際に提出した差出票も一緒に貼ってください。
- ・資機材の納品書/請求書・・・関連資料も一緒に整理しておく、資料を探すのが楽になります。
- ・資機材の写真・・・写真整理帳で管理してもよいですが、領収証と一緒に購入物品の写真を添付してください。
- ・消耗品の写真・・・購入した消耗品についても写真を撮影し、領収書と一緒に提出してください。

④領収証の連番管理

領収証は連番管理してください。1、2、3、のように管理することもできますし、タイプ別に分けてなど、活動組織毎に管理がしやすいように番号を振ってください。またそれに伴い、領収証のつづりもタイプ別に管理するなどしてください。

例) 活動推進費 A、里山保全タイプ B

A-1,A-2,A-3・・・・・・、B-1,B-2,B-3・・・・・・

⑤提出するのは写しです。原本は会計検査でチェックされますので、他の書類と併せて5年間は保管をお願いします。

⑥区分経理の徹底について

森林・山村多面的機能発揮対策事業以外の活動をされている活動組織は、他の事業の支出と混ざらないように区分経理をお願いします。1枚の領収証の中に他の事業の内容も含む場合、どの部分が本事業の対象か分かるように書き足すか別紙を添付するなどしてください。

領収書番号	1	タイプ	竹林資源活用
-------	---	-----	--------

購入品写真



領収書のみでは品物が判別できない物があるので、使用する前に写真を添付してください。

手袋も作業で使う手袋であることが判ること、防寒用手袋はダメ。

宛名は「活動組織名」です。

領 収 証

熊本森林伐倒隊 森戦組

様

No. _____
年 月 日

金 額

¥ 5 0 0 0 .-

内 但
消費税等

防振手袋@500円×10個代として

上記正に領収いたしました
※担当者名のないものは無効です株式会社 森林多面商会
Tel 096-000-1111

担当者

受 領 印

特記事項があれば、欄外に書き込んで下さい。

必ず本人印を押印してもらってください

「品代」「日当」など漠然とした但し書きは不可です。日当(8月度 10日分)などのように詳細に書いてください。

(様式第20号)

7 熊里保 第 5 号
令和 8 年 2 月 28 日

熊本県 森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会
会長 田口 浩継 様

活動組織名 熊本里山保全会
代表者職名 会長
代表者氏名 森林 太郎

令和 7 年度 里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金に係る実施状況報告書

令和 7 年度の実施状況について、里山林活性化による多面的機能発揮対策実施要領（○年○月○日付け○林整森第○号林野庁長官通知）別紙のⅢの第5の7（1）に基づき、
下記の関係書類を添えて報告する。

記

- 1・ 活動記録兼作業写真整理帳 （様式第18号）
- 2・ 作業写真整理帳（様式第18号別添）
- 3・ モニタリング結果報告書（様式第19号）
- 4・ 金銭出納簿 （様式第21号）
- 5・ 実施状況整理票（別紙1）
- 6・ 効果チェックシート（別紙2）
- 7・ 「関係人口創出・維持」の活動の参加者名簿
- 8・ 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（様式第14号 ）

（※精算払いがある場合は業務方法書の別記様式第1号も併せて添付すること。）

実施状況整理票

都道府県名	地域協議会名	事務所が在する市町村名	対象森林が所在市町村名	活動組織名	構成員数		実施した内容										アドバイザー制度の利用	実施に係る収支													備考												
							主たる活動					従たる活動						収入								支出																	
					合計	構成員のうち地域外関係者の数	地域活動型		複業実践型	間伐等（除伐・枝打ちを含む）の実施面積	機能強化の延長	関係人口創出・維持の実施	資機材等整備の実施	活動推進費の使用	収入計	自己負担額		交付額・支援額計	国・地方公共団体				都道府県の支援額	市町村の支援額	支出計	人件費	外部委託費	その他	資機材等整備（購入額）														
							森林資源活用	竹林資源活用											国	資機材等整備（交付額）		交付率							1 / 2 以内該当	1 / 3 以内該当		1 / 2 以内該当	1 / 3 以内該当										
																				交付額	計													交付率	1 / 2 以内該当	1 / 3 以内該当							
																																					収入	計	交付額	計	交付率	1 / 2 以内該当	1 / 3 以内該当
(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)																		
熊本県	熊本県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会	熊本市	熊本市	熊本里山保全会	15	5	1.2	1.3	2.5	5.0	1,000	○	10	○	○	①	768,320	31,320	737,000	604,000	87,000		53,800	79,200	768,320	570,000	15,000	9,320	174,000														

注1 「関係人口創出・維持の実施」は関係人口創出・維持の活動を実施した場合に「○」を記入し、それ以外は空欄とすること。

注2 「資機材等整備の実施」は従たる活動として資機材等整備を実施した場合に「○」を記入し、それ以外は空欄とすること。

注3 「アドバイザー制度の利用」は別途定めるアドバイザー制度による指導・助言を受けた場合は、該当する指導・助言の数字を記入し、それ以外は空欄とすること。

①森林施業、②侵入竹の伐採・除去・利活用、③森林資源の活用、④森林生態、植生、⑤関係人口、⑥組織づくり、⑦安全管理、⑧その他

注4 「支出」に記入する額は、自己負担額による支出、国の交付額による支出、都道府県・市町村の支援額による支出の合計額をそれぞれ記入すること。

里山林活性化による多面的機能発揮に係る効果チェックシート

■ 本年度の取組年
☐ 計画2年目

■ 効果チェックシート

※ 採択された活動計画書の計画期間内で、活動を通じて得られた変化または効果について、以下の表に示した変化または成果に該当するものがあれば、チェック欄に「○」を記入してください。
 (本年度が活動計画書の1年目であれば「今年度1年間」の活動を、2年目であれば「1年目と2年目」の活動を、3年目であれば「1年目から3年目まで」の活動を、それぞれ通じて得られた変化または効果に「○」を記入してください)。

項目	該当 すれば ○	具体的な変化または成果 ダブルクリックで入
活動の広がり (横展開)		活動組織の構成員数が増加した
		幅広い年齢層が協力して活動を行った
	○	新聞や雑誌、広報誌などで活動を紹介された
		他団体(活動団体、企業、自治体等)との協力関係がうまれた
活動の持続性 (自立性)		外部(異なる集落や都市)の住民も森林整備活動に参加した
		構成員が森林整備のための技術や安全管理の資格を取得した
	○	森林整備のための機材や道具を使用できる構成員数が増えた
		森林整備のために利用可能な本交付金以外の資金が増えた
地域貢献 (景観)	○	若い世代(40歳未満)が参加しており、長期的な活動が可能である
		本交付金終了後に森林整備活動を継続できる見込みがある
		対象森林が明るくなり、見通しが良くなった
		活動組織の構成員以外から景観が良くなったと言われるようになった
地域貢献 (文化・教育)	○	対象森林や周辺の不法投棄の量が減った/ない状態を維持している
		対象森林が観光資源としても利用できるようになった
		在来種や歴史性を考慮した地域ならではの景観を守っている
		対象森林が、地域の憩いの場として活用されている
地域貢献 (その他)	○	対象森林が、地域の子供たちの自然体験活動や学習・教育の場となっている
		地域の幼稚園、保育園、小中学校のいずれかと協力関係にある
		対象森林から得られた資源を伝統工芸品づくりに活用した
		伝統文化の維持や郷土食づくりに貢献する活動を行った
地域貢献 (その他)		鳥獣被害が軽減された(野生鳥獣の出没・侵入が減った)
	○	地域の農業と連携した活動を行った
		希少動植物の保護や生物多様性の保全に貢献している
		土砂流出が軽減されるなど自然災害の防止に役立った
		特産品の開発や地域の雇用創出など地域経済の活性化に貢献している

→次ページ

・ 今年度に実施した「関係人口創出・維持」について、昨年度も実施した場合、参加者の「延べ人数」の増減について記入してください。

項目	該当 すれば ○	昨年度と比較したときの延べ人数の増減
関係人口の 創出・維持	○	(延べ人数で比較して) 増加した。(増加した人数 5 人)
		(延べ人数で比較して) 減少した。(減少した人数 人)
所見(自由記載)		

・ 自然災害等により、活動を計画どおりに行うことが困難な状況が生じた場合は、期待どおりの効果が得られないことも想定されます。災害等が発生し計画どおりに活動ができなかった場合には、その理由を選択し、該当がなければその他に簡単にご記入ください。

項目	該当 すれば ○	自然災害等による活動への影響
自然災害等		災害等で活動区域が被害を受け、活動が行えなかった。
		災害等で活動区域までの道が被害を受け、活動が行えなかった。
		土地所有者との協定が締結できず活動を行えなかった。
		感染症等の感染防止ため活動を行えなかった。
		その他(自由記載)
	/	

活動記録兼作業写真整理帳(活動日毎の集合写真) 組織名: 熊本里山保全会

日 付 2023/07/20 8:50



区分		① 活動推進費			
取組内容	活動場所		戸島2丁目		
	活動内容		活動打合せ		
	実施時間		8時間		
	活動参加人数	構成員		10 名	
		構成員以外		名	
		合 計		10 名	
		うち地域外関係者		名	
				撮影者を含む	

日 付 2023/07/21 8:41



活動項目		③ 地域活用型(竹林資源活用)		
取組内容	活動場所		戸島2丁目	
	活動内容		雑草木の刈払い・集積・処理	
	実施時間		6時間	
	活動参加人数	構成員		8 名
		構成員以外		名
		合 計		8 名
うち地域外関係者		名		
			撮影者を含む	

日 付 2023/08/10 8:39



活動項目		③ 地域活用型(竹林資源活用)			
取組内容	活動場所		戸島2丁目		
	活動内容		竹伐採・搬出・処理		
	実施時間		8時間		
	活動参加人数	構成員		9 名	
		構成員以外		名	
		合 計		9 名	
		うち地域外関係者		名	
活動型(竹林資源活用)=3、複業実践型				撮影者を含む	

※ 区分: 活動推進費=1、地域活動型(森林資源活用)=2、地域活動型(竹林資源活用)=3、複業実践型=4、機能強化=5、関係人口創出・維持=6

令和 7 年度 里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金に係る
活動記録兼作業写真整理帳(活動日毎の集合写真)

No.: 1

組織名: 熊本里山保全会

日 付 令和 7 年 9 月 3 日



区分		② 地域活動型(森林資源活用)			
取組内容	活動場所		戸島2丁目		
	活動内容		雑草木の刈払い・集積・処理		
	実施時間		5時間		
	活動参加人数	構成員		10 名	
		構成員以外		名	
		合 計		10 名	
		うち地域外関係者		2 名	
				撮影者を含む	

日 付 令和 7 年 9 月 4 日



区分		② 地域活動型(森林資源活用)		
取組内容	活動場所	戸島2丁目		
	活動内容	雑草木の刈払い・集積・処理		
	実施時間	6時間		
	活動参加人数	構成員	8 名	
		構成員以外	名	
		合 計	8 名	
		うち地域外関係者	名	
			撮影者を含む	

日 付 令和 7 年 9 月 5 日



区分		② 地域活動型(森林資源活用)			
取組内容	活動場所		戸島2丁目		
	活動内容		間伐作業		
	実施時間		8時間		
	活動参加人数	構成員		8 名	
		構成員以外		名	
		合 計		8 名	
		うち地域外関係者		名	
				撮影者含まない	

※ 区分:活動推進費＝1、地域活動型(森林資源活用)＝2、地域活動型(竹林資源活用)＝3、複業実践型＝4、機能強化＝5、関係人口創出・維持＝6

令和 7 年度 里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金に係る
活動記録兼作業写真整理帳(活動日毎の集合写真)

No.: 2
組織名: 熊本里山保全会

日 付 令和 7 年 9 月 7 日



区分		③ 地域活用型(竹林資源活用)			
取組内容	活動場所		戸島3丁目		
	活動内容		竹伐採・搬出・処理		
	実施時間		6時間		
	活動参加人数	構成員		8 名	
		構成員以外		名	
		合 計		8 名	
		うち地域外関係者		名	
				撮影者を含む	

日 付 令和 7 年 9 月 8 日



区分	③ 地域活用型(竹林資源活用)			
取組内容	活動場所		戸島3丁目	
	活動内容		竹伐採・搬出・処理	
	実施時間		8時間	
	活動参加人数	構成員		6 名
		構成員以外		名
		合 計		6 名
		うち地域外関係者		1 名
			撮影者含まない	

日 付 令和 7 年 9 月 10 日



区分	③ 地域活用型(竹林資源活用)				
取組内容	活動場所		戸島3丁目		
	活動内容		竹伐採・搬出・処理		
	実施時間		8時間		
	活動参加人数	構成員		8 名	
		構成員以外		名	
		合 計		8 名	
		うち地域外関係者		2 名	
				撮影者を含む	

※ 区分:活動推進費＝1、地域活動型(森林資源活用)＝2、地域活動型(竹林資源活用)＝3、複業実践型＝4、機能強化＝5、関係人口創出・維持＝6

出勤簿 兼 賃金支払額 個人別一覧表

令和7年 9月分

活動タイプ選択		② 地域活動型（森林資源活用）																															支払日		R7.10.5	
	日付 氏名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	時間計	時間給	金額計	受領印
1	森林 太郎			4	4	3			3	3																						17	1,000	17,000		
2	山下 裕矢			4	4	3			3	3																						17	1,000	17,000		
3	川淵 しのぶ			4	4	3			3	3																						17	1,000	17,000		
4	山崎 加奈			4	4	3			3	3																						17	1,000	17,000		
5	中山 知栄			4	4	3			3	3																						17	1,000	17,000		
6	村上 博子			4	4	3			3	3																						17	1,000	17,000		
7	西 俊行			4	4	3			3																							14	1,000	14,000		
8	伊牟田吉孝			4	4				3																							11	1,000	11,000		
9	中山 貴之				4	4																										8	1,000	8,000		
10	村上 國光			4																												4	1,000	4,000		
11	熊元 一郎																																			
12																																				
13																																				
14																																				
15																																				
16																																				
17																																				
18																																				
19																																				
20																																				
活動人数合計				10	9	7			8	6																						40	人件費合計	¥139,000-		
関係外人口																																				

出勤簿 兼 賃金支払額 個人別一覧表

令和7年 9月分

活動タイプ選択		③ 地域活用型（竹林資源活用）																															支払日		R7.11.5	
	日付 氏名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	時間計	時間給	金額計	受領印
1	森林 太郎																		4	6	6	6					6	6	6				40	1,000	40,000	
2	山下 裕矢																		4	6	6	6					6	6	6				40	1,000	40,000	
3	川淵 しのぶ																		4	6	6	6					6	6	6				40	1,000	40,000	
4	山崎 加奈																		4	6	6	6					6	6	6				40	1,000	40,000	
5	中山 知栄																		4			6						6					16	1,000	16,000	
6	村上 博子																				6							8					14	1,000	14,000	
7	西 俊行																			6	6	6					6	6	6				36	1,000	36,000	
8	伊牟田吉孝																			6	6	6					6	6	6				36	1,000	36,000	
9	中山 貴之																			6	6	6					6	6	6				36	1,000	36,000	
10	村上 國光																			6		6											12	1,000	12,000	
11	熊元 一郎																					6											6			
12																																				
13																																				
14																																				
15																																				
16																																				
17																																				
18																																				
19																																				
20																																				
活動人数合計																			5	8	7	11					7	9	7				54	人件費合計	¥310,000-	
関係外人口																																				

出勤簿 兼 賃金支払額 個人別一覧表

令和7年 10月分

活動タイプ選択		③ 地域活用型（竹林資源活用）																															支払日		R7.11.5	
	日付 氏名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	時間計	時間給	金額計	受領印
1	森林 太郎					6	4																									10	1,000	10,000		
2	山下 裕矢					6	4																									10	1,000	10,000		
3	川淵 しのぶ					6	4																									10	1,000	10,000		
4	山崎 加奈					6																										6	1,000	6,000		
5	中山 知栄					6																										6	1,000	6,000		
6	村上 博子					6																										6	1,000	6,000		
7	西 俊行					6																										6	1,000	6,000		
8	伊牟田吉孝																																	1,000		
9	中山 貴之																																	1,000		
10	村上 國光																																	1,000		
11	熊元 一郎																																			
12																																				
13																																				
14																																				
15																																				
16																																				
17																																				
18																																				
19																																				
20																																				
活動人数合計						7	3																										10	人件費合計	¥54,000-	
関係外人口																																				

出勤簿 兼 賃金支払額 個人別一覧表

令和7年 10月分

活動タイプ選択		⑥ 関係人口創出・維持																															支払日		R7.11.5		
	日付 氏名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	時間計	時間給	金額計	受領印	
1	森林 太郎	1	6																														7				
2	山下 裕矢		6																														6				
3	川淵 しのぶ		6																														6				
4	山崎 加奈		6																														6				
5	中山 知栄		6																														6				
6	村上 博子		6																														6				
7	西 俊行		6																														6				
8	伊牟田吉孝		6																														6				
9	中山 貴之		6																														6				
10	村上 國光		6																														6				
11	熊元 一郎		6																														6				
12																																					
13																																					
14																																					
15																																					
16																																					
17																																					
18																																					
19																																					
20																																					
活動人数合計		1	11																															12	人件費合計		
関係外人口																																					

活動前

令和 7 年 9 月 3 日



活動組織名

熊本里山保全会

区分	② 地域活動型(森林資源活用)
活動場所	戸島2丁目
取組内容	伐採作業

※作業箇所ごとに撮影地点を1箇所定め、作業前・作業中・作業後の状況を、同一地点・同一方向・同一画角でそれぞれ撮影すること。

※作業箇所の面積が1ha以上の場合は、撮影地点は2箇所以上定めること。

活動中

令和 7 年 9 月 5 日



活動後

令和 7 年 9 月 18 日



※ 活動の区分:活動推進費=1、地域活動型(森林資源活用)=2、地域活動型(竹林資源活用)=3、複業実践型=4、機能強化=5、関係人口創出・維持=6

活動前

令和 7 年 9 月 3 日



活動組織名

熊本里山保全会

区分	② 地域活動型(森林資源活用)
活動場所	戸島2丁目
取組内容	風倒木・枯損木の除去・集積・処理

※作業箇所ごとに撮影地点を1箇所定め、作業前・作業中・作業後の状況を、同一地点・同一方向・同一画角でそれぞれ撮影すること。

※作業箇所の面積が1ha以上の場合は、撮影地点は2箇所以上定めること。

活動中

令和 7 年 9 月 8 日



活動後

令和 7 年 9 月 18 日



※ 活動の区分:活動推進費=1、地域活動型(森林資源活用)=2、地域活動型(竹林資源活用)=3、複業実践型=4、機能強化=5、関係人口創出・維持=6

活動前

令和 7 年 9 月 3 日



活動組織名

熊本里山保全会

区分	③ 地域活用型(竹林資源活用)
活動場所	戸島3丁目
取組内容	竹伐採・搬出・処理

※作業箇所ごとに撮影地点を1箇所定め、作業前・作業中・作業後の状況を、同一地点・同一方向・同一画角でそれぞれ撮影すること。

※作業箇所の面積が1ha以上の場合は、撮影地点は2箇所以上定めること。

活動中

令和 7 年 9 月 10 日



活動後

令和 7 年 9 月 20 日



※ 活動の区分:活動推進費=1、地域活動型(森林資源活用)=2、地域活動型(竹林資源活用)=3、複業実践型=4、機能強化=5、関係人口創出・維持=6

安全講習・森林施業技術の向上の講習報告書

活動組織名	熊本里山保全会			
実施日時	令和 7 年 9 月 3 日 9 時 ～ 12 時			
実施場所	熊本市西区河内町 金峰山内			
講師名、 所属や資格等	講師氏名	所属	資格等	
	森林太郎	熊本里山保全会	チェーンソー特別講習修了	
参加者名	森林 太郎	伊牟田吉孝		
	山下 裕矢	中山 貴之		
	川渕 しのぶ	村上 國光		
	山崎 加奈			
	中山 知栄			
	村上 博子			
	西 俊行			
研修内容	竹林の伐採における安全なチェーンソーの使い方(地域協議会の研修に参加して受講した内容の伝達講習)			
活動風景				

(熊多別紙第5号様式)

令和 7 年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金(金銭出納簿) 集計表

活動組織名

熊本里山保全会

タイプ	内容	収入 (円)	立替 (円)	支出(円)				資機材購入 費のうち交 付金充当額	支出合計	交付額	差額
				人件費	委託費	その他	資機材の 購入等				
①	活動推進費										
②	地域活動型 (森林資源活用)	163,320		139,000	15,000	9,320			163,320	153,400	9,920
③	地域活動型 (竹林資源活用)	364,000		364,000					364,000	353,300	10,700
④	複業実践型										
⑤	機能強化										
⑥	関係人口創出・維持	67,000		67,000					67,000	66,700	300
小計		594,320		570,000	15,000	9,320			594,320	573,400	20,920
⑦	資機材等整備	174,000					174,000	87,000	174,000	87,000	87,000
⑧	安全衛生装備										
⑨	振り分けられないもの										
各タイプの合計		768,320		570,000	15,000	9,320	174,000	87,000	768,320	660,400	107,920

令和 7 年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金(金銭出納簿)

日付	タイプ	内容	収入 (円)	立替 (円)	支出(円)				資機材購入 費のうち 交	領収書 等番号	活動 実施日	備考 (資機材等財産 の保管場所)
					人件費	委託費	その他	資機材の 購入等				
令和7年5月1日		自己資金		450,000								
令和7年5月10日	⑦	チェーンソー、刈払い機						174,000	87,000	1		
令和7年5月18日	②	損害保険					2,200			2		
令和7年5月29日	②	2サイクルオイル、クサビ					7,120			3		
令和7年8月20日	②	概算払い 受け取り	115,000									
令和7年8月20日	③	概算払い 受け取り	175,000									
令和7年10月5日	②	9月分人件費			139,000					4		
令和7年10月5日	③	9月分人件費			310,000					5		
令和7年11月5日	⑦	自己資金 会費より補填	87,000									
令和7年11月5日	③	10月分人件費			54,000					6		
令和7年11月5日	⑥	10月分人件費			67,000					7		
令和7年1月30日	②	大径木伐採委託費				15,000				8		
令和7年3月1日	②	精算払い 受け取り	38,400									
令和7年3月1日	③	精算払い 受け取り	178,300									
令和7年3月1日	⑥	精算払い 受け取り	66,700									
小計			660,400	450,000	570,000	15,000	9,320	174,000	87,000			
累計			660,400	450,000	570,000	15,000	9,320	174,000	87,000			

日付	タイプ	内容	収入 (円)	立替 (円)	支出(円)				資機材購入 費のうち 交	領収書 等番号	活動 実施日	備考 (資機材等財産 の保管場所)
					人件費	委託費	その他	資機材の 購入等				
令和7年3月1日	⑦	精算払い 受け取り	87,000									
令和7年3月31日		自己資金 立替分返還		-450,000								
令和7年3月31日	②	自己資金 会費より補填	9,920									
令和7年3月31日	③	自己資金 会費より補填	10,700									
令和7年3月31日	⑥	自己資金 会費より補填	300									
小計			107,920	-450,000								
累計			768,320		570,000	15,000	9,320	174,000	87,000			

(熊多別紙6号様式)

活動組織名

熊本里山保全会

令和 7 年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金

領収書管理表

領収書番号 1

タイプ ⑦ 資機材等整備



領 収 証	熊本里山保全会	様	No. _____
★ ¥174,000-			
内 訳	但 42Y-2台 新機 1台		
現 金	R2年 12月 14日 上記正に領収いたしました		
小切手	/		
手 形	/		
消費税額等 (%)	上益城郡山都町白石3番地		
コクヨ ウケ-98	熊一馬見原店		
	TEL0967-83-1182		

収入印紙
(日本国政府)
200円

(熊多別紙6号様式)

活動組織名

熊本里山保全会

令和 7

年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金

領収書管理表

領収書番号 2

タイプ ② 地域活動型(森林資源活用)

領 収 書

2021年05月18日

領収金額 ￥2,200-

印紙税申告納
付につき渋谷
税務署承認済

内訳

共済掛金額 ￥1,200-

出資金額 ￥1,000-

上記の金額正に受取りました。

但し、 共済掛金・出資金

として

(現金払い)

全国労働者共済生活協同組合連合会
〒151-8571
東京都渋谷区代々木2-12-10

熊本推進本部
共済ショップ八代店

保障のことなら
全労済
全国労働者共済生活協同組合連合会

収 納



通信欄

県番号： 43
団体 : 4320000 共済ショップ八代店
該当年月：

- ・金額を訂正された本領収書は無効です。
- ・領収書No. のない本領収書は無効です。
- ・収納欄に取扱者の押印のない本領収書は無効です。
- ・小切手は換金された後に本領収書を有効とします。

(熊多別紙6号様式)

活動組織名

熊本里山保全会

令和 7

年度

森林・山村多面的機能発揮対策交付金

領収書管理表

領収書番号

3

タイプ ② 地域活動型(森林資源活用)



領収証

熊本里山会

様

31年5月19

金額

47,200

但 ☐

☐ 飲食料品等(軽減税率対象)

上記正に領収いたしました

内

3% (税込・税抜) 金額

消費税額等

10% (税込・税抜) 金額

消費税額等

現金・カード・{

※HISAGO4773

〒861-4612

熊本県下益城郡美里町佐保503番地1

有限会社 上田農機

代表取締役 上田 利男

TEL(0964)46-2771

登録番号

(様式第19号)

令和 7 年度里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金 モニタリング結果報告

(注) 目標の設定及び標準地の状況の記載については、別に定めるガイドラインを参考とすること。

1 活動の目標等

活動組織名

熊本里山保全会

区分:	地域環境保全(侵入竹除去・竹林整備)
目 標 :	タケノコ生産が可能な竹林 3,000本/haを目標に整備
モニタリング調査方法:	5m×5m=25m ² 本数プロット調査

2 活動実施前

令和 6 年度

写真

標準地の状況	プロット内本数	25 本
	ha当たり本数	10,000 本/ha
	ha当たり目標本数	3,000 本/ha
	プロット内目標本数	8 本
	ha当たり伐採本数	7,000 本/ha
	プロット内伐採本数	18 本/ha



3 活動1年目

令和 6 年度

写真

標準地の状況	プロット内本数	20 本
	ha当たり本数	8,000 本/ha
	ha当たり目標本数	3,000 本/ha
	プロット内目標本数	8 本
	ha当たり伐採本数	5,000 本/ha
	プロット内伐採本数	13 本/ha
目標達成度	38 % 達成	
次年度に向けた改善策	1年目の目標が8000本/haであったので、予定どおり活動が行えたので、次年度以降は新たに生える竹の除去も考慮し、早めに活動を開始する	



4 活動2年目

令和 7 年度

写真

標準地の状況	プロット内本数	15 本
	ha当たり本数	6,000 本/ha
	ha当たり目標本数	3,000 本/ha
	プロット内目標本数	8 本
	ha当たり伐採本数	3,000 本/ha
	プロット内伐採本数	8 本
目標達成度	50 % 達成	
次年度に向けた改善策	新たに生えた竹が多く、予定の本数まで達しなかった ので、次年度に3,000本/ha になるようペース上げて伐 採する	



5 活動3年目

令和 年度

写真

標準地の状況	プロット内本数	本
	ha当たり本数	本/ha
	ha当たり目標本数	3,000 本/ha
	プロット内目標本数	8 本
	ha当たり伐採本数	本/ha
	プロット内伐採本数	本
目標達成度	% 達成	

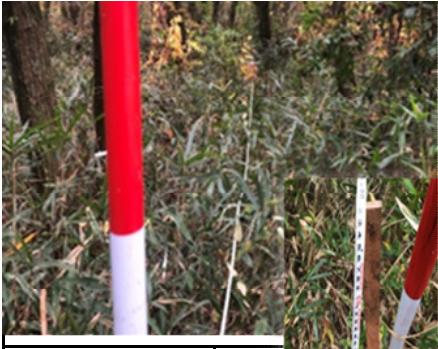


(注)目標の設定及び標準地の状況の記載については、別に定めるガイドラインを参考とすること。

1 活動の目標等 活動組織名 熊本里山保全会

区分:	地域活動型(森林資源活用)
目 標 :	林内の見通し距離が30m以上確保できるよう、下層木を除伐する。なお、除伐後の枯葉、枯草は堆肥として土壌改良に活用する
モニタリング調査方法:	見通し調査

2 活動実施前 令和 6 年度

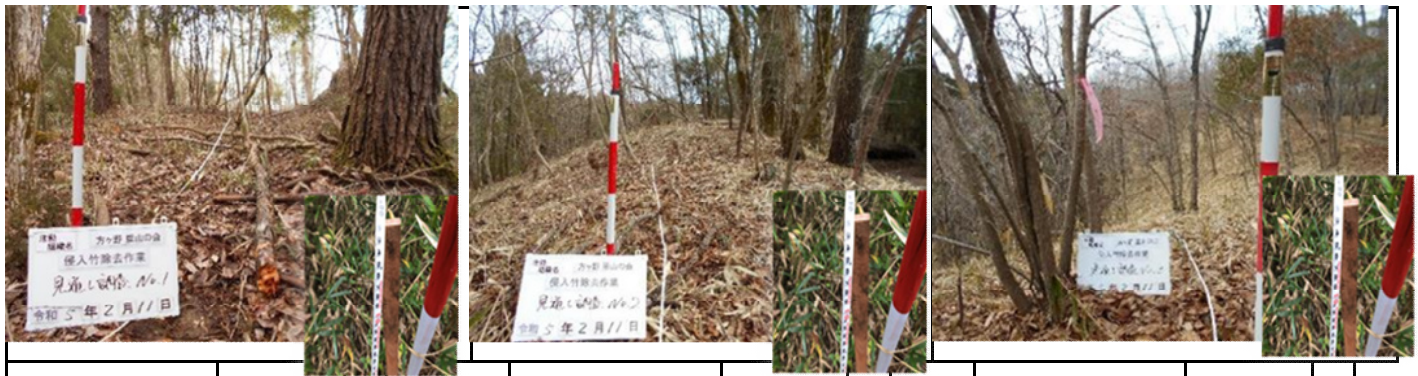
		
見通し距離 5 m	見通し距離 5 m	見通し距離 5 m
見通し距離目標 30 m	見通し距離目標 30 m	見通し距離目標 30 m

3 活動1年目 令和 6 年度

		
見通し距離 15 m	見通し距離 20 m	見通し距離 18 m
見通し距離目標 30 m	見通し距離目標 30 m	見通し距離目標 30 m
目標達成率 50 %	目標達成率 67 %	目標達成率 60 %

次年度に向けた改善策	見通し目標距離30mまで林縁部を中心に除伐、整理を行う
------------	-----------------------------

4 活動2年目 令和 7 年度



見通し距離	35	m	見通し距離	30	m	見通し距離	38	m
見通し距離目標	30	m	見通し距離目標	30	m	見通し距離目標	30	m
目標達成率	117	%	目標達成率	100	%	目標達成率	127	%

次年度に向けた改善策	里山整備に於ける林縁部見通しは確保できたが、林内部でも見通しできるように整備を行う。また、侵入竹除去について目標となる20mの見通しがきくよう整備を行う。
------------	---

5 活動3年目

令和 年度

写真

ダブルクリックで貼付け			ダブルクリックで貼付け			ダブルクリックで貼付け		
見通し距離		m	見通し距離		m	見通し距離		m
見通し距離目標	30	m	見通し距離目標	30	m	見通し距離目標	30	m
目標達成率		%	目標達成率		%	目標達成率		%

次年度に向けた改善策	
------------	--

(注)目標の設定及び標準地の状況の記載については、別に定めるガイドラインを参考とすること。

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート

活動組織名 熊本里山保全会

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	☐	※農産物等の調達を行う場合 (該当しない) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討	☐

	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
②	☐	※農産物等の調達を行う場合 (該当しない) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討	☐

	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
③	☒	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
④	☒	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと(照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃料効率のよい機械の利用等)を検討	☐
⑤	☒	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	☐

	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑥	☐	※肥料・飼料等の製造を行う場合 (該当しない) 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐

	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑦	☒	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
⑧	☒	資源の再利用を検討	☐

	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑨	☐	※生物多様性への影響が想定される、工事等を実施する場合 (該当しない) 生物多様性に配慮した事業実施に努める	☐
⑩	☐	※特定事業場である場合 (該当しない) 排水処理に係る水質汚染防止法の遵守	☐

	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑪	☒	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑫	☒	関係法令の遵守	☐
⑬	☒	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	☐
⑭	☒	林業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	☐
⑮	☒	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

※チェックシートの提出者から抽出により農林水産省職員による現地確認が行われる場合があります。

※⑫に示す関係法令は以下のとおりです。

(1)適正な施肥

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号）
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和 45 年法律第 139 号）
- ・土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）等

(2)適正な防除

- ・農業取締法（昭和 23 年法律第 82 号）
- ・植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）
- ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び（昭和 35 年法律第 145 号）安全性の確保等に関する法律に関する法律 等

(3)エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石工（昭和 54 年法律第 49 号）エネルギーへの転換等に関する法律 等

(4)悪臭及び害虫の発生防止

- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の（平成 11 年法律第 112 号）促進に関する法律

- ・悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）等

(5)廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等（平成 12 年法律第 100 号）に関する法律
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の（平成7年法律第 112 号）促進等に関する法律
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等（令和3年法律第 60 号）に関する法律 等

(6)生物多様性への悪影響の防止

- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制によ（平成 15 年法律第 97 号）る生物の多様性の確保に関する法律
- ・水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ・湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号）
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化（平成 14 年法律第 88 号）に関する法律

- ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防（平成 19 年法律第 134 号）止のための特別措置に関する法律

- ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に（平成 28 年法律第 48 号）に関する法律

- ・水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号）
- ・持続的養殖生産確保法（平成 11 年法律第 51 号）等

(7)環境関係法令の遵守等

- ・環境と調和のとれた食料システムの確立（令和4年法律第 37 号）のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律

- ・労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）

- ・環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）

- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）

- ・国等における温室効果ガス等の排出の削（平成 19 年法律第 56 号）減に配慮した契約の推進に関する法律

- ・土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）

- ・森林法（昭和 26 年法律第 249 号）

- ・漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）等

関係人口創出・維持 活動報告書

活動組織名	熊本里山保全会				
活動実施日時	令和 7 年 10 月 6 日 9 時 ～ 16 時				
活動場所	熊本市東区戸島2丁目3-35ほか				
活動内容	伐採竹の整理、加工(火うち棒の作成)				
地域外関係者 参加者名簿	番号	参加者名	住所	所属	備考
	1	森 守男	熊本市北区植木町一木	森林ボランティア	
	2	森 成美	熊本市北区植木町一木	森林ボランティア	
	3	竹野 茂	熊本市北区植木町岩野	森林ボランティア	
	4	竹野 あかり	熊本市北区植木町岩野	森林ボランティア	
	5	佐藤 耶麻	熊本市中央区新屋敷1丁目	森林ボランティア	
	6	佐藤 真智	熊本市中央区新屋敷1丁目	森林ボランティア	
	7	環形 凱	阿蘇郡西原村河原	公募により参加	
	8	田中 蔵	菊池郡菊陽町津久礼	公募により参加	
	9	鈴木 慶	上益城郡益城町惣領	公募により参加	
	10	豊田 夏炉	八代市日奈久町	公募により参加	
	11	本田 和琴	山鹿市鹿北町四丁	公募により参加	
	12	日産 真智	玉名市立願寺	公募により参加	
	13				
	14				
	15				
	16				
	17				
	18				
	19				
	20				

集合写真(地域外関係者)



活動状況写真



(熊多別紙第 1 1 号様式)

備品管理台帳

[illegible]

見 積 書

- 1 見 積 番 号 第 1 号
- 2 委 託 名 大径木伐採業務委託
- 3 委 託 箇 所 熊本市西区河内町
- 4 業 務 内 容 大径木の伐採玉切り、集積 5本

上記の委託業務を、下記の金額で請け負いたいのので申し込みます。

	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
見積金額				¥	1	5	0	0	0

消費税含む

令和 7年 8月 25日

発注者 熊本里山保全会 様

住所 熊本市東区戸島2丁目3-35

見積者 名称 熊本県森林組合連合会

氏名 代表理事長 前川 収

(熊多別紙第8号様式)

業務委託契約書

熊本里山保全会 (以下「甲」という)と 熊本県森林組合 (以下「乙」という)とは、次の通り業務委託契約を締結する。

第1条(委託業務の内容)

甲は、大径木伐採業務委を目的として、以下の業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

(1) 大径木の伐採玉切り、集積 5本

(2)

2 甲は、本件業務の遂行に際し必要があるときは、乙に対し、本件業務の進捗状況などについて報告を求めることができる。

第2条(善管注意義務)

乙は、本件業務を甲の指示に従い善良な管理者の注意をもって行うものとする。

第3条(業務の委託料等)

甲は乙に対し、第1条の業務委託料として、金 15,000 万円を消費税を加算して、

業務完了月末日までに、乙の指定する銀行口座に振込み支払う。

2 乙が委託業務の遂行にあたり経費を要した場合、事前に甲の承諾を得たときに限り、甲は乙に対し、承諾した範囲の費用を支払うものとする。

第4条(業務の実施)

乙は、自らの責に帰さない事由又は正当な事由により、本契約上の業務の遂行を合意された期間中に完了できないことが判明した場合、直ちに甲にその事由を付して通知し、甲の指示に従わなければならない。また、乙は、正当な事由なく甲の承認を受けずに本契約上の業務を中止することはできない。

第5条(秘密保持)

甲及び乙が委託業務を実施するに当たり知り得た相手方の業務に関する秘密事項は、この契約の有効期限内はもちろん、契約期間終了後も第三者に漏らしてはならない。甲または乙がこれに違反したことにより相手方が損害を被った場合には、相手方に対し全損害を賠償しなければならない。

第6条(著作権の帰属)

本件委託業務に係わる著作権は、甲に帰属するものとする。ただし、乙が従前から有していた既存の著作権を利用しているものについては、乙に帰属するものとし、乙は甲に対し無償で利用を許諾するものとする。

第7条（第三者の権利侵害）

乙は、本件業務の遂行過程において甲に提供する業務関連資料が第三者の著作権、肖像権、特許権、及びその他一切の権利を侵害していないことを保証する。

第8条（契約解除）

甲または乙は、相手方が次の各号の一つに該当したときは、何らの通知催告を要せず、直ちに本契約を解除することができるものとする。

なお、この解除は損害賠償の請求を妨げない。

- (1) 本契約に違反したとき
- (2) 手形、小切手を不渡りにする等支払停止の状態に陥ったとき
- (3) 仮差押え、差押え、仮処分、競売等の申立てを受けたとき
- (4) 破産、民事再生、会社更生、特別清算等の手続申立てを受けたとき又は自ら申し出をしたとき
- (5) その他各号に類する不信用な事実があるとき

第9条（契約期間）

本契約の有効期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。ただし、期間満了前に両者で協議合意した条件で本契約を更新することができるものとする。

第10条（紛争解決）

本契約に規定なき事項又は契約上の疑義については、両当事者間で誠意をもって協議し、解決するものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、各自記名捺印の上それぞれその1通を保有する。

令和 7年 9月 4日

甲	活動組織名	熊本里山保全会
	住所	熊本市中央区新屋敷1丁目5番4号
	代表者	森林 太郎
乙	商号	熊本県森林組合連合会
	住所	熊本市東区戸島2丁目3-35
	代表者	代表理事会長 前川 收

(熊多別紙第9号様式)

委託業務実施報告書

令和 7 年 11 月 20 日

活動組織名 熊本里山保全会

代表者 森林 太郎 殿

商号 熊本県森林組合連合会

住所 熊本市東区戸島2丁目3-35

氏名 代表理事会長 前川 収 印

令和 7年 9月 4日付け契約の令和7年度里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金事業委託業務の契約について、下記のとおり実施したので、実績を下記のとおり報告します。

記

1 実施期間 令和 7 年 9 月 5 日から

令和 7 年 11 月 20 日まで

2 委託業務実施内容

実施年月日	実施場所(林小班)	実施内容	備考
令和7年11月10日	熊本市戸島2丁目	大径木の伐採 5本	

資源活用実績報告書

活動組織名	熊本里山保全会
活動型	② 地域活動型(森林資源活用)
活用品目	薪
数量	5t
売上額(※1)	

※1 売上額については、活動計画の会費収入が計画してある組織は販売額を千円単位で記載

状況写真



活用年月日	令和 8 年 1 月 # 日
活用品目	薪
活用区分	自家用
コメント	自家薪ストーブ用

※ 活用区分は、販売用、自家用、現地等別



活用年月日	令和 8 年 2 月 # 日
活用品目	薪
活用区分	自家用
コメント	自家薪ストーブ用

※ 活用区分は、販売用、自家用、現地等別



活用年月日	令和 年 月 日
活用品目	
活用区分	
コメント	

※ 活用区分は、販売用、自家用、現地等別

資源活用実績報告書

活動組織名	熊本里山保全会
活動型	③ 地域活用型(竹林資源活用)
活用品目	タケノコ、竹炭(ポーラス炭)
数量	タケノコ20kg、竹炭(ポーラス炭)5kg
売上額(※1)	20,000.-

状況写真 ※1 売上額については、活動計画の会費収入が計画してある組織は販売額を千円単位で記載



活用年月日	令和 8 年 3 月 # 日
活用品目	タケノコ
活用区分	販売用
コメント	

※ 活用区分は、販売用、自家用、現地等別



活用年月日	令和 8 年 4 月 10 日
活用品目	タケノコ
活用区分	販売用
コメント	

※ 活用区分は、販売用、自家用、現地等別



活用年月日	令和 7 年 10 月 5 日
活用品目	ポーラス竹炭
活用区分	自家用
コメント	

※ 活用区分は、販売用、自家用、現地等別

ご利用の手続き



■グリーンボランティア保険利用にあたって

- 本保険にご加入するにはNPO 法人森づくりフォーラムへの登録が必要になります。
- NPO 法人森づくりフォーラムへの登録には、保険料とは別に登録手数料をご負担いただきます。
- 登録手数料(年度更新)

1. 森づくりフォーラム団体会員：免除
2. 任意団体/NPO 法人：2,000 円
3. 上記1,2 以外の団体：4,000 円

※毎年4月1日を年度の始まりとし、翌年3月31日までの登録料となります。
中途で加入された場合も、登録料は同一です。毎年更新料(登録料と同額)を
ご入金いただくだけで、翌年以降は加入できます。

■ご利用の流れ

下記文中の「**包括契約登録票**」「**保険加入依頼書**」「**事故報告兼事故証明書**」は、森づくりフォーラムHP 内「グリーンボランティア保険」にてpdf データを掲載しております(ダウンロード可)。



ステップ1

グリーンボランティア保険登録

「グリーンボランティア保険包括契約登録票」に必要事項を記入し、NPO法人森づくりフォーラムまでFAXするか、HP内で登録申請する。



ステップ2

活動実施の前日までに

- ①加入手続きの前に「重要事項説明書」を確認する。
- ②活動実施日前に、「保険加入依頼書」の上段「活動予定日通知欄」の部分に、必要事項(全項目)を記入し捺印の上、NPO法人森づくりフォーラムまでFAXまたは郵送するか、メール添付(PDF化したものに限る)する。

[注意] 下記の場合は保険が適用されませんので、ご承知ください。
○団体登録のみで、活動実施日前の「保険加入依頼書」の提出がない。
○「保険加入依頼書」内の「活動予定日通知欄」に必要事項が正しく記載されていない。



ステップ3

活動終了時に

- ①翌月の15日までに1ヵ月分の活動内容について、1行事毎に「グリーンボランティア保険加入依頼書」の下段「活動実施報告欄」に必要事項を記入し、NPO法人森づくりフォーラムまでFAXまたは郵送するかメール添付する。
- ②保険料を「活動実施報告欄」の記載内容に基づいて翌月15日までに振込む。

[注意] ○第1種の行事につきましては、参加した方全員の名簿(氏名・住所・電話番号)の備え付けが必要です。引受保険会社が必要と認めた場合には、全員の名簿提出が必要となります。○第2種の行事につきましては、実際に参加した全員の名簿の提出が必要となります。
○天候不良等で活動が中止となった場合、活動実施報告欄にその旨を記載し、必ずFAXもしくはメールで報告してください。その場合、保険料は発生しません。

■銀行振込・郵便振替の口座(恐れ入りますが振込手数料はご負担ください)

銀行振込	振込の際、団体名の前に登録番号をご記入ください。 例) 12345 モリゾクリフォーラム		
	■保険料専用口座 (登録手数料の口座は別です)	三菱UFJ銀行/三鷹支店/普通	口座番号：1183002 口座名義：特定非営利活動法人 森づくりフォーラム 代表理事 内山 節(ウチヤマ タカシ)
郵便振替口座	口座番号：00170-4-574823 口座名称：グリーンボランティア保険事業部		

問い合わせ窓口

登録および事務処理手続きのお問合せ連絡先	NPO 法人森づくりフォーラム TEL：03-3868-9535 FAX: 03-3868-9536 ホームページURL：https://www.moridukuri.jp/hoken/insurance.htm
取扱代理店	トキワ TEL：0120-290-296 FAX: 050-3730-7450 メールアドレス：green.volunteer.hoken@gmail.com
引受保険会社	東京海上日動火災保険株式会社

25T-000048 2025 年 4 月作成

森林や野外でのボランティア活動を主催する皆様へ

1年間に
森で活動中に
ケガをした人がいる団体

▶鎌でケガ
▶転倒・滑落
▶ハチ刺され

25%*

▶チェーンソーや刈払機による事故
▶植物のトゲやかぶれ

事故の予防が何より大事ですが、どんなに安全対策をしても「まさかの事故」は起きるもの。
グリーンボランティア保険は、主催者もボランティアのみなさんも参加する上で必要な「まさかへのそなえ」です。

*ケガには熱中症を含む。平成27年1月1日～12月31日までの1年間を対象期間とした「森林づくり活動についての実態調査」で、「1年間の森林づくり活動中にケガをしてしまった方はいますか」の設問に対し25%が「いる」と回答。

森林や野外で
活動する団体のための

グリーン ボランティア保険

グリーンボランティア保険は「行事参加者の傷害危険担保特約付帯傷害保険」
「国内旅行傷害保険」「施設賠償責任保険」で構成される保険商品のペットネームです。

特長

▶チェーンソーや刈払機など
動力使用も含めた作業が対象
(第2種でのお引き受けに限ります。)

▶保険加入者は行事主催団体

▶実参加者数に応じて保険料を払う後払い方式

▶活動中止時は保険料の発生なし

概要

① 傷害保険：参加者がボランティア活動中に
ケガをした場合の保険です。

② 賠償責任保険：
活動中、他人にケガを負わせたり、
他人の持ち物を壊したりした際に、
主催者側や参加者が賠償する場合の
保険です。



NPO法人森づくりフォーラム

このチラシは「グリーンボランティア保険」の概要を記載したものです。ご加入にあたっては、NPO法人森づくりフォーラムのホームページに掲載されている「グリーンボランティア保険のご案内」および「重要事項説明書」をご確認ください。詳細はご契約者である団体の代表者にお渡ししてあります保険約款によりますが、グリーンボランティア保険の内容について、ご不明の点がありましたら、代理店にお尋ねください。

グリーンボランティア保険について



■契約方式

- この保険は、NPO法人森づくりフォーラムが契約者となり、活動日前日までに「グリーンボランティア保険包括契約」の登録をし、活動日までに「グリーンボランティア保険加入依頼書」を契約者に提出したボランティア団体の代表者、その構成員および団体の行うグリーンボランティア活動に参加する方等を被保険者（保険の対象となる方）とする包括契約です。
- 本保険を利用するためには、NPO法人森づくりフォーラムへの登録が必要です（別途登録料が必要となります）。
- 保険証券を請求する権利、契約内容変更に関する請求権、解約請求権等は原則としてNPO法人森づくりフォーラムが有します。

■加入対象者

NPO法人森づくりフォーラムへの登録をし、活動前の必要手続きを済ませた団体の行うボランティア活動の参加者

■補償内容（加入タイプ別）

		加入タイプA	加入タイプB	加入タイプC
傷害部分	死亡保険金	1,000万円	2,000万円	3,000万円
	後遺障害保険金	後遺障害の程度に応じて 40万円～1,000万円	後遺障害の程度に応じて 80万円～2,000万円	後遺障害の程度に応じて 120万円～3,000万円
	入院保険金	日額5,000円	日額10,000円	日額10,000円
	通院保険金	日額3,000円	日額5,000円	日額5,000円
	手術保険金※1	入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）		
賠償責任部分	対人・対物共通 1名1事故につき	支払限度額：5,000万円 免責金額（自己負担額）：なし		

注意：傷害保険のお支払い対象となる事故が発生した場合には30日以内に、また賠償責任保険のお支払い対象となる事故が発生した場合には遅滞なく、ご連絡ください。
ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。
※1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

■ご負担いただく保険料

- ①保険料：下記傷害部分保険料と賠償責任部分保険料との合計額（傷害部分あるいは賠償責任部分のどちらか一方だけではご利用いただけません）。
- ②この保険の保険料相当額：ボランティア活動主催者、もしくは参加者のご負担です。
- ③賠償責任部分：1活動あたりの最低保険料1,500円（※注意：参加者数50名以下の場合、1活動あたりの保険料が1,500円となります）。

第1種 作業に動力を使用しない場合、かつ活動期間が1日の場合

（行事参加者の傷害危険担保特約付帯傷害保険、施設賠償責任保険）

	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
傷害部分 ※1	1人につき 53円	1人につき 104円	1人につき 136円
賠償責任部分	参加者1人につき 30円 ただし 1活動の最低保険料 1,500円		

※1 第1種の傷害部分保険料は1日あたり平均被保険者数が50名以上499名以下の場合の団体割引率5％を適用しております。

第2種 作業に動力を使用する場合、または活動期間が2日以上（1泊2日以上）の場合

（国内旅行傷害保険、施設賠償責任保険）

	保険期間	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
傷害部分※1	2日（1泊2日）まで	1人につき 383円	1人につき 708円	1人につき 861円
	4日（3泊4日）まで	1人につき 463円	1人につき 857円	1人につき 1,044円
	7日（6泊7日）まで	1人につき 548円	1人につき 1,016円	1人につき 1,245円
賠償責任部分	参加者1人、1日につき 30円 ただし、1活動の最低保険料 1,500円 ※2			

※1 住居を出発してから住居に帰着するまでの期間で設定してください。また、補償期間（保険期間）は最長1ヵ月まで設定できます。6泊7日超の保険料については、取扱代理店までご照会ください。※2 活動期間が2日以上の場合、賠償責任部分の計算における参加者人数は全期間の延べ人数で計算します。

■対象行事

- 森林、公園、川、海辺等における自然観察・調査、クラフト制作、清掃作業またはチェーンソーもしくは刈払機など同等の動力工具※1を利用した営利を目的としない活動※2
- ※1 同等の動力工具とは薪割り機、木材破砕機、ロゴソールもしくは電動丸ノコを言います。それ以外の動力工具を使用する場合は加入依頼書提出前に事前にお問合せ下さい。
- ※2 チェーンソーもしくは刈払機など同等の動力工具※1を利用する活動の場合は、第2種でのお引受けとなります。

■被保険者（保険の対象となる方）の範囲

①記名被保険者（※）②記名被保険者（※）の使用者③記名被保険者（※）の構成員④「グリーンボランティア保険加入依頼書」を契約者に提出したボランティア団体の代表者、構成員⑤団体の行うグリーンボランティア活動の参加者全員
※記名被保険者とは加入者を指します。

■対象となる期間

保険金お支払いの対象となる「グリーンボランティア活動中」とは、グリーンボランティア活動を行っている間、および被保険者（保険の対象となる方）の住居と活動の実施場所との間を合理的な経路および方法により往復する途上をいいます。なお、往復途上については、グリーンボランティア活動に参加する目的をもって住居を出発する前日までに、備付け名簿に氏名が記載されている方が、対象となります。

お支払いする保険金の種類と概要



下表ではグリーンボランティア保険でお支払い対象となる保険金の種類とその概要を記載しております。

- 傷害保険（第1種）：ボランティア活動中（往復途上を含みます）に被った急激かつ偶然な外来の事故により保険の対象となる方がケガをした場合に保険金をお支払いします。
- 国内旅行傷害保険（第2種）：日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故により被保険者（保険の対象となる方）がケガをした場合に保険金をお支払いします。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害保険	死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合（事故によりただちに死亡された場合を含みます。） ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	●契約者または保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ●保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） ●保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ●無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ●脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ●妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ●外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ ●ビッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ（特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、保険金お支払いの対象となります（第2種の国内旅行傷害保険に限りします。）。） ●自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ●むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
	後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4％～100％をお支払いします。 ※保険期間（保険のご契約期間）を通じ合算して、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払原因となるケガをされた場合においても、重複しては入院保険金を支払いません。	
	手術保険金	治療を目的として公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術科の算定対象として列挙されている手術※1または先進医療※2に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限りします。※3 ※1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 ※2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。 ※3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術※1を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。	
	通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払できません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等※1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 ※1 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線引子等およびハローベストをいいます。	
賠償責任保険		グリーンボランティア活動中に、その活動、もしくはその活動のために被保険者が所有、使用、管理する全ての動産、不動産に起因して他人に身体障害を与えたり、他人の財物を損壊したことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。	●被保険者または保険契約者の故意に起因する損害 ●戦争、変乱、暴動などに起因する損害 ●地震、噴火、津波、洪水または高潮に起因する損害 ●被保険者の同居の親族に対する賠償責任 ●自動車、原動機付自転車、施設外にある船などの所有、使用、管理に起因する損害。 ●次の賠償責任 ア、記名被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 イ、記名被保険者以外の被保険者が所有、使用または管理する財物（アに規定する財物を除きます。）の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対してそれらの被保険者が負担する賠償責任。ただし、この規定の適用に関する判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとする。

※注意：上表の保険金のお支払いに関する詳細情報や、「ご加入の際のご注意」「ご加入後のご注意」および「個人情報の取扱いに関するご案内」は、NPO法人森づくりフォーラムのホームページに掲載されている「グリーンボランティア保険のご案内」および「重要事項説明書」でご確認ください。

⚠ 万一事故が発生したら

遅滞なく（傷害保険については30日以内）、「グリーンボランティア保険事故報告書兼事故証明書」に以下の項目をご記入の上、代理店「トキワ」までご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。①加入団体名 ②加入者の氏名・連絡先 ③事故日時 ④事故場所 ⑤事故状況 ⑥入院または通院される病院名・連絡先 ⑦団体責任者の事故証明 ⑧被害者の住所・氏名・連絡先（賠償事故の場合） ⑨受けた損害賠償請求の内容（賠償事故の場合）
※保険金の請求時には、団体責任者またはこれに準ずる者が発行する、ボランティア活動参加中であることの証明書の提出が必要です。
※ケガを被ったときすでに存在していたケガや病気の影響等により、ケガの程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。

森づくりフォーラムへの登録更新の手続きについて

◆一度ご登録いただくと、年度途中でのタイプの変更はできませんのでご承知おきください。◆毎年、更新していただく方式で、登録手数料（更新手数料）のお支払いのみで登録の更新手続きは完了します。尚、登録内容に変更が生じた場合は包括契約登録票で変更をFAXでお知らせください。

里山林活性化による多面的機能発揮対策

アドバイザー制度の御紹介

活動組織としての悩み・課題



モニタリング調査や安全講習のレベルをもう少し上げたいけど、何をすればいいんだろう…



伐採も含む森林整備に取り組みたいけど、具体的にはどうすればよいだろう…



木材や竹材の活用が要件になったけど、何か良い活用の仕方はないかな…

お悩みや課題の解決に、
アドバイザー制度
を御活用ください！



アドバイザー制度は、里山林活性化による多面的機能発揮対策の活動に取り組む活動組織の課題解決に向け、指導・助言を行う有識者を地域協議会が選定し、派遣する制度です。

※ アドバイザー派遣にかかる旅費・謝金は地域協議会が負担します。

対応可能な専門分野

- ① 森林施業(目標設定やモニタリング調査等を含む)
- ② 侵入竹の伐採・除去・利活用(目標設定やモニタリング調査等を含む)
- ③ 森林資源の活用(木質バイオマス・炭焼き・しいたけ原木等)(目標設定やモニタリング調査等を含む)
- ④ 森林生態、植生(希少植物の保護を含む)
- ⑤ 関係人口(他地域との交流・連携、活動内容の調整、交流・連携環境の整備等)
- ⑥ 組織づくり(資金調達、企業連携、CSR、情報発信等)
- ⑦ 安全管理(森林整備、林業機械の使用等に係る安全指導等)
- ⑧ その他森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る活動の推進に関するもの

→裏面の「活用の流れ」も御覧ください

活用の流れ

①活用の相談

活動に当たり技術的・専門的な指導・助言を受けたい旨を地域協議会に相談します。

②アドバイザーへの依頼・調整

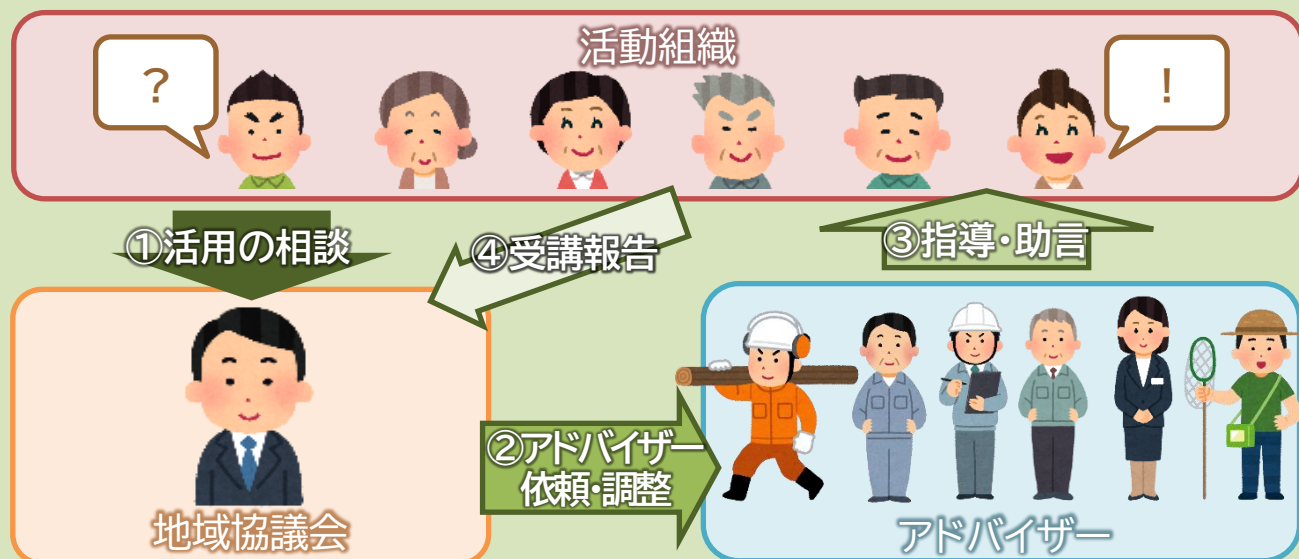
相談を受けた地域協議会にて、御希望を確認した上で、アドバイザーの専門分野・対応可能地域等を考慮してアドバイザーを選定。受ける指導・助言の内容や形態等を調整します^(注1)。

③指導・助言

②で調整した内容・形態等で指導・助言を受けます。なお、活動組織側でやむを得ない事情があり変更を必要とする場合は、直ちに地域協議会に連絡します。

④受講報告

指導・助言を受講後、活動組織から地域協議会へ「受講報告」を提出します。



【活用の流れ(イメージ)】

(注1) 本制度は、林野庁から各地域協議会に配分された里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金の予算額の範囲内で、地域協議会が調整して実施します。予算等の状況により年間のアドバイザー派遣の回数に限りがありますので御注意ください。

(注2) 本制度を活用した指導・助言により生じた調整、トラブル等に係る責任は、活動組織、アドバイザー、地域協議会に帰属するものとします。

お問い合わせ先

各都道府県に設置された地域協議会へ御相談ください。

※ 地域協議会の連絡先は、林野庁ホームページで御確認いただけます。

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/sanson/tamenteki.html#kyogikai>



活動組織の皆様へ

**「里山林活性化による
多面的機能発揮対策交付金」
標準ガイドブック
(令和7年6月版)
(未定稿)**

林野庁森林利用課山村振興指導班

策定・改訂履歴

- 令和7年6月 令和7年6月版(未定稿)作成

はじめに

森林が有する国土の保全、水源の涵(かん)養、生物多様性の保全等の多面的機能は、人々の安全・安心な暮らしや地域の経済活動に深く結びついており、まさに「森の恵み」です。現代に暮らすわたしたちが受けるこの恩恵は人々の手により連綿と森林が整備・活用されてきた結果ですが、このことは、将来の人々が同じ恩恵を受けられるかは現代を生きるわたしたちが行う森林整備・活用の状況次第である、と言い換えることもできるのではないのでしょうか。

かつて森林は食料やエネルギー、資材等の供給源として社会を支え、人々は森林と関わり、その結果森林の多面的機能の発揮が維持されてきましたが、近年は、生活様式や産業構造の変化、山村の過疎化・高齢化が進み、この関係性が希薄になりました。林業を通じた整備・活用により多面的機能の発揮につながっている森林もありますが、地域の生活圏に隣接して存在する里山林のような、小規模かつ散在している森林では対応しきれないことが多く、森林の藪化、樹木の大径化・高齢化、放置竹林の拡大が進んでいます。このため里山林は、林業による整備・活用に加え、地域コミュニティにおける森林への関心の回復と、地域の活力によって整備・活用が行われることが期待されます。

林野庁では、平成25年度に地域住民や森林所有者等が協力した森林整備の取組を支援する「森林・山村多面的機能発揮対策交付金」を創設し、必要な見直しを行いながら、令和6年度までの12年間、実施してまいりました。令和7年度は、これまでの取組を踏まえ、森林整備を行いつつ里山林の活用も行うことで、より一層里山林の多面的機能の発揮を促進し地域の活性化にもつなげるといった観点から、新たに「里山林活性化による多面的機能発揮対策」としてメニューを再編・新設し、実施することといたしました。

本資料では、各都道府県の担当部局や地域協議会、専門家等の協力を得て、本交付金の仕組み、一般的な活動の進め方や注意点を解説しております。「里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金」に関心をお持ちの皆様や交付金の採択を受けた皆様には本資料により本交付金についての理解を深めていただき、あるいはより有意義に本交付金の活動に取り組んでいただきたいと思います。なお具体的な進め方は地域により異なりますので、各都道府県の担当部局や地域協議会の指導を受けてください。

末尾ながら、作成に御協力をいただいた皆様に対し、この場をお借りして御礼申し上げます。

令和 7 年 6 月

林野庁森林利用課山村振興指導班

目次

1. 「里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金」とは.....	1
1.1. 交付金の目的.....	1
1.2. 本交付金の仕組み	3
1.2.1. メニュー.....	3
メインメニュー(「主たる活動」)	3
追加メニュー(「従たる活動」)	3
1.2.2. 交付単価	7
1.2.3. 交付金の使途	9
2. 活動の進め方.....	11
2.1. 手続きの流れ.....	11
2.2. 事前準備.....	12
2.2.1. 活動組織を作る	12
2.2.2. 活動森林を決める	13
2.2.3. 活動内容を決める	15
2.2.4. 申請書類を提出する	15
2.2.4.1. 申請に必要な書類	15
2.2.4.2. 申請書類作成時の注意点	17
2.2.5. できるだけ早く活動を開始したい場合(事前着手).....	19
2.3. 活動実施.....	20
2.3.1. 現地での活動の前に.....	20
2.3.1.1. 安全な活動のための準備	20
2.3.1.2. 保険への加入	21
2.3.2. 活動の進め方	22
2.3.2.1. 「PDCAサイクル」で進める.....	22
2.3.2.2. 活動を記録する	26
2.3.2.3. 活動のレベルアップ	32
2.3.2.4. 活動時の注意点.....	33
2.4. 報告	35
2.4.1. 実績報告の提出.....	35
2.4.1.1. 実績報告(精算)に必要な申請書類.....	35

2.4.1.2. 報告書類作成時の注意点.....	35
2.4.2. 資機材の維持・管理	36
付属資料	38
地域協議会 窓口一覧(令和7年5月時点)	39
各都道府県 森林簿・森林計画図等情報 窓口一覧.....	40
Q&A.....	42
活動森林	42
活動組織	44
メインメニュー	44
資機材等整備.....	50
活動推進費	51
採択申請	52
使途.....	53
モニタリング調査	57
実績報告	59
返還.....	62
モニタリング調査ガイドライン	63



1.「里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金」とは

1.1. 交付金の目的

「里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金」(以下「本交付金」といいます。)は、地域の身近な里山林の多面的機能の発揮や地域コミュニティの維持・活性化を図るため、地域住民、森林所有者、NPO 法人、民間団体等(以下「地域住民等」といいます。)が取り組む里山林の整備・活用の活動を支援するための交付金です。

地域住民と森林所有者だけでなく、自治会や行政といった地域の団体、さらに I ターンで地域外から移ってきた若者や、林業に携わる者・そうでない者、環境 NPO のような林業とは異なる視点から森林に関心を向ける者、あるいは企業等、地域内外の様々な者が里山林の整備・活用に関わることができるようになれば、里山林の活性化、ひいては山村地域の活性化も図られるものと考えられます。本交付金の活用により、こうした動きが促進されることが期待されます。

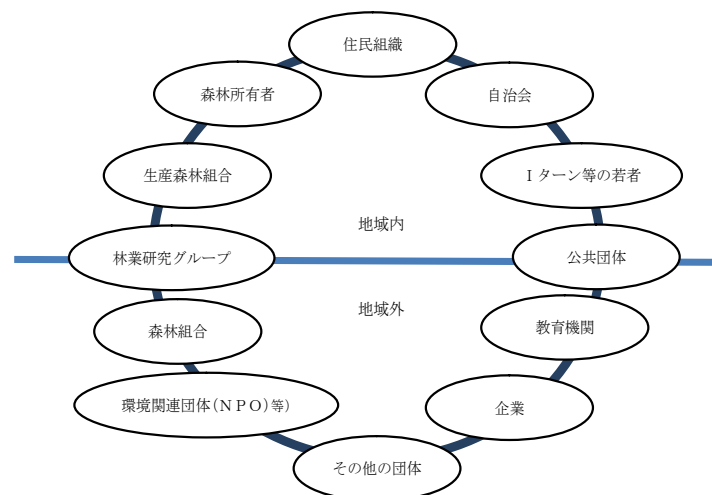


図 里山林の整備・活用に携わり得る様々な関係者(イメージ)

本交付金は、メインメニュー(「主たる活動」)と、追加メニュー(「従たる活動」)から構成されています。メインメニューについてはニーズに応じて3メニューを設定しております。



図 里山林をめぐるニーズと本交付金で用意するメニューの関係

1.2. 本交付金の仕組み

1.2.1. メニュー

メインメニュー(「主たる活動」)

メインメニューは大別して、「地域活動型」と「複業実践型」に分かれ、「地域活動型」はさらに活動したい森林の状況によって「地域活動型(森林資源活用)」と「地域活動型(竹林資源活用)」に分かれています。いずれのメニューも、同一の森林に対しては、原則最大3か年度の支援です。

【地域活動型】

地域住民等が連携して行う森林の整備・活用を支援するメニューです。放置され藪になってしまったような地域の針葉樹・広葉樹の森林、竹林を、地域住民等が再び整備・活用する取組を支援することで、森林の多面的機能の発揮や、山村地域の振興につなげていくことを目的としています。地域活動型は、いわゆる森林ボランティアの延長線上にある取組を主として支援するものであり、3人以上の任意団体で申請が可能です(後述)。

刈払いや除伐、枯損木や倒木の処理、植樹、つる切り等の整備を支援する他、整備した森林から得られる木や竹を用いた薪や炭作り等、資源活用の取組も支援します。

現地の状態に応じて「森林資源活用」と「竹林資源活用」の2つのメニューを設定しています。

・森林資源活用…地域の針葉樹林・広葉樹林の整備のためのメニューです。

・竹林資源活用…密生した竹林の整備又は除去のためのメニューです。

【複業実践型】

本格的な森林資源の活用の実践を支援するメニューです。放置されている地域の森林を間伐し間伐材を販売する等、森林資源を本格的に地域の木材資源として活用する取組を支援することで、森林の多面的機能の発揮や、山村地域の振興につなげていくことを目的としています。

間伐による森林整備と間伐材の搬出が主な作業となり、搬出した間伐材は市場等に販売する又は自家消費する等、活動組織自身で決めることができます。他の事業を行いつつ、複業として地域の森林を整備・活用する取組の支援を想定していますが、伐採作業が主となることから地域活動型よりも安全確保を十分に行う必要があるほか、計画的な伐採等のために間伐に係る目標を設定することや、活動組織は法人格を取得している必要がある等、申請にあたっては要件を設けています(後述)。

追加メニュー(「従たる活動」)

メインメニューの効果的・効率的な実施のため、メインメニューに付帯して利用できる4つの追加メニューを設定しています。いずれも単独での実施はできないほか、利用にあたって条件があるので注意が必要です(後述)。

【機能強化】

メインメニューの効果的な実施又はメインメニューの効果を維持・強化するために必要な歩道・作業道の作設・改修、鳥獣害防止柵の設置・補修を支援する追加メニューです。歩道・作業道に限り、活動森林に到達するために必要な場合は、活動森林外(森林経営計画策定済みの森林でも可)でも実施できます。

【関係人口創出・維持】

地域外関係者の参加にあたり必要となる事前準備の取組を支援する追加メニューです。地域外関係者の参加を得てメインメニューを効果的に実施することを支援することを目的としています。参加する地域外関係者については人数等の要件があります。

【資機材等整備】

メインメニュー及び追加メニューの実施にあたり、必要な資機材の購入を支援する追加メニューです。森林整備に必要な資機材のほか、資源活用の取組に必要な一部の資機材も支援対象としています。

【活動推進費】

現地の林況調査、活動計画に基づく取組に関する話し合い、研修等に係る費用について、定額で支援する追加メニューです。活動計画の改定に係る取組が対象であり、具体的には、採択後に活動計画の見直しのために行う①活動森林内の調査、②活動組織と関係者間での会議、③活動森林の追加のために行う森林所有者との調整や追加する森林に係る調査のほか、④研修(施業方法や路網選定の検討に資するもの又は資源活用の取組の検討のために行うもの)が対象となります。

表 メインメニューと追加メニューの活動内容

区分			活動内容
メインメニュー	地域活動型 (地域住民等が連携し森林資源又は竹林資源を活用する活動への支援)	森林資源活用	雑草木の刈払い・集積・搬出・処理、落ち葉掻き、地拵え、植栽、播種、施肥、不要萌芽の除去、緩衝帯・防火帯作設のための樹木の伐採・搬出・処理、風倒木・枯損木の除去・集積・処理、土留めの設置・改修、木質バイオマス・炭焼き・きのこ原木・伝統工芸品原料のための未利用資源の伐採・搬出・処理、特用林産物の植付・播種・施肥・採集、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング等
		竹林資源活用	森林資源活用で対象となる活動に加え、竹・雑草木の刈払い・伐採・集積・搬出・処理、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング等
	複業実践型 (半林半X等により本格的に森林資源※を活用する活動への支援) ※原則として針葉樹人工林での実施を想定		間伐木の伐採・搬出・処理、雑草木の刈払い・集積・搬出・処理、落ち葉掻き、地拵え、植栽、播種、施肥、不要萌芽の除去、緩衝帯・防火帯作設のための樹木の伐採・搬出、風倒木・枯損木の除去・集積・処理、土留めの設置・改修、木質バイオマス・炭焼き・きのこ原木・伝統工芸品原料のための未利用資源の伐採・搬出・処理、特用林産物の植付・播種・施肥・採集、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング等
追加メニュー	機能強化		歩道や作業道等の作設・改修、鳥獣害防止柵の設置・補修及びこれらの実施前後に必要な森林調査・見回り
	関係人口創出・維持		地域外関係者との活動内容の調整、地域外関係者受け入れに当たり行う環境整備、これらの活動に必要な森林調査・見回り等
	資機材等整備		活動の実施に必要な機材、資材及び施設の購入・設置・賃借(賃借は関係人口創出・維持に係るものに限る。)
	活動推進費		現地の林況調査、活動計画の実施のための話し合い、研修等

メインメニュー、追加メニューの交付にあたっての条件は以下のとおりです。

- (1) 森林経営計画が策定されていない森林に限り実施できます。また、活動する森林は1箇所当たり0.1ha以上の面積が必要です。0.1ha未満の森林を合算して実施することはできません。
- (2) 追加メニューは、メインメニューとセットで実施してください。追加メニューのみを実施することはできません。
- (3) 同じ年度に同じ森林で複数のメインメニューを実施することはできません。
- (4) メインメニューの実施に当たっては、資源活用取組を計画・実施してください。

ここでいう「資源活用取組」は、活動する森林において、森林整備の結果得られた産物を素材として利用する取組です(「森林・山村多面的機能発揮対策交付金」から継続して活動する森林の場合に限り、空間利用又は景観利用でも可とします)。なお、素材として利用する際に、必ずしも林外に搬出する必要はなく、林内で利用しても差し支えありません。例えば、伐倒木の枝条を法面に敷いて保護する、丸太や竹を土留めや泥濘箇所の補強として歩道・作業道の作設や階段の設置の際に利用する、下刈りの際に保護すべき植物を誤って刈り払わないように細く割った竹を目印として刺しておく、といったことも素材としての利用に含みます。

表 資源活用取組における素材としての利用の例

利用例	
土木、建築、農業、木工、伝統工芸品の資材として	木材・竹材(枝条、落葉、破砕物及び炭を含む)、桐材、桧皮、桜皮、アベマキ皮 等
食材、飾り葉、かいしきとして	キノコ類、木の実、タケノコ、山菜、ワサビ、モミジの葉、ウラジロの葉、クマザサの葉、タケノコの皮 等
熱源として	薪、木炭・竹炭
繊維原料として	シュロ皮、ミツマタ、コウゾ、竹皮 等
塗料、染料等として	ウルシ、木ロウ、ヌルデ、アカシヤ皮、キハダ皮、柿渋 等
精油、木酢液・竹酢液等として	木酢液・竹酢液、桐油、椿油、サザンカ油、クルミ油、クロモジ油、樟脳 等
薬草として	クマザサ、クロモジ、ゲンノショウコ、キハダ皮、オウレン 等
その他	サカキ、シキミ 等

- (5) 地域活動型の場合は、実績報告の際に、資源活用取組について、取組内容を報告してください。複業実践型の場合は、活動計画において数値目標を設定した上で、3年間で目標を達成してください。
- (6) 複業実践型は、活動組織の構成員のうち、実際に作業を行う者(3人以上)の平均活動日数が70日以上となるように活動してください。70日にカウントできるのは、本交付金の計画に位置付けた整備取組・活用取組に係る現場での実作業を行った日とします。なお、複業の実践という趣旨に照らし、終日若しくは1日当たり数時間程度従事することを想定していますが、作業日における作業時間の下限は特に定めませんので、目標の確実な達成や構成員における複業の従事状況(本交付金による活動以外の業務の従事状況)を踏まえて設定してください。
- (7) 機能強化は、最低1mから、1m単位で実施できます。なお、「森林調査・見回り」のみの実施は交付対象外です。
- (8) 関係人口創出・維持は、「地域外関係者10名以上が参加する活動を年1回以上行う場合」又は「地域外関係者5名以上が参加する活動を年2回以上行う場合」を行う場合に限ります。
- (9) 資機材等整備は、汎用性が高く本交付金で補助する必要性が低いものは対象外です。対象となるものや対象となる場合の交付率は各地域協議会に確認してください。
- (10) 活動推進費は、「森林・山村多面的機能発揮対策交付金」から継続して活動している森林であって、既に活動推進費の交付を受けた森林は対象外です。

1.2.2. 交付単価

メインメニューは活動森林の面積に応じて、1ha当たりの交付単価の範囲内で交付します。以下の交付単価に、活動森林の面積を乗じた額の範囲内で交付額が決まります。なお、複業実践型に限り、安全衛生装備に係る経費を定額で加算します。

追加メニューは活動森林の面積に関わらず、一定の交付単価の範囲内で交付します。このうち機能強化は、延長1m当たりの交付単価に、実施する歩道・作業道の作設・改修や鳥獣害防止柵の設置・補修の延長を乗じた額の範囲内で交付額が決まります。関係人口創出・維持及び活動推進費は、1活動組織当たりの交付単価の範囲内で交付します。資機材等整備は、対象となるものの購入額の一部について、1/2以内または1/3以内の範囲内で交付します。

なお、1年間に交付を受けられる交付額の上限は、メインメニューの交付額と追加メニューの交付額を合わせて年間500万円までで、同じ森林での支援は原則として最大3か年です。

【注意】 以下の交付単価・交付率は国の交付単価の上限額です。その年度の予算の状況、都道府県や市町村が上乗せする額により、実際に活動組織に交付される額とは異なる場合があります。

表 各メニューの国の交付単価・交付率等

区分		国の交付単価又は交付率		
		初年度	2年目	3年目
メインメニュー	①地域活動型 (森林資源活用)	120,000 円/ha	116,000 円/ha	112,000 円/ha
	②地域活動型 (竹林資源活用)	332,000 円/ha	304,000 円/ha	276,000 円/ha
	③複業実践型	191,000 円/ha	176,000 円/ha	162,000 円/ha
追加メニュー	④機能強化	1m 当たり 800 円		
	⑤関係人口創出・維持	年間当たり 50,000 円		
	⑥資機材等整備	購入額の 1/2 以内, 1/3以内 (関係人口創出・維持メニューで使う移動式簡易トイレの賃借料は 1/3 以内)		
	⑦活動推進費	年間当たり 38,000 円		

1.2.3. 交付金の使途

各メニューにおける交付金の使途は以下のとおりです。認められていない使途へ交付はできませんので注意してください。

表 メニューごとの交付金の使途

区分		使途
メインメニュー 追加メニュー	①地域活動型(森林資源活用) ②地域活動型(竹林資源活用) ③複業実践型	人件費、燃油代、傷害保険、賃借料、ヘルメット・手袋・安全靴・なた・のこぎり・防護服等の消耗品(⑥に掲げるものは除く。)、事務用品等の消耗品、通信運搬費、書籍、委託料、印刷費等
	④機能強化	
	⑤関係人口創出・維持	人件費、燃油代、地域外関係者に係る傷害保険、地域外関係者に係るヘルメット・手袋・安全靴・なた・のこぎり・防護服等の消耗品(⑥に掲げるものは除く。)、事務用品等の消耗品、賃借料、通信運搬費、書籍、委託料、印刷費等
	⑥資機材等整備	刈払機、チェーンソー、ウインチ、軽架線、チップパー、苗木、電気柵・土留め柵等構築物の資材、林内作業車、薪割り機、炭焼き小屋、資機材保管庫、移動式の簡易なトイレ(⑤の活動で使用するものにあっては、賃借料に限る。)、設置費等のうち、地域協議会の長が認めるもの
	⑦活動推進費	人件費、燃油代、活動計画の検討に係る関係者の傷害保険、事務用品等の消耗品、賃借料、通信運搬費、書籍、委託料、印刷費等

※人件費については、認める額の単価や上限は各都道府県の地域協議会において個別に定めている場合がありますので事前に確認するようにしてください。

※修理費は原則として対象外です。

※消耗品や資機材は新品の購入に限り対象とします。中古品の購入はその物品の取得の経緯の他、状態や適正な価格が不明確であるため対象外です。

※機材については、購入する場合はリース利用との比較検討をしてください(購入の場合は、購入額の1/2以内または1/3以内が対象ですが、リース代は全額がメインメニューの使途の対象となります)。なお、地域協議会が貸与を行っている場合もあります。

※委託費は、原則として、大径木の伐倒、急斜面等での刈払・除去作業、その他の危険を伴う作業や専門的な技術が必要な作業であって活動計画に位置付けた作業の一部の委託に限ります。また、交付金額の全てを委託費に充てることも原則として認められません。

2.活動の進め方

2.1. 手続きの流れ

本交付金の活動の進め方の大まかな流れは下図のとおりです。次項で具体的な進め方を説明します。なお申請書の提出等は、都道府県により、地域協議会、都道府県の出先機関又は市町村が窓口となっている場合があります、各都道府県で異なりますので、初めての申請の場合は、各都道府県に設置されている地域協議会へお尋ねください。

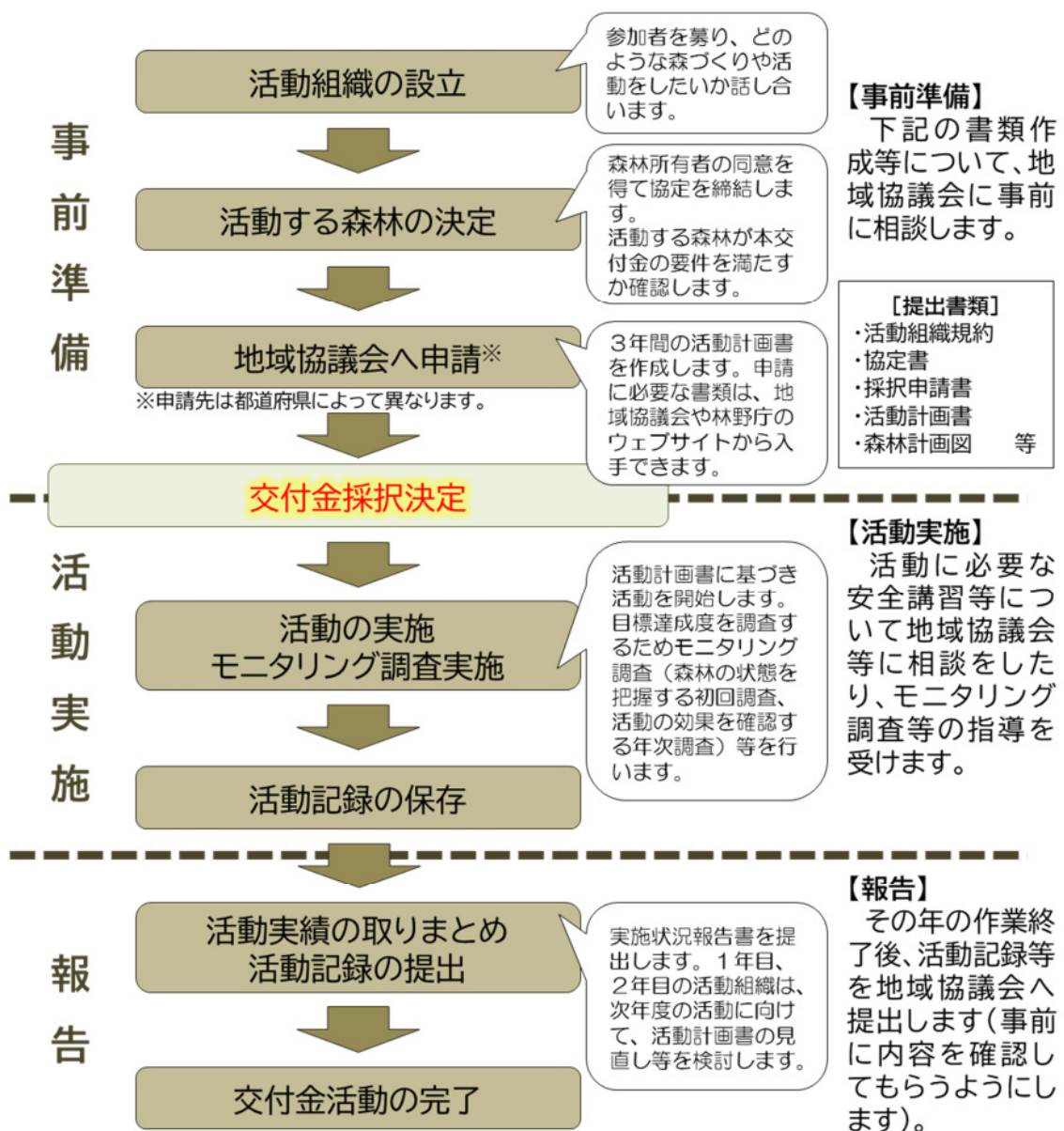


図 交付金を活用する際の大まかな流れ

2.2. 事前準備

2.2.1. 活動組織を作る

交付を受けるためには、活動組織を設立する必要があります。条件は以下のとおりです。

(1) 構成員が3人以上であること

地域住民、森林所有者、地域外の住民等が集まって設立する場合は、必ず3人以上の個人で構成されている必要があります。自治会、森林組合、生産森林組合、林家、企業等の法人や団体については、構成員の一員となることもできるほか、会員や職員、従業員が3人以上いれば、法人や団体自体が活動組織となることもできます。

【注意】 3人ちょうどでも条件を満たしますが、活動期間中に健康上の理由や仕事の都合から活動を継続できず構成員から外れる方が1人でも出れば、活動組織の要件を満たさなくなるため交付金の対象外となり、場合によっては交付金の返還を求めることもあります。このため、できるだけ多くの方を集めましょう。

(2) 専用口座が開設されていること

本交付金の振込先となる口座を用意してください。(3)に示したとおり、区分経理を行う必要があるため、本交付金専用の口座を用意するようにしてください。

(3) 区分経理が実施されていること

本交付金の会計処理は、交付金以外の会計処理とは区分してください。特に法人や団体が活動組織となった場合は、本体の会計(既存の会計)とは分けて会計処理してください。

(4) 規約が策定されていること

活動組織としての規約を策定する必要があります。規約例を実施要領に定めていますので参考としてください。法人や団体が活動組織となった場合等、既に規約がある場合は、実施要領で示す規約例を参考に、既存の規約に不足している部分を定めてください。

以下は、活動組織の規約を作成する際に定めておくべき基本情報です。初めて規約を作成する場合は参考としてください。

表 活動組織の規約作成時の基本情報

項目	解説
組織名称	活動組織の名称を定めてください。一般的な常識の範囲内であれば特段の制約はありません。既存組織の場合は既存組織の名称で差し支えありません。
事務所所在地	活動組織の事務所を定めてください。役員の自宅等、地域協議会からの通知等が届く場所としてください。法人格のある組織は、その法人の事務所で差し支えありません。なお、事務所は活動森林と同一の都道府県内である必要があります。 ※活動したい森林の所在地とは異なりますので注意してください。
役員	代表、副代表、書記、会計、監査役を定めてください。少人数の組織の場合は、兼務も可とします(例えば、書記と会計を兼ねる等)。ただし、代表者が会計や監査役を兼ねることはできません。 ※ 団体・法人が単独で活動組織となる場合 必ずしも団体・法人の代表等を役員とする必要はなく、団体・法人における本交付金の活動の責任者を明確にした上で役員としても差し支えありません。
構成員	構成員の一覧を作成します。役員も含めた全員が構成員です。また、構成員の氏名・住所を把握するようにしてください。団体・法人も構成員として差し支えありません。この場合、その団体・法人における、本交付金の活動の参加者一覧も用意します。 ※ 団体・法人が単独で活動組織となる場合 団体・法人の職員・従業員全てではなく、実際に活動に携わる者のみで差し支えありません。
設立日(規約の施行日)	申請日より前の日付であれば特に指定はありません。会議にて規約の内容を確認した会議の開催日や、関係者の確認が全てとれた日を以て設立日(規約の施行日)として差し支えありません。

2.2.2. 活動森林を決める

あらかじめ活動したい森林を決めておく必要があります。交付対象となる森林の条件は、以下のとおりです。

(1) 活動を行う時点で森林経営計画未策定の森林であること

森林法第11条で定められた森林経営計画が策定されていない森林での活動が対象となります。活動したい森林に森林経営計画が策定されているかは、森林のある市町村や都道府県又はその出先機関の林務担当部署に相談して確認します。地域によっては地元の森林組合や林業事業体の一部でも確認できる場合があります。

(2) 森林所有者と活動組織との間で協定が締結されていること

活動したい森林の森林所有者との間で締結された活動に関する協定書が必要です。実施要領の協定書例を参考としてください。活動森林内に複数の森林所有者がいる場合は、それぞれの森林所有者と協定を締結してください。森林の所有者が地区である場合は、地区の代表者と協定を結びます。

協定の対象期間は、少なくとも交付金で活動する期間が収まるように設定してください。なお本交付金は、交付が終了した後も活動が継続されることを目的としているため、協定の対象期間はできるだけ長く設定されることが望ましいです。

本交付金では、資源活用の取組を行うこととしています。このため、協定の際には、森林内の木や竹、その他の産物を活用することについて、その範囲や方法、得られた収益の取扱（販売する場合）を森林所有者との間で確認しておくようにしてください。

森林所有者が構成員であっても、活動組織とその構成員との間で締結された協定書が必要です。ただし活動組織自体が森林所有者の場合に限り、活動組織が活動したい森林の所有や権原を確認できるもの（登記簿抄本等）で代えて差し支えありません。

活動の途中で森林経営計画が策定されてしまい交付金の対象外となってしまったということがないように、協定を締結する際に活動期間中（協定期間中）は森林経営計画を策定しないように、森林所有者と十分に確認しておいてください（ただし、森林所有者が森林の管理を森林組合や林業事業体に任せており、森林経営計画の策定について森林所有者が十分認識していない場合もないとは言いきれませんので、協定締結の際に、どのように森林を管理しているかを森林所有者に確認し、森林組合や林業事業体に管理を任せている場合は、該当する森林組合や林業事業体にも相談することも有効です。

このほか、事業完了年度の翌年度から起算して5年以内に行う森林以外の用途に転用する行為、森林を整備する目的以外で活動森林等の立木竹の全面的な伐採除去を行う行為、その他本交付金の目的を達成することが困難となる行為は交付金の返還対象となりますので、協定締結時に、森林所有者との間で十分確認しておくようにしてください。

(3) 活動組織の事務所が活動したい森林と同じ都道府県にあること

本交付金は、“地域の森林を地域住民等が整備することへの支援”を基本的なイメージとしており、このため、活動したい森林と同じ都道府県内に、活動組織の事務所を置くこととしています。隣県の森林が地域の森林となっている場合もあるとは思いますが、御理解をいただけますようお願いいたします。

(4) その他法令で森林以外の用途に供されていると認められないこと

本交付金で対象とする森林は、森林法第2条に基づき、単に現況として木竹が集団して生育しているだけでなく、面積的に一定の広がりをもって、長期的に木竹の集団的な生育の用に供される土地をいいます。

森林法（昭和26年法律第249号）

第2条 この法律において「森林」とは左に掲げるものをいふ。但し主として農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地及びこれらの上にある立木竹を除く。

一 木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹

二 前号の土地の外、木竹の集団的な生育に供される土地

したがって、例えば、地目上「田」や「畑」となっている土地は、制度上は農地として利用されるべき土地であるため、現況として木竹が集団で生育していたとしても、そのままでは本交付金の対象とはなりません(この場合、非農地証明を取得することで本交付金の対象となります)。

(5) その他

活動したい森林が保安林や自然公園等に指定されている場合、交付金の対象にはなりませんが、作業に当たって、都道府県知事等の作業許可がないと作業できない場合があります。活動したい森林にこうした法規制がかかっているかについては、森林のある市町村や都道府県又はその出先機関の林務担当部署に相談して確認します。

2.2.3. 活動内容を決める

本交付金の交付に当たっては、活動したい森林の状況や活動の方向性等を踏まえ、3つのメニューから選択することになりますが、このためには活動内容のイメージづくりが必要です。活動したい森林が現在どのような状況なのか、今後どのような里山林にしていきたいのか、そのために必要な作業は何か、資源活用の取組としてどのようなことができるかを話し合い、活動内容を決めていきます。

【注意1】 本交付金は、地域の森林の整備・活用に継続して取り組む活動組織を支援することを趣旨としています。活動内容の検討に当たっては、面積の大小に関わらず、交付終了後も長く続けられる取組であるかという点で考えることが重要です。

【注意2】 本交付金は、活動に当たって傷害保険に加入することを交付の条件としています。このため傷害保険が受けられるかどうかについても注意して活動内容を検討してください。

2.2.4. 申請書類を提出する

本交付金の交付に当たっては、各都道府県に設置されている地域協議会で活動計画が採択される必要があります。採択を受けたい場合は、採択申請書類を作成し、提出してください。採択申請に必要な書類は都道府県によって異なる場合がありますので、採択申請に当たっては、事前に地域協議会や自治体等に相談してください。なお、地域協議会や自治体等によっては採択申請にあたり説明会を開催していることがあります。採択申請を考えている場合は可能な限り参加するようにしてください。

2.2.4.1. 申請に必要な書類

申請書類は、各地域協議会において定められた所定の様式に従って作成してください。なお、以下の林野庁ウェブサイトでは本交付金に係る資料を公開しております。特に、「里山林活性化

による多面的機能発揮対策実施要領」は、活動組織が申請する際に必要な書類の標準様式が掲載されていますので、参考としてください。

「森林・山村多面的機能発揮対策交付金(里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金)」(林野庁ウェブサイト)

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/sanson/tamenteki.html>



- 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱(令和7年3月改正)
- 里山林活性化による多面的機能発揮対策実施要領(令和7年3月改正)

なお、里山林活性化による多面的機能発揮対策実施要領で定めている申請時に必要な書類は以下のとおりです。

【申請時に必要な書類】※ ()内は実施要領における様式番号

- 里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金に係る採択申請書(様式第12号)
- 活動計画書(様式第11号)
- 里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金の実施に関する協定書(写し)(様式第9号※記載例)
- 活動組織規約(様式第8号 ※記載例)
- 活動組織参加同意書(様式第8号 別紙 ※記載例)
- 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート(様式第14号)
- 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:林業) 事業者向けチェックシート

※このチェックシートは以下からダウンロードできます。

(Word)

<https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.rinya.maff.go.jp%2Fj%2Fmokusan%2Fseisankakou%2Fattach%2Fdoc%2Fanzenkihan-3.docx&wdOrigin=BROWSELINK>

(Word)



(PDF)

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/seisankakou/attach/pdf/anzenkihan-10.pdf>

(PDF)



※掲載場所

「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(林業・木材産業)」(林野庁ウェブサイト)

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/seisankakou/anzenkiban.html>

2.2.4.2. 申請書類作成時の注意点

申請書類の作成に際しては、以下の点に注意してください。

【面積・延長について】

- 活動森林の面積は、森林簿により面積が分かる場合は森林簿の面積を用いて差し支えありません。また、地籍調査が完了している森林であれば、登記簿上の面積に基づいて面積を算定できます。
※地籍調査の実施状況は、国土交通省地籍調査WEBサイト (<http://www.chiseki.go.jp/>) で確認できます。地籍図、登記簿の交付・閲覧の手続きは、対象森林のある市町村のホームページ等で確認してください。
- 上記以外の場合は、図上で面積・延長を計測するか、地理院地図(国土地理院)等、ウェブ上の地図サービスを利用して計測した値を以て申請書類を作成し、採択後に活動森林の現地で面積・延長を実測し、採択変更申請書を提出するといった方法もあります。
※森林簿、森林計画図は、各都道府県の本庁、出先機関の林務担当課等で閲覧・入手できます。ただし個人情報として森林所有者以外には公開しないこともあり、この場合は森林所有者との調整や委任状の依頼といった対応が必要になります。
- 森林簿や森林計画図、地籍図や登記簿の閲覧・交付の手続きに必要な料金(手数料、印紙代)は、交付金の対象外です。

【図面について】

- 活動計画書には、活動する森林の位置等を示した図面を添付してください。用いる図面は原則として森林計画図としますが、自治体の森林GISや森林クラウドシステム等で出力した図でも差し支えありません。

【活動の目標と活動結果を測定するためのモニタリング調査方法について】

- 活動計画書には、活動の目標や、成果を測定するためのモニタリング調査方法を記載する欄があります。考え方や記載の方法については、2.3.2.1.1 を参照してください。

【協定書のコピーについて】

- 申請書類には協定書のコピーを添付してください。

[森林計画図の例]



縮尺 1/5,000

* 林班・小班・施業界の番号と位置を示した図。

背景の図面

・ 都道府県作成 1/5,000 森林基本図

・ 国土地理院発行 1/5,000 国土基本図 等

記載内容

・ 林班番号と林班界

・ 小班番号と小班界

・ 施業番号と施業界

(出典) 新潟県ホームページ <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/chisan/1356822049913.html> より引用して作成

[森林簿の例]

様式

森 林 簿

広域流域	森林計画区	市町村	森林管理署	林 班

小	大	森林の所在	森林所有者の在村・不在村	機械の種別	森林の種別	面積	樹種	樹齢	樹高	平地	立地	傾斜	伐採	更新	公益的機能	搬出方法	材積	成長	伐期	分	保	施	備
班	字	地番	本支	種	種	ha	種	種	種	種	種	種	種	種	種	種	種	種	種	種	種	種	種

森林の位置および森林資源等をまとめた台帳
記載内容

- ・ 森林の所在
- ・ 所有者
- ・ 樹種や林齢などの森林の情報
- ・ 保安林などの規制がかかっているか
- ・ 森林の評価

※ 赤枠は申請手続きに必要な情報

(出典) 『平成 25 年度版 森林計画業務必携』(株式会社 日本林業調査会) より引用して作成

2.2.5. できるだけ早く活動を開始したい場合（事前着手）

申請書を提出後、地域協議会が申請書の審査を行い認められれば、地域協議会から採択決定が通知されます。活動組織の活動（資機材等の購入も含みます）は、この採択決定が通知された日以降でなければ、交付金の対象にはできません。

しかしながら、地域協議会が申請書の審査を行い、採択決定を通知する時期は、年度当初に国が予算や交付等要綱、実施要領を示してからとなるため、地域協議会から採択決定が通知されるのは概ね6月～7月頃となってしまうのが一般的です。そうすると、森林整備の活動がしやすい春の時期は、たとえ採択が確実な活動であっても、採択決定が通知されていないため交付対象とはならず、活動の内容によっては支障を来すことも考えられます。

こうしたことから、本交付金では事前着手できる仕組みを設けています。具体的には、活動組織から地域協議会に対し事前着手の届け出を行っていただくことで、届に記載された着手日以降の活動を、交付対象としてお認めするものです（着手日は基本的に審査終了日以降の日付となります）。

少しでも早く作業に入りたいという場合は、採択申請と合わせて、事前着手の手続きも行うようにしてください。

【事前着手の申請に必要な書類】※（）内は実施要領における様式番号

- 里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金に係る交付決定前着手届（様式第17号）

2.3. 活動実施

2.3.1. 現地での活動の前に

2.3.1.1. 安全な活動のための準備

森林内での作業では、普段の生活では使わないような刃物や機材を使用したり、足場の悪い場所で作業しなくてはならなかったりします。さらに暑い中又は寒い中に作業をすること、作業中の天候の急変、危険生物との遭遇も考えられ、安全確保に十分な注意を払う必要があります。

実際に作業を始める前に、以下の点に注意し、必要な準備を行ってください。なお、購入にあたって、地域活動型の場合は一部の物品は本交付金の対象としています。また、複業実践型については、安全衛生装備は定額で支援しておりますので、活用してください(対象の物品の詳細は地域協議会等に確認してください)。

【服装・装備】

- 全身:肌の露出を避けるのが基本です。長袖・長ズボンを着用しましょう。作業中に周囲の草木に引っかかること等を防ぐため、袖締まり、裾締まりのよいものを選びます。着用する衣服の選定の際は、作業性や速乾性、保温性、防湿性、透湿性等を考慮します。なお、森林内では草木に紛れて視認性が下がるため、目立つ色の服を着用するとよいです(万が一事故が起きた場合にも見つけてもらいやすい)。
 - 頭部:森林内で作業する際はヘルメットを着用しましょう。刈払いや伐倒を行わず、見回りや講習会を受講するだけといった場合でも、上から枝が落下して頭部に衝突する事例もありますので、基本的には森林内の作業の際はヘルメットを着用することが望ましいです。なおヘルメットの内部部品は消耗品ですので、状態に応じて交換しましょう。ヘルメット自体も使用期限が設定されているので注意してください。
 - 手:作業時の手の保護のため手袋も用意しましょう。軍手は安価ですが、保護性能は低いため、ある程度保護性能がある手袋を選びましょう。
 - 足:スニーカーやジョギングシューズではなく、足首を保護できる作業靴や長靴、地下足袋を履くことが望ましいです。さらに刈払い後の場所を歩く場合、刈り払った後の木やササが鋭利なことがあり、踏み抜いて足の裏をケガする場合もあるため、必要に応じて安全靴を履くことも検討してください(ただし、安全靴は重く疲れやすくなることに留意)。
 - チェーンソー・刈払機等の動力機械を使用する場合:切創事故、騒音・振動障害を防ぐため、下肢の切創防止用保護衣、安全靴、保護帽(ヘルメット)、保護網(フェイスガード)、保護メガネ(ゴーグル)、防音保護具(イヤーマフ)、防振機能のある手袋等を着用します。
- ※ 厚生労働省の「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」もあわせて読んでください。

【注意】法人が活動組織となっている場合は、労働安全衛生法令に基づいた措置を的確に履行してください。

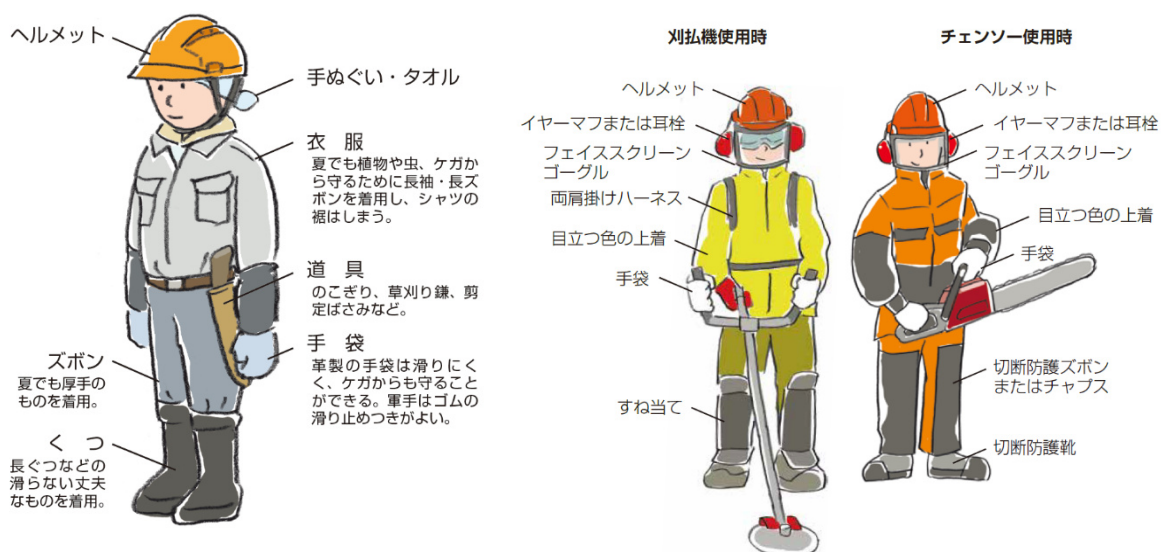


図 作業時の服装のイメージ(右は動力機械を使用する場合の服装のイメージ)

【危険生物への対策】

森林内では、ヤマウルシ、ヘビ、スズメバチ等、人間にとって危険な生物と遭遇する可能性があります。さらに最近、クマとの遭遇による事故も度々報道されているところです。

危険生物への対策方法や、ハチ用の殺虫剤、クマ鈴等、必要な物品について、活動計画を踏まえ、作業前に確認・準備しておきましょう。

【森林内の危険箇所の把握】

活動森林内はどのような場所になっているか、危険な場所はないかをできるだけ事前に把握しておきましょう。例えば、転倒・滑落しやすい急斜面や、転落しかねない崖の位置をあらかじめ把握しておく、現地で慌てることなく対応できます。

【道具の使用方法の理解】

普段使うことのない道具を使う場合は、使い慣れていないため、事故が起こりやすくなります。チェーンソーや刈払機、チッパーなどの動力機械は効率的な作業を行う上で不可欠ですが、同時に、不適切な使い方をすれば切断事故や巻き込まれ事故等、大きなケガや最悪の場合死亡事故につながります。適切な使用方法は事前に理解しておくようにしてください。

【緊急時の対応の確認】

万が一、作業中にケガや病気が発生した場合に備え、あらかじめ、搬送ルートや搬送方法、搬送先の病院を確認し、活動組織内で共有しておきましょう。

2.3.1.2. 保険への加入

本交付金では、交付の条件として傷害保険の加入が必須となっています。実際に作業を始める前に、森林整備の作業をカバーしている保険(NPO 法人森づくりフォーラムや、各都道府県の社会福祉協議会が取り扱っている森林ボランティア向けの保険等)に必ず加入してください。なお、保険を選ぶ際の注意点は以下のとおりです。

- 活動計画の内容をカバーできる補償内容か確認してください。例えば、チェーンソーなどの動力付きの機械を使用する場合は適用の対象外となる保険が多いです。また、熱中症への補償は、保険によって適用の対象外だったり、特約を付けなくてはならなかったりする場合があります。
- 活動の内容によっては、他者にケガをさせたり、他者の物品や施設を破損したりするリスクがあります。その場合、賠償責任に対応した保険を選ぶことを推奨します(傷害保険と賠償責任の両方に対応している保険もあります)。
- 団体が加入する保険の場合、申込時に参加者名簿の提出が必要となることもありますが、保険によっては名簿提出までは求められないこともあるため、参加者の募集状況も考慮して保険を選ぶとよいでしょう。ただし名簿提出が求められない保険であっても、事故発生時には参加者の氏名、住所、生年月日等、個人を特定できる名簿は必要となりますので、事前に準備しておきましょう。

2.3.2. 活動の進め方

2.3.2.1. 「PDCAサイクル」で進める

本交付金では、活動の効果を把握するため、「PDCAサイクル」の考え方(計画立案(Plan)、活動の実施(Do)、成果の確認(Check)、計画の見直し(Action)という一連の流れで管理する)に沿って、森林整備と合わせてモニタリング調査も行うこととしております。本交付金では目指す森林の姿等を活動計画にまとめた上で森林整備の作業を始めることとしていますが、モニタリング調査も行うことにより、活動森林の現在の姿と、目指す森林の姿の差を定量的に知り、森林の多面的機能発揮に向けて今後どのような作業や取組をどのくらい行えばよいのか、といったことを考えることができるため、過剰な伐採等、逆効果になるような活動になることを防ぎ、より効果的に本交付金の活動を進めることができます(もちろん、本交付金は国の予算による事業ですので、モニタリング調査を行うことにより、国の予算を効果的に活用していることを客観的に示すことにもつながります)。

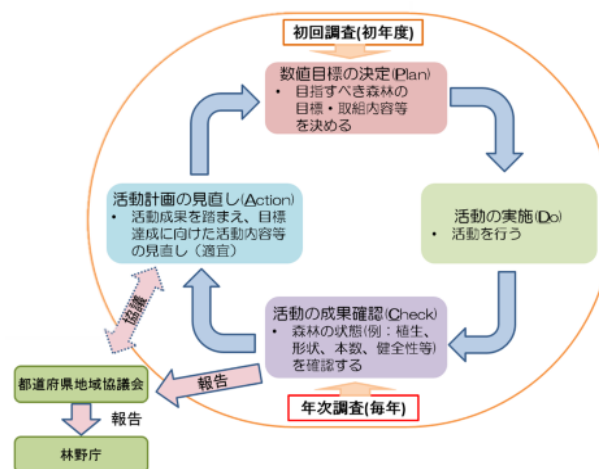


図 本交付金における PDCA サイクルのイメージ

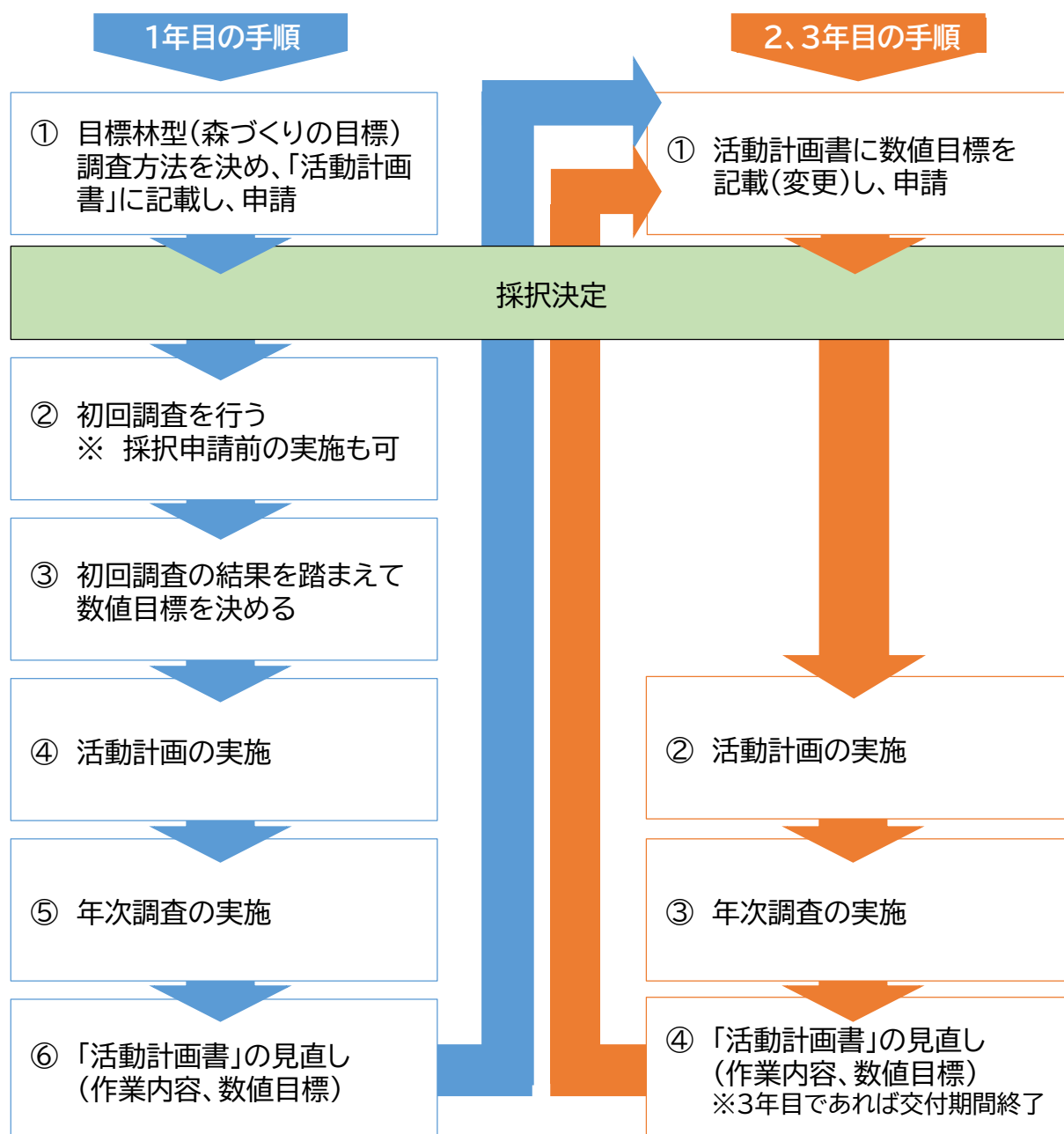


図 活動の進め方のイメージ

以下、本交付金での基本的な活動の進め方を示します。

2.3.2.1.1. Plan: 目標林型、作業内容、調査方法を決める

採択申請に先だって、1年目の活動を行う森林をどのような姿にしていきたいのか(「目標林型」といいます。)を決めます。

目標林型は、その森林の状態や、地域事情、活動組織の考えによって様々ですが、付属資料「里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金モニタリング調査のガイドライン」(以下「モニタリング調査ガイドライン」)の「目指す森林の姿(目標林型)、モニタリングの調査方法・調査項目

の例」及び「モニタリング調査に係るフローチャート」で例示的に示しておりますので、参考としてください。

目標林型が決まったら、森林整備の作業内容をどうするか(除伐・刈払いが中心なのか、あるいは、ツル切り・枯損木処理・刈払いが中心なのか、等)を決めます。ここでも、「モニタリング調査ガイドライン」の「モニタリング調査に係るフローチャート」を参考としてください。

目標林型と作業内容が明確になったら、モニタリング調査の調査方法を決めます。目標林型・作業内容に応じた調査方法の例を、上述した「モニタリング調査ガイドライン」の「目指す森林の姿(目標林型)、モニタリングの調査方法・調査項目の例」及び「モニタリング調査に係るフローチャート」に示しておりますので参考としてください。

上述した「モニタリング調査ガイドライン」の「目指す森林の姿(目標林型)、モニタリングの調査方法・調査項目の例」及び「モニタリング調査に係るフローチャート」に示された例ではイメージしている活動内容とそぐわないと感じた場合は、活動組織自身が独自の目標林型や作業内容、調査方法等を提案することもできます(モニタリング調査ガイドライン「独自の目標・調査方法の提案」を参照してください)。

困ったら地域協議会等に相談しましょう。なお本交付金ではより高度な助言が受けられるよう、地域協議会が活動組織へアドバイザーを派遣する制度(2.3.2.3.2を参照)もあります(※都道府県によって対応できる分野に違いがあります)。必要に応じアドバイザーの派遣を受けることを検討してください。

目標林型、作業方法、調査方法が決まったら「活動計画書」に記載し、他の書類と一緒に地域協議会へ採択申請を行ってください。

【モニタリング調査(初回調査)】 ※活動1年目の森林のみ

採択が決定されたら、初めて採択された活動森林については、モニタリング調査の初回調査を行います。初回調査は、交付金の活動を開始する前に、その活動森林の現状を把握するために行います。

※採択決定の前に初回調査を実施しても差し支えありませんが、その場合、事前着手を届け出た場合を除き交付対象外ですので注意してください。

初回調査では最初に調査区を設定します。活動森林のなかで、生育している樹木や下草、日当たりや地形等の条件が標準的と考えられる場所に設定します。活動森林の中に条件が異なる場所が複数ある場合は、条件が同じ場所ごとに調査区を最低1か所設けるようにしてください。調査区の大きさは調査方法によって異なりますので、「モニタリング調査ガイドライン」の「目指す森林の姿(目標林型)、モニタリングの調査方法・調査項目の例」を参照してください。なお、交付期間(原則最大3か年度)中は場所を変えることはできませんので、調査区の場所の選定は注意してください(木材資源利用調査など、初回調査と年次調査の場所と方法が異なる調査方法もあります。)

調査区は、大まかな形状がわかるように、境界上にある立木や目印となる立木にテープやペンキで印を付けたり、地面に杭を打ったりしておきます。交付期間中に消失しないよう、明確に

しっかりと表示してください。これは、作業時だけでなく、モニタリング調査の写真を撮影(後述)した際に、写真のどこが調査区かわかりやすくすることにもつながります。

設定した調査区で、申請時に決めた調査方法により、初回調査を行い、調査結果を踏まえて、交付期間の終了時に達成すべき数値目標を決めてください。数値目標は、地域の事情や、メンバーの習熟度、森づくりの長期的な目標なども踏まえて決めます。

一旦目標とした数値は、交付期間内で達成する必要がありますが、安全に作業できる範囲内で達成できる数値を目標としてください(交付期間内で達成すればよいため、1年目や2年目で達成できなくても差し支えありません。)。なお、交付期間中に目標林型に到達する必要はありません。目標林型に近づけることは長期的に目指す目標です。

数値目標を決める話し合いの結果、目標林型や調査方法への変更が必要となった場合は、理由を添えて地域協議会に相談してください。地域協議会の承諾が得られれば、目標林型や調査方法を変更できます。また、ここでも困ったら地域協議会に相談し、必要に応じてアドバイザー(2.3.2.3.2 参照)の助言を受けましょう。

2.3.2.1.2. Do:森林整備作業

モニタリング調査(初回調査)や数値目標の設定が終わったら、いよいよ実際の森林整備の作業を開始していきます。安全に配慮しながら、数値目標の達成を目指して活動を進めましょう。

2.3.2.1.3. Check:モニタリング調査(年次調査)

年度内に行うべき森林整備作業が終わったら、モニタリング調査(年次調査)を行います。年次調査は、毎年度の活動成果を確認するため、交付金の活動が終了した後、実施してください。原則として初回調査で設定した調査区で行います。

2.3.2.1.4. Action:活動計画を見直す(作業内容、数値目標等)

年次調査の結果に基づいて活動計画を見直します。必要に応じて改善策を次年度の活動計画に反映します。数値目標やモニタリング調査の調査方法は、合理的な理由を地域協議会に示して承諾が得られれば、変更することができます。もし当初設定した数値目標が現実的ではないと判断されれば、より現実的な数値目標に変更しましょう。

表 数値目標を見直す場合の例

例1	【活動計画量に無理があった場合】 ・構成員数に対して活動森林が広すぎた ・想像より作業が難しく時間がかかった 等	無理な作業計画は事故の元ですので、余裕を持った計画にします。
例2	【目標設定値に齟齬があった場合】 ・もっと低い目標数値でも目標林型を実現できることがわかった ・目標林型を実現するには別の目標数値が必要だった	高すぎたり適切でない目標数値を設定してしまうと、過剰に伐採したり切るべきでない木を切ったりする等、取り返しがつきません。
例3	【自然災害等で活動期間内に目標達成できない場合】 ・台風の影響で風倒木が発生した他、土砂崩れで林道が通行できず、当初設定した目標が達成できなくなった	自然災害等があれば、状況に応じて柔軟に計画を見直すことが大切です。
例4	【病虫獣害が発生した場合】 ・植栽した苗木が軒並み食害を受けた ・活動森林内で根元におが屑が積もった木が増えた	病虫獣害の場合は、数値目標の変更とともに、被害防止対策も活動計画に盛り込むことを検討してください。
例5	【安全確保上の問題が生じた例】 ・森林整備の観点からは特段問題ない数値目標だったが、付近の施設から安全確保上の問題があるとの指摘を受けた。	里山林である以上、地域に近いところにあるため、地域と調和した森林づくりが求められます。

2.3.2.2. 活動を記録する

2.3.2.2.1. 作業内容を記録する

本交付金では、活動の証拠として、実績報告の際に、作業日ごとに作業内容や参加人数、活動時の写真をまとめた「活動記録兼作業写真整理帳」を提出することとしています。

このため、作業をしたら作業日時、作業場所(活動森林のどの場所か)、作業内容(どのような作業を行ったか)、作業参加者数(活動組織の構成員の数、構成員以外の数、参加者のうち地域外関係者の数)を毎回記録しておきます。

2.3.2.2.2. 記録写真を撮影する

前述のとおり、実績報告の際に「活動記録兼作業写真整理帳」を提出する必要がありますので、作業した日は必ず記録写真を撮影します。

■ 必要な写真

- 参加者の集合写真

作業活動日の参加者数の証拠として集合写真を撮影してください。日当を払う場合には特に重要です。記録した参加者数と写真の人数、日当を支払った人数が一致しない場合、返還を求めることもありえます。複数のグループに分かれたり、時間をずらして作業を行う等の場合で、参加者全員が一度に1箇所に集まらない場合は、それぞれ作業場所で撮影し、全体として人数が確認できるようにしてください。なお、撮影者が写っていないことがないように、三脚・自動シャッター機能を活用する等して、撮影者も含めた全員が写真に収まるようにしてください。なお、原則として集合写真は参加者以外は入らないようにしてください。記念写真等、参加者以外のメンバーも写っている写真は避けてください。



図 集合写真のイメージ
(撮影者も含め全員が写る)

➤ 作業前・後の写真(遠景・近景)、作業中の写真

どのような作業を行っているかが分かるように撮影します。作業前と作業後の写真は、必ず同じ位置から同じ方向に向けて撮影し、活動する森林の作業前後の違いがわかるようにしてください。標識用テープを結んだ立木や岩等、目印となるものと一緒に撮影すれば、前後の比較がしやすいです。また、作業前後の写真は小班や地番単位で撮影してください。ただし、小面積の小班や地番が数多く集まっている場合で同じような環境であれば、効率的に撮影を進めるためにまとめて1つの単位として撮影しても差し支えありません。遠景は作業した場所の全体の雰囲気をつかめるように撮影してください。近景は作業の前後で違いがよく分かるように近づいて撮影してください。

なお、メインメニューだけでなく、追加メニューのうち「機能強化」を行った場合も作業前・中・後の写真を撮影してください。現況調査、見回り活動を行った場合は、作業中の写真を撮影しておくようにします。

	遠景(場所の状況を伝える写真)	近景(作業の状況を伝える写真)
作業前／中	作業前 	作業中 
作業後	作業後 	作業後 

図 写真を撮る際に目印を入れる(つける)と比較が容易

➤ 外部委託の写真

作業の一部を委託する場合は、委託事業者にも必ず作業前・中・後の写真を撮るように指示し、作業後に写真データ等で提出してもらうようにします。

➤ 資源活用取組に係る写真

本交付金では資源活用取組(原則として素材としての利用)が要件となったことから、その取組中の写真も撮影してください。活動計画に記載した、丸太等の処理、搬出、運搬、薪割り、炭作り、落葉や特用林産物の採取・利用等の資源活用取組状況がわかる写真を撮影してください。これらは資源活用取組中の写真のみで差し支えありません。

➤ 購入した資機材、消耗品の写真

資機材等の物品を購入した場合には、その証拠写真(物品の写真)を撮影します。交付金で購入した物品のみを撮影してください。同じ物品を複数個購入した場合には、購入したものを並べる等して、写真だけで購入数が分かるように撮影してください。機材の場合、型番や品名等が分かるような写真も撮影しておきます。



図 資機材等の写真撮影の良い例・悪い例

■ 撮影時の注意点

- 撮影時の情報(日時、場所、作業内容、作業前・中・後の別、参加者、(資機材の場合)機材の名称等)を記載したスケッチブックや小さい黒板・ホワイトボード等と一緒に写真を撮影するようにしてください。写真は、時間が経って記憶が薄れたり、撮影者と取りまとめ者が異なると何の写真かわからなくなることがありますが、こうすることで、写真の整理・分類をする時に分かりやすくなります。

作業年月日	令和○年○月○日
作業場所	○林班○小班
作業内容	ササ刈払いチップ化
作業前・中・後の別	作業中
参加者	7名
撮影者	里山 太郎

図 一緒に撮影するスケッチブックのイメージ

- 毎回必ず参加者同士で、誰が何を撮影するのかを確認し合うようにしましょう。「○○さんが撮影していると思っていた」等として誰も写真を撮っていなかった場合、その日一日の作業が交付対象外になりかねません。
- 写真は、作業した年月日(撮影した年月日)が分かるよう、ファイル名に作業年月日を入れると整理しやすくなります。
- 撮影は、必要に応じてズーム機能を使う等して、安全上無理のない範囲で行うようにしましょう。遠景写真については、崖の近くなど、場所によって撮影ができない、あるいは危険な場合がありますが、無理に撮影する必要はありません。また、作業中の写真を撮るからと言って、チェーンソーで伐倒中の作業者や、刈払機で刈払い中の作業者のそばに近付いて撮影することは決してしないでください。
- 写真は必ず横長で撮影してください。活動実績を報告する際の様式では、写真は全て横長としております。
- 鮮明な写真を撮影しましょう。被写体が影になって何をしているかわからない写真にならないよう逆光での撮影は避けます。また、被写体がぼやけた写真にならないようオートフォーカス機能が働いているかを意識して撮影します。撮影後にはプレビュー機能で、きちんと撮影できたかチェックする癖をつけるとよいです。

- 基本的にはフラッシュは使わないようにしますが、林内が暗く、どうしても手ブレがひどい場合は、必要に応じてフラッシュを使って撮影してください。
- デジタルカメラやスマートフォンで撮影する場合
 - 充電は事前に十分しておくか、モバイルバッテリーや乾電池式の充電器を用意しておきましょう。特にスマートフォンの場合は、森林内の携帯電話の電波が弱かったり、気温が低かったりすると消費が早くなりバッテリー切れになりやすいです。
 - メモリーの空き容量を確保しておきましょう。メモリーがいっぱいで撮影できない、といったこともありえます。
 - 写真の解像度は、120万画素相当・1,280×960ピクセル程度で十分です。
- カメラを森林内で落とさないようにしましょう。森林内を移動しながら撮影しているとカメラを落としてしまうこともありえます。森林内で落としたものはめったに見つけることができません。撮影後はネックストラップを使うか、作業服のポケットやリュックサック等のカバンにしまいましょう。ポケットやカバンにしまう場合は、ボタンやファスナーも綴じるようにします。
- 撮影した写真は、作業後早めに責任者が管理しましょう。現場にパソコンを持参してその場でパソコンにコピーしてしまうか、SDカード等を渡す、当日中にメール等でデータを送付する等して、早めに活動組織の責任者に渡るようにします。責任者は、活動記録と合わせて作業日と取組内容が分かるよう、適切に整理・管理しておきます。なお、電子データは不具合で消失するリスクが常にあるため、CD-RやSDカード、ポータブルハードディスク等にコピーを保存しておくようにしましょう。

■ モニタリング調査(初回調査・年次調査)での写真撮影

モニタリング調査の際も写真撮影が必要です。上述に加え、以下も留意してください。

- 調査区全体が収まるような写真を撮影します。また、変化が分かるように、初回調査時と年次調査時で撮影位置は変えないようにします。このため、撮影位置を示す杭や、立木に目印を付け、「目印の木から〇m 北側に離れた位置から南向きに撮影」等と記録しておきます。毎回必ず同じ場所で、同じ方向に向かって、地面からの高さも同じになるように撮影してください。加えて、撮影時の情報(日時、場所、モニタリング調査であること、参加者)を記載したスケッチブックや小さい黒板・ホワイトボード等と一緒に写真を撮影するようにしてください。



図 調査区の写真の例（ロープで調査区範囲が見て取れる。
また、調査対象木もテープで判別できる）。

- 調査方法によっては近景写真も撮影してください。例えば、希少な植物の保護を目的とする場合は、生育している希少種の近景を、萌芽の再生を目的とする場合は、再生した萌芽の近景を、それぞれ撮影するようにしてください。
- 年次調査では、各年度の比較のため、撮影時期、時間帯、天気をできるだけ合わせるようにします。

2.3.2.2.3. 領収書を保存する

- 交付対象となる支出は、全て領収書の取得と保管が必要です。活動実績の報告には、領収書のコピーを添付していただきますので、参加者への日当・交通費、講師への謝金・交通費、燃料代、資機材の購入費等、必ず領収書を取得してください。活動組織の適正な活動の証拠となります。
- 領収書のあて名は活動組織名としてください。
- 日当や交通費は、実際に活動した人数との整合性が問われますので、忘れないように領収書の裏にメモを残しておく等、いつの何の活動で発生した経費なのかを記載しておくようにします。
- 近距離のバス路線や鉄道で、交通費等の領収書が取得しにくいものは、かかった交通費が適正なものであることを証明する資料を揃えておきます（交通費・経路検索ソフトなどの結果を出力したもの）。
- 領収書は、人件費（謝金含む）、委託費、その他（消耗品購入費、旅費、通信運搬費、燃料費等）、資機材費に区分して、コピー用紙などに貼り付け、番号をつけて整理します。金銭出納簿に記載する際は、領収書の番号で照合します。領収書のほか、見積書、納品書、請求書については、内訳書が記載されていると後でわかりやすく整理できます。資機材等財産については、金額、領収書に加えて、保管場所なども記載します。

2.3.2.3. 活動のレベルアップ

2.3.2.3.1. 講習の実施

本交付金では、活動組織は毎年1回以上の安全講習や森林施業技術の向上の講習を実施することとしています。複業実践型を行う場合は、毎年1回以上の安全講習を行ってください。

➤ 安全講習

普段の作業の進め方について、安全上の問題がないか等、改めて確認する機会としてください。地域協議会等が安全講習会を開催する場合は、できる限り参加しましょう。その他、消防署等が実施する救命講習を受講すること等も考えられます。

刈払機やチェーンソー等の動力機械を使用する場合は、安全衛生教育や特別教育等を受講するようにしてください。

安全講習を活動組織自身で開催することもできますが、講師になる方は都道府県や地域協議会等が主催する安全講習会に積極的に参加してください。(自己流の対策が重大な危険をはらんでいることは往々にしてあり得ることです。正しい知識に基づき、正しく扱うことが安全対策となります)。

後述するアドバイザー制度(2.3.2.3.2)を活用して、地域協議会が派遣する専門家の講習を受講することもできますので検討してください。

【安全講習により期待されることの例】

- ✧ 活動森林や作業内容、使用機材における危険への理解向上
- ✧ 活動組織内でのヒヤリハット事例(下図参照)の共有、事故防止策の検討
- ✧ 使用する機材や道具の利用方法、手入れ方法への理解向上
- ✧ 作業中に発生しうるケガや病気、その対応への理解向上 等

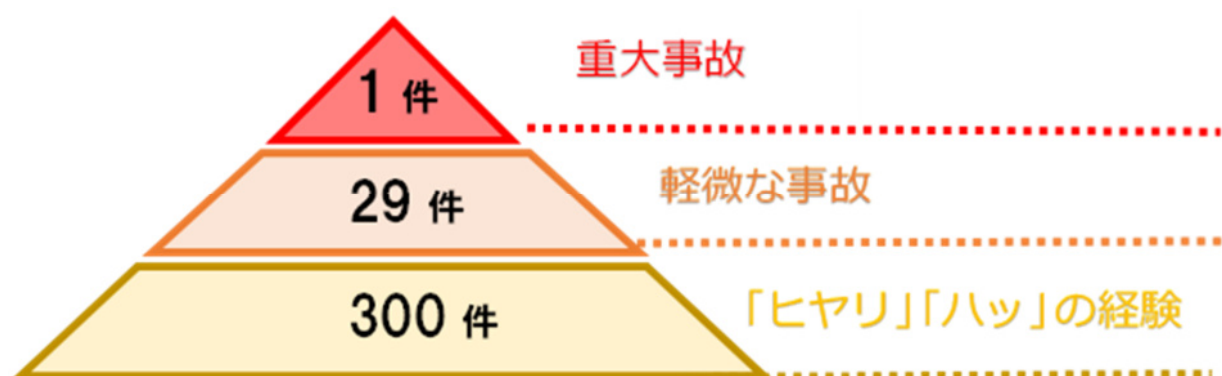


図 ヒヤリ・ハットのイメージ

2.3.2.3.2. アドバイザーの活用

活動について技術的な助言が必要な場合は、専門家に講師となってもらい助言を得ることもできます(講師の謝金・旅費も交付対象です)。その他に、地域協議会に依頼する方法や、地域協議会が派遣するアドバイザーに助言を求めることも可能なので積極的に活用してください。地域協議会が派遣するアドバイザーについては、謝金や旅費は地域協議会が負担)。各都道府県の

アドバイザーの詳細は、地域協議会等へ問い合わせてください(都道府県によって対応できる分野が異なることがあります)。

林業普及指導員の指導・助言を受けられる場合もありますので、地域協議会や都道府県の担当部局にも相談してみてください。

2.3.2.4. 活動時の注意点

2.3.2.4.1. 災害発生時の対応

絶対に起こさないという気持ちは何よりも大事ですが、災害(=事故)の発生は常に想定して作業を行いましょう。災害が発生した場合は、被災者の救護と被災者の家族への連絡を行ってください。その後、地域協議会へ第一報を行い、後日、改めて詳細な情報を地域協議会へ報告してください。

※地域協議会は、活動組織から災害発生連絡を受けたら林野庁へ連絡をします(第一報)。特に、死亡事故や重傷となった場合は速やかに林野庁に連絡し、続報があれば随時林野庁へ報告します。林野庁は、類似災害の発生を未然に防ぐため、全国の地域協議会と事故の概要を共有し、注意喚起します。

【事故発生概要の報告事項】※第一報は判明している情報のみでよいので速やかに報告

- ① 活動組織名
- ② 災害発生日時・発生場所
- ③ 被災者情報(氏名、性別、年齢、安全装備の状況、保険加入状況、特別教育等の状況)
- ④ 発生状況
- ⑤ ケガの状況
- ⑥ その後の経過
- ⑦ 再発防止策
- ⑧ その他参考情報

2.3.2.4.2. 道具や機材の保管・手入れ

- 作業で使用した道具や機材は責任を持って適切なメンテナンスを行いながら使用しましょう。特に交付金を使って購入した資機材は、責任を持って維持管理してください。例えばチェーンソーも都度目立てを行う必要があります。よくわからない場合は、地域協議会やアドバイザーに聞く等して、適切に手入れをしながら、道具や機材を長く使用できるようにしましょう。なお、メンテナンスについては各活動組織の責任で行われるものとして、現場で応急的に行われるメンテナンスや交換部品を除き、本交付金では交付対象外としておりますので、注意してください(詳細は地域協議会等へ確認してください)。
- なお、チェーンソーや刈払機、チップパー等については、盗難を十分に警戒し、施錠できる保管庫で保管するなどして、十分に対策をとるようにしてください。

2.3.2.4.3. その他

【装備、機材の点検】

ヘルメット等の安全衛生装備や、使用する機材は、作業前に点検し、劣化や破損が生じていないかどうか毎回確認しましょう。また機材については、不適切な使用や不十分な手入れにより劣化や破損が早く進むことがありますので、正しい使用方法を遵守するとともに、使用後は適切な手入れを行うようにしましょう。

動力付きの機械を使っているときは、キックバックなどの予測不可能な動きをすることがありますので、注意が必要です。

【ケガや疾病への対応】

作業を始める前には、ケガの防止のため、準備体操やストレッチを十分に行うようにしましょう。また、適切な服装・装備もケガの防止につながります。

救急セット等の医薬品類は毎回必ず準備するようにしましょう。当日の天気や気温、湿度も考慮し、熱中症対策の冷水を各自が用意しておくことも効果的です。

また、万が一の場合に備え、ケガや緊急時の対応を毎回参加者同士で確認しておきます。

【作業時のコミュニケーション】

一所懸命の作業も大事ですが、ひとり夢中になってしまうと事故の原因にもなります。危険が及ぶ範囲内に別の人が入っていないか、足場が悪くなっていないか等、周囲を十分注意しながら作業を進めるようにしましょう。参加者同士でコミュニケーションをとりながら作業することも効果的です。

【気象状況への対策】

せっかくの活動日に関わらず、荒天となってしまったということもあると思います。そのような場合は、残念ではありますが、安全第一と考え、無理せず、作業を中止する判断をするようにしましょう。

【体調管理】

たまに森林内での活動をするといった程度の場合、活動日は張り切ってしまいがちで、無理をしてしまうこともあるかもしれません。無理はせず、疲れを感じる前に休憩をとるようにしましょう。体力は人それぞれですので、各自がこまめに休憩をとるようにします。また、作業の前日には十分な睡眠をとるなどの体調管理も重要です。

【「慣れ」への対策】

ある程度作業を継続すると、作業に慣れたり、自信がついたりしますが、「油断」や「過信」につながり、大ケガ等の事故を引き起こす要因ともなります。慣れや自信自体は、次の作業へのやる気にもつながり、良い面もありますが、「大丈夫だろう」と楽観視することなく、丁寧に作業するようにしましょう。

2.4. 報告

2.4.1. 実績報告の提出

2.4.1.1. 実績報告(精算)に必要な申請書類

作業が終了したら、地域協議会取組状況を報告し、交付金の交付を申請します。年度末ギリギリになって慌てることがないように、作成できるものは年度途中から作成しておくようにしましょう。例えば、写真整理帳は作業が終わればすぐに作成できるはずです。各地域協議会の指示する締め切りに間に合うように報告しましょう。

実績報告の作成に係る事務作業に対する日当もメインメニューの使途の対象として差し支えありません(事務作業については作業写真の撮影は不要です)。

なお実際の提出は、各地域協議会において定められた所定の様式に従って作成してください。里山林活性化による多面的機能発揮対策実施要領で定めている、実績報告時に必要な書類は以下のとおりです。

【実績報告時に必要な書類】※ ()内は実施要領における様式番号

- 交付金の交付申請書式(様式第6号 別添2 別記様式第1号) ※振込口座等
- 里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金に係る実施状況報告書(鑑、実施状況整理票、効果チェックシート)(様式第20号、20号別紙1、20号別紙2)
- 里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金 金銭出納簿(様式第21号)
- 里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金に係る活動記録兼作業写真整理帳(活動日毎の集合写真)(様式第18号)
- 里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金に係る作業写真整理帳(活動場所毎の作業写真)(様式第18号別添)
- 里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金 モニタリング結果報告書(様式第19号)
- 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート(様式第14号)
- 領収書のコピー、業務日誌等

2.4.1.2. 報告書類作成時の注意点

作成が必要な報告書類のうち一部は、以下の点に注意して作成してください。

【実施状況報告書(整理表)・金銭出納簿・活動記録兼作業写真整理帳】

- 実施状況の確認は基本的にはこの写真整理帳により行われます。この写真整理帳が活動内容の証拠となりますので、適切に作成してください。
- 「活動日毎の集合写真」は、「活動記録」に全ての活動日を記載し、作業に参加した人の集合写真を添付します。同じ日に複数の作業班が活動していて集合できない場合には、作業班毎に整理帳を作成します。

- 実施状況報告書(実施状況整理票)、活動記録兼整理帳(活動日毎の集合写真)、金銭出納簿との間で、支出額等の整合がとれている必要があります。例えば、ある作業日において、集合写真に写っている人数と金銭出納簿で日当を支出した人数が違っていると、金銭出納簿で委託費が計上されているのに、実施状況整理票に外部委託費が計上されていない等ということがないようにします。
- 「活動場所毎の作業写真」は、活動場所毎の作業前、作業中、作業後の状況がわかる写真を添付します。全ての作業日の写真を添付する必要はありません。
- 「金銭出納簿」については、備考欄に資機材等財産の保管場所を記入してください。

【モニタリング結果報告書】

- 初回調査時に設定した数値目標の達成状況について、毎年度の活動終了後に初回調査と同じ場所で年次調査を実施し、その結果を記載します。なお、調査方法によっては初回調査の実施時期と同じ時期に調査しなければならないこともあります。その場合は翌年度に初回調査と同じ時期に年次調査を行ってください。詳しい調査方法等は、「モニタリング調査ガイドライン」を御覧ください。
- 目標達成状況が分かりにくい場合には、対象物を近距離から撮影した写真も添付してください。

2.4.2. 資機材の維持・管理

交付金で購入した資機材等は活動組織の所有ですが、農林水産省が定める処分制限期間の間は、適切に管理し、勝手に売る、譲る、廃棄することはしないでください。

処分制限期間は物品毎に決まっています。概ね5年以上のものが多いため、最大3か年度の交付期間が終わった後も、一定の期間、活動組織の責任で維持・管理を行う必要があります。交付期間が過ぎたからと言って活動もやめてしまい、手入れもせず放置して結局紛失した等ということが決してないようにしてください。本交付金の趣旨を踏まえ、交付期間終了後も取組を継続する中で、適切にメンテナンスしながら効果的に活用していくようにしてください。

なお、購入した機材のうち、50万円以上のものは、台帳を作成し、整理番号をつけて管理する必要があります。保管場所も決めておく必要がありますので、資機材の購入に当たっては、こうしたことも考慮してください。

(以上)

付属資料

地域協議会 窓口一覧(令和7年5月時点)

都道府県	地域協議会名	事務局	電話番号
北海道	北海道森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会	(公社)北海道森と緑の会	011-261-9022
青森県	青森県里山再生協議会	青森県林業改良普及協会	017-722-5482
岩手県	いわて里山再生地域協議会	(公社)岩手県緑化推進委員会	019-601-6080
宮城県	宮城県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会	(公社)宮城県緑化推進委員会	022-301-7501(協議会) 022-211-2913(県庁)
秋田県	秋田の森林活用地域協議会	(一社)秋田県森と水の協会	018-882-5570
山形県	(公財)やまがた森林(もり)と緑の推進機構	(公財)やまがた森林(もり)と緑の推進機構	023-688-6633
福島県	ふくしま森林・山村多面的機能発揮対策協議会	(公財)ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団	0243-48-2895
茨城県	茨城県森林保全協議会	(公社)茨城県森林・林業協会	029-303-2828
栃木県	(公社)とちぎ環境・みどり推進機構	(公社)とちぎ環境・みどり推進機構	028-624-3710
群馬県	森林・山村多面的機能発揮対策群馬県地域協議会	(一財)群馬県森林・緑整備基金	027-386-5901
千葉県	千葉県里山林保全整備推進地域協議会	(特非)ちば里山センター	0438-62-8895
埼玉県			
東京都	(一財)都市農山漁村交流活性化機構	(一財)都市農山漁村交流活性化機構	03-4335-1985
神奈川県			
新潟県	越後ふるさと里山林協議会	新潟県森林組合連合会	025-261-7111
富山県	富山県森林山村多面的機能推進協議会	富山県森林組合連合会	076-434-3351
石川県	いしかわ森林・山村多面的機能発揮対策協議会	石川県森林組合連合会	076-237-0121(協議会) 076-225-1642(県庁)
福井県	福井県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会	福井県山林協会	0776-23-3753
山梨県	(一社)山梨県森林協会	(一社)山梨県森林協会	055-287-7775
長野県	長野地域協議会	(一社)長野県林業普及協会	026-226-5620
岐阜県	岐阜県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会	(公社)岐阜県山林協会	058-273-7666
静岡県	(公財)静岡県グリーンバンク	(公財)静岡県グリーンバンク	054-273-6987(協議会) 054-221-2848(県庁)
愛知県	森林・山村多面的機能発揮対策愛知県協議会	(公社)愛知県緑化推進委員会	052-963-8045
三重県	三重森林づくりと学びの里地域協議会	(公社)三重県緑化推進協会	059-224-9100
滋賀県	滋賀県地域協議会	滋賀県林業協会	077-599-4572(協議会) 077-528-3928(県庁)
京都府	(公社)京都モデルフォレスト協会	(公社)京都モデルフォレスト協会	075-823-0205
大阪府	大阪さとり地域協議会	(公財)大阪みどりのトラスト協会	06-6115-6512
兵庫県	ひょうご森林林業協同組合連合会	ひょうご森林林業協同組合連合会	078-599-7461
奈良県	奈良県林業改良普及協会	奈良県林業改良普及協会	080-1477-6886(協議会) 0742-27-8115(県庁)
和歌山県	木の国協議会	(特非)わかやま環境ネットワーク	073-499-4762
鳥取県	(公社)鳥取県緑化推進委員会	(公社)鳥取県緑化推進委員会	0857-26-7416
島根県	島根森林活用地域協議会	(一社)島根県森林協会	0852-22-6003(県庁)
岡山県	岡山県森林・山村多面的機能発揮対策協議会	岡山県農林水産部林政課	086-226-7454(県庁)
広島県	広島県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会	(一社)広島県森林協会	082-221-7191
山口県	(公財)やまぐち農林振興公社	(公財)やまぐち農林振興公社	083-924-5716
徳島県	徳島森林山村づくり協議会	(公社)徳島森林(もり)づくり推進機構	088-679-4103(協議会) 088-621-2447(県庁)
香川県	かがわ森林・山村多面的機能発揮対策協議会	香川県森林組合連合会	087-861-4352
愛媛県	(公財)愛媛の森林基金	(公財)愛媛の森林(もり)基金	089-912-2601
高知県	(公社)高知県森と緑の会	(公社)高知県森と緑の会	088-855-3905
福岡県	福岡県森林組合連合会	福岡県森林組合連合会	092-712-2171(協議会) 092-643-3505(県庁)
佐賀県	佐賀森林山村対策地域協議会	佐賀県治山林道協会	0952-23-3915
長崎県	長崎森林・山村対策協議会	(特非)地域循環研究所	095-895-8653(協議会) 095-895-2988(県庁)
熊本県	熊本県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会	熊本県森林組合連合会	096-285-8688
大分県	(公財)森林ネットおおいた	(公財)森林ネットおおいた	097-546-3009
宮崎県	宮崎県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会	(公社)宮崎県森林林業協会	0985-27-7682
鹿児島県	(公財)かごしまみどりの基金	(公財)かごしまみどりの基金	099-225-1426
沖縄県	おきなわ森林・山村地域協議会	(一社)沖縄県森林協会	098-987-1804

各都道府県 森林簿・森林計画図等情報 窓口一覧

(令和6年4月1日時点)

都道府県	担当課	電話番号	森林簿、森林計画図関連情報 (URL)
北海道	森林計画課 計画推進グループ	011-204-5497	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/srk/OPD.htm
青森県	林政課 森林計画グループ	017-734-9509	http://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/agri/kofusins ei.html
岩手県	森林整備課 計画担当	019-629-5783	https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/ringyou/seibi/100833/1008337.html
宮城県	林業振興課 地域林業振興班	022-211-2914	http://fgis-pref-miyagi.jp/
秋田県	森林整備課 森林資源計画班	018-860-1919	http://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/2132
山形県	森林ノミクス推進課 森林経営管理担当	023-630-3217	http://www.pref.yamagata.jp/ou/norinsuisan/140023/shinrinkeikaku.html
福島県	農林水産部 森林計画課	024-521-7423	http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36055a/shinrinkeikakusiryoku-etsurankoufu.html
茨城県	林政課 計画グループ	029-301-4031	http://www.pref.ibaraki.jp/yoshiki/nourinsuisan/rinsei/0607n0290.html
栃木県	森林整備課	028-623-3288	http://www.pref.tochigi.lg.jp/d08/20181221.html
群馬県	環境森林部 森林局 林政課	027-226-3216	http://www.pref.gunma.jp/06/e3000177.html
埼玉県	総務・森林企画担当	048-830-4312	無
千葉県	森林課 森林政策室	043-223-2951	https://www.pref.chiba.lg.jp/shinrin/keikaku/nourinsuisan/keikakukankeishiryoku.html
東京都	農林水産部 森林課	03-5320-4860	無
神奈川県	森林再生課 森林企画グループ	045-210-4332	http://www.pref.kanagawa.jp/docs/xp8/faq/p1008691.html
新潟県	治山課 森林計画係	025-280-5333	http://www.pref.niigata.lg.jp/chisan/1356822049913.html
富山県	森林政策課 森づくり推進班	076-444-3385	http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1603/kj00008684.html
石川県	農林水産部 森林管理課	076-225-1641	http://www.pref.ishikawa.lg.jp/shinrin/kikaku.html
福井県	農林水産部 森づくり課	0776-20-0443	http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/moridukurika/jyohokaiji.html
山梨県	森林環境部 森林整備課	055-223-1644	http://www.pref.yamanashi.jp/shinrin-sb/shinrin_keikaku_zubo.html
長野県	林務部 森林政策課	026-235-7262	https://www.pref.nagano.lg.jp/rinsei/sangyo/ringyo/seibi/shisan.html
岐阜県	林政課 森林計画係	058-272-8471	https://www.pref.gifu.lg.jp/page/138076.html
静岡県	森林・林業局 森林計画課	054-221-2668	http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-610/keikakujocho.html
愛知県	林務課 企画・森林計画グループ	052-954-6443	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/rinmu/etsurankouhu.html
三重県	森林・林業経営課森林計画班	059-224-2564	http://www.pref.mie.lg.jp/common/05/ci500004590.htm
滋賀県	琵琶湖環境部森林政策課 森林計画係	077-528-3914	https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/ringyou/303099.html
京都府	農林水産部 林務課	075-414-5001	無
大阪府	森づくり課森林整備グループ	06-6210-9559	http://www.pref.osaka.lg.jp/midori/midori/g08-keikaku-001.html

兵庫県	農林水産局 林務課	078-362-3460	https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk14/shinrinjoho.html
奈良県	林業振興課 森林計画係	0742-27-8047	無
和歌山県	農林水産部 林業振興課	073-441-2960	http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070600/jyouhou_teikyoku/index.html
鳥取県	森林・林業振興局 林政企画課	0857-26-7301	http://www2.wagamachi-guide.com/pref-tottori/sinrin.asp
島根県	森林整備課 森林計画グループ	0852-22-5178	http://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/ringyo/keikaku/kouhu.html
岡山県	林政課 森林企画班	086-226-7453	http://www.pref.okayama.jp/page/detail-99113.html
広島県	林業課 森林企画グループ	082-513-3683	https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/86/sinrinbokouhu.html
山口県	農林水産部 森林企画課 林業企画班	083-933-3464	http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a17700/shinrinbo/shinrinbo.html
徳島県	スマート林業課 森林企画担当	088-621-2449	https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/sangyo/ringyo/5042229
香川県	森林政策グループ	087-832-3456	無
愛媛県	林業政策課 森林計画係	089-912-2588	無
高知県	森づくり推進課 計画・森林管理システム推進担当	088-821-4574	https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030201/huzoku.html
福岡県	農山漁村振興課 森林計画係	092-643-3505	https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/forest-opendata.html
佐賀県	農林水産部 森林整備課	0952-25-7134	http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00357632/index.html
長崎県	林政課 森林管理班	095-895-2984	http://www.pref.nagasaki.jp/download/ApplicationView.php?divcode=42000-07090&depcode=42000-07&depname=&no=8&flg=2
熊本県	農林水産部 森林整備課	096-333-2438	http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_1383.html
大分県	林務管理課 森林・林業企画班	097-506-3816	http://www.pref.oita.jp/soshiki/16050/rinmukanri6.html
宮崎県	森林経営課 森林計画担当	0985-26-7159	https://www.pref.miyazaki.lg.jp/shinrin-keiei/kense/shinsetodokede/0701011.html
鹿児島県	環境林務部 森林経営課	099-286-3373	無
沖縄県	農林水産部 森林管理課	098-866-2295	http://www.pref.okinawa.jp/site/norin/norin-hoku-shinrin/sinrinkuiki-kakunin.html

Q&A

活動森林

問番号	問	答
森-0001	もともと森林ではありませんでしたが、長年放棄された結果、森林化してしまった土地があります。イノシシやシカ等の野生動物の隠れ家となってしまう、近隣の農地や生活環境に影響が出ているのですが、本交付金の対象となりますか。	基本的にはそれぞれの土地の地目や用途によって判断されます。 本交付金で対象としている「森林」とは、木竹が集団して生育している土地及びその上にある立木竹又は、その土地の状態から社会通念上立木竹の生育に供されると客観的に認められる土地を指しますが、この場合、単に現況として木竹が集団して生育しているだけでなく、面積的に一定の広がりをもって、長期的に木竹の集団的な生育の用に供される土地である必要があります。 このため、地目が田や畑となっている土地は、関係法制度に基づいて農地とされた土地ですので、原則として対象外です。ただし、当該市町村の農業委員会が非農地証明を発行した土地であれば、本交付金の対象となりますので、発行された非農地証明を申請時に提出してください。非農地証明の発行に係る手続きの詳細は、当該土地のある市町村の農業委員会に相談してください。ただし、当該土地が、既に森林法第5条に基づく地域森林計画の対象森林（「地域森林計画対象民有林」といいます。）となっている場合は、非農地証明は省略して差し支えありません。地域森林計画対象民有林に位置付けられているかは、森林のある市町村や都道府県又はその出先機関の林務担当部署に相談して確認してください。 その他、宅地や墓地、河川区域についても、関係法制度に基づきそれぞれの用に供される土地とされていることから原則として本交付金の対象外です。
森-0002	活動したい森林が地方公共団体が所有する森林なのですが、本交付金の対象となりますか。	都道府県や市町村が所有する森林でも、協定を締結すれば交付金の対象となります。
森-0003	活動したい森林が森林経営計画が策定されている森林だったのですが、対象になるでしょうか。	基本的には対象外ですが、機能強化メニューでは対象となる場合があります。具体的には以下のとおりです。 【メインメニューの場合】森林経営計画が策定されている森林は全て対象外です。 【機能強化の場合】メインメニューを効率的に実施するために必要な場合に限り、森林経営計画が策定されている森林内での歩道・作業道等の作設・改修も対象となります。ただし実施に際して樹木の伐採を伴う場合は、事前に森林経営計画の変更の手続きが必要となりますので注意してください。 ※ 森林経営計画が策定された森林は、他の国庫補助（森林環境保全直接支援事業（造林補助）、森林整備地域活動支援交付金）の支援措置が設けられています

		ので、森林経営計画が策定された森林は、まずはその国庫補助による支援を受けることを考えてください。
森-0004	同じ年度に同じ森林で本交付金と他の補助事業を行うことはできますか。	補助事業の実施主体によって変わります。 【国の補助の場合】他の補助事業を行う場合は、本交付金は対象外となります。 【都道府県・市町村の補助の場合】都道府県や市町村が本交付金と連携して地方単独事業で行う補助であれば、重複して実施しても本交付金の対象となります。ただし実際に対象とするか否かは、各活動組織の活動計画等を踏まえて各地域協議会によって判断されますので、地域協議会に御確認ください。
森-0005	過去に他の補助事業を実施した森林で本交付金の活動を行うことはできますか。	同じ森林であっても、同じ年度でなければ本交付金としては交付対象となります。ただし過去に実施した補助事業が、事業終了後一定の期間は他の補助事業を制限している場合もあります。また、二重補助になる場合や過去の事業の効果を減ずる活動であれば交付対象にはできません。また、過去に実施した補助事業の要綱・要領を十分に確認するようお願いいたします。
森-0006	活動したい森林があるのですが、森林所有者が分かりません。森林所有者が分からない森林でも交付対象となりますか。	森林所有者が分からず協定締結ができない場合は対象外です。
森-0007	活動したい森林の森林所有者を知るためにはどのような方法がありますか。	一般的に土地の所有者を把握する方法としては登記事項証明書を入手する方法が考えられますが、これだけでは森林所有者との協定締結までたどり着くことは難しいことが多いため、市町村の林務担当部署に御相談いただくか、地元の森林組合等に御相談ください。
森-0008	活動期間内に森林経営計画が策定されました。本交付金の対象となりますか。	森林経営計画の計画期間の開始日の前までは対象となります。開始日以降は本交付金の対象外です。開始日以降の活動について、既に交付金を交付していた場合は返還が必要になります。御注意いただくとともに、もしそういったことがあれば、地域協議会に御相談ください。 なお、活動したい森林に森林経営計画を策定する動きがあるかについては、協定締結時や更新時に、森林所有者や、森林組合等に確認するようお願いいたします。「森林の経営の委託を受けた者」が森林経営計画を策定する場合もあり、この場合は森林所有者が森林経営計画の策定を把握していないケースも想定されますので、森林の経営を委託した者がいるかどうかについても、協定締結時等に確認するようお願いいたします。
森-0009	地域活動型(竹林資源活用)を3か年度実施したあとに、地域活動型(森林資源活用)を実施することはできますか。	原則として、「地域活動型」として最大3か年度までの実施となります。
森-0010	優先的に採択することができるとされる、「中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱」に定める「地域別農業振興計画」に位置付けられた活動のうち農地等の維持保全にも資すると認められるもの」とは、具体的にはどのような取組を想定していますか。	農地と近接する里山林等で実施する ①森林を維持管理するための整備活動 ②森林資源を農業用資材や施肥原料等へ利活用する活動 ③鳥獣害防止柵の設置・維持管理活動などの活動を想定しています。

森-0011	優先的に採択することができるとされている「中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用」(平成12年4月1日付け)(12 構改 B 第 74 号農林水産省構造改善局長通知)第4の1又は第4の3に定める「林地化が行われた森林で行う活動」とは、具体的にはどのような取組ですか。	中山間地域等直接支払交付金により荒廃農地等を林地化する取り組みが行われ、農用地区域からの除外及び農地転用の許可手続きが終了している森林での活動です。なお、過去に同交付金により林地化された箇所であれば、その林地化が実施された年度は問いません。
森-0012	「農山漁村振興交付金(最適土地利用総合対策)実施要領」に定める「計画的な植林が行われた森林で行う活動」とは、具体的にどのような取組を想定していますか。	最適土地利用総合対策により計画的な植林が行われ、農用地区域からの除外及び農地転用の許可手続きが終了している森林で行う活動が対象となります。なお、過去に同交付金により植林された箇所であれば、その植林が実施された年度は問いません。

活動組織

問番号	問	答
組-0001	既に他の補助金を受けていますが、本交付金を申請することはできますか。	【国の補助金の場合】 基本的には、同一年度・同一の森林について、国の他の交付金等と二重に交付を受けることはできないため、申請できません。 【都道府県・市町村・その他民間団体の補助金の場合】 申請できます。ただし、本交付金の収入・支出とは明確に分けてください(区分経理)。 ※都道府県、市町村の補助事業等との併用については、各自治体の定める基準に従ってください。

メインメニュー

問番号	問	答
メ-0001	関係人口創出・維持の条件について、要領上は10名以上となっています。「地域外関係者2名以上が参加する活動を年5回以上行う」ということでも10名以上になるとは思いますが、交付対象になりますか。	交付対象外です。関係人口創出・維持の条件は、「地域外関係者10名以上が参加する活動を年1回以上行う」又は「地域外関係者5名以上が参加する活動を年2回以上行う」のいずれかです。

メ-0002	地域活動型(森林資源活用)のメニューで皆伐や間伐をしてもよいですか。	皆伐・間伐とも実施できますが、手続・条件がありますので、注意してください。以下、森林所有者との調整が済んでいる前提で回答します。 ①手続 ・保安林の場合は都道府県の担当部署に御相談ください。なお、手続には相当の時間がかかることが考えられます。また、場所によっては許可が出ない場合もあることに注意してください。 ・地域森林計画対象の民有林の場合は、伐採開始日の30～90日前に「伐採及び伐採後の造林の届出書」の提出が必要です。手続について事前に、活動森林のある市町村の林務担当窓口にご相談してください。 ②条件 ・皆伐の条件は以下のとおりです。ただしどちらの場合も更新が前提ですので、伐採後の更新方法を活動計画に明記した上で実施してください。 ①群状伐採:1伐区1ha未満とし、周囲に幅20m以上の保存帯を設けること。 ②帯状伐採:伐採幅は主伐木の平均樹高の2倍以内とし、幅20m以上の保存帯を設けること。 ※上記①、②の要件を担保するため、保存帯の確保等、隣接する森林所有者との合意形成が必要な場合があるので注意してください。 ・間伐については、伐倒木を林内に残置することも差し支えありませんが、できる限り搬出したり、林内で有効活用する等を検討してください。
メ-0003	地域活動型(竹林資源活用)の対象となる竹林は、どのような竹林ですか。	基本的にはモウソウチク、ハチク、マダケその他の竹及びクマザサ、チシマザサその他のササが相当の密度で一面に生育している竹林が対象となりますが、現地の状況を踏まえて判断されます。 ※前提として、面積的に一定の広がりをもって、長期的に木竹の集団的な生育の用に供される土地であり、森林経営計画が策定されていない必要があります。 なお、農地や墓地、河川区域等、関係法制度に基づき、木竹の生育とは異なる用途に供されることになっている土地についても対象となりませんので、注意してください。
メ-0004	活動森林における有用植物の採取は交付対象となりますか。	繊維原料(シュロ皮、ミツマタ、コウゾ、竹皮等)、塗料・染料(ウルシ、木ロウ、ヌルデ等)、薬用植物(クマザサ・クロモジ・ゲンノショウコ・キハダ皮・オウレン等)、その他花木(サカキ、シキミ等)等について、枝葉や実、樹液等の採取は交付対象となります。
メ-0005	伐倒木を活動森林から利用する場所まで運びたいが、どこまでが交付対象になるでしょうか。 (例1)活動森林【玉切りした丸太】→市場 (例2)活動森林【玉切りした丸太】→活動森林内の作業場所(土場)【薪】→直売所	活動組織自らが利用する場所まで運ぶ際に必要となる人件費及び燃油代が交付対象です。ただし加工する場合は、活動組織自らが一次加工する場所まで運ぶ際にかかる経費が交付対象ですので、示した例の場合は以下ようになります。 (例1)活動森林【玉切りした丸太】→市場 ・「→」の部分(市場まで丸太を運ぶ)が対象。

		(例2)活動森林【玉切りした丸太】→活動森林内の作業場所(土場)【薪】⇒直売所 ・「→」の部分(土場まで丸太を運ぶ)が対象、 ・「⇒」の部分(薪を直売所まで運ぶ)が対象外です。 なお、原則として、交付対象となる範囲は、同じ都道府県内の一般道による運搬に限りますが、以下に該当すると地域協議会が認めるものは交付対象となります。 ・搬出先が都道府県境をまたぐが、活動森林の所在する市町村の隣接市町村である場合の人件費及び燃油代 ・地域事情等を踏まえ交通安全等を考慮した結果、高速道路及び有料道路を使うことが妥当である場合の通行料
メ-0006	要領の活動内容欄に記載されている活動を一つでも行えば、交付対象となるか。	単独では対象とならないものもあるので注意してください。例えば、各種講習やモニタリング調査、森林調査・見回り、機能強化の森林調査・見回りは、単独では対象外です。
メ-0007	安全講習や森林施業技術の向上の講習を毎年1回以上実施することになっています。講習の要件等はどうなっていますか。	安全講習や森林施業技術の向上の講習の要件等については、次のようなものがあります。 ①地域活動型については、安全講習と森林施業技術の講習はどちらか一方を毎年1回以上実施すること。なお、複業実践型については、安全講習を毎年1回以上実施すること。 ②講習には、原則として活動に参加する全ての構成員が参加すること。 ③当日参加できなかった構成員に対しても、後日、必ず講習を実施すること。 ④講師は外部から招へいしても、内部で確保しても、どちらでも構わない。 ⑤内部で講師を確保する場合に、内部講師予定の構成員が外部講習に参加して、その内容を他の構成員に伝達する研修も認めます。
メ-0008	活動はどの程度行えばよいでしょうか。	森林や地域事情、活動組織の目標林型等によって定まりますので、一概に活動の量をお示しすることはしません。
メ-0009	関係人口創出・維持メニューではどのような活動が交付対象ですか。また要件はありますか。	関係人口創出・維持は、地域外関係者の参加を得て効果的に里山林の整備・活用に取り組むことを支援するメニューです。活動組織と地域外関係者との間での活動内容の調整、地域外関係者を受け入れるための作業、現地の環境整備、活動する地域外関係者の傷害保険料などが対象となります。 このメニューは「地域外関係者10名以上が参加する活動を年1回以上行う」又は「地域外関係者5名以上が参加する活動を年2回以上行う」のいずれかに該当する活動に対して交付対象となります。
メ-0010	複業実践型の要件のうち、「法人格の保有」について、基本的には採択申請書に記載された法人番号により確認されるものと思いますが、採択申請時点では法人格の登記申請済みであるがまだ取得まで至っていない場	概ねそのイメージです。なお添付する資料について、事務処理の煩雑さも考慮し、申請者の事実関係が判断できるものであれば、申請書類の一部のみの添付でも差し支えありません。

	合は、どのような書類を添付すれば認められるでしょうか。	
メー0011	複業実践型における安全衛生装備の定額支援について、対象となるものを教えてください。	複業実践型における安全衛生装備の定額支援の対象は、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」(平成27年12月7日付け基発1207第3号、基発0131第1号令和2年1月31日改正)の「4 保護具等」に示された安全衛生装備(労働者の下肢の保護衣、手袋、安全靴、保護帽等)です。
メー0012	地域活動型における資源活用の取組として、木材や特用林産物だけでなく、枝条や落葉などを農業用資材の原料として利用することも、素材としての利用として認められますか。	認められます。
メー0013	複業実践型で、間伐木を搬出せず、林内に残してもよいですか。	0.1haを超える区域で間伐木を林内に残す場合は、当該区域は地域活動型として採択してください。
メー0014	複業実践型の数値目標について、本数間伐率で2割を目安とするとのことですが、材積間伐率を目標としてもよいですか。	差し支えありません。ただし、材積間伐率の数値目標を設定する際は、本数間伐率で2割と同程度になるよう配慮願います。
メー0015	複業実践型の要件のうち、「70日以上」の要件について、1日の作業時間に定めはありますか。	複業実践型は、「複業の実践」という趣旨に照らし、終日もしくは1日当たり数時間程度従事することを想定して事業化しております。「70日」にカウントする作業日ごとの作業時間の下限は特に定めませんが、目標の確実な達成や構成員における複業の従事状況(本交付金による活動以外の業務の従事状況)を踏まえ活動組織において設定してください。なお対象となる作業は森林整備のほか、活用に係る現場での実作業も含まれます。複業実践型において、要件に満たない場合は返還を求めることになりますので、十分に注意するよう指導願います。
メー0016	複業実践型の要件を満たせなかった場合の罰則等がありますか。	複業実践型において、要件に満たない場合、既に概算払がなされていれば、交付金の返還を求めることとなります。
メー0017	複業実践型で安全衛生装備の定額支援について詳しく教えてください。	「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」(平成27年12月7日付け基発1207第3号、基発0131第1号令和2年1月31日改正)の「4 保護具等」に示された安全衛生装備(労働者の下肢の保護衣、手袋、安全靴、保護帽等)の購入費用について、定額(10/10)で支援します。
メー0018	関係人口について、年5回×2人＝10名の地域外関係者が参加するような場合は対象となりますか？	交付対象外です。関係人口創出・維持の条件は、「地域外関係者10名以上が参加する活動を年1回以上行う」又は「地域外関係者5名以上が参加する活動を年2回以上行う」のいずれかです。
メー0019	複業実践型の要件のうち、構成員平均で年間70日以上活動していることが条件となっているが、活動日数を把握する方法を教えてください。	業務日誌等に記録していただき、年間活動日数を確認してください。
メー0020	地域活動型で、令和6年度から継続して活動する場合に限り資源活用の取組として「空間利用」も実績として認めるとのことですが、「空間利用」の実行主体と活動組織は同一である必要はあるか。	空間利用の実行主体は活動組織と同一である必要はありません。例えば、整備を行った活動森林を、別の団体が開催する森林環境教育イベントの会場として提供す

		るといったことでも「空間利用」の実績として差し支えありません。
メ-0021	地域活動型で、「素材としての利用」として認められるケースにはどのようなものがありますか。	活動森林で得た丸太や竹を木材・竹材として土木・建築・園芸資材として利用することや、薪や木炭・竹炭に加工して熱源に利用すること、木炭・竹炭・落葉を農業資材等として利用すること、採取した特用林産物を食材として利用すること、枝条等を法面や地表面保護に利用すること等が挙げられます。なお、必ずしも林外に搬出する必要はなく、林内での土留め、階段、作業道の路肩補強、獣害防止のための資材として活用しても差し支えありません。
メ-0022	資源活用取組の実績の報告はどのようにすればよいですか。	資源活用取組の実績は、利用の内容と写真及びその他参考資料の提出により報告してください。様式は基本的には作業写真整理帳(活動場所ごとの作業写真)の様式を用いてください。
メ-0023	地域活動型(竹林資源活用)においては、長期間にわたり手入れがされていない里山林の中にある竹や笹が対象であると考えてよいか。	そのとおりです。本メニューは、放棄され、倒れた竹や枯れた竹が放置され竹林内に入ることも難しいような荒廃竹林の整備や、針葉樹林や広葉樹林のみの里山林に拡大してしまった竹林(侵入竹)の整備を想定しております。
メ-0024	複業実践型の間伐材等の搬出量の数値目標は、本数間伐率で2割を目安として、活動組織が任意で設定できるという理解でよいですか。	御理解のとおりです。
メ-0025	地域活動型(森林資源活用)において、竹の活用(タケノコの収穫等)を素材利用取組の実績としてよいですか。	地域活動型(森林資源活用)のメニューですので、まず第一に樹木の活用を検討してください。そのうえで、現地の地形や森林の状況等から針葉樹・広葉樹の活用が難しいと判断される場合は、その理由を第三者に説明できる形で整理したうえで、針葉樹・広葉樹以外の利用も対象として差し支えありません。
メ-0026	地域活動型(竹林資源活用)において、針葉樹・広葉樹の活用を素材利用取組の実績としてよいですか。	地域活動型(竹林資源活用)のメニューですので、まず第一に竹の活用を検討してください。そのうえで、現地の地形や竹林の状況等から竹の活用が難しいと判断される場合は、その理由を第三者に説明できる形で整理したうえで、針葉樹や広葉樹の利用も対象として差し支えありません。
メ-0027	複業実践型の「構成員平均で年70日以上」の要件は、活動森林の面積に関わらず一定ですか。	そのとおりです。
メ-0028	複業実践型の「構成員平均で70日以上」との要件について、対象となる作業は何ですか。	対象となる作業は、森林整備作業のほか、活用に係る現場での実作業等です。
メ-0029	機能強化で行う歩道・作業道の作設・改修について、メインメニューと組み合わせた場合に限り実施できとのことでしたが、交付対象となる場合を教えてください。	具体的には以下の場合が対象となります。 ①メインメニューの作業に加え、メインメニューの実施区域内又はそこへ到達するための歩道・作業道を作設・改修する場合 ②メインメニューの作業に加え、2年目以降にメインメニューを実施する予定の区域内又はそこへ到達するための歩道・作業道を作設・改修する場合
メ-0030	地域活動型(森林資源活用)において、当年度中には「資源活用取組」はできないが、翌年度には可能な場合は、交付対象となりますか。	「資源活用取組」は、原則として当年度中に行っているのですが、利用の仕方により処理後に利用までに時間がかかる場合は、当年度は処理まで行い、利用は

		翌年度以降ということでも差し支えありません。 (例)薪として利用する場合、当年度中に薪割りまで行い、その後、1年程度乾燥させ、翌年度に薪として利用するといった場合は、交付対象となります。
メ-0031	獣害対策や防火帯の設置は交付対象となりますか。	本交付金は里山林の整備・活用を通じて、森林の多面的機能の発揮や地域の活性化を図る事業であり、獣害対策や防火帯の設置のみでは対象となりません。
メ-0032	空間利用は、必ずイベントを開催しなくてはならないのでしょうか。	イベントの開催は必須ではありません。
メ-0033	空間利用は、地域住民が散策に利用しているといった実績でもよいですか。	地域住民が散策に毎日利用しているといったことでも空間利用となります。
メ-0034	景観利用については、観光地でなく、景観が売りではないところでは、交付対象外でしょうか。	活動森林を含む一帯の景観が利用されていることが地域で認知されている場合は対象として差し支えありません。
メ-0035	「空間利用」について、回数の要件はありますか。	本事業の趣旨を踏まえた「空間利用」に取り組んでいただければ、回数の要件はありません。
メ-0036	これまでは1年目刈り払い、2年目除伐、3年目間伐などと、作業内容が異なっている必要があったと思うが、地域活動型では今後、毎年資源利用が伴う作業内容としなければならないのでしょうか。	「資源利用の取組」は、原則として毎年度行っていただくこととなりますが、利用の仕方により処理後に利用までに時間がかかる場合は、当年度は処理まで行い、利用は翌年度以降ということでも差し支えありません。従って、例えば、1年目は竹林の除去、2年目に広葉樹の地拵・植樹、3年目に下刈等という活動計画の場合等、2年目、3年目の資源利用が難しい場合は、1年目は伐採で生じた竹を短く裁断するか、割るところまで行い、2年目と3年目は、1年目に生じた竹を竹炭にする、といった活動計画でも交付対象となりますので、活動森林の状況に応じて計画いただくようお願いします。
メ-0037	複業実践型の「構成員平均で年70日以上」の要件について、従業員や社員のうち、活動計画に係る作業(交付金の対象となる作業)に参加する者の平均活動日数が70日以上であれば要件を満たすと考えてよいですか。	そのとおりです。
メ-0038	令和6年度まで地域環境保全タイプ(竹林整備・侵入竹除去)を3か年度実施した森林で、令和7年度から地域活動型(竹林資源利用)を実施することは可能ですか。	可能です。ただしその場合、資源活用の取組としては、素材としての利用のみが対象となります(空間利用又は景観利用は対象外となります)。
メ-0039	地域活動型(竹林資源活用)における資源活用の取組について、タケノコ生産・活用は素材としての利用として認められますか。	認められます。なお、タケノコ生産・活用はあくまでも資源活用の取組であり、メインメニューである竹林整備の作業は適切に実施していただくようお願いします。
メ-0040	地域活動型(竹林資源活用)で伐竹を竹林内でチップ化して肥料としたり、竹林内の作業路等に撒いて利用するといったことは、資源活用の取組(素材としての利用)として認められますか。	認められます。
メ-0041	地域活動型での利用数量は全く自由と考えてよいか。例えば、竹林から竹を切り出して流しそうめんを行えばそれでも可能ですか。	本事業の趣旨を踏まえた利用に取り組んでいただければ、数量の要件はありません。
メ-0042	除伐、下刈、植栽等の活動のみで、素材としての利用が期待できそうにありません。交付対象外でしょうか。	資源活用の取組(素材としての利用)を行えない場合は交付対象外となります。 ただし、素材としての利用は、丸太や竹そのものに限らず、特用林産物や枝条・落葉等も含まれます。加えて、森

		林内での土留め、階段、作業道の路肩補強、垣根等の資材、農業用資材として活用することも対象としますので、活動森林の状況を見ながら検討いただくようお願いします。御質問にある活動であれば、例えば除伐で生じた枝条を利用して、焚き付けや子どもたちの木工の素材等に利用する、あるいは下刈りの際に保存したい植物の脇に立てておき誤刈防止の目印とする、といったことも考えられます。
メ-0043	令和7年度から新たに活動を始める場合、「資源活用の取組」として、「素材としての利用」が難しいので、「空間利用」又は「景観利用」を報告してもよいですか。	令和7年度から新たに活動を始める場合は、「資源活用の取組」としては「素材としての利用」の報告をお願いします。

資機材等整備

問番号	問	答
機-0001	購入した資機材等の取扱いについて教えてください。	購入した資機材等は購入直後から活動組織の所有となりますが、機材・施設の種類ごとに農林水産省が定める処分の制限期間があり、中には活動計画期間である3か年度より長い処分制限期間が設定された機材・施設もあり、その期間は、売ったり、譲ったり、捨てたりできませんので注意してください。購入した資機材等は、適切なメンテナンスを行って長く使用することが前提です。 なお、本交付金で購入した資機材等であることがすぐに判別がつくように保管・活用するとともに、盗難に十分に警戒していただき、必要に応じて施錠等の対策を講じるようお願いします。
機-0002	あずまやや炭焼き小屋を設置したいが、以下の場合に交付金の対象となる範囲を教えてください。 ①資材を購入し、自分たちで設置する。 ②資材を、設置も含めて購入する(業者が設置する)。	①購入する資材のみ資機材等整備で交付対象として差し支えありません。しかし、設置する際の日当等の人件費は交付対象外です。 ②設置費用も含め、全て資機材等整備で交付対象として差し支えありません。
機-0003	資機材を購入する際には必ずリースと比較しなくてはならないのですか。	原則としてリースと比較してください。ただし、地域において、リース事業者がいなかったり、遠方のために容易に利用できない又は現実的ではないことが明らかだったりするものは比較しなくても差し支えありません。
機-0004	機材の交換部品を購入してもよいですか。	機材が本交付金又は「森林・山村多面的機能発揮対策交付金」で購入した機材であって、軽微な部品購入であれば、消耗品として購入して差し支えありません。
機-0005	ボルト、釘、ネジ等のパーツは、消耗品として扱うべきですか。	獣害防止柵やあずまや、炭焼き小屋の設置のために、他の資材と合わせて購入する場合は資機材等整備の対象として構いません。他方、メンテナンス等のためにボルト、釘等を単独で購入する場合は消耗品として扱ってください。
機-0006	消耗品や資機材として中古品を購入できますか。	消耗品や資機材は新品の購入に限り対象とします。中古品の購入はその物品の取得の経緯の他、状態や適正な価格が不明確であるため対象外です。

機-0007	資機材等整備において「あずまや」、「炭焼き小屋」、「移動式の簡易なトイレ」、「薪ストーブ」、「薪ボイラー」を設置する際の注意事項について教えてください。	【あずまや(休憩や作業を行うための簡易建屋)・炭焼き小屋】 ・資材だけ購入して活動組織自身で設置する場合、資材費は交付対象となりますが、設置に係る人件費は対象外です。 ・資材だけでなく、設置費込みで購入する場合は、設置に係る人件費を含めた設置費を資機材等整備の対象として差し支えありません。 ※あずまや(休憩や作業を行うための簡易建屋)に関しては、あくまでも休憩や作業を行うための簡易な建物を想定しており、トイレの設置、電気の引き込み、水道工事等の付随的な工事は交付対象外です。 【移動式の簡易なトイレ】 ・購入費に限ります。尿尿の処理にかかる支出は対象外です。 【薪ストーブ・薪ボイラー】 ・設置場所に注意してください。活動組織の事務所、不特定多数が利用する施設(公共施設でなくとも差し支えありません。)に設置するものは交付対象、個人宅へ設置するものは対象外です。 ・地域協議会へ申請書類を提出する際に、できるだけ設置場所や構造図等を添付するようにしてください。 ・使用する薪の50%以上は活動森林から得た薪である必要があります。
機-0008	資機材等整備で購入できる上限額はありますか。	交付額は、1活動組織当たり年間500万円が上限であり、必ずメインメニューを行う必要があります。また、購入する資機材は活動規模に見合うものである必要があります。したがって、資機材等整備としては購入できる上限額は定めていませんが、これらのことを踏まえると、ある程度の上限は出てくるものと考えます。

活動推進費

問番号	問	答
推-0001	「活動推進費」は、どのような活動が対象となるのですか。	活動推進費は、活動計画の改定に係る取組が対象であり、現地の林況調査、活動計画に基づく取組に関する話し合い、研修等が該当します。例えば、 ・活動森林の測量・調査に関する取組(申請時にあいまいだった境界を改めて確認する、土砂崩壊の危険箇所を見つけ作業区域から除くために面積を測量する、等) ・活動森林の被害状況の調査に関する取組(台風後に活動森林の被害状況を調査する、病虫害の被害木を発見し、活動森林の全域で病虫害の状況を精査する等) ・活動森林内の森林資源の調査に関する取組(樹種や森林蓄積等を調査する、活用資源となり得る草木、生物、特用林産物を調査する等) ・活動森林の拡大に関する取組(隣接森林の所有者の探

		索・調整に係る作業等) ・活動計画の実施に当たって行う試験的な取組 ・活動計画の幅を広げるために行う森林整備及び資源活用に係る研修の受講(※) 等が考えられます。 ※ 研修を受講する場合の日当が対象となります。参加費(受講料)は対象外です(日当を各個人が参加費(受講料)に充てることは差し支えありません)。
推-0002	活動推進費について、交付単価に満たない場合でも、交付単価で要求できますか。	活動推進費については、交付単価に満たない場合は、実際にかかる費用で要求してください。
推-0003	活動推進費については、どのような活動記録を残せば良いですか？	活動中の写真を撮影してください。対象となる活動のうち、試験的な取組等、作業前後の比較が可能なものについては、作業前後の写真も撮影してください。基本的には、メインメニューや機能強化と同様な活動記録を保存してください。
推-0004	過去に「森林・山村多面的機能発揮対策交付金」で活動した森林について、複業実践型を行う場合、活動推進費の対象となりますか。	活動推進費の交付を受けた際の活動計画に記載のあった活動森林については対象外とします。

採択申請

問番号	問	答
申-0001	活動森林の面積を図上で計測する(図測)方法を教えてください。	縮尺 5,000 分の1またはそれより大きい(詳細な)縮尺の図面を用いて、プランメーターにより計測する方法が考えられます。
申-0002	活動森林の面積の単位を教えてください。	面積は ha 単位としてください。
申-0003	活動森林の面積の値の小数点の扱いについて教えてください。	小数点は、小数点以下第2位を切り捨ててください。ただし、小数点以下第2位を切り捨てた面積が 0.1ha 以上であって、面積測定精度が担保されていると地域協議会が判断する場合は、小数点以下第2位まで記載して差し支えありません。
申-0004	機能強化を行う場合、距離の単位を教えてください。	距離は m 単位としてください。
申-0005	機能強化を行う場合、距離の小数点の扱いについて教えてください。	小数点は、小数点以下第1位を切り捨ててください。
申-0006	機能強化を行う場合、決められた規格はありますか。	本交付金としては規格は定めていません。各都道府県における森林作業道作設に係る資料を参考としてください。
申-0007	森林所有者と活動組織の間で締結する協定の対象期間はどの程度設定すればよいですか。	少なくとも交付金で活動する期間が収まるように設定してください。なお本交付金は、交付が終了した後も活動が継続されることを目的としているため、協定の対象期間はできるだけ長く設定されることが望ましいです。

申-0008	本交付金の申請にあたり、必ず森林所有者と活動組織の間で協定を締結しなくてはならないのですか。	原則として締結してください。森林所有者が活動組織の構成員の場合であっても、活動組織とその構成員との間で協定を締結してください。 ただし、活動組織と森林所有者が同一である場合に限り、協定締結は不要です。この場合は、登記簿等、所有や権原が確認できるもので代えて差し支えありません。
申-0009	地方公共団体が所有する森林で活動したいのですが、活動期間を対象期間とする協定は締結できないと言われました。この森林を活動森林として申請することはできないのですか。	森林所有者が都道府県や市町村の場合は、複数年に渡る協定を締結できない、又は民間団体等と森林の活用に関する協定を締結する制度が無いために協定を締結できない場合があります。この場合は、協定書に代わるもの(利用許可書等)及び締結できない理由を説明した資料を地域協議会に提出していただいた上で、地域協議会において活動期間中は活動できると判断されれば、申請は可能です。
申-0010	活動したい森林が点在しています。全ての面積を足し合わせれば0.1ha以上となるのですが、交付対象となりますか。	原則として、点在しているそれぞれの森林について、1箇所でも0.1ha以上ある場合に交付対象となります。また、点在している森林であっても一続きとみなすことができれば、該当する森林全体で0.1ha以上あれば交付対象となります。
申-0011	活動森林について、1年目を地域活動型(竹林資源活用)、2年目と3年目を地域活動型(森林資源活用)として計画してもよいですか。	差し支えありません。その場合は、メインメニューの交付額は、1年目は、地域活動型(竹林資源活用)の1年目の単価を、2～3年目は、地域活動型(森林資源活用)の2年目又は3年目の単価を用いてください。
申-0012	地域活動型で活動したい森林について、一部だけが竹林に覆われています。この場合どのように申請すればよいですか。	竹林に覆われている部分の面積を実測し、その面積を地域活動型(竹林資源活用)として申請してください。
申-0013	例えば、活動森林を3つの区域に分けて、年度ごとにそれぞれの区域で作業するとした場合、各年度の申請では、交付対象森林面積をどのように計上して採択申請すればよいですか。	その年度に実際に作業を行う範囲の面積を計上して申請してください。例えば7haの活動森林を1年目に2ha、2年目に3ha、3年目に2haと分けて作業する場合は、毎年度7haを計上するのではなく、例えば1年目は「2ha」、2年目は「3ha」、3年目は「2ha」と計上して採択申請してください。

使 途

問番号	問	答
使-0001	本交付金を使って活動森林に特用林産物等を植栽してもよいですか。	里山林としての整備・活用されていると認められる範囲内であれば、特用林産物等を植栽して差し支えありません。例えば、現状生育しているスギ、ヒノキ等の針葉樹や、コナラ等の広葉樹の樹下に果樹や山菜の苗を植えるといった程度であれば差し支えありませんが、一定の範囲を全面的に伐採し、その跡地にクリやカキ等の果樹やワラビ等の山菜を一面に植栽するといったような場合は、実質的には里山林とは認められませんので、交付対象外となります。

使-0002	地域活動型の活動内容に記載されている「処理」とは、どのような作業が対象となりますか。	基本的には、切断・破碎等、簡易な一次処理に係るものであり、活動森林内またはその近傍で行われる作業が対象です。 例えば、薪やしいたけ原木や伝統工芸品の原料その他利用のために伐採した丸太や枝条を一定のサイズにするための切断(チップ化を含む)が該当します。なお、木炭としての利用に限り、切断後の炭焼きに係る部分も対象となります。 ただしブリケット製造(チップを高圧で薪状に固める装置)やペレット製造は、二次加工に当たるものとして、対象外です。
使-0003	地域活動型(森林資源活用)と、地域活動型(竹林資源活用)の間で、予算を流用することはできますか。	メニュー間の流用はできません。 例えば、申請時に、地域活動型(森林資源活用)を1haとして120,000円、地域活動型(竹林資源活用)を1haとして332,000円、合わせて452,000円を交付申請して採択されたあと、森林資源活用が80,000円で済んだので、差額の40,000円を竹林資源活用の日当に充てることとして、竹林資源活用を372,000円として実績報告する、といったことは認められません(竹林資源活用の単価が国の交付単価を上回ってしまうため)。この場合は、森林資源活用の実績として80,000円、竹林資源活用の実績として332,000円、と実績報告します。 なお、燃油代等、メニューごとに区別して計上することが困難なものに関しては、どちらかのタイプに一括計上したり、両方のタイプに按分して計上したりすることは差し支えありません。
使-0004	活動の際、熱中症や脱水症状の防止のために、水や氷、スポーツドリンクを購入したいのですが、対象となりますか。	水や氷、スポーツドリンク(塩等の調味料やはちみつ等の食品も含む)等の食糧・飲料を交付金で支出することはできません。ただし、参加者個人に支払われた人件費の用途については個人の自由ですので、日当で水やスポーツドリンク等を購入することについては差し支えありません。
使-0005	エピペン(ハチアレルギショックを防ぐための注射器)の購入は交付金の対象となりますか。	エピペンは医薬品であり、対象外です。
使-0006	救急箱や救急セットは交付金の対象となりますか。	救急箱や救急セット、その他医薬品は交付金の対象外です。
使-0007	蜂よけスプレーや熊よけスプレーは対象となりますか。	各地域協議会に相談してください。
使-0008	活動を外部委託してもよいですか。	原則として外部委託はできません。ただし、活動計画に位置付けた作業の一部であって、専門的な知識や技術がなければ実施が難しい作業については、外部委託しても差し支えありません。例えば、大径木化した広葉樹の伐採や急斜面等に繁殖した荒廃竹林、その他の危険を伴う作業や専門的な技術が必要な作業などの特別な場合は、森林組合やその他素材生産事業者などへ外部委託ができます。

使－0009	外部委託する際の注意点を教えてください。	原則として、交付額の全額を外部委託に充てることはできません。ただし、活動組織において実施可能な作業を活動森林内で十分に実施した上で、活動計画上、外部委託が必要な作業かつ交付額全額を超えるような高額な作業である場合は、交付額全額を外部委託に使用して差し支えありません。 なお、外部委託する場合でも、交付金による活動であるため、証拠となる写真の撮影や整理は必要です。外部委託をする場合は、委託先に対し、作業前後及び作業中の写真等を確実に撮影させるようにお願いします。
使－0010	活動森林の賃借料や、薪割り・炭焼きの作業に必要な土地の借上料は、交付金の対象となりますか。	土地の借上料は対象外です。
使－0011	活動組織が安全講習等を行う場合に、外部の専門家に講師を依頼する際の謝金や旅費は、交付金の対象となりますか。	対象となります。
使－0012	作業を行うため、参加者が活動森林に集まるために係る交通費は、交付金の対象となりますか。	作業を行うために、活動組織の構成員やその他参加者が活動森林に集まるために必要な交通費は交付金の対象となります。基本的には公共交通機関の利用を前提とし、かつ合理的な経路での移動に係る交通費が対象となります。なお高速道路料金等自動車移動に係る費用については、公共交通機関の利用と比較して安価であると認められる場合に交付金の対象となります。
使－0013	傷害保険は年間契約でも交付金の対象となりますか。	傷害保険の年間契約に係る費用も交付金の対象として差し支えありません。 なお、保険の種類(イベント保険等)によっては、結果として年間契約のほうが高くつく場合も考えられますので、御注意ください。
使－0014	作業記録や実績報告のための資料作成等の事務作業の人件費や消耗品費についても交付金の対象となりますか。	交付金の対象となりますが、写真の整理や金銭出納簿及び活動記録等の作成がしっかりと行われていることが条件です。
使－0015	活動組織が安全講習やその他受験や講習料は対象となりますか。	対象外です。
使－0016	活動組織内で安全講習等を行うため、講師役の者が事前に外部講習に参加する場合、交付金の対象となりますか。	活動組織が内部で安全講習等を行う場合、講師役となる構成員が外部講習を受ける際の費用のうち、旅費、日当は、人件費として、交付金の対象として差し支えありません。なお受講料は対象外としますが、参加者個人に支払われた人件費の用途については個人の自由としているところであり、日当から受講料を支出することについては差し支えありません。
使－0017	伐採した木は、森林内に置かずに、搬出して、廃棄物として焼却等の処理をしたいが、交付金の対象となりますか。	活動組織自らが、廃棄物として焼却等の処理をする場所まで搬出する際に必要となる人件費及び燃油代が交付対象です。ただし、原則として、同じ都道府県内の一般道による運搬に限りますが、以下に該当すると地域協議会が認めるものは交付対象となります。 ・搬出先が都道府県境をまたぐが、活動森林の所在する市町村の隣接市町村である場合の人件費及び燃油代 ・地域事情等を踏まえ交通安全等を考慮した結果、高速道路及び有料道路を使うことが妥当である場合の通行料

使-0018	交付対象となる使途(人件費、燃油代等)の例を教えてください。	交付対象となる使途は以下のとおりです。 【人件費】 ○活動組織による竹・雑草木の刈払い・集積・搬出・処理、植栽、枯損木の除去・集積・処理、木質バイオマス・炭焼き・きのこ原木・伝統工芸品原料のための未利用資源の伐採・搬出・処理、間伐木の伐採・搬出・処理、調査等に対する日当 ○活動組織による森林外における薪・炭づくり作業に対する日当 ○講習を依頼した外部講師等の謝金 ○歩道や作業道の作設・改修、獣害防止柵の設置・補修、そのための調査等の日当 ○本交付金の活動のための写真の整理や、金銭出納簿・活動記録等の作成に対する日当 ○参加者の自宅から対象森林までの電車・バス代等 ○招聘した講師のバス・電車代等 ○活動組織と地域外関係者との打合せに係る活動組織の構成員の日当 ○地域外関係者を受け入れる作業現地の環境整備に係る日当 【燃油代等】 ○チェーンソーや刈払機、林内作業車等の燃料代 ○移動や輸送のための車両の燃料代(参加者の自宅から現場への移動のためのガソリン代も含みます) ○伐採した雑草木を廃棄物として処理する際の搬出の際の燃料代(同一都道府県内)
使-0019	活動組織が資機材を購入する際、支払いに係る振込手数料、代引手数料は、交付金の対象となりますか。	振込や代引手数料は対象外です。
使-0020	活動組織が構成員等に日当を銀行振込で支払う際、振込手数料は交付金の対象となりますか。	振込手数料は対象外です。
使-0021	活動組織が法人等の場合、本交付金の活動のために雇用した作業員の人件費は対象となりますか。	民間企業や森林組合等がこの事業のために雇用した作業員の人件費であれば、社会保険料を含めて対象として差し支えありません。加えて、傷害保険等の保険料も対象して差し支えありません。
使-0022	賃借料とは具体的にどのようなものが対象ですか。	賃借料は、各メニューの活動内容の実施に必要な車両や機材の賃借料を対象としています。土地や事務所に係る賃借料は対象外です。
使-0023	活動組織の構成員が、活動組織内で行う講習の講師となるために外部の研修・講習を受講する際の受講料は交付対象になりますか。	対象となります。なお、資格取得のための受験料、受講料は交付対象外です。
使-0024	活動組織である企業等が、その雇用する従業員を交付金事業に従事させる場合について、以下の人件費の基準を教えてください。 ①林業を本業とする企業等が技術を要する作業に従事させる場合 ②林業を本業とする企業等が一般の作業に従事させる場合 ③林業を本業としない企業等が一般の作業に従事させる場合	①～③について、原則、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について(平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知)」に示された方法で算定します。ただし、②、③については各都道府県で定められている二省協定単価を上限とします。なお、人件費を二省協定単価と同額まで引き上げる場合は、企業で法定福利費を負担している必要があります。

使-0025	機能強化メニューに係る講習の受講に係る人件費や、機能強化メニューの作業を行う場合の傷害保険に係る保険料は、メインメニューの対象となりますか。	どちらもメインメニューの対象となります。 なお、機能強化メニューでは、機能強化メニューに係る講習の受講に係る人件費は対象外ですので注意してください。
使-0026	地域活動型で要件となっている資源活用取組として、令和6年度から活動を継続する場合に限り空間利用や景観利用も対象となることだが、空間利用自体にかかる経費(森林環境教育のイベントに係る費用や、講師への謝金等々)は、交付金の対象になるでしょうか。	空間利用自体に係る経費は対象外です。
使-0027	複業実践型において、安全衛生装備の価格は、資機材等整備に計上すればよいか。	複業実践型においては、安全衛生装備は定額で、メインメニューの単価や資機材等整備とは別枠で支援することとしております。 様式上は、採択申請書において、複業実践型の単価の欄の下に安全衛生装備の費用を記入する欄を設けておりますので、そこへ記入するようお願いいたします。
使-0028	複業実践型において、伐採作業を行う者は「チェンソーによる伐木等特別教育」の受講が必要となりますが、受講に係る費用(受講料・旅費・日当)は交付金の対象となりますか。	「チェンソーによる伐木等特別教育」の受講に係る費用は、全て交付金の対象外です。
使-0029	関係人口創出・維持により作業に参加した地域外関係者の作業日当日の日当・旅費は、メインメニューから支出できますか。	関係人口創出・維持により作業に参加した地域外関係者の作業日当日の日当・旅費は、メインメニューの対象として差し支えありません。 ※地域外関係者への日当・旅費は、作業当日分の日当・旅費のみで、メインメニューからの支出に限ります。作業の事前打ち合わせのためであっても、地域外関係者の日当・旅費は、メインメニューでも関係人口創出・維持メニューでも対象外となりますので御注意ください。
使-0030	外部委託及び資機材等の購入について、契約方法や購入先について条件はありますか。	各地域において、一般的で妥当と認められる価格で発注・購入されていれば、契約方法や購入先について特に条件はありません。

モニタリング調査

問番号	問	答
モ-0001	モニタリング調査の実施の際に注意すべき主な点を教えてください。	モニタリング調査の方法によっては、天候や時間帯の影響を受けて結果が変わることがあり、調査結果の比較ができず、効果を把握できないこともあります。このため、モニタリング調査はできる限り同じ天候、同じ時間帯で行うようにしてください(したがって、初回調査の際には、調査日、調査時刻、天候、気温等、調査結果に影響を及ぼすと考えられる要素を忘れずに記録してください)。さらに、調査方法によっては季節の影響も受けます。その場合は、年次調査は、初回調査と同じ時期に行ってください。その際、年度内に調査を行わず、翌年度に調査を行わなければならないこともあります。やむを得ないものとして、事前に地域協議会に相談し、

		承諾を得た上で、翌年度に年次調査を実施してください。年次調査が終わり次第、モニタリング結果報告書を提出してください。
モ-0002	本交付金の審査を受ける前からモニタリング調査を行い、その結果を初回調査としたいのですが、問題はありませんか。また、交付金の対象となるでしょうか。	調査方法が「モニタリング調査ガイドライン」の「具体的な調査方法例」に記載のある調査方法であって、採択の前年度以降に実施した調査の結果であれば、初回調査の結果として活用して差し支えありません。なお、「具体的な調査方法例」に記載のない調査方法であっても認められる場合がありますので（「独自の目標・調査方法の提案について」を参照）、事前に地域協議会に御相談ください。なお交付金の対象とはなりませんので、注意してください。
モ-0003	モニタリング調査の調査方法上、初回調査を1年目の作業後の時期に行う必要があります。この場合、初回調査と年次調査をどのように行えばよいでしょうか。	事前に地域協議会に相談し、承諾を得た上で、1年目の年次調査を以て初回調査として差し支えありません。
モ-0004	モニタリングの調査方法を2年目以降に変更し、調査区を変更することは可能ですか？	目標林型の実現に向けて必要であって、見直し後の調査方法も適切であれば、地域協議会の承諾を得た上で、2年目以降に調査方法を変更しても差し支えありません。調査方法を変更したい場合は、地域協議会に理由を説明し、承諾を得てください。 なお、調査方法を変更した場合は、改めて初回調査を実施する必要がありますので、御注意ください。
モ-0005	活動森林のうち、作業する区域を3年間で徐々に広げていく場合、モニタリング調査はどのように行えばよいですか。	以下の2パターンが考えられます。森林の状況、調査方法、活動組織としての取り組みやすさを考慮して調査方法を検討してください。 【区域ごとに調査区を設定する場合】 各年度ごとに作業区域を分ける場合です。1年目は、1年目に作業する区域Aに調査区aを設定し、初回調査、年次調査を行います。2年目は、2年目に作業する区域Bに調査区bを設定し、初回調査、年次調査を行います。3年目は、3年目に作業する区域Cに調査区cを設定し、初回調査、年次調査を行います。 この場合、各年度で数値目標を達成する必要があります。 【調査区を1つだけ設定する場合】 明確に作業区域は分けないが、徐々に作業区域を広げる場合です。1年目は、調査区aを設定して初回調査を行い、調査区aで作業した後、年次調査を行います。2年目は、調査区aから範囲を広げて作業を行います。年次調査は調査区aで行います。3年目は、さらに範囲を広げて活動森林全域になるように作業を行い、調査区aで年次調査を行います。 この場合、毎年度のモニタリング調査報告書において、目指す活動が対象森林の何割で達成されているのか、概ねの達成状況を報告してください。

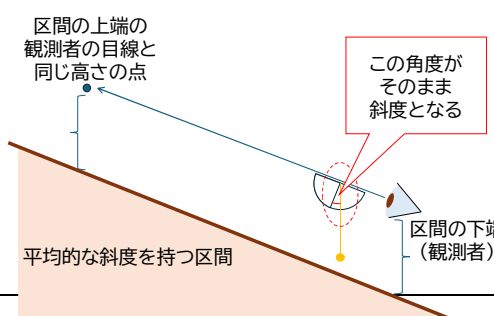
モ-0006	初回調査後に設定した数値目標は変更できますか。	年次調査の結果を踏まえて活動計画を見直す中で、必要があれば、数値目標を変更しても差し支えありません。数値目標を変更する場合は、合理的な理由を地域協議会に示し、地域協議会から承諾が得られれば、変更することができます。 ※数値目標は、交付期間内で達成する必要がありますが、安全に作業できる範囲内で達成できる数値を設定してください。交付期間内で達成すればよいため、1年目や2年目で達成できなくとも差し支えありません。
モ-0007	数値目標と言われても、決め方がよく分かりません。どうすればよいですか。	地域協議会のスタッフや、地域協議会が派遣するアドバイザーに助言・指導を求めることができます。まずは、地域協議会に相談してみてください。
モ-0008	胸高直径はどのように計測すればよいですか。	輪尺や直径メジャーを使って、地面から一定の高さで木の太さを計測します。 直径は、樹木の生えている場所、活動森林がある地方や、樹木の状態によって測り方が異なります。 A. 平地に生えている場合 北海道…地表面から 1.3m の高さを計測 それ以外…地表面から 1.2m の高さを計測 B. 斜面に生えている場合 北海道…斜面上側(山側)の根元の地表面から 1.3m の高さを計測 それ以外…斜面上側(山側)の根元の地表面から 1.2m の高さを計測 C. A、B の高さより低い位置で途中で木が折れ曲がっている場合 北海道…根元から幹に沿って 1.3m の位置を計測 それ以外…根元から幹に沿って 1.2m の位置を計測
モ-0009	調査区は森林の標準的な場所に設置することとされていますが、活動森林内で、標準的な場所がよくわかりません。	地域協議会のスタッフや、地域協議会が派遣するアドバイザーに助言・指導を求めることができます。まずは、地域協議会に相談してみてください。

実績報告

問番号	問	答
報-0001	交付金の支出は、メニューごとに整理する必要がありますか。	交付金の支出は、各メニューの単価を超えた支出となっていないことを確認するために、メニューごとに整理してください。ただし燃油代等、メニューごとに区別して計上することが困難なものに関しては、どちらかのタイプに一括計上したり、両方のタイプに按分して計上したりすることは差し支えありません。
報-0002	本交付金の活動に係る口座に付与された利子はどのように取り扱えばよいですか。	経理上は「その他の収入」として処理してください。なお本交付金の趣旨を踏まえれば支出してかまいません。

報-0003	活動組織が構成員に日当等を振り込む際の振込手数料については交付対象になりますか。	交付対象外です。
報-0004	構成員が活動のために公共交通機関を利用する際、近距離の場合は領収書が発行されないが、実績報告の際に、何を提出すればよいですか。	インターネット上の経路検索サイトやアプリ等を使って出発地から目的地までの交通費を検索した結果を印刷したものを提出してください。
報-0005	集合写真や活動場所ごとの写真は、活動日のたびに毎回撮影しなければならないのですか。	【集合写真】 活動日毎に毎回撮影してください。活動の有無を問われた際に、参加者や人数を示す証拠資料となります。 【活動場所毎の写真】 毎回撮影する必要はありませんが、場所毎に、手を付ける前の状況、作業をしている様子、作業により変化した状況が分かるように写真撮影してください。その場所が作業前後で変化した事実や、実際にその場所で作業をしたことを示す証拠資料となります。
報-0006	集合写真や活動場所毎の写真以外で、撮影しておくべき写真はありますか。	以下の写真を撮影してください。 ・外部委託の作業前、作業中、作業後の写真(外部委託があった場合) ・森林整備以外の交付対象となる活動(機能強化による作業、作業後の草木の搬出や、伐木・伐竹の搬出・輸送作業、処理作業(薪づくり・炭焼き・チップ等)の写真及びできた薪、炭、チップ等の写真 ・購入物品の写真(消耗品・資機材等購入した場合) ・資源活用の取組(素材としての利用状況等)が分かる写真
報-0007	活動場所毎の作業写真は、何か所で撮影すればよいですか。	活動場所毎の作業写真は、原則として小班や地番毎に1箇所撮影してください。ただし、小面積の小班や地番が多くある場合は、同じような森林の状況であれば、いずれかのひとつの小班・地番で撮影しても差し支えありません。 なお、機能強化タイプの場合は、起点、終点を撮影するとともに、起点と終点の間は、500m ごとに1箇所程度で写真を撮影してください。
報-0008	概算払を受けましたが、交付金を使い切れませんでした。この場合はどのような手続きをすればよいですか。	活動組織において、概算払を受けた額が余った場合は、要領別紙のⅢ 第4の5に従って採択変更申請又は届出を行うとともに、地域協議会へ余った額を返納してください。
報-0009	消費税の取扱について注意すべき点はありますか。	収益事業を行っている団体等については、本交付金に係る消費税仕入控除税額があり、その金額が明らかな場合は、申請時又は実績報告時にその額を減額して申請してください。 ※ 基本的に、本交付金の交付を受けるために設立された活動組織は該当しないことがほとんどですが、収益事業を行っている団体や法人は該当します。自身の団体が該当するかわからない場合は、税務署等に問い合わせ確認してください。
報-0010	構成員に日当を支払う際に、領収書等は必要ですか。	必要です。なお、コピーを実績報告時に提出願います。
報-0011	交付金に係る源泉徴収を行う必要がありますか。	活動組織によって異なるため、各地域の税務署に相談してください。

報-0012	本交付金の活動により収入を得てもよいですか。	地域活動型については差し支えありません。 複業実践型については、複業実践型を実施した森林において1ha 当たりの間伐材の売上額が以下の額を上回った場合は、翌年度以降の交付額は0円となります。 初年度:1,053,000 円/ha、 2年目:1,008,000 円/ha、 3年目:966,000 円/ha												
報-0013	機能強化を申請する際及び実績報告する際の延長(距離)の求め方について教えてください。	申請時と実績報告時の延長の求め方は以下のとおりです。なお、実績報告時の延長が申請時の延長より長い場合でも、交付額は申請時の延長により算定しますので注意してください。 【申請時】 機能強化を申請する際の延長は、5000 分の1の図面等でキルピメーターやものさし等により測定した値または地理院地図(国土地理院)等、ウェブ上の地図サービスを利用して計測した値を用いてください。このとき、申請する延長が実際に作設・改修する延長よりも過大にならないよう注意します。もし採択後に現地を確認した結果延長を変更する場合は、変更承認申請を提出し、承認された後に活動を開始するようにしてください。 【実績報告時】 作業終了後に巻尺等で作設・改修した延長の斜距離を実測し、水平距離に換算した値を実績の延長として報告します。 ※水平距離への換算は、実測した斜距離に、以下の補正係数を掛けてください。 <table><tr><td>斜度</td><td>補正係数</td></tr><tr><td>5°未満</td><td>0.9962</td></tr><tr><td>5°以上 10°未満</td><td>0.9848</td></tr><tr><td>10°以上 15°未満</td><td>0.9659</td></tr><tr><td>15°以上 20°未満</td><td>0.9397</td></tr><tr><td>20°以上</td><td>0.8192</td></tr></table> ※斜度(勾配)は、例えば、以下の方法で測定できますので、参考としてください。 用意するもの:分度器(本Q&Aの最後にある簡易測定用の半円を印刷して切り取り、段ボール等に貼り付けたものでも代用できます)、たこ糸、重り、テープ 測定方法: ①分度器の下部中央(扇で言う要の部分)に、重りを付けたたこ糸をテープで固定して簡易測定器具を作る。 ②①の器具を持って、斜度を測りたい道の中で、平均的な斜度と見受けられる区間の下端に立つ。 ③①の器具の直線部分を目線に沿うように器具を構える ④器具を構えて、②の区間の上端の、自分の目の高さと同じ高さを見たまま、たこ糸を固定する	斜度	補正係数	5°未満	0.9962	5°以上 10°未満	0.9848	10°以上 15°未満	0.9659	15°以上 20°未満	0.9397	20°以上	0.8192
斜度	補正係数													
5°未満	0.9962													
5°以上 10°未満	0.9848													
10°以上 15°未満	0.9659													
15°以上 20°未満	0.9397													
20°以上	0.8192													

	⑤④で固定したたこ糸と、分度器の90度の線がなす角度が斜度となる。  区間の上端の観測者の目線と同じ高さの点 この角度がそのまま斜度となる 平均的な斜度を持つ区間 区間の下端（観測者）
--	---

返還

問番号	問	答
返-0001	交付金の返還の可否はどのように判断すればよいですか。	実施要領別紙のⅢ 第5に基づき判断しますが、例えば ・要件を満たしていなかったのに交付を受けた場合 ・交付対象外の用途への交付があった場合 ・本交付金の交付にふさわしくない用途または物品購入が判明した場合 ・採択された活動計画に沿わない活動を実施して交付を受けていた場合 ・当年度に採択された活動を達成しなかった場合(実績報告を適切に提出しなかった場合を含む)で、概算払を受けていた場合 ・本交付金による活動の翌年度から起算して5年以内に活動森林を森林以外の用途に転用(売却、譲渡、賃貸、地上権設定等)した場合 等の場合は、必要に応じ、遡って交付金の返還を求めますので注意してください。

モニタリング調査ガイドライン

里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金 モニタリング調査のガイドライン

-改訂版-

令和7年6月

林 野 庁

目 次

1	モニタリング調査の目的と必要性	1
(1)	モニタリング調査の目的	1
(2)	モニタリング調査の必要性	1
(3)	モニタリング調査を実施することの意義	2
(4)	目標の達成に向けて	3
2	モニタリング調査の進め方	5
(1)	モニタリング調査の実施・報告の流れ	5
(2)	PDCA サイクルに基づいたモニタリング調査の流れ（まとめ）	11
(3)	Q&A	12
3	調査方法	20
(1)	調査方法の決め方	20
(2)	具体的な調査方法例	23
(3)	調査区・調査場所	50
(4)	Q&A	54
4	独自の目標・調査方法の提案	56
(1)	独自の目標・調査方法	56
(2)	独自の目標・調査方法の提案方法	56
(3)	独自調査提案に当たってのチェック項目	56
5	活動計画書やモニタリング結果報告書の記載例	58
(1)	活動計画書（実施要領 様式第 11 号）	58
(2)	モニタリング結果報告書（実施要領 様式第 20 号）	59
6	参考資料	61

1 モニタリング調査の目的と必要性

林野庁では、各地域の活動組織の皆様が行う地域の里山林の保全や竹林整備などの活動を平成 25 年度から支援しています。令和 7 年度からは里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金（以下「本交付金」という。）にリニューアルして支援をすることになりました。これまで、毎年全国で約 1 千団体の活動を支援し、それぞれ成果を上げているところです。本交付金による活動の成果についても、客観的な目標数値を示し、その達成率をもって取組の成果を明らかにし、国民に対する説明責任を果たすことが引き続き求められます。そのため、平成 29 年度から実施していただいているモニタリング調査は今後も行っていたく必要があります。

このガイドラインは活動組織の皆様が実施するモニタリング調査について、その進め方や手法の方向性を示していますので、活動の参考となれば幸いです。

（１）モニタリング調査の目的

本交付金を活用した 3 年間の活動計画による皆様の活動がどのように日本全国の里山林の保全に寄与し、森林の多面的機能の発揮の向上につながっているのか、モニタリング調査を行うことで、客観的な数値に基づいた説明ができるようになります。また、国や各地域協議会においては、皆様の活動により着実に全国の森林が改善されていることの確認や対外的なアピールにも活用します。

（２）モニタリング調査の必要性

本交付金は、国の予算に基づいて交付されています。そのため、この交付金による活動が、森林の多面的機能を発揮する上で効果的であることを示し、国の予算が有効に利用されていることを証明する必要があります。

本交付金を活用した活動により、どのように森林の多面的機能が改善さ

れたのかを調べるためには、まず、活動対象地となる森林等が、活動前にどのような状態にあるのかを知る（示す）ことが必要です。

現在の森林の状態を調べることは、目指す森林づくりに向け、どのような作業や活動が必要であるのか、その作業や活動にどのような意味があるのか、目標に向けた進捗状況はどの程度であるのか、などを知る（示す）ことにつながります。

また、森の状態を数値で確認し、過剰伐採等の逆効果を予防するなど、日々の活動に反映させることが重要です。

（３）モニタリング調査を実施することの意義

モニタリング調査を実施することで、PDCAサイクルの考え方に沿って、活動を進めていくことができます。

PDCA サイクルとは、計画（Plan）、活動実施（Do）、成果の確認（Check）、計画の見直し（Action）の一連の流れにより、活動状況を管理することです。これにより、対象森林の課題を把握した上で、効果的に活動を行い、対象森林の状態を継続的に改善していくことができるようになります。

当事業では初回調査により現状把握したうえで、数値目標を設定（Plan）していただきます。

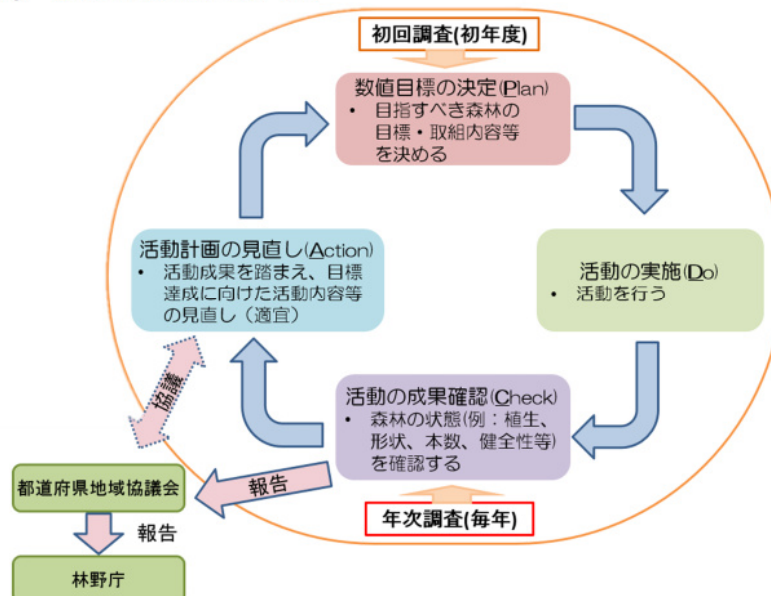


図 モニタリング調査を組み込んだ年間活動の流れ（PDCA サイクル）

（４）目標の達成に向けて

年次調査により確認し（Check）、無理の無い活動計画か、無理の無い目標であるか、点検し、適宜修正のうえ、100%目標達成を目指しましょう。もちろん目標達成できなくても皆様の活動により、森が良くなったことは確かです。PDCA で確認しながら、1 歩ずつ進めていきましょう。

モニタリング調査のイメージ（例：竹林整備）

【活動実施前】

○森林の状態

放置竹林

○初回調査の結果

竹の本数

1 万本/ha



目標林型（目標とする森林の姿）：タケノコの採れる美しい竹林

数値目標：3,500 本/ha

【活動実施中】

○活動内容

竹林整備

（竹の伐採、集積、処理）



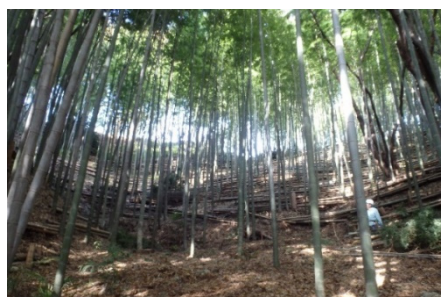
【活動終了後】

○森林の状態

美しく整備された竹林

○年次調査の結果

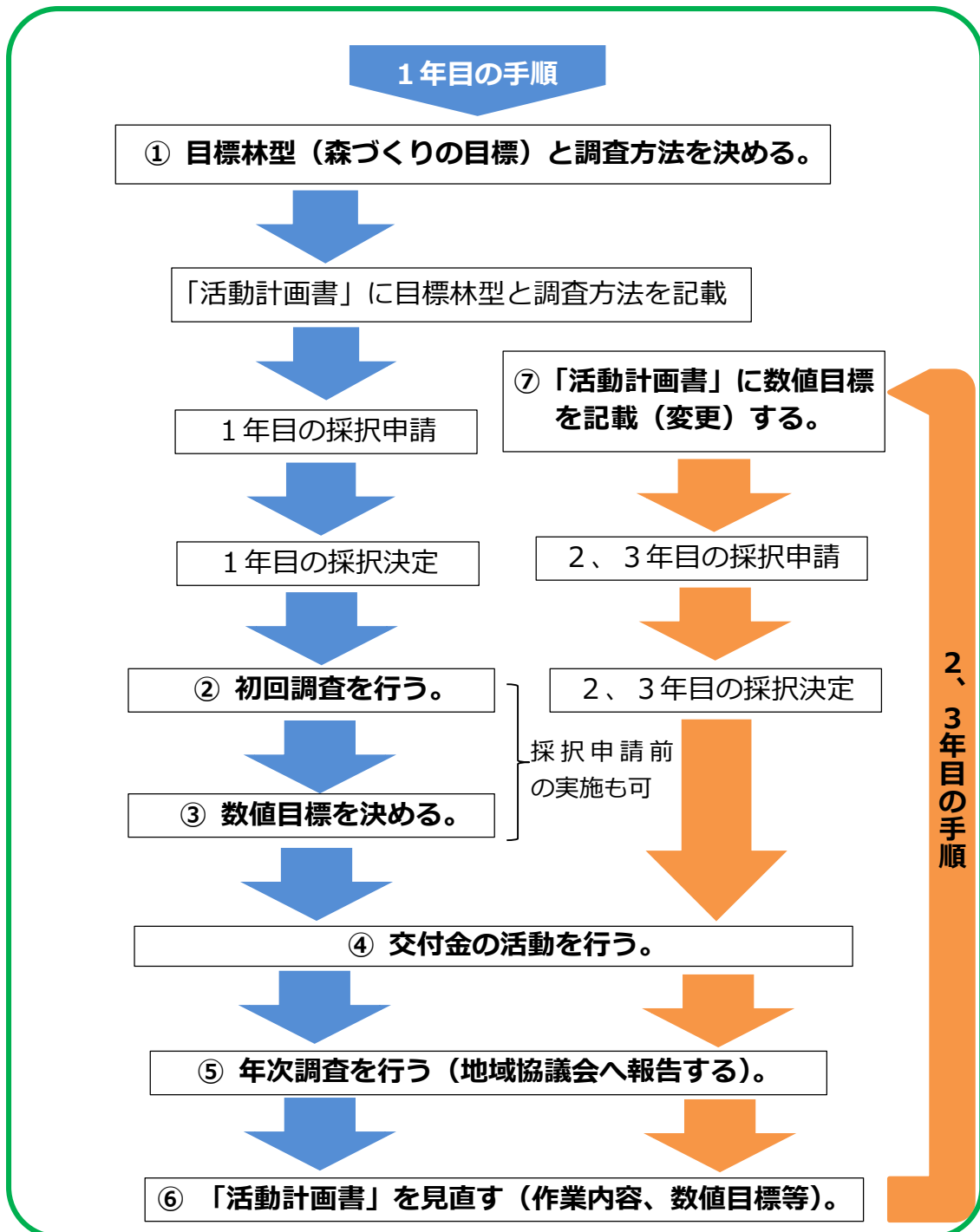
3,500 本/ha



2 モニタリング調査の進め方

(1) モニタリング調査の実施・報告の流れ

モニタリング調査の実施・報告と、交付金の採択申請・活動実施・報告の一連の流れを下図に示します。図中①～⑦について次ページ以降に解説します。



① 目標林型（森づくりの目標）と調査方法を決める

- 1年目の採択申請前に、活動対象地となる森林（対象森林）において、どんな森づくりをしていきたいのかの目標(目標林型)を決めます。
- 目標林型と活動内容に応じて、モニタリング調査の方法を決めます。調査方法は、対象森林が目標林型に近づいていることを示す数値が得られるものを、活動組織の皆さんに決めていただきます。具体的な目標林型に応じた調査方法の例は20・21ページの「目指す森林の姿（目標林型）、モニタリングの調査方法・調査項目の例」および72ページの「モニタリング調査に係るフローチャート」をご覧ください。
- 植生調査（植物の生態に左右される事柄の調査）は、結果を予測しづらく目標達成の判断が困難です。活動計画書に記載する調査方法（調査内容）は作業結果が直接反映され定量的な数値が得られる方法（内容）としましょう。

例 目標林型：カタクリの咲く里山を取り戻そう！

作業内容：除伐や抜き切りによる林内の明るさの改善

△他律的で予測困難 な調査方法	○間接的に予測可能 な調査方法	◎自律的で予測可能 容易な調査方法
開花個体数調査	相対照度調査	木の混み具合調査

- 一方、希少種の保護増殖を目的とする場合は、必要に応じて植生調査を別途実施されるのが良いでしょう。活動組織内部での成果把握に活用してください。
- 調査方法の設定に困ったら、地域協議会からアドバイスを受けましょう。
- 本ガイドラインに記載されていない目標・調査方法を独自に提案することもできます。提案方法等は、55・56ページの「4 独自の目標・調査方法の提案」をご覧ください。
- 「活動計画書」に目標林型とモニタリング調査の方法を記載し、採択申請書とともに地域協議会へ提出してください。地域協議会は、目標林型と調査方法の妥当性も含め、採択の可否を審査します。

② 初回調査を行う

- 初回調査は、交付金の活動を開始する前の対象森林の現状を把握するために行います。
- 初回調査は、通常は 1 年目の採択を受けた後に実施します。
- 初回調査は、交付金採択前（採択申請前を含む）に実施していただいても構いません。ただし、採択前に実施した調査の経費は、原則として交付金の対象外となります。
- 本交付金による作業を始める前に、対象森林における標準的な場所に調査を行う場所（調査区等）を設定します。
- 調査区等は、同じ林相※（同じ目標）の活動対象地内に、最低 1 か所は設けるようにしてください。（※林の様子）
- 調査区等を一度決めたら、原則として活動が終了するまで同じ場所で調査を行います。（例外として、木材資源利用調査など、初回調査と年次調査の場所と方法が異なる場合もあります。）調査区等の場所が分からなくなることがないようにビニールテープやペンキ等で目印となる木や調査区域周囲の木に印を付けたり、杭を打ったりしてください。

③ 数値目標を決める

- 初回調査の結果を踏まえ、交付金の活動期間（原則 3 年間）の終了時に達成すべき数値目標を決めてください。
- 3 年間で目標林型に到達する必要はありません。長い目で見た目標林型に向けての段階的な作業のうち、3 年間で達成すべきことを数値目標としてください。
- 数値目標は、森林の状態がどのように改善できたのか、対象森林が目標林型に近づいているのかを、数値で確認できる指標を設定してください。
- 本交付金の数値目標は交付金の活動期間の 3 年間に達成すべきものであり、1 年目や 2 年目に達成できなくても構いません（単年度単位で見た場合に、選択した調査で改善が確認できなくても構いません）。
- 数値目標は、地域の事情や、メンバーの習熟度、森づくりの長期的な目標なども踏まえて、活動組織で決めていきます。実現が不可能な数値目標を立ててしまうと、活動の際の安全確保が軽視されてしまうなどの問題

が起こりえます。3年間で何を達成するかを、活動組織内でよく話し合っ
て決めてください。

- 数値目標を決める話し合いの結果、より望ましい目標林型、あるいは
調査方法への変更が必要となった場合は、理由を添えて地域協議会に相談
してください。地域協議会の承諾が得られれば、目標林型や調査方法を変
更できます。
- 数値目標の設定に困ったら地域協議会や里山林活性化による多面的機
能発揮対策アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）からアドバイ
スを受けましょう。まずはアドバイザーの窓口である地域協議会にご相談
ください。

④ 交付金の活動を行う

- 初回調査を実施し、数値目標を設定できたら、数値目標の達成を目指
して、交付金の作業を開始します。
- 実施する作業は、数値目標の達成に必要な作業を中心に実施します。
数値目標の達成に支障が無ければ、森林・山村の多面的機能を発揮する上
で必要な他の作業も実施できます。

⑤ 年次調査を行う（地域協議会へ報告する）

- 「年次調査」は、毎年度の活動成果を確認するために実施します。
- 年次調査は、交付金の活動期間（原則3年）、毎年度、交付金の活動の
終了後に実施してください。
- 年次調査は、基本的には、初回調査と同じ場所、同じ方法で実施して
ください。（例外あり）
- 年次調査は、原則として、初回調査とは別に実施してください。交付
金の1年目は、「初回調査」と「年次調査」を実施します（同年度内に2
回の調査を実施）。2年目からは「年次調査」のみ実施します。
- 年次調査の結果を踏まえ、数値目標の達成度の確認、次年度に向けた
改善策の検討を行い、これらを「モニタリング結果報告書」にとりまと
め、地域協議会へ報告してください。
- 調査上の必要から、年次調査を年度内に実施できない場合は、翌年度

の実施可能な時期に調査を行い、速やかに地域協議会へ報告してください。

⑥ 「活動計画」を見直す（作業内容、数値目標等）

- 年次調査の結果に基づいて、必要な場合は次年度の改善策を活動計画に反映してください。その際、数値目標やモニタリング方法の変更が必要と思われる場合は、理由を添えて地域協議会にご相談ください。数値目標等は、合理的な理由を地域協議会に示して承諾が得られれば、変更することができます。
- P D C Aサイクルにより、無理の無い活動計画と、無理なく達成出来る数値目標に変更しましょう。

数値目標を見直す場合の例

例 1：活動計画量に無理があった。

当初計画していた活動日数や参加人数に無理があったり、思ったより作業が大変であったため、3年後の目標達成が困難であることが予想される。

【無理な作業計画は事故の元です。余裕を持った計画にしましょう！】

例 2：目標設定値に齟齬があった。

1年間活動した結果、設定した目標値ではイメージする目標林型とならないことが判明した。

【高すぎる目標数値による過剰な伐採は取り返しがつきません。下方修正によりゆっくり森の状態を改善する方が得策ではないか考えてみましょう。】

例 3：気象害等のために、3年後に目標達成が見込めない。

目指すべき森林の姿を決めて活動計画に従い活動を行ったが、台風の影響で予定していた作業が十分に実施できず、当初設定した目標が適切でなくなった。

例 4：鳥獣被害が予想外にひどい。

シカやノウサギなど野生の動物に植栽した苗木を食べられてしまっ

た。

※このような場合は、数値目標を変更するとともに、どのような動物による鳥獣被害が生じているのかを調べ、鳥獣対策も行うようにしてください。

例 5：病虫害による立ち枯れが発生。

キクイムシの大量発生により、作業予定地を含む周辺の森林で大規模な立ち枯れが発生した。

例 6：安全確保上の問題が生じた。

計画に沿って森林管理を進めたところ、過度に高い目標を設定していたため、安全確保上の問題が生じることが判明した。

⑦ 「活動計画書」に数値目標を記載(変更)する

- ③、⑥で決定・変更した数値目標を次年度の「活動計画書」に記載（変更）して 2 年目、3 年目の採択申請を行ってください。
- 地域協議会は、数値目標の妥当性も含め、採択の可否を審査します。
- 交付金事業終了後、同じ場所で活動を続ける場合もありますが、その場合はモニタリングを実施する義務はありません。しかし、森林の状態をさらに良い状態へと改善していくためには、森林の状態を定期的に把握し、計画を見直しながら活動を継続することが有効です。

(2) PDCA サイクルに基づいたモニタリング調査の流れ（まとめ）

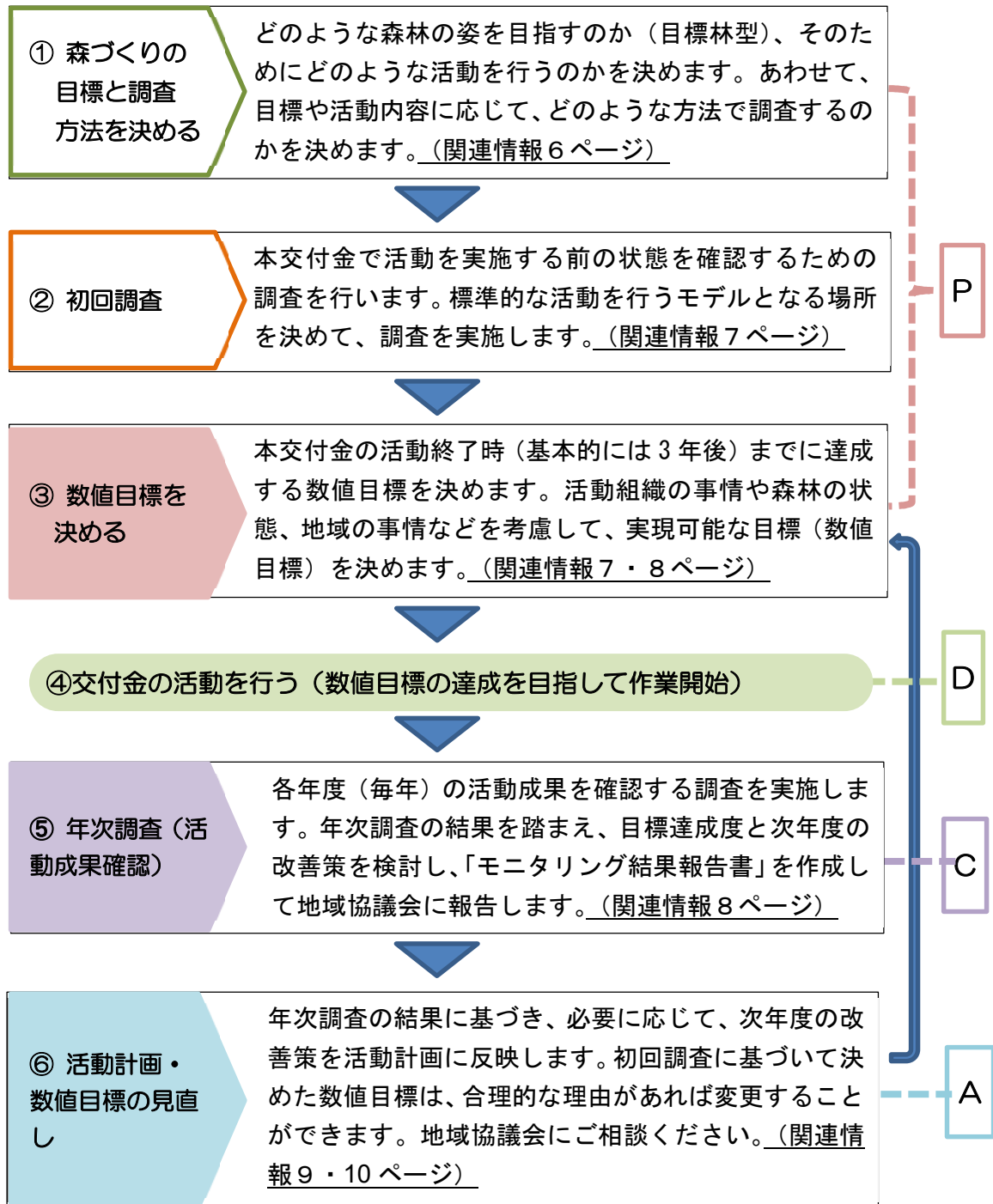


図 モニタリング調査の流れ

(3) Q&A

Q 1 : 調査結果が時期や天候等の影響を受ける場合はどのように調査を行えばよいでしょうか？

A 1 : 調査時期や調査当日の気象条件等によって、調査結果が大きく異なることが想定される調査を実施する場合は、初回調査と年次調査の実施条件を可能な限り一致させてください。

そのため、天気や調査日時など、モニタリング調査の結果に影響を及ぼすと考えられる要素がある場合には、初回調査の際に忘れずに記録してください。

Q 2 : 春にしか確認できない植物を対象とする場合のように、調査上の必要から交付金の1年目に初回調査を行うことができない場合、モニタリング調査はどのように実施すればよいでしょうか？

A 2 : 植物の個体数や開花率は予測困難であるため、ご報告いただく数値目標には適しません。その植物の好む林内環境にするための作業量や林内環境など、自分たちでコントロールできる数値目標をご報告ください。

初回調査は、通常、1年目の採択後、交付金の作業開始までの期間に実施します。しかし、ご質問のケースでは、落葉期の相対照度など、作業開始前にしか初回調査を実施することができない場合もあり、交付金の採択前（採択日の前年度以降の実施に限る。）、あるいは交付金の作業開始後（採択日から1年以内の実施に限る。）に実施した調査データを活用することができます。

調査の必要上から、初回調査を交付金の作業開始後に実施せざるを得ない場合は、初回調査をもって1年目の年次調査とすることもできます。

また、調査の必要上から、年次調査を年度内に実施することができない場合は、翌年度の調査実施が可能な時期に調査を実施し、速やかに地域協議会へ報告してください。

いずれの場合も、事前に理由を添えて地域協議会に相談し、承諾を得てください。

なお、調査の実施期間が交付金の採択前及び交付金の採択期間を過ぎている場合には、交付金の交付対象とはならないため、ご注意ください。

Q3：本交付金の採択前から、対象森林内でモニタリング調査を実施しています。採択前に行った調査を、モニタリング調査の初回調査とすることはできますか。

A3：本交付金の採択前から調査を行っている場合は、本ガイドラインの22～48ページの「3（2） 具体的な調査方法例」に記載されているものと同様の調査で、交付金採択の前年度以降に実施したものであれば、その結果を初回調査として利用することができます。

「3（2） 具体的な調査方法例」に記載されていない調査であっても、独自の調査として認められる場合がありますので、地域協議会にご相談ください。（55・56ページの「4 独自の目標・調査方法の提案について」参照）

Q4：同一の場所におけるモニタリングの調査方法を2年目以降に変更することは可能ですか？

A4：目指す森づくりの目標を評価する上で適切な内容である場合には、途中で調査方法を変更することもできます。

ただし、調査方法を変更する場合には、地域協議会に理由を説明した上で承諾を得るようにしてください。

また、改めて初回調査を実施する必要があります。

Q5：交付金の取得期間が3年目を迎える活動組織は、どのようにモニタリング調査を行えばよいですか？

A5：年次調査は毎年行います。交付金の取得期間が1年でも、初回調査と年次調査を比較するようにしてください。活動1年目に初回調査が実施できず、交付金を取得して行う活動が1年で終了する懸念がある場合には、事前に地域協議会に相談し、調査方法の変更等を検討してください。

Q6：まずモニタリング調査区で作業を行って、その場所の改善された状態を、対象森林全体に広げていく場合は、1年目で成果をあげられる一方で、2年目、3年目は活動を行っているにもかかわらず、その結果をモニタリング調査に反映することができなくなることが懸念されます。その場合、どのように報告をすればよいでしょうか？

A 6：数値目標を達成するための活動を、まず、調査区等で実施した後に、対象森林全体に広げていくこともできます。その場合は、目指す活動が対象森林の何割で達成されているのかを確認し、毎年の年次調査の結果報告の際に、概ねの達成状況を報告してください。

あるいは、年度ごとに調査区を変更して調査することもできます。ただし、調査区を変更する場合には、変更した調査区についても初回調査を実施してください。

(例) 人工林で、1年目に4ha、2年目と3年目に3haずつ、計10haの間伐を実施する場合を考えます。初回調査にて木の混み具合(23ページを参照)を調べた結果、成立本数は1,000本/haで本数間伐率3割(300本/ha 伐採)の間伐実施が数値目標となりました。対象森林の状態が全体的に一樣なので、3年間とも3割間伐を実施することにします。

1年目は対象森林の4割(10ha中4ha)で3割間伐を実施し、2年目は同7割(10ha中7ha)、3年目は同10割(10ha中10ha)で達成したと報告することも可能です。

1年目	2年目	3年目
4ha	3ha (7ha)	3ha (10ha)
4割	7割	10割

なお、この例で活動組織が受け取れる交付金の額は、1年目は4ha分、2年目と3年目は3ha分となります。

Q7：数値目標の変更はどのような場合に可能ですか？

A 7：年次調査の後に計画の見直しを行い、その際に数値目標の変更が必要であるかどうかを検討してください。

本交付金における数値目標は、活動組織の皆さんが交付金の活動期間(原則3年間)に実現可能な範囲内で森林の状態を改善させる目標を設定していただくことになります。

しかし、実際に作業を行ってみたところ、予期せぬ課題が生じることで、当初の数値目標を達成することが難しいことが判明することもあるかもしれません。その場合は、数値目標を変更してください。

無理の無い活動で、無理なく達成できる数値目標に見直しましょう。

ただし、数値目標を変更する際には、必ず地域協議会にその理由を報告し、その承諾を得てください。複数回の数値目標の変更も可能ですが、理由の報告は、数値目標の変更のたびに行ってください。

また、数値目標を変更する理由となった課題については、可能な範囲で、改善のための対応を行ってください。

(※目標数値を見直す場合の例は2 (1) ⑥のとおりです。)

Q8：数値目標の目安はどのように決めればよいですか？

A8：数値目標の目安がわからない場合、その地域で目標となるような林型の森林を探し、森林所有者に同意を得た上で、その森林の相対幹距比や見通し距離等を計測することにより、数値目標の目安を決めます。

また地域協議会やアドバイザーにアドバイスを求めることもできます。まずはアドバイザーの窓口である地域協議会にご相談ください。

人工林での目標設定（参考）

相対幹距比早見表により、人工林の間伐の目安が簡単に分かります。

（23 ページ、60 ページも併せてご覧ください）

【スギ人工林 30 年生、樹高 16m、立木本数 23 本/100m² の場合】

- 60 ページ「6.参考情報 相対幹距比 早見表」で、現在の相対幹距比を求めます。
- この場合、相対幹距比は 13%となります。適当とされている相対幹距比（17～20%）を目指す場合（右図の例では 17.3%）、立木本数を 23 本/100m² から 13 本/100m² に減らす必要があります。
- しかしながら、間伐率が 40%強と強度であり、風雪害に弱い状態になる可能性があります。そのため、複数回に分けて間伐し目標林型に近づけていきます。
- 一般的には風雪害を避けるため、本数の 20～30%以内の伐採に留めます。

相対幹距比（Sr） 早見表

調査区面積 100 m ²		樹高	
		16	17
調査区内立木本数（本）	9	20.8	19.6
	10	19.8	18.6
	11	18.8	17.7
	12	18.0	17.0
	13	17.3	16.3
	14	16.7	15.7
	15	16.1	15.2
	16	15.6	14.7
	17	15.2	14.3
	18	14.7	13.9
	19	14.3	13.5
	20	14.0	13.2
	21	13.6	12.8
	22	13.3	12.5
	23	13.0	12.3
	24	12.8	12.0

相対幹距比（Sr） 早見表

調査区面積 100 m ²		樹高	
		16	17
調査区内立木本数（本）	9	20.8	19.6
	10	19.8	18.6
	11	18.8	17.7
	12	18.0	17.0
	13	17.3	16.3
	14	16.7	15.7
	15	16.1	15.2
	16	15.6	14.7
	17	15.2	14.3
	18	14.7	13.9
	19	14.3	13.5
	20	14.0	13.2
	21	13.6	12.8
	22	13.3	12.5
	23	13.0	12.3
	24	12.8	12.0

- そのため今回の間伐は、30%の間伐とし、7 本伐採し、16 本/100m²にとどめます。（23 本×30%=7 本伐）

この場合の数値目標は「16 本/100m²」、「Sr 17%」または「間伐率 30%」とするのが適当です。

次回は 10～15 年後

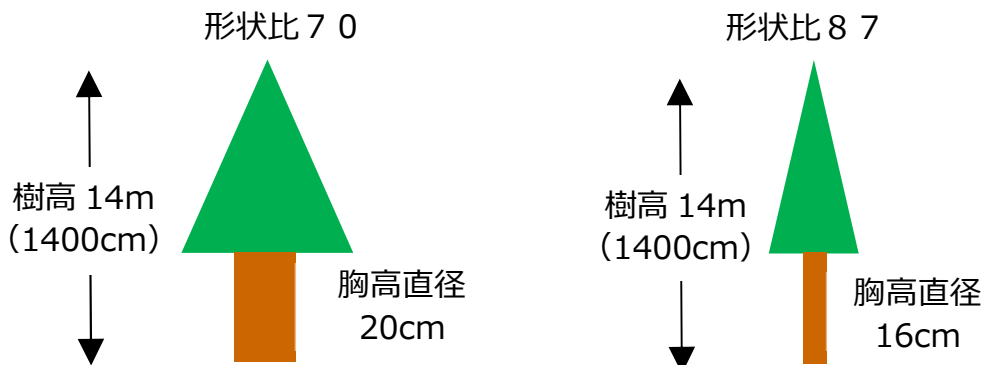
今回はここまで！

□ このように状況によっては複数回の間伐により適正本数を目指してください。この時、次回間伐は木が太る（風雪害に強くなる）年月を考慮し 10 年～15 年後に実施します。

- 上記の考え方は、あくまで単純化した標準的な間伐の考え方を示したものであり、地域の特性や現地の状況、木の成長等を考慮して判断することになります。

風雪害を避ける間伐とは：形状比と樹冠長率（参考）

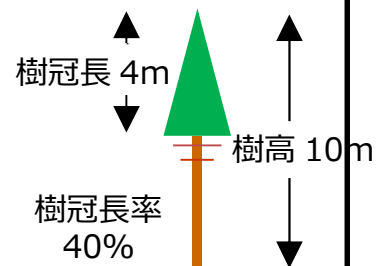
- 針葉樹の風雪害への抵抗力の目安として、「**形状比**」という数字があります。
- 形状比とは、樹高が太さの何倍あるか表した数字です。（樹高÷胸高直径）
- 一般には、形状比 70 以下あるいは 60 以下で風雪害に強いとされており、80 以上だと風雪害に弱いとされています。



形状比が低いほど、太くてずっしり 形状比が高いほど、細くてひよろひよろ

- 間伐率を考える際には、形状比 80 以上は間伐率を 20% までに押さえるなど、伐採率と伐採後の風雪害の影響を考慮しましょう。

- 同じく「**樹冠長率**」という目安もあります。
- 樹冠長率とは樹高に対する樹冠長の割合であり、立木の生命力（＝着葉量）の指標となります。（樹冠長÷樹高）
- 一般的に、樹冠長率 30% を下回ると要注意。形状比と同様、間伐率を抑えるなど、慎重に判断しましょう。



林内の明るさを表わす目標設定（参考）

- 林内の光環境を表す指標として、「**相対照度**」という数字があります。
- 相対照度とは、曇天の条件（直達光のない条件）で測定した裸地の照度に対する林内の照度の割合を%で表した数字です（林内の照度 ÷ 裸地の照度）。
- 単純に「林内の明るさ（見た目が明るくなった効果）を表現したい」といった場合に、よく使われる指標となっています。
- 一方で、理想的な 100%の光を得られる裸地が現実的にほとんどないことや、同じ林分構造でも斜面の傾斜によって相対照度が異なったり、裸地を斜面に取った場合と山頂で取った場合で異なるため、ある種測定の難しさがある中級～上級者向けの調査ともなっています。

- 天候による値のブレが大きく、想定した作業の効果（森林内における明るさ）を適切に測るためには、曇りの日での調査を推奨します。
- 目標とする相対照度の目安についても、目標林型や樹種、植生等によって幅があることから、調査の実施、目標設定にあたっては、地域協議会やアドバイザーに相談しましょう。

（例）カタクリなどの植生開花を目指した場合の目安

- 春季の数字を 30～40%程度に調整※。計測上の数字のバラつきを把握するため、「曇天の正午に 5 地点で、1 地点あたり 5 回計測の平均値」を採用。

相対照度と植物の育成

相対照度	植物の植生
5%以下	林床植生ほとんどなし スギ・ヒノキの生存限界
5～10%	林床植生が少なく、開花しない スギ・ヒノキが成長しない
10～20%	萌芽枝の成長に必要な照度 スギ・ヒノキ成長可能
20～30%	林床植生の豊富 スギ・ヒノキの成長良好
30～40%	林床植生が増大 開花・実生が見られる
40%以上	名樹木の成長が急激に増大 陽樹の増加 雑草の繁茂
50%以上	草刈後植生が繁茂 陽樹や雑草がはびこる

出典：千葉県農林総合研究センター

※早春に咲く林床植物の増殖を目的とする場合は、落葉期に林床付近の照度を調査するなど、目標に応じた調査方法を設定する必要があります。また、本交付金の活動開始時期・終了時期の関係から、本交付金のモニタリング調査としては適さない（本交付金の効果を計測できない）可能性がありますので、注意しましょう。

- また、相対照度を上げるためと言って、伐採し過ぎてしまうと、樹木の成長阻害や気象被害、雑草の繁茂等を引き起こしてしまう場合もあります。過間伐は取り返しがつかないため、木の切りすぎには注意しましょう。

林内の明るさを表わす目標設定（参考）つづき

- 同じく「**開空率**」という数字もあります。
- 1m くらいの高さから魚眼レンズを林冠(上空)に向けて丸い写真を撮り、解析ソフトで算出します。「葉っぱに覆われていない、空が見える部分は何パーセントか」という数値で、こちらでも明るさを表現できます。
- 相対照度と比べて、天候に左右されず、機材さえそろえてしまえば、それこそカメラが好きな人には年齢を問わず向いている調査となっています。
- 強い太陽光で写真に白飛びができるのを防ぐため、できれば曇りや、レンズに太陽が入らない時間帯での調査が望ましいです。
- 単純に「林冠がどれだけ開いているか」を表す数値であり、開空率自体を目標とするよりも、「作業の効果」を数字で表すために活用できる指標となります。
- そのため、森づくりの都合上、間伐を抑える必要がある場合でも、上層木を伐採すれば顕著に変わる指標であるため、「整備した効果」を数値で表すために利用できます。
- また、林内密度や林床環境とセットで把握することで、整備した効果をより強く示すことができます。
- 一方で、本ガイドラインで示している他の調査（木の混み具合調査など）と比べ、一般的ではない道具や解析を用いる調査であり、相対照度の調査と同様、ある種、中級～上級者向けの調査となっています。
- 開空率調査においても、季節や調査地点の高さなど、目標に応じた調査方法を設置する必要があります。また、本交付金の活動開始時期・終了時期の関係から、本交付金のモニタリング調査としては適さない（本交付金の効果を計測できない）可能性があり、注意する必要があります。
- したがって、目指す森づくりのために「相対照度」や「開空率」の調査がどうしても必要な場合は、実施しても構いませんが、本交付金事業のためにモニタリング調査を行う場合は、他のシンプルな調査を推奨します。



魚眼レンズによる全天写真

3 調査方法

(1) 調査方法の決め方

調査方法は以下のような手順で決めていきます。

- ① まず、活動組織の中で、どのような森林の姿（目標林型）を目指すのかを確認します。
- ② 目指す森林の姿（目標林型）に誘導していくため、交付金の活動期間（原則3年間）で、どのような活動を行うかを整理します。
- ③ 活動内容を整理した上で、活動成果を評価するための方法（モニタリング調査方法）を決めます。
 - モニタリング調査方法と調査項目の例を次のページで紹介しています。
 - 個々のモニタリング方法の詳細は、22～48 ページの「3（2）具体的な調査方法例」で紹介しています。
 - この交付金は、多様な活動を対象としているため、次ページの表に例示した調査方法では、皆さんが目指す目標林型や成果を適切に反映できない場合があります。このため、次ページの表以外の目標・調査方法を地域協議会に提案することが可能です（地域協議会の承認が必要）。独自の目標・調査方法の提案については、55・56 ページの「4 独自の目標・調査方法の提案」をご覧ください。

目指す森林の姿（目標林型）、モニタリングの調査方法・調査項目の例

目標林型	モニタリング方法	調査項目の例	調査概要	調査区	参照頁
スギ、ヒノキの大径材生産林の整備・利用	①木の混み具合調査（相対幹距比・間伐率）	相対幹距比（S r 値） 間伐率（%）	木の混み具合を数値化することにより、その森林において間伐が必要な状態か、どの程度の伐採が必要かなど調べます。主に針葉樹林に適した調査です。	100 m ²	P24
	⑧木材資源利用調査	材の搬出量（m ³ ）	伐採した木材を林内から搬出して、木材、薪、燃料などとして利活用する場合の利用実態を把握し、持続的な森林管理を行うために、その搬出量を調べます。	100 m ² ※ ※初回調査	P35
人工林をきれいにする	①木の混み具合調査（相対幹距比・間伐率）	相対幹距比（S r 値） 間伐率（%）	上述	100 m ²	P24
	④樹木の本数調査	立木本数（本）	林床の光環境の改善などを目的に林内中低木の除伐を行う際、調査区画内の一定の高さ以上の樹木がどれだけあり、どの程度を伐採するかを調べます。本数を数える対象とする樹木の高さ（樹高）をどの程度にするかは、現地の状況に応じて設定します。	100 m ²	P30
	⑤見通し調査	林縁部等からの見通し距離（m）	灌木やササ等が密集した森林で除伐を行う場合で、初回調査時に草本や灌木の本数調査を行うことが困難な場合等、林縁部からの視認距離の改善状況を調べます。見通しを確認する際の地上高（cm）は、不法投棄防止や獣害防止など、活動目的に応じて決めます。	定点調査	P31
広葉樹の森の整備・景観改善 生物多様性に富む森づくり	②木の混み具合調査（胸高断面積調査）	胸高断面積（m ² ）	木の混み具合を改善し、胸高断面積を一定水準内にすることで、生物多様性の向上などに寄与するために、どの程度の伐採が必要かなど調べます。主に常緑樹を交えた広葉樹林での活動に適した調査です。	100 m ²	P26
	⑪下草・ササの被覆率調査	下草・ササの被覆率	希少植物等の育成目的で実施する藪払いや下刈後における、下草やササの被覆率や高さ等を調べます。目標とする植物は「希少種」あるいは「里山林の指標種」とします。	25 m ² 又は 100 m ²	P41
	③萌芽再生率調査	萌芽再生率(萌芽再生した株の数／ 萌芽再生を想定して伐採した本数)	萌芽更新を想定して伐採した木のうち、萌芽が再生し、その萌芽が生存している株の割合を調べます。	25 m ²	P29
	④樹木の本数調査	立木本数（本）	上述	100 m ²	P30
	⑤見通し調査	林縁部等からの見通し距離（m）	上述	定点調査	P31
	参考：⑫相対照度調査	相対照度	「森林内における明るさ」や、カタクリなどの下層植生を再生させることを目指す場合、その複数ある条件の一つとなる「明るい林床環境」を表すための調査方法です。	25 m ² 又は 100 m ²	P43
	参考：⑬開空率調査	開空率	「森林内における明るさ」や、カタクリなどの下層植生を再生させることを目指す場合、その複数ある条件の一つとなる「明るい林床環境」を表すための調査方法です。	25 m ² 又は 100 m ²	P45
	参考：⑭植生調査（下層植生調査）	目的とする植物の確認個体数ないしは開花個体数	藪払いや灌木の除伐などにより、林床環境を改善し、目標とする植物の生育状況などを調べます。活動組織内部での活用に留め、地域協議会へ報告する調査は別の調査を実施してください。	25 m ²	P47
針広混交の複層林化	①木の混み具合調査（相対幹距比・間伐率）	相対幹距比（S r 値） 間伐率（%）	上述	100 m ²	P24
	⑥苗木の活着状況調査	活着状況 単位面積当たりの植栽本数（本）	森林再生のための植栽木（苗木）の活着状況を調べます。苗木は、遺伝子資源の維持の観点から、できる限り苗木の植栽予定地と近隣で採取された実生を利用するようにします。	100 m ²	P33
	⑩植栽木の成長量調査	樹高（m）	植栽した樹木の成長を促すための雑草木の刈払い等の効果を調べます。	25 m ² 又は 100 m ²	P40

目指す森林の姿（目標林型）、モニタリングの調査方法・調査項目の例（つづき）

目標林型	モニタリング方法	調査項目の例	調査概要	調査区	参照頁
森林再生 （植栽地）	⑥苗木の活着状況調査	活着状況 単位面積当たりの植栽本数（本）	上述	100 m ²	P33
	⑩植栽木の成長量調査	樹高（m）	上述	25 m ² 又は 100 m ²	P40
	⑪下草・ササの被覆率調査	下草・ササの被覆率	森林再生や藪化防止等のため、刈払い後におけるススキやササの被覆率や高さ等を調べます。	25 m ² 又は 100 m ²	P41
タケノコの採れる 竹林づくり	⑦竹の本数調査	調査区内の竹の本数（本）	望ましい竹林の状態の維持や侵入竹の防止に向けて、必要な作業や進展状況を確認するため、立竹の本数を調べます。竹の本数の目標値について、それぞれの地域や都道府県で目標の目安がある場合は、そちらに従ってください。	25 m ² 又は 100 m ²	P34
竹の侵入の防止	⑦竹の本数調査	調査区内の竹の本数（本）	望ましい竹林の状態の維持や侵入竹の防止に向けて、必要な作業や進展状況を確認するため、立竹の本数を調べます。目標値は原則として0本としますが、森林の状況に応じて、森林としての機能が失われない程度に定めます。	25 m ² 又は 100 m ²	P34
山の恵みを利用 できる森づくり	⑧木材資源利用調査	材の搬出量（m ³ ）	上述	100 m ²	P35
	⑨特用林産物等利用調査	生産量・販売量（m ³ 、t など）	利用を想定する非木材資源（きのご類、たけのご等）の年間の利用量・販売量（数値目標）を調べます。	－	P39

（２）具体的な調査方法例

ここでは、モニタリング調査の方法として代表的なものについて、目標設定の目安などを紹介しています。また、モニタリング調査に当たっての調査区・調査場所の設定方法については、49～52 ページの「３（３）調査区・調査場所」を参照してください。

モニタリング調査は原則として調査区内（あるいは定点）のみで実施しますが、交付金による活動等は、年度別計画にのっとり、対象森林全体で実施してください。

①木の混み具合調査（相対幹距比・間伐率調査）

調査名	木の混み具合調査（相対幹距比・間伐率調査）
調査のねらい	木の混み具合を数値化することによりその森林において間伐が必要な状態か、どの程度の伐採が必要かなど調べます。 主に、針葉樹林での活動に適した調査です。広葉樹林には適しません。 15 ページの「人工林の目標設定」と 60 ページの「相対幹距比早見表」も併せてご覧ください。
想定作業	間伐、除伐など
調査区の設定	100 m ² （50 ページ参照）
調査方法	【初回調査】 樹 高：調査区内の上層に届いている木で平均的と思われる高さの木の樹高（1 本）を測定します。（1 m 単位で測定。cm 単位での厳密な計測を行う必要はありません。） 木の本数：調査区内の上層に届いている木の本数を数えてください。低木や灌木を数える必要はありません。調査区を設定する際に、その境界に当たるか当たらないかの木は本数に数えないでください。 【年次調査】 樹 高：初回調査と同様に行います。（短期間で上層木の樹高が大きく成長することは考えにくいため、樹高調査は3年目のみでも構いません。その場合、相対幹距比を算出する際の1、2年目の樹高は初回調査の値を利用してください。） 木の本数：調査区内の上層に届いている木の本数を数えてください。低木や灌木を数える必要はありません。調査区を設定する際に、その境界に当たるか当たらないかの木は本数に数えないでください。 樹高と木の本数を調べた後、60 ページの「相対幹距比早見表」を用いて相対幹距比（Sr）を確認します。 ※ 木の混み具合を調べるために、相対幹距比（Sr）ではなく、間伐率を計算して、数値目標を設定する方法もあります。間伐率とは、対象地内の樹木（本数）のうちの伐採木（本数）の割合をいいます。 間伐率＝（調査区内容の）間伐する本数／（調査区内容の立木本数）

目標設定の目安と留意点など	【相対間距比を改善することの意義】 この調査によって目指す森づくりとしては、下層植生を発達させる目的のために立木密度を下げていくことも考えられます。また、スギ・ヒノキ林等の間伐を進めることで、空いた空間に、(周辺広葉樹林や落ち葉の下や土の中に留まった種子等からの発芽を期待する形で)広葉樹の導入を進めて混交林化を目指すケースも考えられます。 【相対間距比 (Sr) の目安】 Sr 値は木の混み具合を示す指標で、一般的には、スギ、ヒノキ林の場合、Sr=20%くらいが適当(樹高の20%くらいの間隔で木がある状態では間伐不要)とされています。またSrが17%を下回ると混み過ぎ、14%以下は相当混み過ぎとされています。 【注意】 森林の樹木の本数を急速に減らすと、風害や雪害による倒木被害が発生しやすくなることがあります。<u>年間の最大間伐量は基本的に全体の2～3割未満を目安にしてください。2～3割の間伐を実施した次の間伐は木が太る(風雪害に強くなる)年月を考慮し10年～15年後に実施します。(毎年同じ箇所でも2～3割の間伐を繰り返すことは森林を適正に管理していく上で適切ではありません。間伐は一般的には十数年おきに実施するものです。)</u>
調査を行う上での工夫例	【調査区設定の工夫例】 100 m²の調査区で調査を想定していますが、フィールドの状況等により、50 m²の調査区を二つ設定して調査をしても構いません。 調査区の設定方法については、50 ページで紹介しています。
参考	60 ページの相対幹距比早見表や 63・64 ページの調査野帳 (Excel 版) はこの計算式を用いて作成しています。早見表や Excel 版の野帳を用いることで、簡便に相対幹距比を計算することができるようになります。 相対幹距比は、以下の計算式でも求められます。 $\text{相対幹距比(Sr)} = \sqrt{\frac{\text{調査区面積(m}^2\text{)}}{\text{調査区内の上層木の本数(本)}} \times \frac{100}{\text{調査区内の上層木の樹高(m)}}$

②木の混み具合調査（胸高断面積調査）

調査名	木の混み具合調査（胸高断面積調査）
調査のねらい	木の混み具合を改善し、胸高断面積を一定水準内にすることで、生物多様性の向上などに寄与するために、どの程度の伐採が必要かなど調べます。 主に常緑樹を交えた広葉樹林での活動に適した調査です。
想定作業	間伐、除伐など
調査区の設定	100 m ² （50 ページ参照）
調査方法	【初回調査】 100 m²の調査区を設定します。交付金の期間中、該当の場所を調査することになりますので、目印を付けておきます。 - モニタリング調査区内にある胸高直径 5cm 以上の全ての樹木（明らかに直径が 5cm 未満の樹木の計測は不要です。）の胸高直径を測ります。 - 胸高直径を基に、モニタリング調査区内にある胸高直径 5cm 以上の全ての樹木の胸高断面積を算出します。 $\text{胸高断面積} = (\text{胸高直径} \div 2)^2 \times \text{円周率}^{\ast}$ ※円周率は「3.14」あるいは「3」とします。胸高直径を測る際に円周率を利用している場合は、胸高直径を算出する際と胸高断面積を算出する際の円周率を同じ数字に統一してください。 3 で算出した胸高断面積を全て足し合わせることで、100 m²当たりの胸高断面積合計を算出します。 - 得られた胸高断面積合計と森林の状態を踏まえて、目指す森づくりに向けた間伐・除伐の方法を検討します。 【年次調査】 間伐・除伐を行った場合は、初回調査結果から伐採した木の胸高断面積合計を差し引き、100 m²当たりの胸高断面積合計を算出してください。その際、利用する円周率は必ず初回調査と同じ値を用いてください。

目標設定の目安と留意点など	【調査の数値目標の決め方について】 この調査は、活動対象地の林床が日中でも薄暗く、草本植物の種類が少ない場合や、花を咲かせる植物がほとんどない場合に、森林内での明るさ（相対照度）を改善する場合等を対象とした調査です。 胸高断面積合計と相対照度は密接に関係しているため、胸高断面積合計は林床を明るくする上での目安ともなります。数値目標を決める際には、森林内の明るさや下層植生の状況等を考慮した上で、胸高断面積合計を何割減らすのかを決めると良いでしょう。 なお、施業の時期が夏を過ぎると、その効果が翌年春には見られないことがあります。初夏までに施業を終わらせると翌年春に効果が期待できるでしょう。実際の下層植生の変化も確認しながら、毎年の作業を行うと良いでしょう。 年間の最大伐採量は基本的に全体の胸高断面積の2～3割未満を目安にしてください。（毎年同じ箇所で2～3割の伐採を繰り返すことは森林を適正に管理していく上で適切ではありません。） 【注意】 調査を簡便にするため、胸高直径5cm未満の樹木は測定の対象とはしていませんが、森づくりの目標に合わせて、必要であれば測定・作業の対象としてください。反対に、5cm以上であっても、森づくりの目標に照らして保存しておきたい木は伐採しないように気を付けましょう。
調査を行う上での工夫例	【胸高断面積の計算方法】 胸高直径で5cmを超えるかどうかの判定が明確な場合などは、以下に示すように、幹周のみで胸高断面積を計算することもできます。 $\text{胸高断面積} = (\text{幹周})^2 / 4 / \pi \text{ 周率}$ 【伐採する樹木の決め方】 間伐・除伐を行う場合は、あらかじめ伐採する木を仮決めし（チョークなどで番号を付ける）、もう一度、その木の胸高断面積を計算します。作業後に、森林の胸高断面積合計が目標とする値に近づくように、実際に伐採する木を選択しましょう。

	光環境を改善するには、落葉樹より常緑樹を伐採する方が効果は大きくなり、常緑樹の太い木を優先して伐採すると効果的です。 ただし、「どんぐりを付ける木を残したい」、「ご神木のように地域で大切にしている木がある」などの理由がある場合には、まず守りたいと考える樹木を残した上で、伐採する樹木を選ぶようにしてください。
参考	胸高直径とは、地上から 1.2 メートル（北海道の場合 1.3 メートル）の高さでの木の幹の直径のことです。巻尺や輪尺で幹の周りの長さを測ります。その際には、くぼみや空洞は考慮しないで構いません。巻尺の場合は、得られた数値を円周率（「3.14」あるいは「3」）で割ります。輪尺の場合は、得られた数値が直径です。 65・66 ページにある「胸高断面積調査 記録野帳」の Excel 版※を利用することで、簡便に胸高断面積を計算することができるようになります。 ※「胸高断面積調査 記録野帳」の Excel 版の初期設定では、円周率を 3.14 で計算するように設定されています。 林床の低木・草本類は、林床を明るい状態（相対照度 30%程度）にすると、開花（花芽の形成）が期待できるようになります。相対照度と胸高断面積の関係は、対象樹種や場所、林況等によって異なりますが、参考例として、ヒノキ林の場合 1ha 当たりの胸高断面積が 19.1 m²で相対照度が 33.7%、里山二次林では 1ha 当たりの胸高断面積が 10.73 ~11.95 m²で相対照度が 28.7%となるとの研究例があります。 なお、ここで示した目安については、必ずしも 3 年以内に実現しなければならないことを意味するものではありません。

③萌芽再生率調査

調査名	萌芽再生率調査
調査のねらい	萌芽更新を想定して伐採した木のうち、萌芽が再生し、その萌芽が生存している株の割合を確認します。
想定作業	萌芽再生、育苗、獣害被害防止など
調査区の設定	25 m ² (51 ページ参照)
調査方法	【初回調査】 樹 種：萌芽再生が見込める樹種かどうかを確認します。 木の本数：萌芽再生を想定して伐採本数を数えます。 【年次調査】 萌芽再生した株数：伐採した株ごとに、萌芽枝発生の有無を確認し、萌芽が再生し、その萌芽が生存している株の数を調べます。記録を取る際は、写真も撮影します。
目標設定の目安と留意点など	萌芽再生率は樹種や樹齢、木の大きさなどの影響を受けます。特に老木では萌芽更新が難しくなります。対象となる森林の状態などを調べた上で、萌芽更新が期待できるかどうかを判断してください。 萌芽再生率が目標数値より低かった場合、その後の対処法（例：除伐・下刈りによる実生発芽促進、苗木補植、シカ食害防止ネット設置など）を示してください。 萌芽更新の対象樹木の伐採時期が、当年度の冬場になる場合は、1年目の年次調査では、伐採本数のみを数えて、2年目以降に萌芽更新の状況を確認していくことになります。 萌芽更新した芽は、シカなどの食害対象となりますので、シカ生息地域周辺では、シカ食害防止用ネット設置などの対策が必要になります。
調査を行う上での工夫例	萌芽更新した株ごとに、一番高く伸びている芽の高さや太さを年次調査で記録することで、時間経過に伴う成長の変化を確認できます。また、萌芽再生に失敗した株の更新を補うための苗木等を準備しておくことも考えられます。苗木を準備する場合は、遺伝子資源の維持の観点から、できる限り活動対象地あるいはその周辺で入手できる苗木（実生）・種子を用いて育苗をするようにしてください。

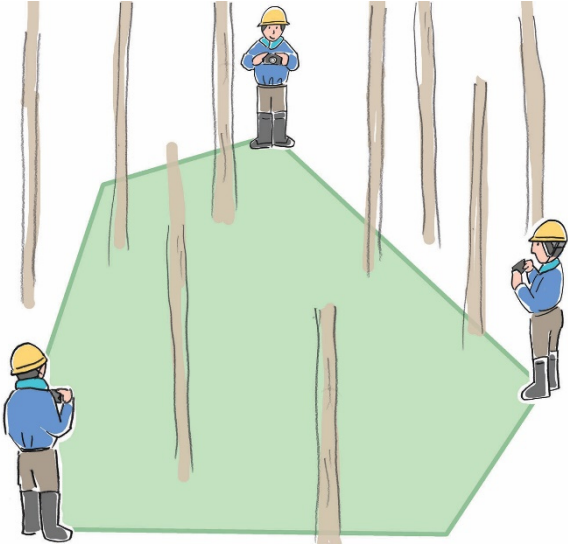
④樹木の本数調査【除伐ケース】

調査名	樹木の本数調査
調査のねらい	林床の光環境の改善などを目的に林内中低木の除伐を行う際、調査区画内の一定の高さ以上の樹木がどれだけあり、どの程度を伐採するかを調べます。
想定作業	除伐、下刈りなど
調査区の設定	100 m ² (50 ページ参照)
調査方法	【初回調査】 調査区内の低木（～3 m）、亜高木（3m～10m）、高木（10m～）の樹木の本数を数えます。数えた樹木のうち、交付金利用期間に伐採する樹木の本数と、残す樹木の本数を分けて数えて、面積当たりの低木・亜高木・高木それぞれの伐採する本数と伐採率（伐採する本数÷数える対象とした樹木の本数）を、数値目標として設定します。 ※ 調査区を設定する際に、その境界に当たるか当たらないかの木は、調査対象木として本数に数えないでください。 ※ 枯損木の場合も設定した樹高以上であれば本数に数えてください。 【年次調査】 調査区内の設定した樹木の本数と伐採率を数えます。
目標設定の目安と留意点など	この調査方法は、除伐等による森林管理※を行うようなケースを想定しています。 ※森林の下層～中層のヒサカキ、カシ類など除伐による林相転換（例えば常緑樹林から落葉樹林へ）のための除伐など。 刈払機を使った作業（ササの刈払いなど）がメインになるケースなど、本数調査が適さない場合には 30 ページの「⑤見通し調査」等での実施を検討してください。 中低木よりも高木（10m 以上の木）の密度が高くて林床が暗い場合は、25 ページの「②木の混み具合調査（胸高断面積調査）」を参照してください。

⑤見通し調査

調査名	見通し調査
調査のねらい	灌木やササ等が密集した森林で除伐作業を行うような場合で、初回調査時に草本や灌木の本数調査を行うことが困難な場合等、林縁部からの視認距離の改善状況を調べます。林内の見通し改善や生物多様性の向上などの成果を確認する際に適した調査です。
想定作業	ササ刈り、除伐など
調査区の設定	定点調査（52 ページ参照）
調査方法	【初回調査】 対象森林の林縁部に定点調査地を 3 か所以上設置し、各調査地から森林の中央部に向かって視認できる距離（林縁部からの見通し距離）をメートル単位で計測し、写真を撮影します。 見通しを確認する高さ（地上高（cm））は、不法投棄防止や獣害防止などの目的に応じて決めます。 見通すことのできる距離（視認距離）：林縁部から林内を何メートル奥まで見通すことができるかを測ります。 （具体的な計測方法の一例） 計測は 2 名以上で行います。 1 名（ポールマン）は赤白ポールと巻尺の一端を持って定点から森林中央部へ進入します。他の 1 名は、定点からポールマンを観察し、ポールマンが視認困難な地点まで到達した地点でポールマンを停止させ、巻尺の目盛りから定点とポールマンの距離を計測するとともに、ポールマンの写真を撮影します。 【年次調査】 （作業完了後に）初回調査で確認した場所から、森林の中央部に向かって見通すことのできる距離（視認距離）を測ると同時に、その見通しの改善状況を証明するための写真を撮影してください。



目標設定の目安と留意点など	【調査の実施に当たっての留意点】 定点調査地は、<u>最低 3 か所に設置してください。</u>  図 定点調査のイメージ (3 か所を 3 人で同時に調査する必要はありません) 視認できる距離は、調査を行う季節、時間、天候等の影響を大きく受けるので、これらの条件を可能な限り一致させてください。 (11 ページの Q 1 参照。) 【調査に当たって想定する活動】 この調査方法は、次のような活動を想定しています。 ➤ 林内の見通し改善や生物多様性の向上などを目的に、林内に侵入しているササの刈払いや、林内の灌木などを除伐する作業。 ➤ 健全な人工林の維持造成などを目的とする刈払い・除伐・枝打ち・間伐等の作業。 2 年目以降に間伐を行う場合は、間伐を実施する年度から相対幹距比等により数値目標を設定するようにしてください。
調査を行う上での工夫例	数値目標は、例えば、クマ・イノシシなどとの予期せぬ遭遇を防ぐため、林縁部から 5 m 見渡せるようにする、といった数値目標の示し方などが考えられます。

⑥苗木の活着状況調査

調査名	苗木の活着状況調査
調査のねらい	森林再生のための植栽木（苗木）の活着状況を調べます。
想定作業	植栽、除伐、間伐など
調査区の設定	100 m ² （50 ページ参照）
調査方法	【初回調査】 苗木の本数：現在の森林の状態を確認し、単位面積当たりの植栽本数・場所を決めます。 【年次調査】 活着した苗木数：植栽した苗木の状況を確認し、その時点で活着している苗木の数を数えます。 活着率 = （活着している苗木の数） / （植栽した苗木の数）
目標設定の目安と留意点	間伐を進め、空いた空間に広葉樹の苗木を植栽するケースも考えられます。このため、間伐実施年度は、前述の「木の混み具合調査」などを実施し、植栽開始年度からは活着状況調査で新たに目標設定することも考えられます。 植栽した苗の活着状況が想定していた場合に比べて低い場合は、その枯死した苗木の植栽箇所に補植することも検討してください。 苗木は、遺伝子資源の維持の観点から、できる限り苗木の植栽予定地又は近隣で採取された実生を利用するようにします。 植栽した苗木が活着しなかった場合、その原因（シカ等の食害、水分・土壌条件、日照条件など）を検証するとよいでしょう。

⑦竹の本数調査（本数）

調査名	竹の本数調査
調査のねらい	望ましい竹林の状態の維持や侵入竹の防止に向けて、必要な作業や進展状況を確認するため、立竹の本数を数えます。
想定作業	間伐、除伐など
調査区の設定	100 m ² （50 ページ参照）又は、25 m ² （51 ページ参照）
調査方法	I. 竹林内の間伐ケース 【初回調査】 竹の本数：現在の竹林の状態を確認し、立竹の本数を数えます。 数値目標は、目標とする竹林の姿に相応しい立竹の本数を定めます。地域や都道府県に立竹本数の目安がある場合は、そちらに従ってください。 【年次調査】 立竹の本数を数えます。 II. 森林内に竹が侵入しているケース 【初回調査】 竹の本数：現在の竹の侵入状態を確認し、立竹の本数を調べます。 数値目標は、侵入している竹の除去を目的としているため、原則として立竹本数 0 本に定めますが、森林の荒廃の度合いに応じて、森林の機能が失われない程度に定めます。 【年次調査】 立竹の本数を数えます。
目標設定の目安と留意点など	竹林整備は、ただ本数を減らせばよいというわけではありません。周辺への倒伏被害を防止できるよう、病虫被害竹、老齢竹、細い竹、隣接しすぎている竹を優先的に伐採するようにしてください。 倒伏被害を防止するため、平均直径と立竹本数のバランスを考慮して作業を行うことを推奨します。

⑧木材資源利用調査

調査名	木材資源利用調査
調査のねらい	伐採した木材を林内から搬出して、木材、薪、燃料などとして利活用する場合の利用実態を把握し、持続的な森林管理を行うために、その搬出量を調べます。
想定作業	間伐、除伐など
調査区の設定	初回調査（立木幹材積）：水平面積で 100 m ² （50 ページ参照） 年次調査（搬出される材積量）：活動対象となる森林全体
調査方法	1. 【初回調査】100 m²の調査区を設定し、目印を付けておきます。 2. 調査区内の交付金の活動期間（原則 3 年間）での利用（伐採）対象木を確認し、<u>立木幹材積の推定値を確認</u>します。なお、<u>利用（伐採）対象木については、適正な間伐率から選定</u>するなど、<u>長期的にどのような森林にしていきたいのかを考慮</u>の上で、過剰利用にならないように配慮してください。 次式により、対象森林全体の利用可能な木材資源量を把握します。 この資源量を<u>上限</u>に、3 年間の目標値（利用材積）を設定してください。 対象森林全体の利用可能な木材資源量（m³） $= \text{調査区内における利用（伐採）対象木の立木幹材積}(\text{m}^3/100 \text{ m}^2) \\ \times 100 \text{（調査区面積を ha 当たりに換算）} \times \text{対象森林の面積}(\text{ha}) \\ \times \text{搬出面積率} \times 1 \times \text{造材歩留まり} \times 2$ ※ 1 対象森林のうち搬出できない場所（道から遠かったり急傾斜地であるなど）を控除した割合としてください。 ※ 2 立木幹材積は根元から梢の先端までの材積であるため、搬出しない部位を控除した割合としてください（梢端部や小径材は搬出しないものとして 70%を目安に設定してはどうでしょうか。）。 ■立木幹材積の推定方法 胸高直径や樹高が同じでも、立木幹材積は樹種や地域によって違いがあります。そのため、幹材積を推定するためには、地域ごとに作られている立木幹材積表で調べる方法が最も正確です。例えば、立木幹材積表には次のようなものが作られています。

- ・「立木幹材積表－東日本編－」（林野庁森林整備部計画課、昭和 45 年）
- ・「立木幹材積表－西日本編－」（林野庁森林整備部計画課、昭和 45 年）
- ・各都道府県が作成している立木幹材積表 など

また、計算で立木幹材積を求めることもできます。計算式にもいろいろな種類がありますが、例えば以下のような計算式があります。本ガイドラインの 61 ページの立木幹材積早見表や 63～64 ページの調査野帳（Excel 版）はこの計算式を用いて作成しています。

$$\log V = -5 + 0.673278 + 1.726305 \times \log D + 1.227196 \times \log H$$

V：立木幹材積(m³)、D：胸高直径(cm)、H：樹高(m)

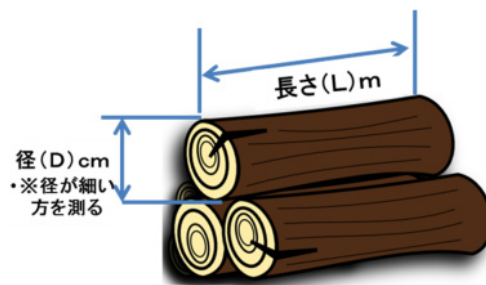
※ 61 ページの「立木幹材積早見表」や調査野帳（Excel 版）を活用することで、上記の計算式を使わずに、より簡便に材積を求めることができます。

【年次調査】

1. 森林から搬出（利用）された木質資源の大まかな材積（m³）を調べます。

■材積の計算方法「末口二乗法」

- ①切り出した丸太の長さをm単位で測ります。
- ②丸太の細い方の径（太さ）を cm 単位で測ります。



D：丸太の末口の直径（cm 単位による数値）

L：丸太の長さ（m 単位による数値）

L 丸：長さ（m 単位による数値）で 1 に満たない端数を切捨て

	その後は、長さが 6m 以上か 6m 未満かで計算方法が異なります。 【長さが 6m 未満（L m）の場合】 $\text{丸太の材積} = D^2 \times L \times 1/10,000$ 計算例：D = 30cm、L = 4 m の場合 $\text{丸太材積} = 30^2 \times 4 \times 1/10,000 = 0.36\text{m}^3$ 【長さが 6m 以上（L' m）の場合】 $\text{丸太の材積} = [D + (L' - 4)/2]^2 \times L \times 1/10,000$ 計算例：D = 30cm、L = 6.4m の場合（L' = 6m） $\text{丸太材積} = [30 + (6 - 4)/2]^2 \times 6.4 \times 1/10,000 \div 0.615\text{m}^3$ ※ 62 ページにある「丸太材積早見表」を活用することで、上記の計算式を使わずに、より簡便に材積を求めることができます。その際、早見表に示された丸太の長さ(m)、丸太の末口の直径(cm)により近い数字を使って材積を求めてください。 2. 搬出したおおまかな木質資源の材積量を集計することで、実際に利用した年間資源量を取りまとめます。
目標設定の目安と留意点	初回調査で確認された資源（量）を全て利用する必要はありません。対象地の資源量を踏まえて、過剰利用にならないように配慮します。 特定の場所を一度に皆伐するなど、過剰な伐採は、森林の持つ水源涵養、生物多様性保全、災害防止といった機能を大きく低下させることが考えられますので好ましくありません。
調査を行う上での工夫例	【年次調査の搬出される材積量の計算方法について】 伐採した木材を林内から搬出して、木材、薪、燃料などとして利活用する場合に、その搬出量を示すこともできます。 その際、作業のたびに毎回、（末口二乗法等で）資源量を調べる必要はありません。例えば、利用している軽トラック等で 1 回分の搬出量を最初に調べたら、その後は同じ軽トラック等で何回搬出したのかを数える形で利用量を計算して構いません。

	(例) 1 回当たり軽トラックで積載量一杯にしたら 0.3m^3 運び出せる場合、積載量一杯にして運び出した回数が 5 回、軽トラックの積載量の半分程度で運び出した回数が 3 回の場合、 $0.3\text{m}^3 \times 5 \text{ 回} + 0.15\text{m}^3 \times 3 \text{ 回} = 1.95\text{m}^3$ で、1.95m^3 の木材を運び出したと数えて構いません。 軽トラック何杯分という形で計算する場合は、必ず運び出した車両ごとに写真を撮影し記録を取っていきます。 同様に、標準的な薪束の材積を調べ、生産した薪束の数で利用した資源量を調べる方法や、炭窯の容量×炭焼き回数で利用した資源量を計算するなどの方法もあります。 標準的な薪束の量で調べる場合、標準的な薪束が 0.02m^3 の場合には、100 束利用したら、2m^3 分の資源を利用したと考えます。 【交付金最終年あるいは終了後の推奨事項】 3 年目の年次調査は、搬出利用された材積量だけでなく、初回調査と同じ調査区で再び立木幹材積調査を実施すると、交付金終了後の木質資源の持続的な利用計画づくりに役立ちます。
--	---

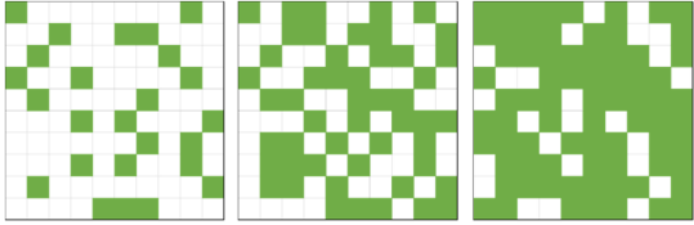
⑨特用林産物等利用調査

調査名	特用林産物等利用調査
調査のねらい	利用を想定する特用林産物等（きのこ類、たけのこ、薬用植物等）の年間の利用量・販売量（数値目標）を調べます。
想定作業	間伐、除伐、植菌など
調査区の設定	—
調査内容	【初回調査】 活動対象地において、該当の資源が存在している、あるいは作業を行うことで利用できるようになるかどうかの確認を行います。利用を想定する特用林産物等（きのこ類、たけのこ、薬用植物等）の年間の利用量・販売量（数値目標）を決めます。 【年次調査】 年度内において利用（販売）した利用量・販売量を確認します。
目標設定の目安と留意点など	持続的な利用に十分留意した計画を立てるようにします。 特用林産物や薬用植物の生産をしていくケースへの適用を想定しています。

⑩植栽木の成長量調査

調査名	植栽木の成長量調査
調査のねらい	植栽した樹木の成長を促すための雑草木の刈払い等の効果を調べます。
想定作業	雑草木の刈払い、ササ刈りなど
調査区の設定	100 m ² （50 ページ参照）又は、25 m ² （51 ページ参照）
調査内容	【初回調査】 調査区内の全ての植栽木について、樹種と樹高を調べます。 調査区内に植栽木の成長を阻害する高木等がある場合は、高木等の胸高断面積合計も調べます。 【年次調査】 初回調査と同様に調査区内の全ての植栽木について、樹種と樹高を調べるとともに、必要に応じて高木等の胸高断面積合計も調べます。
目標設定の目安と留意点など	初回調査と年次調査は、原則として同じ時期に実施します。（Q & A のQ 1 を参照） 胸高断面積合計が高い場合は、相対照度の不足のために植栽木の成長が阻害されている可能性があります。この場合は、改善策として、森林の機能が損なわれない程度に高木等の伐採も検討してみてください。

⑪ 下草・ササの被覆率調査

調査名	下草・ササの被覆率調査
調査のねらい	ススキやササが侵入した場所では、樹木の天然更新を阻害したり、対象地がススキやササのみとなって、森林内の生物多様性の観点からは望ましくない状態となる場合があります。 森林内の稚樹や、他の下層植生などの、ススキやササ以外の植生を再生させることを目指す場合や、藪化を防ぐことで景観等の改善を目指す場合のための調査方法です。
想定作業	下草・ササの刈り取りを行うことで、再生する下草・ササの高さを抑制したり、被覆率を減らします。
調査区の設定	25 m² (51 ページ参照) 調査区の広さが不十分と感じられた場合は、調査区の面積を拡大しても構いません。
調査方法	【初回調査】 ① 調査区における下草・ササの被覆率を調べます。 被覆率の目安は以下のとおりです。  25% 50% 75% ② 調査区内の下草・ササのおおむねの高さを調べます。 ※ 調査区内の状況の目安になるもののうち、測りやすいものを選んで調べてください。 ※ 高さにはばらつきがある場合には、「● cm～● cm」（あまり厳密に cm 単位で計測する必要はありません。10cm 単位程度を目途におおよその値でかまいません）というように、おおむねの高さの範囲を記載してください。 【年次調査】 ① 調査区における下草・ササの被覆率を調べます。

	②調査区内に残る下草・ササのおおむねの高さを調べます。 ※調査内容は初回調査と同様となります。
目標設定の目安と留意点など	下草・ササは除去してもすぐに再生します。樹木の稚樹、苗木や萌芽等、今後、成長を促していくべき樹木がある場合には、そうした樹木よりも、下草・ササの高さが低くなるように下草・ササの刈払いを行ってください。 また、調査区内に、今後、成長を促していくべき樹木がある場合には、その本数と高さも調べて、森林の再生が順調に進んでいるのかどうかを確認することを推奨します。(植栽木の成長量調査) 下層植生としての下草・ササが存在することにより、土壌流出などが防止される利点が生じている場合があります。 活動対象地や地域の事情を考慮の上で、下草・ササを除去することが、活動組織の皆様が目指す森林づくりを実現する上で、本当に良い方法であるかどうかを、事前によく検討するようにしてください。 特に、シカの食害などが生じている場合においては、下草・ササも含めた下層植生の存在そのものを守ることが望ましい場合もあります。
調査を行う上での工夫例	高さを測るのが難しい場合には、代表的な高さの下草・ササを伐採して、地面に倒した上で、メジャー等で測ると良いでしょう。

参考：⑫相対照度調査

調査名	相対照度調査
調査のねらい	「森林内における明るさ」や、カタクリなどの下層植生を再生させることを目指す場合、その複数ある条件の一つとなる「明るい林床環境」を表すための調査方法です。
想定作業	除伐・間伐、下草・ササの刈り取り等の効果を調べます。
調査区の設定	100 m ² （50 ページ参照）又は、25m（51 ページ参照） 調査区（森林内）での計測に加えて、森林外での計測も必要となります。
調査方法	【初回調査】 照度計を用意し、調査区（森林内）と裸地（上空が見える場所）での照度をそれぞれ調べます。相対照度＝調査区での照度÷裸地での照度。 ※2人で1台ずつ照度計を持ち、調査区と裸地で、時間を合わせて照度を計測します。数字のばらつきを最低限回避するため、複数（5～10）地点で、それぞれ複数回（5 回程度）の計測を行い、その平均値を採用することを推奨します。 【年次調査】 調査区と裸地における照度を調べます。 ※初回調査と同地点、同季節、同時刻、同天候で行います。調査内容は初回調査と同様となります。
目標設定の目安と留意点など	天候による値のブレが大きいため、曇りの日での調査を推奨します。「森林内照度÷森林外照度」で相対化した値を利用するため、天候によるブレが大きく出るかどうかはその調査区の開空率などにもよります。そのため、天候が晴れの日であっても、値がブレない場合もありますが、想定作業の効果（森林内における明るさ）を適切に測る場合は、曇りの日での調査が望ましいです。 年次調査は、初回調査と同地点、同季節、同時刻、同天候（時刻、天候は全く同じではなく概ねで構いません）で行う必要があります。※初回調査で効果ありと分かったら、相対照度を指標として使ってみることも考えてみてください。 早春に咲く林床植物の増殖を目的とする場合は、落葉期に林床付近の照度を調査するなど、目標に応じた調査方法を設定する必要があります。

	す。 本交付金の活動開始時期・終了時期の関係から、本交付金のモニタリング調査としては適さない（本交付金の効果を計測できない）可能性がありますので、注意しましょう。（「2 モニタリング調査の進め方」のQ&A Q 2 参考）
調査を行う上での工夫例	効果がすぐに出るポイントは、上層木を伐採する場合、林床に影を落としている低木や大きく林床を覆う下草などの刈り取りを行う場合などが考えられます。

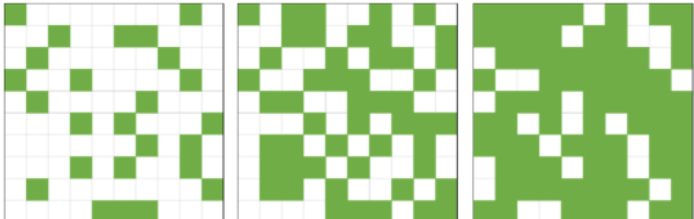
参考：⑬開空率調査

調査名	開空率調査
調査のねらい	「森林内における明るさ」や、カタクリなどの下層植生を再生させることを目指す場合、その複数ある条件の一つとなる「明るい林床環境」を表すための調査方法です。
想定作業	除伐・間伐、下草・ササの刈り取り等の効果を調べます。
調査区の設定	100 m ² （50 ページ参照）又は、25m（51 ページ参照）
調査方法	【初回調査】 ①一眼レフ、魚眼レンズ、三脚、水平器を用意し、調査区において、昼間の時間帯にレンズの上部を北に向けて真上を撮影します。 ※目的によってレンズの高さを変えます。（森林環境全体を把握：1 m、ある植物から見た開空率を知りたい：その植物の直上） ※信頼できるレンズメーカーの販売するスマホ用クリップ魚眼レンズも活用できます。 ②開空率（空が見える部分の面積割合）を計算します。 専用の画像処理ソフトで開空率を解析することもできます。（フリーソフトあり※）。 ※Canopon2, Lia32, 空と森, Gap light analyzer など 【年次調査】 ①一眼レフ、魚眼レンズ、三脚、水平器を用意し、調査区において、昼間の時間帯にレンズの上部を北に向けて真上を撮影します。 ②開空率（空が見える部分の面積割合）を計算します。 ※調査内容は、初回調査と同様となります。 ※初回調査と同地点、同季節、同時刻（時刻は全く同じではなく概ねで構いません）で行います。
目標設定の目安と留意点など	強い太陽光で写真に白飛びができるのを防ぐため、できれば曇りや、レンズに太陽が入らない時間が望ましいです。 単純に「林冠がどれだけ開いているか」を述べる数値であり、開空率自体を目標とするよりも、「作業の効果」を数字で表すために活用できる指標となります。

	季節や調査地点の高さなど、目標に応じた調査方法を設置する必要があります。 本交付金の活動開始時期・終了時期の関係から、本交付金のモニタリング調査としては適さない（本交付金の効果を計測できない）可能性があり、注意する必要があります。（「2 モニタリング調査の進め方」のQ&A Q 2 参考）
調査を行う上での工夫例	効果がすぐに出るポイントは、上層木を伐採する場合、林床に影を落としている低木や大きく林床を覆う下草などの刈り取りを行う場合などが考えられます。

参考：⑭植生調査（下層植生調査）

調査名	植生調査（下層植生調査）
調査のねらい	藪払いや灌木の除伐などにより、林床環境を改善し、目標とする植物の生育状況などを調べます。目標とする植物は「希少種」あるいは「里山林の指標種」とします。 <u>成果の予測が困難なため、この調査は活動組織内部での活用に留め、地域協議会へ報告する調査は別の調査を実施してください。</u>
想定作業	対象種の保全活動
調査区の設定	25 m²（51 ページ参照） 調査区の広さが不十分と感じられた場合は、調査区の面積を拡大しても構いません。
調査方法	【初回調査】【年次調査】共通 個 体 数：目標とする植物を決めて、その植物が調査区内にある数を調べます。 開花個体数：目標とする植物を決めて、調査区内にあるその植物個体のうち開花している個体の数を調べます。 ※ 「希少種」と「里山林の指標種」の双方が存在している場合は、「希少種」を優先するようにします。 ※ 「希少種」とは、国、都道府県、市区町村が作成するレッドデータブック（レッドリスト）に記載されているもののうち、里山林環境で生育する種を想定しています。 ※ 「里山林の指標種」は、日本の里山林環境で生育する種（在来種に限ります。）のことを指します。できるかぎり地域特有の自然や景観、あるいは古い時代から継承されてきた要素を守る上で重要であるなど、地域にとって重要な種を選ぶようにします。

	※ 個体数、開花個体数を数えることが困難な場合、群落の面積・被覆率で代用することも可能です。被覆率の目安は以下のとおりです。  25% 50% 75%
目標設定の目安と留意点など	【調査の目標種について】 「希少種」あるいは「里山林の指標種」は複数種類を選んでも構いません。 放置すると生育環境が悪化することが明確な場合には、初回調査で得られた数値の維持を目標とします。 調査区内で目標とする種以外の希少種が見つかった場合は、その種を目標とする希少種に追加、あるいは変更することもできます。 初回調査段階では、調査区内に目標とする種がなくても構いません。 地域にとって重要と考えられる野生動物の生育環境を改善するために、「里山林の指標種」の位置付けで餌や巣となる植物を増やすことを目標とすることもできます。 【調査時期について】 調査対象種の開花時期等の特徴を踏まえて、適切な調査時期に調査します。 【作業内容について】 明るい環境を好む希少種、暗い環境を好む希少種のように相反する環境を好む複数の希少種が見つかった場合は、それぞれの希少種が生育し続けることができるように、該当の希少種が生育する場所に応じた計画づくりを検討します。（活動対象地を全て同じような状態にする必要はありません。） 苗木を植えて増やすようなケースでは 32 ページの「⑥苗木の活着状況調査」で対応できます。

調査を行う上での工夫例	図鑑などを利用したり、植物に詳しい方(アドバイザー)に尋ねたりするなどして、植物の名前を確認するようにすることが望ましいです。 対象の希少種が好む環境や必要な施業など、アドバイザーからアドバイスを受けましょう。
--------------------	---

(3) 調査区・調査場所

初回調査と年次調査は、原則として同じ場所、同じ条件で実施します。
(例外として、木材資源利用調査など、初回調査と年次調査の場所と方法が異なる場合もあります。)

調査区や定点をどこにするのかは、対象森林の状況等を考慮して決めていきます。

調査区を設定する場合には、同じ林相（同じ目標）の活動対象地ごとに、おおむね標準的な場所（1か所以上）と思われる場所に設定します。

「調査の行いやすさ」を、調査場所を決める際の判断材料にしても構いません。例えば、傾斜がきつい場所については、継続して調査を行う上では大変な面もあります。調査区を設定する際には、安全に調査を実施できる場所を選ぶようにしてください。

初回調査を行うと決めた調査区や定点で、年次調査を継続して行います。

活動対象地が複数ある場合や、活動対象地の面積が非常に広い場合、活動対象地内の状態が場所によって著しく異なるような場合は、複数の調査場所を決めて調査を行うことを推奨します。

次のページから、調査場所の標準的な設定方法について説明します。ただし、活動場所の置かれている状況は様々であることから、現場の状況に合わせて、柔軟に設定していくことになります。

① 間伐・除伐等による里山の保全活動等の場合（100 m²）

里山林保全活動の樹木の混み具合・本数などを調べる調査で利用します。

一例として、100m²の円形調査区を設定する場合は、中心となる木を決めて、そこから半径 5.65m の円を描くと、およそ 100 m²の調査区ができあがります。（下図）

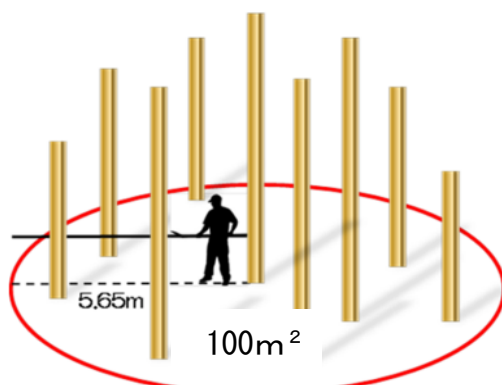
この場合、釣竿などを使って、円を描くのが便利です。円を描く際には、手の長さと竿の長さを合わせて、おおむね 5.65m になるようにします。

その際、竿の先がふれる程度の木は対象に入れません。中心木が分からなくなることがないように目印を付けるなど工夫してください。

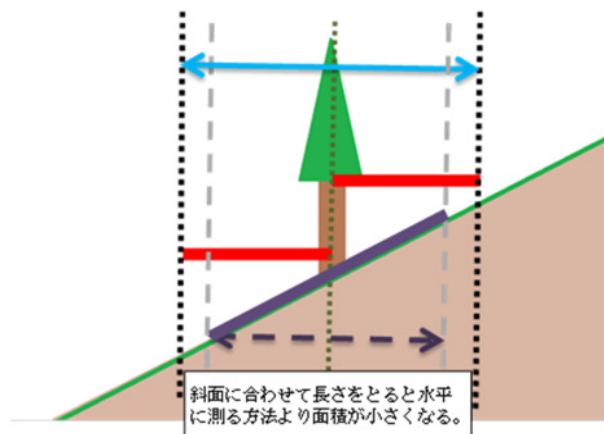
活動場所の状況（例：立木密度が高い）により、円形調査区の面積を小さくする必要があるときは、中心木を中心に 4m の竿で円を描くと、50 m²の調査区を設定することができます。

調査区を設定する際には林縁部を避けるようにしてください。

補足：木の混み具合調査を行う場合は、距離を水平に測って調査区を設定してください。これは、急傾斜地のように、地面の傾斜に合わせて距離を測ると、本来求める必要のある面積よりも調査区的面積が小さくなってしまうからです。ただし、調査区の状況等に応じて、水平に測る方法が困難な場合には、地面の傾斜に合わせて調査区を設定しても構いません。



100m²の円形調査区を設定する場合



傾斜地での面積のとり方

② 希少植物の保護・再生を行う場合（25 m²）

希少植物の保護・再生を行う場合や調査区内での調査の対象が多い場合は、調査に時間を要するため、前ページの「① 間伐・除伐等による里山の保全活動等の場合」よりも調査区画の面積を小さくとります。

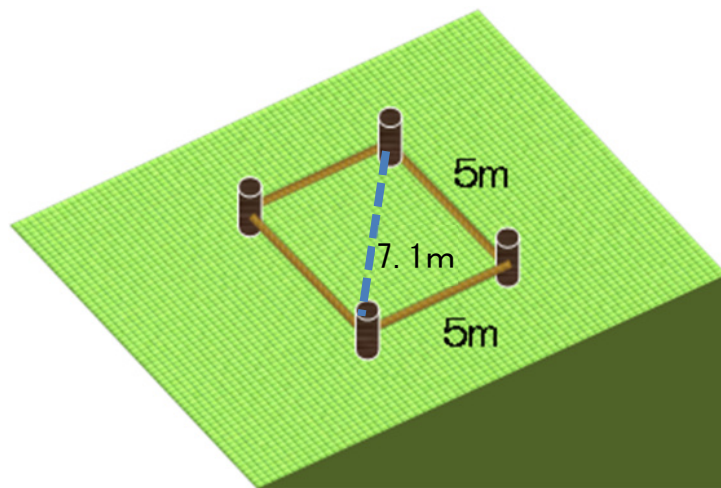
25m²の調査区を設定する場合は、5m×5m の正方形の形にロープを張るなどして調査区を設定します。（この場合、対角線の長さは約 7.1m となります。）

設定した調査区について、どこが調査区なのか分からなくなることがないように、杭などを打つことで目印とします。

調査対象とする植物のタイプや種数などにより、5 m× 5 mの調査区設定では、調査負担が大きい場合は、面積を小さくすることも考えられます。また、調査区を複数箇所に分けて、状況を確認することも考えられます。

調査区を設定する際には林縁部を避けるようにしてください。

補足：下層植生を調べる場合のように、林床部（地面）にあるものを調査対象とする場合には、地面の傾斜に合わせて調査区を設定してください。



植生調査のための調査区設定イメージ図

③ 見通し調査・定点調査を行う場合

調査地点を決めて、そこから確認できる状況を記録する方法です。

同じ調査地点で継続して調査を行いますので、どこで調査を行ったのかが分かるように目印を付けます。

定点調査を行う場合には、活動対象地の状況が複数箇所確認できるように、活動対象地内に複数の定点（3方向以上）を設定して調査を行うようにしてください。

また、年次調査では、初回調査で設定した定点全てで調査を行うようにしてください。

※ 必要な定点の数やどこに定点を設定すればよいのかは、活動対象地の面積や調査方法等によって異なります。



図 調査のイメージ

④ 上記以外の調査を行う場合

萌芽再生率調査、苗木の活着状況調査、ササの侵入率調査など、上記以外の調査を行う場合、調査対象・目的や活動地の状況などを踏まえて、上記調査区設定の考え方を参考に設定してください。

(4) Q&A

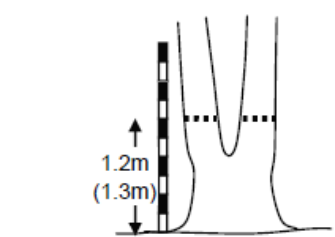
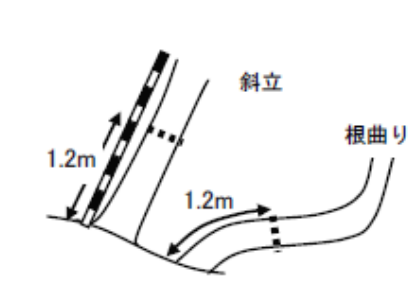
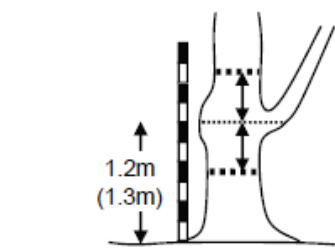
Q 1 : 胸高直径を測りたいと思いますが、樹木の生え方が特殊であるため、どこをどのように測ればよいのか分かりません。

A 1 : 樹木の状態によって、測る場所が異なります。

山側の地際（樹木が地面と接するところ）から、幹軸に沿って樹木の高さを測り、本州以南の場合 1.2m、北海道の場合には 1.3m の場所で、幹軸の直角に直径を測ります。

根曲がりの場合のように、地際からの高さや幹の長さが異なる場合は、幹の長さに合わせて胸高直径を測る場所を決めるようにしてください。

特殊な状況下における胸高直径の測り方（例）

事例図	測定方法
	胸高以下で幹が 2 本以上に分かれている場合 分かれている幹ごとにそれぞれの胸高直径を測定してください。
	樹木が斜めに立っている場合、根曲がりしている場合 - 幹の軸に沿って樹木の長さを測り、1.2m または 1.3m のところの直径を測ってください。 - 直径を測る際には、幹の軸に直角になるように計測してください。
	胸高位置に、こぶや枝があつて、測ることができない場合 こぶ等の影響がない上下 2 か所（胸高位置より上下に等距離）で測定した上で、その平均値を出すようにしてください。

事例図出典：林野庁「保護林モニタリング調査マニュアル」（平成 29 年 3 月版）

Q 2 : 調査区・調査場所は同じ林層の場合 1 か所（以上）とのことですが、どこが活動対象地の標準的な場所と言えるのか分からず、絞り込むことができません。

A 2 : 具体的にどこが活動対象地の森林を代表するのか分からない場合には、多めに調査区を設定して、複数の場所で調査を行うことを推奨します。

仮に、調査区を複数設定して調査をしてみたところ、森林の状態が明らかに異なる場合には、「林層が違う」と考えてください。

ただし、林層が違うかどうかについての判断のために、調査を行うことは必須ではありません。調査区・調査場所を決める場合には、林層の違いを活動組織の皆さんの目視によって感覚的に判断していただいて構いません。

なお、見通し調査など、林縁部に関連する調査以外の場合には、調査区を林縁部に設置することは避けるようにしてください。

4 独自の目標・調査方法の提案

(1) 独自の目標・調査方法

本交付金事業では、多様な活動を対象としています。そのため、「3 (2) 具体的な調査方法例」で紹介した調査方法では、活動組織の皆様が目指す森づくりやその成果を適切に反映できない場合があります。

もし、皆様の目指す森づくりの実現に向けた進捗状況を確認するために、より良い調査方法（及び数値目標）がありましたら、活動の成果を確認するための調査方法を、地域協議会に提案してください※。

なお、独自の調査方法の場合も、必ず、数値に基づいて、森林の改善成果を測ることができるものにしてください。

独自調査については、地域協議会で審査の上、承認された場合には、提案された独自の調査で代替していただくことも可能です。

※ 22～48 ページの「3 (2) 具体的な調査方法例」に掲載しているモニタリング調査方法は、調査方法の例です。今後、独自提案として認められたモニタリング調査方法のうち、汎用性が高いものなどについては、本ガイドラインの中でも適宜紹介するなど、ノウハウの共有を図っていくことを考えています。是非、積極的なご提案・ご紹介にご協力ください。

(2) 独自の目標・調査方法の提案方法

独自の調査によって、この交付金による活動の成果を確認するための調査方法を利用する場合は、以下の情報を地域協議会に提出するようにしてください。（様式自由）

- ① どのような森林づくりを目指しているか（目標林型）
- ② 調査の対象
- ③ 数値目標の内容
- ④ 調査方法（調査時期、調査区等を含む）
- ⑤ 調査実施能力（該当の調査を実施することができることの証明）
- ⑥ 独自の調査が目指す森林づくりに向けた進捗状況を把握する上で適している理由

(3) 独自調査提案に当たってのチェック項目

独自の目標・調査方法を提案する場合には、次ページのチェック項目

を全て満たす必要があります。

提案に必要な「4（2）独自の目標・調査方法の提案方法」の①から⑥の情報を取りまとめる際は、これらのチェック項目を全て満たすようにしてください。

独自調査提案に当たってのチェック項目

【調査の対象】

- ☐ 森林・竹林の状態（あるいは森林・竹林由来の資源）についての調査である。
- ☐ 調査対象を活動対象地で調べることができる（見込み含む）。あるいは調査対象は活動対象地由来のものである。（比較等で必要な場合には、活動対象地以外も含めて調査を行っていただいて構いません。）

【数値目標】

- ☐ 調査結果を数値によって示すことができる。
- ☐ 交付金の活動期間（原則 3 年）内に成果を確認することができる。

【調査方法】

- ☐ 調査を毎年実施することが可能である。
- ☐ 調査対象を調べる上で、調査区の設定や調査場所は適切である。
- ☐ 調査対象を調べる上で、調査時期（季節、時間帯等）は適切である。

【調査実施能力】

- ☐ 調査を実施する上で必要な機材や道具などを用意できる。
- ☐ 活動組織のメンバーで話し合いを行った上で、独自の調査方法を提案している。
- ☐ 独自のモニタリング調査のやり方について、複数のメンバーが理解し実行することができる。

【目指す森林づくりに向けた進捗状況を把握する上で適している理由】

- ☐ 数値目標を達成した場合、目指す森林づくり（目標林型）に近づいた、あるいは実現したと評価できる。

5 活動計画書やモニタリング結果報告書の記載例

ここまでの説明を反映した活動計画書、モニタリング結果報告書の記載例を示します。皆様の活動が正しく評価されるよう、具体的数値を用いて、森林の状態が改善したことをご報告ください。

(1) 活動計画書（実施要領 様式第 11 号）

① 1 年目の例

1 年目の申請時点では初回調査未実施のため、目標欄には数値目標は記載せず、森の将来像を記入します。

モニタリング調査方法欄には、調査方法と調査する項目（上記例では相対幹距比や本数）を記入してください。

1. 組織名 ～ 6. 年度別スケジュール（省略）

7. 活動の目標と活動結果を測定するためのモニタリング調査方法

対象森林	区分	目 標	モニタリング調査方法
	※区分を記入	※1年目は将来的（3年後でなくてよい）に目指す森林の姿・状態を記入	※具体的調査方法、調査項目を記入 参考：72 ページのフローチャート
	【例】地域活動型（森林資源活用）	下草の生える明るい人工林を取り戻す！	木の混み具合調査（相対幹距比）
	【例】地域活動型（竹林資源活用）	荒廃竹林をタケノコのとれる恵みの竹林にする！	竹の本数調査（本数）

※1 目標の設定及びモニタリング調査方法の記載については、別に定めるガイドラインを参考とすること。

※2 対象となる森林が複数あり、それぞれの森林で異なるモニタリング調査を行う場合は、それぞれ行を分けて記載すること。

② 2年目、3年目の例

2年目、3年目の申請時には、森の将来像に加え、初回調査と年次調査結果を反映した3年目の活動終了時の数値目標を記入してください。

活動団体の皆様や森林にとって無理のない数値目標としてください。

モニタリング調査方法欄は初回調査と同じ記載内容となります。

(2) モニタリング結果報告書（実施要領 様式第19号）

本報告書は3年間継続して使用します。

初回調査後に本様式に記入し、活動1年目、2年目、3年目と書き加えていきます。

目標欄や目標達成度欄には、必ず数値目標も併せて記入してください。

（様式第19号） ○年度里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金 モニタリング結果報告書

1 活動の目標等

区分：

※該当区分（地域活動型（森林資源活用）、地域活動型（竹林資源活用）、複業実践型のいずれか）を記入

目標：

※活動計画書の2年目、3年目の目標欄と同内容となります。

※森林の将来像とともに、活動期間終了時（3年後）の具体的数値目標を記入

【例】

・下草の生える健やかな人工林を取り戻すため、3年後の樹木の本数を○本/100㎡にする。

・ “ ” 3年後の相対幹距比（Sr）を○にする。

・ 広葉樹の資源循環林とするため、3年後の年間木材利用料を○㎡にする。

など

モニタリング調査方法：

※活動計画書のモニタリング調査方法欄と同内容となります。

※具体的調査方法、調査項目を記入 参考：73ページのフローチャート

2 活動実施前（○年度）

標準地の
状況

※森林の状況と初回調査の数値結果（採択決定して活動を開始する直前の状態）を記入

【例】

	・ 林内は暗く下草は生えていない。 スギ林：樹高●m、100㎡当たり●本（S_r＝●） ・ 倒竹が多くまともに歩けない。 マダケ林：100㎡当たり●本 など	写真
3 活動計画1年目（○年度） ※2年目、3年目欄も同様に記入		
標準地の状況	※活動後の森林の様子と年次調査の数値結果を記入。 【例】 ・ 間伐を実施し林内が少し明るくなった。 スギ 100㎡当たり●本（S_r＝●） （間伐のための樹高計測は初回調査のみでよい） ・ 倒竹を整理し林内を歩きやすくなった マダケ 100㎡当たり●本	写真
目標達成度	※3年間（3年後）の数値目標と上欄の数値結果を対比し、どれだけ達成できたか数値（％）で記入。 ※本数の減少数やS_rの上げ幅など変動値に着目する。 【例】 ・ 現状の伐採本数 ÷ 目標の伐採本数 3本伐採/10㎡ ÷ 6本伐採/10㎡ = 達成率50％ ・ 現状のS_r上げ幅 ÷ 目標のS_r上げ幅 1.3 ÷ 2.6 = 達成率50％ など	
次年度に向けた改善策	※活動1年目の達成状況・達成度を踏まえて、次年度に向けた改善策を記入 （順調であれば、「引き続き残りの区画を実施」等と記入）	

以上に記載例を示しましたが、記載すべき項目は満たした上で、表現ぶりは各団体にて工夫していただけます。

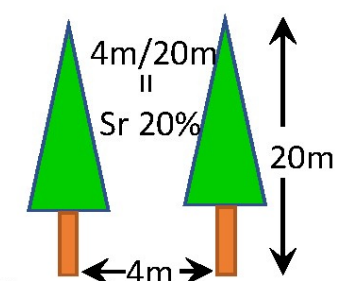
6 参考資料

相対幹距比 (Sr) 早見表

調査区面積 100 m ²		樹高 (m)																		
		8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	
調査区内立木本数（本）	5	55.9	49.7	44.7	40.7	37.3	34.4	31.9	29.8	28.0	26.3	24.8	23.5	22.4	21.3	20.3	19.4	18.6	17.9	
	6	51.0	45.4	40.8	37.1	34.0	31.4	29.2	27.2	25.5	24.0	22.7	21.5	20.4	19.4	18.6	17.7	17.0	16.3	
	7	47.2	42.0	37.8	34.4	31.5	29.1	27.0	25.2	23.6	22.2	21.0	19.9	18.9	18.0	17.2	16.4	15.7	15.1	
	8	44.2	39.3	35.4	32.1	29.5	27.2	25.3	23.6	22.1	20.8	19.6	18.6	17.7	16.8	16.1	15.4	14.7	14.1	
	9	41.7	37.0	33.3	30.3	27.8	25.6	23.8	22.2	20.8	19.6	18.5	17.5	16.7	15.9	15.2	14.5	13.9	13.3	
	10	39.5	35.1	31.6	28.7	26.4	24.3	22.6	21.1	19.8	18.6	17.6	16.6	15.8	15.1	14.4	13.7	13.2	12.6	
	11	37.7	33.5	30.2	27.4	25.1	23.2	21.5	20.1	18.8	17.7	16.8	15.9	15.1	14.4	13.7	13.1	12.6	12.1	
	12	36.1	32.1	28.9	26.2	24.1	22.2	20.6	19.2	18.0	17.0	16.0	15.2	14.4	13.7	13.1	12.6	12.0	11.5	
	13	34.7	30.8	27.7	25.2	23.1	21.3	19.8	18.5	17.3	16.3	15.4	14.6	13.9	13.2	12.6	12.1	11.6	11.1	
	14	33.4	29.7	26.7	24.3	22.3	20.6	19.1	17.8	16.7	15.7	14.8	14.1	13.4	12.7	12.1	11.6	11.1	10.7	
	15	32.3	28.7	25.8	23.5	21.5	19.9	18.4	17.2	16.1	15.2	14.3	13.6	12.9	12.3	11.7	11.2	10.8	10.3	
	16	31.3	27.8	25.0	22.7	20.8	19.2	17.9	16.7	15.6	14.7	13.9	13.2	12.5	11.9	11.4	10.9	10.4	10.0	
	17	30.3	26.9	24.3	22.0	20.2	18.7	17.3	16.2	15.2	14.3	13.5	12.8	12.1	11.5	11.0	10.5	10.1	9.7	
	18	29.5	26.2	23.6	21.4	19.6	18.1	16.8	15.7	14.7	13.9	13.1	12.4	11.8	11.2	10.7	10.2	9.8	9.4	
	19	28.7	25.5	22.9	20.9	19.1	17.6	16.4	15.3	14.3	13.5	12.7	12.1	11.5	10.9	10.4	10.0	9.6	9.2	
	20	28.0	24.8	22.4	20.3	18.6	17.2	16.0	14.9	14.0	13.2	12.4	11.8	11.2	10.6	10.2	9.7	9.3	8.9	
	21	27.3	24.2	21.8	19.8	18.2	16.8	15.6	14.5	13.6	12.8	12.1	11.5	10.9	10.4	9.9	9.5	9.1	8.7	
	22	26.7	23.7	21.3	19.4	17.8	16.4	15.2	14.2	13.3	12.5	11.8	11.2	10.7	10.2	9.7	9.3	8.9	8.5	
	23	26.1	23.2	20.9	19.0	17.4	16.0	14.9	13.9	13.0	12.3	11.6	11.0	10.4	9.9	9.5	9.1	8.7	8.3	
	24	25.5	22.7	20.4	18.6	17.0	15.7	14.6	13.6	12.8	12.0	11.3	10.7	10.2	9.7	9.3	8.9	8.5	8.2	
	25	25.0	22.2	20.0	18.2	16.7	15.4	14.3	13.3	12.5	11.8	11.1	10.5	10.0	9.5	9.1	8.7	8.3	8.0	
	26	24.5	21.8	19.6	17.8	16.3	15.1	14.0	13.1	12.3	11.5	10.9	10.3	9.8	9.3	8.9	8.5	8.2	7.8	
	27	24.1	21.4	19.2	17.5	16.0	14.8	13.7	12.8	12.0	11.3	10.7	10.1	9.6	9.2	8.7	8.4	8.0	7.7	
	28	23.6	21.0	18.9	17.2	15.7	14.5	13.5	12.6	11.8	11.1	10.5	9.9	9.4	9.0	8.6	8.2	7.9	7.6	
	29	23.2	20.6	18.6	16.9	15.5	14.3	13.3	12.4	11.6	10.9	10.3	9.8	9.3	8.8	8.4	8.1	7.7	7.4	
	30	22.8	20.3	18.3	16.6	15.2	14.0	13.0	12.2	11.4	10.7	10.1	9.6	9.1	8.7	8.3	7.9	7.6	7.3	
	31	22.5	20.0	18.0	16.3	15.0	13.8	12.8	12.0	11.2	10.6	10.0	9.5	9.0	8.6	8.2	7.8	7.5	7.2	
	32	22.1	19.6	17.7	16.1	14.7	13.6	12.6	11.8	11.0	10.4	9.8	9.3	8.8	8.4	8.0	7.7	7.4	7.1	
	33	21.8	19.3	17.4	15.8	14.5	13.4	12.4	11.6	10.9	10.2	9.7	9.2	8.7	8.3	7.9	7.6	7.3	7.0	
	34	21.4	19.1	17.1	15.6	14.3	13.2	12.2	11.4	10.7	10.1	9.5	9.0	8.6	8.2	7.8	7.5	7.1	6.9	
	35	21.1	18.8	16.9	15.4	14.1	13.0	12.1	11.3	10.6	9.9	9.4	8.9	8.5	8.0	7.7	7.3	7.0	6.8	
	36	20.8	18.5	16.7	15.2	13.9	12.8	11.9	11.1	10.4	9.8	9.3	8.8	8.3	7.9	7.6	7.2	6.9	6.7	
	37	20.5	18.3	16.4	14.9	13.7	12.6	11.7	11.0	10.3	9.7	9.1	8.7	8.2	7.8	7.5	7.1	6.8	6.6	
	38	20.3	18.0	16.2	14.7	13.5	12.5	11.6	10.8	10.1	9.5	9.0	8.5	8.1	7.7	7.4	7.1	6.8	6.5	
	39	20.0	17.8	16.0	14.6	13.3	12.3	11.4	10.7	10.0	9.4	8.9	8.4	8.0	7.6	7.3	7.0	6.7	6.4	
	40	19.8	17.6	15.8	14.4	13.2	12.2	11.3	10.5	9.9	9.3	8.8	8.3	7.9	7.5	7.2	6.9	6.6	6.3	

- 相対幹距比 (Sr)とは、樹高に対する立木間隔の比率 (%) をいいます。
- 一般的に、スギやヒノキの人工林の場合、Sr= 17～20%位が適正といわれています。

	: Sr	14%以下	→ 超過密 すぐに間伐!
	: Sr	17%～14%	→ 過密 要間伐!
	: Sr	20%～17%	→ 適正



- Sr 17%未満の森林 (赤、黄) では Sr 17%～20% (緑) の本数を目指して間伐しましょう。
- ただし、間伐率が高すぎると風雪害の恐れがあるため、1度の間伐は本数の20%～30%以内の伐採にとどめます。
- 一度の間伐でSrが17%以上にならない場合は、複数回に分けて間伐しましょう。
その場合、次回の間伐まで10～15年の間隔を開ける必要があります。

※ 目指す森林の姿 (複層林や広葉樹林など) や施業の目的 (材の利用用途など) によって目安となるSr値は異なります。

立木幹材積(m³) 早見表

		胸高直径(cm)									
		5	10	15	20	25	30	35	40	45	50
樹 高 (m)	2.0	0.002	0.006	0.012	0.019	0.029	0.039	0.051	0.064	0.079	0.095
	3.0	0.003	0.010	0.019	0.032	0.047	0.064	0.084	0.106	0.130	0.156
	4.0	0.004	0.014	0.028	0.046	0.067	0.092	0.120	0.151	0.185	0.221
	5.0	0.005	0.018	0.036	0.060	0.088	0.121	0.157	0.198	0.243	0.291
	6.0	0.007	0.023	0.046	0.075	0.110	0.151	0.197	0.248	0.304	0.364
	7.0	0.008	0.027	0.055	0.090	0.133	0.182	0.238	0.299	0.367	0.440
	8.0	0.010	0.032	0.065	0.107	0.157	0.215	0.280	0.353	0.432	0.518
	9.0	0.011	0.037	0.075	0.123	0.181	0.248	0.323	0.407	0.499	0.599
	10.0	0.013	0.042	0.085	0.140	0.206	0.282	0.368	0.464	0.568	0.681
	11.0	0.014	0.048	0.096	0.157	0.231	0.317	0.414	0.521	0.639	0.766
	12.0	0.016	0.053	0.107	0.175	0.258	0.353	0.460	0.580	0.711	0.852
	13.0	0.018	0.058	0.118	0.193	0.284	0.389	0.508	0.640	0.784	0.940
	14.0	0.019	0.064	0.129	0.212	0.311	0.426	0.556	0.701	0.859	1.030
	15.0	0.021	0.070	0.140	0.230	0.339	0.464	0.605	0.762	0.934	1.121
	16.0	0.023	0.075	0.152	0.249	0.367	0.502	0.655	0.825	1.011	1.213
	17.0	0.025	0.081	0.164	0.269	0.395	0.541	0.706	0.889	1.090	1.307
	18.0	0.026	0.087	0.175	0.288	0.424	0.580	0.757	0.954	1.169	1.402
	19.0	0.028	0.093	0.187	0.308	0.453	0.620	0.809	1.019	1.249	1.498
	20.0	0.030	0.099	0.200	0.328	0.482	0.660	0.862	1.085	1.330	1.595
	21.0	0.032	0.105	0.212	0.348	0.512	0.701	0.915	1.152	1.412	1.694
	22.0	0.034	0.111	0.224	0.369	0.542	0.742	0.969	1.220	1.495	1.793
	23.0	0.036	0.118	0.237	0.389	0.572	0.784	1.023	1.288	1.579	1.894
	24.0	0.037	0.124	0.250	0.410	0.603	0.826	1.078	1.357	1.663	1.995
	25.0	0.039	0.130	0.262	0.431	0.634	0.869	1.133	1.427	1.749	2.098
	26.0	0.041	0.137	0.275	0.453	0.665	0.911	1.189	1.498	1.835	2.201
	27.0	0.043	0.143	0.288	0.474	0.697	0.955	1.246	1.569	1.922	2.306
	28.0	0.045	0.150	0.302	0.496	0.729	0.998	1.302	1.640	2.010	2.411
	29.0	0.047	0.156	0.315	0.517	0.761	1.042	1.360	1.712	2.098	2.517
	30.0	0.049	0.163	0.328	0.539	0.793	1.086	1.418	1.785	2.187	2.624

丸太材積(m³) 早見表

		丸太の末口（梢側、細い方）の直径(cm)									
		5	10	15	20	25	30	35	40	45	50
丸太の長さ（m）	0.9	0.002	0.009	0.020	0.036	0.056	0.081	0.110	0.144	0.182	0.225
	1.0	0.003	0.010	0.023	0.040	0.063	0.090	0.123	0.160	0.203	0.250
	1.2	0.003	0.012	0.027	0.048	0.075	0.108	0.147	0.192	0.243	0.300
	1.4	0.004	0.014	0.032	0.056	0.088	0.126	0.172	0.224	0.284	0.350
	1.6	0.004	0.016	0.036	0.064	0.100	0.144	0.196	0.256	0.324	0.400
	1.8	0.005	0.018	0.041	0.072	0.113	0.162	0.221	0.288	0.365	0.450
	2.0	0.005	0.020	0.045	0.080	0.125	0.180	0.245	0.320	0.405	0.500
	2.2	0.006	0.022	0.050	0.088	0.138	0.198	0.270	0.352	0.446	0.550
	2.4	0.006	0.024	0.054	0.096	0.150	0.216	0.294	0.384	0.486	0.600
	2.6	0.007	0.026	0.059	0.104	0.163	0.234	0.319	0.416	0.527	0.650
	2.8	0.007	0.028	0.063	0.112	0.175	0.252	0.343	0.448	0.567	0.700
	3.0	0.008	0.030	0.068	0.120	0.188	0.270	0.368	0.480	0.608	0.750
	3.2	0.008	0.032	0.072	0.128	0.200	0.288	0.392	0.512	0.648	0.800
	3.4	0.009	0.034	0.077	0.136	0.213	0.306	0.417	0.544	0.689	0.850
	3.6	0.009	0.036	0.081	0.144	0.225	0.324	0.441	0.576	0.729	0.900
	3.8	0.010	0.038	0.086	0.152	0.238	0.342	0.466	0.608	0.770	0.950
	4.0	0.010	0.040	0.090	0.160	0.250	0.360	0.490	0.640	0.810	1.000
	4.2	0.011	0.042	0.095	0.168	0.263	0.378	0.515	0.672	0.851	1.050
	4.4	0.011	0.044	0.099	0.176	0.275	0.396	0.539	0.704	0.891	1.100
	4.6	0.012	0.046	0.104	0.184	0.288	0.414	0.564	0.736	0.932	1.150
	4.8	0.012	0.048	0.108	0.192	0.300	0.432	0.588	0.768	0.972	1.200
	5.0	0.013	0.050	0.113	0.200	0.313	0.450	0.613	0.800	1.013	1.250
	5.2	0.013	0.052	0.117	0.208	0.325	0.468	0.637	0.832	1.053	1.300
	5.4	0.014	0.054	0.122	0.216	0.338	0.486	0.662	0.864	1.094	1.350
	5.6	0.014	0.056	0.126	0.224	0.350	0.504	0.686	0.896	1.134	1.400
	5.8	0.015	0.058	0.131	0.232	0.363	0.522	0.711	0.928	1.175	1.450
	6.0	0.022	0.073	0.154	0.265	0.406	0.577	0.778	1.009	1.270	1.561
	6.2	0.022	0.075	0.159	0.273	0.419	0.596	0.804	1.042	1.312	1.613
	6.4	0.023	0.077	0.164	0.282	0.433	0.615	0.829	1.076	1.354	1.665
	6.6	0.024	0.080	0.169	0.291	0.446	0.634	0.855	1.109	1.397	1.717
	6.8	0.024	0.082	0.174	0.300	0.460	0.653	0.881	1.143	1.439	1.769
	7.0	0.030	0.093	0.191	0.324	0.492	0.695	0.933	1.206	1.514	1.857
	7.2	0.030	0.095	0.196	0.333	0.506	0.714	0.959	1.240	1.557	1.910
	7.4	0.031	0.098	0.201	0.342	0.520	0.734	0.986	1.274	1.600	1.963
	7.6	0.032	0.101	0.207	0.351	0.534	0.754	1.013	1.309	1.643	2.016
	7.8	0.033	0.103	0.212	0.361	0.548	0.774	1.039	1.343	1.687	2.069
	8.0	0.039	0.115	0.231	0.387	0.583	0.819	1.095	1.411	1.767	2.163
	8.2	0.040	0.118	0.237	0.397	0.598	0.840	1.123	1.446	1.811	2.217
	8.4	0.041	0.121	0.243	0.407	0.612	0.860	1.150	1.482	1.856	2.271
	8.6	0.042	0.124	0.249	0.416	0.627	0.881	1.177	1.517	1.900	2.325
	8.8	0.043	0.127	0.254	0.426	0.642	0.901	1.205	1.552	1.944	2.380
	9.0	0.051	0.141	0.276	0.456	0.681	0.951	1.266	1.626	2.031	2.481
	9.2	0.052	0.144	0.282	0.466	0.696	0.972	1.294	1.662	2.076	2.536
	9.4	0.053	0.147	0.288	0.476	0.711	0.993	1.322	1.698	2.121	2.591
	9.6	0.054	0.150	0.294	0.486	0.726	1.014	1.350	1.734	2.166	2.646
	9.8	0.055	0.153	0.300	0.496	0.741	1.035	1.378	1.770	2.211	2.701
	10.0	0.064	0.169	0.324	0.529	0.784	1.089	1.444	1.849	2.304	2.809

モニタリング調査野帳

里山林活性化による多面的機能発揮対策
モニタリング調査野帳

調査票
No.

活動組織名			
活動区分			
目標林型			
調査区名称		調査区面積	m ²
調査年月日		調査者氏名	

No.	樹種	胸高直径 (cm)	樹高 (m)	幹材積 (m ³)	No.	樹種	胸高直径 (cm)	樹高 (m)	幹材積 (m ³)
1					26				
2					27				
3					28				
4					29				
5					30				
6					31				
7					32				
8					33				
9					34				
10					35				
11					36				
12					37				
13					38				
14					39				
15					40				
16					41				
17					42				
18					43				
19					44				
20					45				
21					46				
22					47				
23					48				
24					49				
25					50				

<メモ>	立木数	0	本
	平均樹高		m
	相対幹距比		
	幹材積(1本当たり平均)		m ³
	幹材積(調査区当たり)	0.0	m ³
	幹材積(1ha当たり)		m ³

モニタリング調査野帳 記載例

里山林活性化による多面的機能発揮対策

モニタリング調査野帳

調査票
No.

活動組織名	〇〇保全の会		
活動区分	地域活動型(森林資源活用)		
目標林型	下層植生の発達した森		
調査区名称	小学校裏山林1 林班い小班1	調査区面積	100 m ²
調査年月日	2018年6月30日	調査者氏名	〇〇 〇〇

No.	樹種	胸高直径 (cm)	樹高 (m)	幹材積 (m ³)	No.	樹種	胸高直径 (cm)	樹高 (m)	幹材積 (m ³)
1	スギ	32	17	0.6	26				
2	ヒノキ	28	15	0.4	27				
3	スギ	16	16	0.2	28				
4	スギ	40	16	0.8	29				
5	スギ	36	18	0.8	30				
6	スギ	48	20	1.5	31				
7	スギ	50	22	1.8	32				
8	サワフタギ	14	7	0.0	33				
9	スギ	42	19	1.1	34				
10	スギ	36	17	0.7	35				
11	スギ	30	15	0.5	36				
12	モミ	62	18	2.0	37				
13	スギ	38	17	0.8	38				
14	スギ	32	18	0.6	39				
15	スギ	40	18	1.0	40				
16	ヒノキ	28	14	0.4	41				
17					42				
18					43				
19					44				
20					45				
21					46				
22					47				
23					48				
24					49				
25					50				

<メモ>	立木数	16	本
	平均樹高	17	m
	相対幹距比	15	
	幹材積(1本当たり平均)	0.8	m ³
	幹材積(調査区当たり)	13.3	m ³
	幹材積(1ha当たり)	1,327.6	m ³

胸高断面積調査 記録野帳

胸高断面積調査 記録野帳						
団体名						
数値目標（3年間）						
活動方針						
初回調査				年次調査（1年目）		
番号	樹種	胸高直径(cm)	胸高断面積(m ²)	番号	胸高直径(cm)	胸高断面積(m ²)
1				1		
2				2		
3				3		
4				4		
5				5		
6				6		
7				7		
8				8		
9				9		
10				10		
11				11		
12				12		
13				13		
14				14		
15				15		
100m ² 当たり胸高断面積合計（m ² ）						
1ha当たり胸高断面積合計（m ² ）			〔A〕			〔B〕
胸高断面積合計の変化〔C〕＝〔B〕／〔A〕				〔C〕		
（調査に当たっての留意事項等） ・胸高直径とは、地上から1.2m（北海道の場合1.3m）の高さでの木の幹の直径のこと。 ・基本的に胸高直径5cm未満の樹木は調査対象としないこととするが、森づくりの目標に合わせて必要であれば調査対象とすることも可能。 （相対照度と胸高断面積の関係について） ・林床の低木・草本類は、林床を明るい状態（相対照度30％程度）にすると、開花（花芽の形成）が期待できる。 ・相対照度と胸高断面積の関係は対象樹種や場所、林況等によって異なるが、参考例としてヒノキ林では1ha当たりの胸高断面積が19.1m²で「相対照度が33.7％」、里山二次林では1ha当たりの胸高断面積が10.73～11.95m²で「相対照度が28.7％」となるとの研究例がある。 ・なお、胸高断面積の数値を参考として相対照度を改善する目標を設定する場合、必ずしも3年以内に実現しなければならないことを意味するものではない。						

胸高断面積調査 記録野帳 記載例

胸高断面積調査 記録野帳 (例)						
団体名	●●●●の森を守る会					
数値目標 (3年間)	胸高断面積合計を20%程度減らす					
活動方針	活動対象地である森林内は日中でも薄暗く、下層の植物が非常に少ない状態にある。 広葉樹を守りつつ、林床を明るくして下層植生の発達した森づくりを目指す。 将来的には、胸高断面積合計が1 ha当たり17㎡ (100㎡当たり0.17㎡) 程度の森にして、下層植生の成長が活性化する目安である相対照度30%以上を確保したい。					
初回調査				年次調査 (1年目)		
番号	樹種	胸高直径(cm)	胸高断面積(㎡)	番号	胸高直径(cm)	胸高断面積(㎡)
1	コナラ	30.0	0.071	1	30.0	0.071
2	コナラ	32.0	0.080	2	32.0	0.080
3	コナラ	32.0	0.080	3	32.0	0.080
4	スギ	32.0	0.080	4	32.0	0.080
5	スギ	22.0	0.038	5	伐採	0.000
6	スギ	22.0	0.038	6	伐採	0.000
7	ヒノキ	12.0	0.011	7	伐採	0.000
8	ヒノキ	16.0	0.020	8	16.0	0.020
9	ヒノキ	14.0	0.015	9	14.0	0.015
10	ウワミズザクラ	6.0	0.003	10	6.0	0.003
11	ウワミズザクラ	8.0	0.005	11	8.0	0.005
12	ウワミズザクラ	6.0	0.003	12	6.0	0.003
13	ヤマザクラ	8.0	0.005	13	8.0	0.005
14	リョウブ	6.0	0.003	14	6.0	0.003
15	リョウブ	6.0	0.003	15	6.0	0.003
100㎡当たり胸高断面積合計 (㎡)			0.455			
1ha当たり胸高断面積合計 (㎡)			[A] 45.5	[B] 36.8		
胸高断面積合計の変化 [C] = [B] / [A]				[C] 19.1% 減少		
(調査に当たっての留意事項等) ※事例の場合、1年目で「数値目標 (3年間)」を達成 ・ 胸高直径とは、地上から1.2m (北海道の場合1.3m) の高さでの木の幹の直径のこと。 ・ 基本的に胸高直径 5 cm未満の樹木は調査対象としないこととするが、森づくりの目標に合わせて必要であれば調査対象とすることも可能。 (相対照度と胸高断面積の関係について) ・ 林床の低木・草本類は、林床を明るい状態 (相対照度30%程度) にすると、開花 (花芽の形成) が期待できる。 ・ 相対照度と胸高断面積の関係は対象樹種や場所、林況等によって異なるが、参考例としてヒノキ林では1 ha当たりの胸高断面積が19.1㎡で「相対照度が33.7%」、里山二次林では1 ha当たりの胸高断面積が10.73~11.95㎡で「相対照度が28.7%」となるとの研究例がある。 ・ なお、胸高断面積の数値を参考として相対照度を改善する目標を設定する場合、必ずしも3年以内に実現しなければならないことを意味するものではない。						

見通し調査 記録野帳

里山林活性化による多面的機能発揮対策						調査票 No.		
モニタリング調査(見通し調査)野帳								
活動組織名								
活動区分								
目標林型								
数値目標(3年間)								
調査区名称					調査地点			
【初回調査】								
調査年月日					調査者氏名			
No.	定点の位置	視認距離			備考			
1								
2								
3								
4								
5								
【年次調査・1年目】								
調査年月日					調査者氏名			
No.	定点の位置	視認距離			備考			
1								
2								
3								
4								
5								
(1年目の改善状況)								
No.	定点の位置	視認距離の改善率			備考			
1								
2								
3								
4								
5								
<メモ>								

見通し調査 記録野帳 記載例

里山林活性化による多面的機能発揮対策			調査票 No.
モニタリング調査(見通し調査)野帳			
活動組織名	〇〇保全の会		
活動区分	地域活動型(森林資源活用)		
目標林型	広葉樹の森の整備・景観改善・生物多様性に富む森づくり		
数値目標(3年間)	見通し距離を50%改善する		
調査区名称	小学校裏山林1林班い小班1	調査地点	南東方向、赤い杭を設置
【初回調査】			
調査年月日	2023年4月1日	調査者氏名	〇〇 〇〇
No.	定点の位置	視認距離	備考
1	ヤマザクラの脇	10.0m	
2	南側の作業道の脇	15.0m	
3	目印A	7.0m	
4			
5			
※定点調査地の位置(目印を設置した場所、目印に付した番号等)を記載します。			
【年次調査・1年目】			
調査年月日	2024年3月31日	調査者氏名	△△ △△
No.	定点の位置	視認距離	備考
1	ヤマザクラの脇	15.5m	
2	南側の作業道の脇	20.0m	
3	目印A	10.0m	
4			
5			
※調査結果が時期や天候等の影響を大きく受ける場合は、初回調査と年次調査の実施条件を可能な限り一致させる。			
(1年目の改善状況)			
No.	定点の位置	視認距離の改善率	備考
1	ヤマザクラの脇	155%	
2	南側の作業道の脇	133%	
3	目印A	143%	
4			
5			
※事例の場合、1年目で「数値目標(3年間)」はNo.2とNo.3が未達成である			
<メモ> 見通しを確認する高さは、地上高1.5mとする。			

参考：相対照度調査 記録野帳 記載例

里山林活性化による多面的機能発揮対策 モニタリング調査(相対照度)記録野帳		調査票 No.	
活動組織名			
活動区分			
調査者氏名			

日付	調査地	調査地点	データNo.	天気	時間	林外照度 (林冠の外)	林内照度 (調査地点)	相対照度	5回採集 データの 平均
2021/8/23	xx県	ポイントA	1	曇り	10:00	100000	40000	0.40	0.33
	緯度経度など		2		10:01	98000	25000	0.26	
			3		10:02	99000	30000	0.30	
			4		10:03	100000	43000	0.43	
			5		10:05	99230	28000	0.28	
2021/8/23		ポイントB	1	曇り	10:15	100000	40000	0.40	0.33
			2		10:16	98000	25000	0.26	
			3		10:17	99000	30000	0.30	
			4		10:19	100000	43000	0.43	
			5		10:20	99230	28000	0.28	
2021/8/23		ポイントC							0.33
			5		10:40	30000	11000	0.4	
2021/8/23		ポイントD	1	曇り	10:45	96000	38000	0.4	0.36
			2		10:46	99000	27000	0.3	
			3		10:47	98000	43000	0.4	
			4		10:48	99230	28000	0.3	
			5		10:49	100000	40000	0.4	
2021/8/23		ポイントE	1	曇り	11:00	100000	40000	0.4	0.33
			2		11:01	98000	25000	0.3	
					11:03	99000	30000	0.3	
					11:05	100000	43000	0.4	
					11:07	99230	28000	0.3	

数値のバラつきを回避するため、1つの調査地点複数回計測を行い、その平均をその地点の相対照度とする。
年次調査では、地点ごとの変化を把握する。

出来れば光の強度が林内で
ほぼ一定になる曇りの日がよい。

<メモ>

参考：植生調査 記録野帳

里山林活性化による多面的機能発揮対策
モニタリング調査(植生調査)野帳

調査票
No.

活動組織名			
活動区分			
目標林型			
数値目標(3年間)			
調査区名称		調査区面積	m ²

【初回調査】

調査年月日		調査者氏名	
-------	--	-------	--

No.	区分	目標とする植物	個体数	備考
1				
2				
3				
4				
5				

【年次調査・1年目】

調査年月日		調査者氏名	
-------	--	-------	--

No.	区分	目標とする植物	個体数	備考
1				
2				
3				
4				
5				

(1年目の改善状況)

No.	区分	目標とする植物	個体数の増加率	備考
1				
2				
3				
4				
5				

<メモ>

--

参考：植生調査 記録野帳 記載例

里山林活性化による多面的機能発揮対策 モニタリング調査(植生調査)野帳			調査票 No.	
活動組織名	〇〇保全の会			
活動区分	地域活動型(森林資源活用)			
目標林型	広葉樹の森の整備・景観改善・生物多様性に富む森づくり			
数値目標(3年間)	希少種カタクリの個体数を2倍にする。(増加率200%)			
調査区名称	小学校裏山林1林班い小班1	調査区面積	25	m ²

【初回調査】

調査年月日	2023年4月1日	調査者氏名	鈴木
-------	-----------	-------	----

No.	区分	目標とする植物	個体数	備考
1	希少種	カタクリ	10	
2				
3				
4				
5				

※ 目標とする植物の区分(希少種・里山の指標種)を選択し、植物名を記載

【年次調査・1年目】

調査年月日	2024年3月31日	調査者氏名	鈴木
-------	------------	-------	----

No.	区分	目標とする植物	個体数	備考
1	希少種	カタクリ	15	
2				
3				
4				
5				

※ 調査対象の植物種を確認できる時期が限られている場合は、初回調査と同じ時期に実施

(1年目の改善状況)

No.	区分	目標とする植物	個体数の増加率	備考
1	希少種	カタクリ	150%	
2				
3				
4				
5				

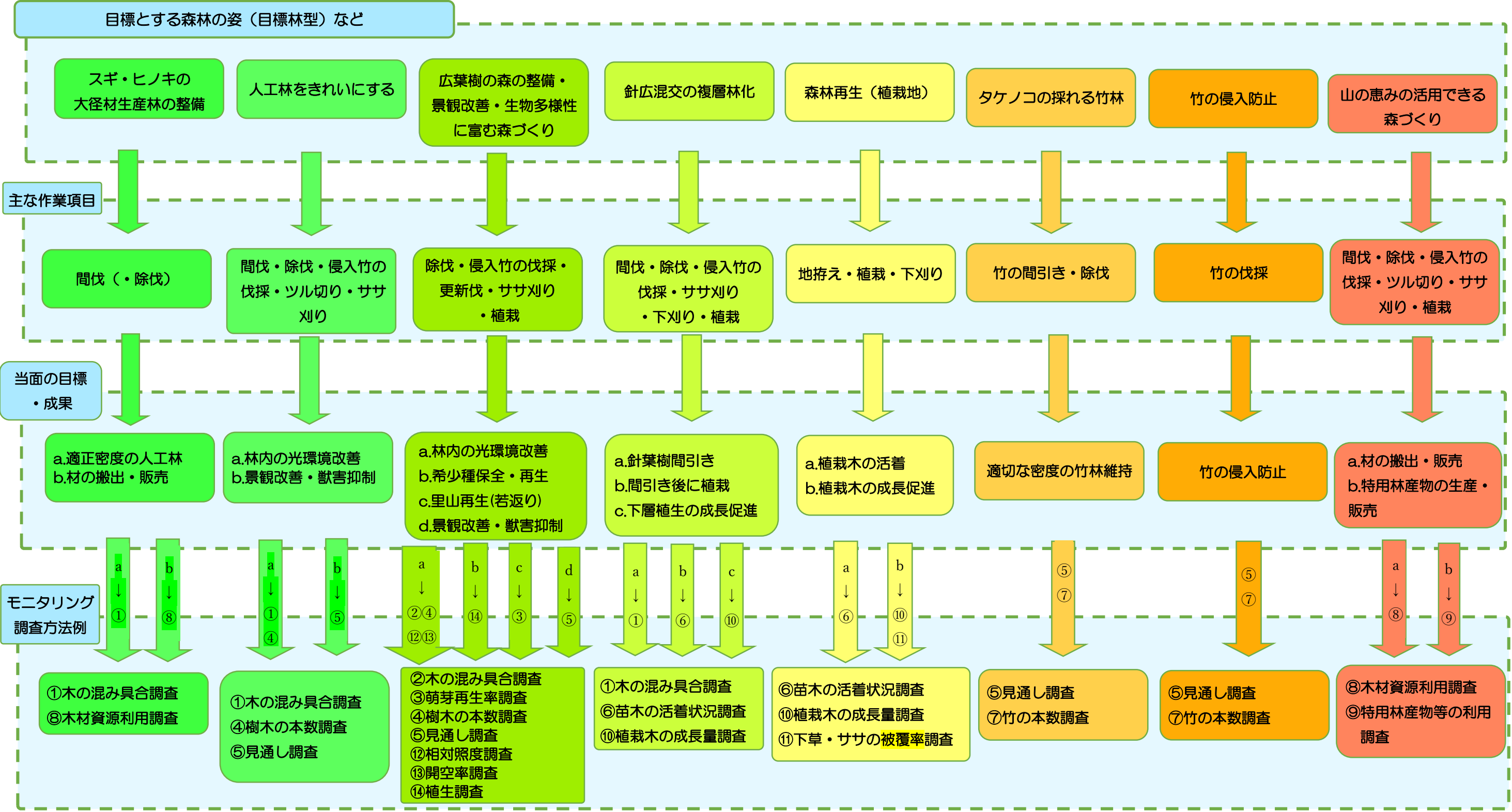
※事例の場合、1年目で「数値目標(3年間)」は未達成であるが、その半分は達成

<メモ>

モニタリング調査に係るフローチャート

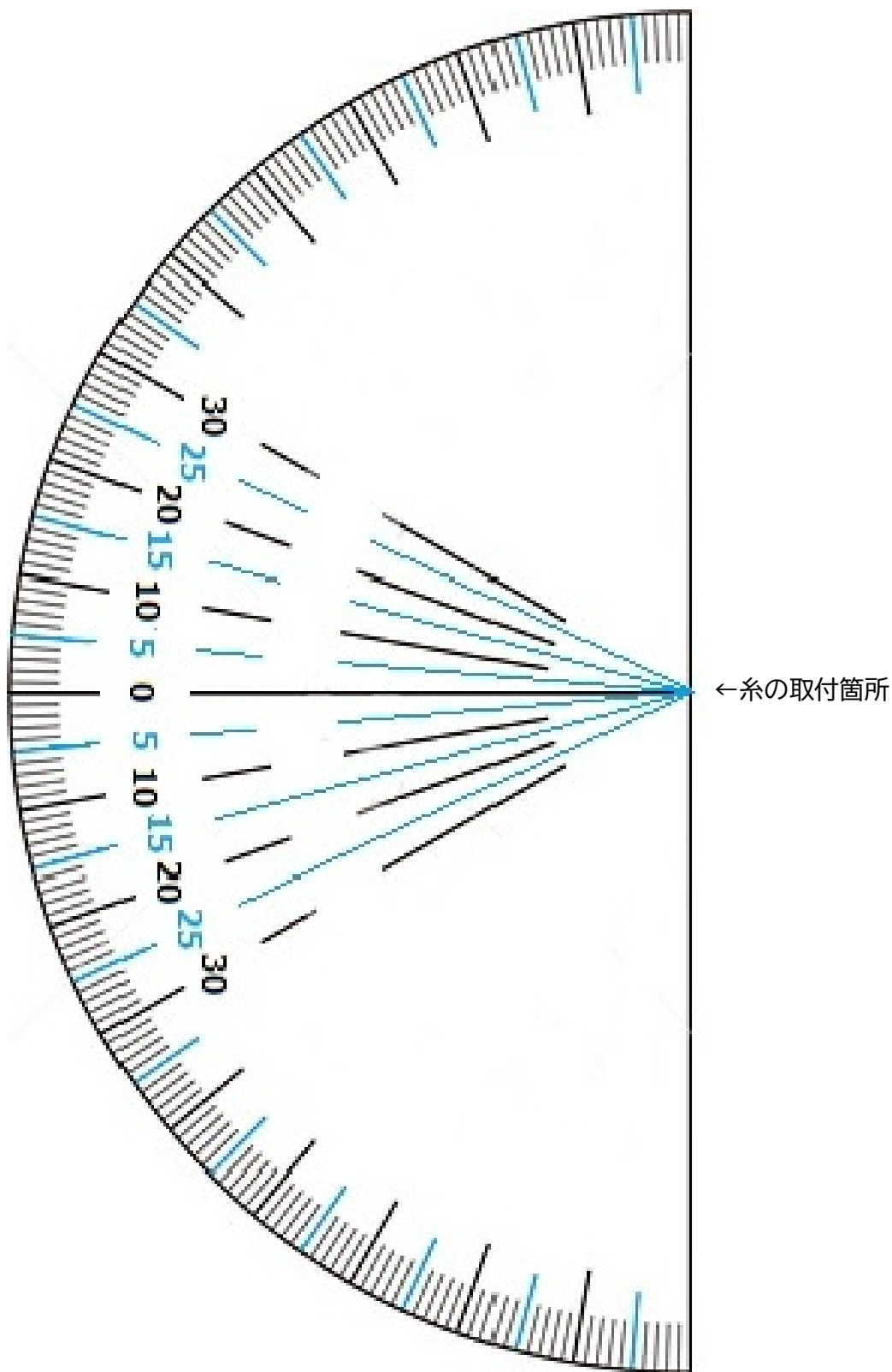
目標とする森林の姿に係る主な作業項目・当面の目標とモニタリング調査方法例

モニタリング調査は、それぞれの活動組織が行っている森づくりや森林整備の進捗状況及び目標達成度を数値的に把握することを目指すものです。それぞれの目標とする森林の姿（目標林型）などを出発点にして「**里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金 モニタリング調査のガイドライン**」で紹介しているモニタリング調査の方法を選択できるよう、主な作業項目・当面の目標と合わせて、フローチャートに示しました。調査方法を選択する際の参考としてください。



①～⑭の番号は「里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金モニタリング調査のガイドライン -改訂版-」3（2）に示すモニタリング調査方法例の番号

【付録】斜度簡易測定用半円(下図を印刷し、切り取って段ボール等に貼付して使用)



「里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金」標準ガイドブック
(令和7年6月版)(未定稿)

作成: 林野庁森林利用課山村振興指導班

里山資源活用のヒント



令和7年6月

熊本県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会

1. 森林資源（木材）

① 建築用原木

(ア) 施業方法・・・植栽・下刈り・除伐・間伐・皆伐（間伐、皆伐により出材）

(イ) 利用樹種・・・スギ、ヒノキ、マツ、ヒバ、コウヨウザン、ケヤキ、クリ、ナラ、
セ
ンダン

(ウ) 規格・・・直径 18 cm以上で、長さ 3.0メートル以上 1 m単位、4mが主規格

(エ) 販売先・・・木材市場、製材所、丸太小屋等の自家消費

(オ) 樹種別特徴

A) スギ

スギは木材の中では柔らかい部類に属しているため、加工しやすいという特徴があります。構造材のみならず、造作材、建具など、様々な部材で使われています。ただし、その柔らかさは傷がつきやすいという面も兼ね備えているため、傷を避けたいフローリングなどには向いていないともいえます。

近年はエリートツリーと呼ばれ、各地の山で選抜された精英樹（第1世代）の中でも、特に優れたものを交配した苗木の中から選ばれた、第2世代以降の精英樹が植栽されるようになりました。主に成長性が改良されており、特に初期成長の早さが特徴です。材質や通直性にも優れています。



B) ヒノキ

ヒノキは日本を代表する建築木材です。活用される部分は多岐にわたり、構造材としてだけでなく、内装にも広く使われています。伐採後からおよそ200年は強度が上がるといわれ、非常に耐久性の高い木材です。そのため、神社仏閣の建築時にも重宝されています。

また、水や湿気にも強く、菌や虫に対する耐性も高いため、土台や柱に使用するとその特徴を活かすことができます。ヒノキの香りにはリラックス効果があるため、浴室に使われることもあります。



C) マツ

住宅メーカーなどでよく耳にする「パイン材」が、俗にいう松材です。そのほとんどは海外から輸入されたものとなっています。松には赤松（レッドパイン）、イエローパイン、ホワイトパインなど多くの種類があり、原産国や特徴が異なります。

一般に、建築用木材としてよく使われるのは赤松（レッドパイン）です。少し赤みがかかった色合いが印象的で、木目・節目が美しいことから、化粧梁（けしょうばり）やフローリングへの使用が多くなっています。



D) ヒバ

ヒノキ、スギに比べると知名度はやや劣りますが、ヒバも日本国産の良材です。ヒバを「アスナロ」「アテ」という別名で呼んでいる地域もあります。

特に有名なのは青森ヒバ。湿気への耐性や、殺菌効果のある樹脂が特徴です。この殺菌効果によって、シロアリや腐食に強い木材として重宝されています。そのためヒバが使用されるのは、シロアリ被害を避けたい土台部分や通し柱となっています。



E) ケヤキ

ケヤキは耐久性に優れ、木目が美しいという特徴を持っています。古来より、日本で最良の広葉樹として扱われてきました。

堅く丈夫であることから、大黒柱や床柱など、建物の主要な部分の木材として使用されています。美しく強いケヤキを建物のあらゆる所に使いたいところですが、ケヤキは高級木材であり、加工技術も要するため、主要かつ人の目につきやすい所に部分的に使用するのが一般的です。



F) クリ

蓄積量が減ってきた近年は、貴重な存在となりつつあるクリ。一説によると、日本人は縄文時代からクリを建築木材として利用していたともいわれ、古くから日本の住宅に多く用いられてきた木材です。

クリは、堅くて丈夫な点、水に強い点が特徴です。また、虫害にも耐性があります。そのため、建物の土台部分や台所回りなどに使われています。



G) ナラ

ナラは海外ではオークと呼ばれています。比較的安い価格で仕入れることができるため、広く使用されています。

ナラの特徴は、傷がつきにくく水に強い点です。また、木目もよく出ることから、フローリング材として使われることが多くあります。なお、ナラはウイスキーの樽などにも利用されています。強度の高さを物語っていますね。



H) センダン（早生樹）

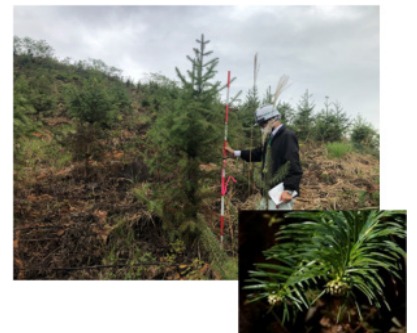
材は建築・器具用材、家具にもなり、下駄の材や、仏像彫刻に使われたこともある。ミンディ材と書かれているのはこのセンダンのこと。ケヤキの模擬材として使われることもある。また核（種子）は数珠の珠にする。

材を林業として利用する場合は、苗を植えて 15 - 20 年で木材に製材できる。このため日本の熊本県天草市では、中山間地域にある耕作放棄地の活用策として植林されている。



I) コウヨウザン（早生樹）

コウヨウザンは漢字で広葉杉と書き、中国・台湾原産の針葉樹です。中国では古くから建築用材として植林されており、日本には江戸時代以前に伝わっていたようです。広島県などでは過去に植林されているものが成林しており、その実績を基に植林が推進されています。しかし、岐阜県内では、林として存在している事例はなく、単木的に寺社等で見ることができる程度です。



J) キリ（主に家具材）

キリは日本国内でとれる木材としては最も軽い（比重 0.27-0.30）[10]。また光沢が出て[7]、材質は広葉樹や針葉樹の繊維構造とは異なる独立気泡構造をなし[21]、湿気を通さず、割れや狂いが少ないという特徴がある[10]。日本の建具、家具、箆箆や楽器、下駄などの材料とされてきた



(カ) 建築材料の大別

➤ 構造材

住宅などの骨組みにあたる部分に使われる木材を、構造材といいます。柱や筋交い（すじかい）、梁（はり）、桁（けた）、土台など、建築物の最も重要な部分です。

➤ 造作材

建物の内部に使われる木材を造作材と呼びます。一般的には、ドアや窓枠、巾木（はばき）などに使われています。

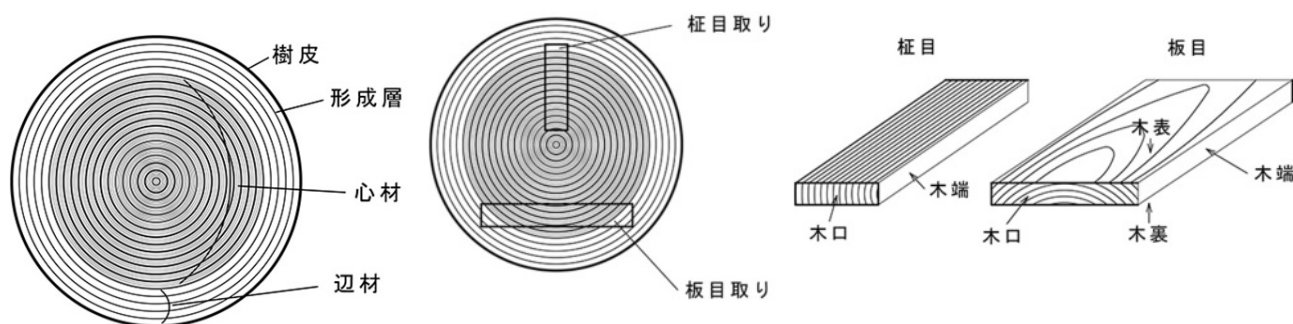
➤ 床材

3 つ目は、フローリングなどに使われる床材です。床材は人に直接触れる部分であるため、こだわりを持って選ぶケースも多くなっています。

(キ) 建築資材の利用

心持ち材（しんもちざい）／一般的に、吸水率が小さくて腐りにくい特徴を持ち、強度も高いために柱材などに使われます。「心材」などと言うことも。

心去り材（しんさりざい）／辺材（丸太の外側）になるほど吸水率が高くなり、腐りやすく、弱い材料となります。このため、構造材以外の用途に使われることが多くなります。



② 土木資材

(ア) 施業方法・・・植栽・下刈り・除伐・間伐・皆伐（間伐、皆伐により出材）

(イ) 利用樹種・・・スギ、ヒノキ、マツ、その他広葉種

(ウ) 販売先・・・木材市場、製材所、土木会社、丸太柵・丸太階段等の自家消費

(エ) 用途

A) 型枠（スギ）

- ✓ 残置式木製型枠

治山ダム、砂防ダムの型枠として利用

残置式とすることで、撤去費用を軽減し、材料費に充てることでコスト縮減

材料に制限が少なく、C材でも可能



B) 法面保護（スギ）

- ✓ 法面パネル

林道内の視界を確保するために、山側の法面からの雑草の植生を防ぐ目的で設置されます。これにより、雑草の刈り払いと言った維持管理費の軽減も図れます。



C) 柵工・筋工（スギ）

- ✓ 丸太柵工

堆積土砂や膨軟な地山等に簡易な土留工として、土砂の流出等の発生を防止するとともに、柵の背面に植生の良好な生育環境を造成するために施工



- ✓ 粗朶柵工（そださくこう）

7～10 年生の広葉樹を伐って、長さ 2.7 メートルで周長 60 センチになるように束ねたものをいう。

素性がよくてしなやかで 2.7 メートル以上あって、2.7 メートルのところで径が 1 センチ以上あれば束ねて柵粗朶しがらそだ)を作る。

この粗朶を組み合わせて、護岸、河床の保護、のり面保護、暗きょ、海岸の離岸堤などに使う。



D) 擁壁・土留工（スギ、ヒノキ）

木材を組み合わせ、壁体を形成し土圧に耐える構造物
腐植の恐れがあることから、壁高 2M 以内



E) 路面水切り（樹種していない）

道路の浸食を防止するために、丸太を敷いて排水を促す。
使用する樹種に制限はないが、通直なものを選ぶ



F) 粗朶暗渠（そだあんきょ）

直径数 cm 程度の細い木の枝を集めて束状にし、排水の悪い路面、田んぼ等に溝を掘り、底に粗朶を敷き土で埋め戻し、地下排水を良くする工法



G) 公園資材

✓ ツリーハウス

自然に調和した構造であり、柔らかみのある素材であることから、老若男女に親しまれる



✓ 丸太階段

伐採した木を利用して、歩道の階段として利用
現地に合わせ、丸太の大きさを組み合わせる等の工夫が必要



✓ ベンチ

休憩のためのベンチを作成
脚と座面の固定に工夫が必要



✓ チェンソーアート

丸太をチェンソーにより、彫刻風作品に仕上げる。
近年は道の駅等で販売もされている。



H) 建築基礎杭（マツ、ヒノキ、クリ、スギ）

✓ 環境パイル工法

地中に木材の杭を入れて、杭の支持力で家を支える工法です。

木材は加圧注入保存処理を施し、60 年以上の耐久性がある



③ 製紙

- (ア) 施業方法・・・植栽・下刈り・除伐・間伐・皆伐（間伐、皆伐により出材）
- (イ) 利用樹種・・・用紙の場合で、針葉樹はスギ、ヒノキ、マツ、カラマツ、モミなど、
広葉樹はブナ、ナラ、ケヤキ、サクラ、カエデ、カシなど
和紙の場合和紙の原料には「楮（こうぞ）」「三桠（みつまた）」の木の皮を使います。
- (ウ) 規格・・・用紙の場合直径 5 c m 以上長さ 2m 以上、和紙は皮を使用
- (エ) 販売先・・・木材市場、チップ工場、製紙会社

A) 用紙の原料“木材チップ”

木材チップは、製紙工場で紙の原料である"木材パルプ"になります。木材パルプは、N 材と呼ばれる"針葉樹"や、L 材と呼ばれる"広葉樹"から抽出されていますが、針葉樹の繊維は太くて長いために強い紙を抄くことができ、広葉樹は繊維が短いために表面が滑らかで写真印刷などに向く紙を抄くことができます。



B) 和紙の原料“樹皮”

現代では、和紙原料として、コウゾ、ミツマタ、ガンピがその代表的なものとなっています。このほか、桑、稲ワラ、麦ワラ、竹などが製紙原料として使用されたことがあります。

✓ ミツマタ

ミツマタは、その枝が必ず三叉、すなわち三つに分かれる持ち前があるために「ミツマタ」と名付けられた。三枝、三叉とも書く。

✓ コウゾ

コウゾは、ヒメコウゾとカジノキの雑種という説が有力視されている。本来、コウゾは繊維を取る目的で栽培されているもので、カジノキは山野に野生するものであるが、野生化したコウゾも多くある。



④ バイオマス

- (ア) 施業方法・・・植栽・下刈り・除伐・間伐・皆伐（間伐、皆伐により出材）
- (イ) 利用樹種・・・針葉樹、広葉樹特に制限は無い、
- (ウ) 規格・・・直径5cm以上で長さ2m以上の原木
- (エ) 販売先・・・木材市場、チップ工場、発電会社等
- (オ) 用途・・・発電、熱利用、SAF、セルロースナノファイバー等



A) 発電

直接燃焼方式は、木くずや間伐材（森林の育成のために間引いた木材）、可燃性ごみ、精製した廃油などを燃料として使います。木くずなどは「木質ペレット」という小さい固形状の燃焼物に、間伐材などは粉碎して「木質チップ」等に加工することで、輸送しやすくするとともに燃焼効率を高め、エネルギー変換効率を高めることができます。



B) 熱利用

バイオマス熱利用は、バイオマス資源を直接燃焼し、廃熱ボイラから発生する蒸気の熱を利用したり、バイオマス資源を発酵させて発生したメタンガスを都市ガスの代わりに燃焼してペレットストーブ、ハウス園芸、温泉施設等の化石燃料の代替として、利用しています。



C) SAF

SAF（サフ）とは「Sustainable Aviation Fuel」の略で、日本語では「持続可能な航空燃料」を意味します。次世代の航空燃料とも呼ばれる SAF の最も注目すべき点は、化石燃料と比較して二酸化炭素の排出量を大幅に削減できるということです。



D) セルロースナノファイバー

セルロースナノファイバーは木材から得られる木材繊維（パルプ）を1ミクロンの数百分の一以下のナノオーダーにまで高度にナノ化（微細化）した世界最先端のバイオマス素材です。セルロースナノファイバーは植物繊維由来であることから、生産・廃棄に関する環境負荷が小さく、軽量であることが特徴で、弾性率は高強度繊維で知られるアラミド繊維並に高く、温度変化に伴う伸縮はガラス並みに良好、酸素などのガスバリア性が高いなど、優れた特性を発現します。



⑤ 熱源

A) 木炭

木材を炭化した物が主に使われてきたが、近年では竹を炭化した竹炭も注目されている。

(ア) 施業方法・・・間伐・皆伐

(イ) 利用樹種・・・ナラ、ブナ、カシ、クヌギ

(ウ) 規格・・・・・・・・直径 5 c m～20 c mで長さ 1.5m程度の原木

(エ) 販売先・・・・・・・・商社、居酒屋、茶道用品、自家用、道の駅

(オ) 用途・・・燃料用（茶道用 6～7 本 1500 円）、美術用、農業用、吸湿用、その他



B) 薪

薪には広葉樹も針葉樹も利用される。広葉樹の薪は比較的密度が高く、ゆっくりと燃え、熱量も大きい。針葉樹の薪は比較的密度が低いために熱量も低い加工時に割り易く、着火性が高く燃焼速度も速いため焚きつけ用に向いている。なお、薪ストーブなどの一部の機種では針葉樹の薪は使用できない

(ア) 施業方法・・・間伐・皆伐

(イ) 利用樹種・・・針葉樹、広葉樹（堅い樹種は、火持ちが良く、すすが少ない）

(ウ) 規格・・・・・・・・直径 5 c m～40 c mで長さ 30 c m程度の原木

(エ) 販売先・・・・・・・・水産加工会社、薪ストーブ会社、キャンプ場、自家用、道の駅等

(オ) 用途・・・燃料用、燻製用、その他



C) スウェーデントーチ

スウェーデントーチを作るには、直径 30～60cm 程度、長さ 50～150cm の丸みを帯びた半乾燥の幹が必要で、薪のように木材が乾燥しすぎていると炎が大きくなり短時間で燃え尽きてしまう。

(ア) 施業方法・・・間伐・皆伐

(イ) 利用樹種・・・針葉樹、広葉樹（堅い樹種は、火持ちが良い）

(ウ) 規格・・・・・・・・直径 30 c m～60 c mで長さ 50 c mから 150 c m程度の原木

(エ) 販売先・・・・・・・・キャンプ場、自家用、道の駅等（2,000 円/本～4,000 円/本）

(オ) 用途・・・燃料用、その他



⑥ 食用

A) きのこと類（栽培）

(ア) シイタケ・・・コナラ、クヌギ、ミズナラ、カシワ、アベマキ



(イ) なめこ・・・ブナ、シデ類、カエデ類、トチノキ、サクラ類



(ウ) ひらたけ・・・ブナ、クルミ類、シデ類、ハンノキ、エノキ、ヤナギ類、ポプラ、ミカン



(エ) ぶなほりたけ・・・ミズナラ、ブナ



(オ) むきたけ・・・コナラ、ミズナラ、ブナ



(カ) たもぎたけ・・・ハルニレ、ケヤキ、タモ類



(キ) くりたけ・・・コナラ、ブナ、シデ類



(ク) うすひらたけ・・・ブナ、クルミ類、シデ類、ハンノキ、エノキ、ヤナギ類、ポプラ、ミカン



(ケ) まんねんたけ・・・コナラ、クヌギ、トチノキ、サクラ類、ウメ



- ✧ 施業方法・・・秋に伐採・冬に玉切り・春に種菌
- ✧ 利用樹種・・・栽培種により異なる。上記参照
- ✧ 規格・・・直径 10 c m～20 c mで長さ 100 c mから 150 c m程度の原木
- ✧ 販売先・・・市場、商社、料理店、自家用、道の駅等
- ✧ 用途・・・食用、その他

個別栽培法参照

<https://www.kinokkusu.co.jp/saibai/saibai.html>

B) 木の実

◇ 販売先・・・料理店、自家用等

(ア) クサイチゴ

クサイチゴは明るい半日陰を好む野生のイチゴです。口に入れると甘く瑞々しく、タネの粒々とした食感を楽しめます。



(イ) ナワシロイチゴ

ナワシロ（苗代）はイネを育苗する苗床のこと。田植えの頃に熟するのでナワシロイチゴと呼ばれます。果実は甘く、口の中でプチプチと潰れていくような食感を楽しめます。



(ウ) ナツグミ

ナツグミは田植えの頃に赤く熟するのでナツグミと呼ばれます。果実には酸味と甘さがあります。



(エ) マモモ

ヤマモモは日本の山野に自生する花木です。果実には甘味がありますが、タネが大きいので食べるときには注意が必要です。



(オ) ヤマボウシ

ヤマボウシの秋に熟す実は食べることができます。しゃりしゃりとして甘味の強い果物です。



(カ) くるみ

日本では縄文時代から種実の出土事例があり、オニグルミを中心に食料として利用されていたと考えられている



(キ) どんぐり（ブナ、シイ）

ブナの実などは生のまま食用とすることができる。

シイ類は生のまま食用とすることもできるが、炒めると香ばしくなる。スダジイ、ツブラジイなど一部の種では甘みがあって渋みがなく、渋抜きせずに生あるいは炒ってそのまま食べられる。

ナラ類やカシ類はタンニンの含有量が多く生食には向かない。ただし、これらのドングリもあく抜きによって食用にすることができる。



(ク) クリ

栗（クリ）は秋の味覚の代表です。栗の渋皮剥きは根気のいる作業ですが、やり遂げた達成感と栗（クリ）のおいしさは何ものにも変えられません。



(ケ) ムベ・アケビ

ムベはアケビの仲間のつる性植物。アケビとの違いは常緑であること、果実が割れないことです。昔は不老不死の果物と言われ珍重されていたそうです。



C) 山菜

山菜（さんさい）とは、山野に自生し、食用にする植物の総称。ハマボウフウやオカヒジキのように海浜に自生する食用植物も「山菜」に含む。

林野庁の2018年の「特用林産物生産統計調査」では山菜に分類される生産物は以下のとおり

(ア) わらび

シダ類の1種。アクが非常に強く、灰汁抜きをしてお浸しや和え物にして食べられる。



(イ) ゼンマイ

シダ類の1種で丸まった若い芽を灰汁抜きして乾燥品にする。水で戻してから煮物や炒め物に使う。



(ウ) タラの芽

若芽を食用にする。「山菜の王様」の異名でもよばれ、香りと適度なほろ苦さ、コクに人気がある。



(エ) ふき、ふきのとう

「ふきのとう」はフキの花芽で、天然物は栽培品よりも香りとアクが強い。野生のフキは「野ぶき」とよばれ、栽培品よりも香りもアクも強い。



(オ) つわぶき

昔から民間薬や食用野草として知られ、若い葉柄が食べられる。



(カ) うわばみそう (みず)

山菜名で「ミズ」「ミズナ」ともよばれる。茹でるとぬめりが出て、刻んでとろろのようにして食べる。



(キ) くさそてつ (こごみ)

茎が太く、先端の丸まっている部分が良く締まっているものが良品とされる。収穫量は少ないが、茎が赤いコゴミもある食味はクセがなく、軽いぬめりと甘味があり、特有の香りと歯切れの良さがある。塩漬けで保存することができる。

ガンソクとも呼ばれ、秋以降の枯れた葉を生け花用として使用する事もある。



(ク) こしあぶら

若芽を食用にする。香とコクがあり、ほろ苦い味わいがある。



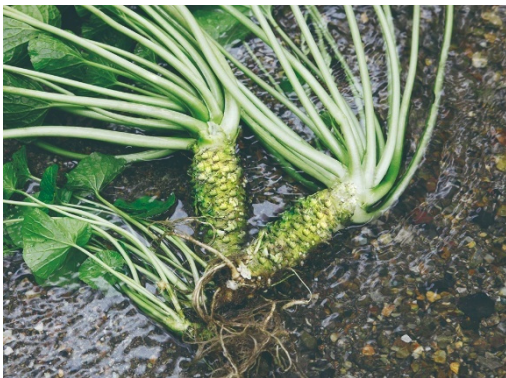
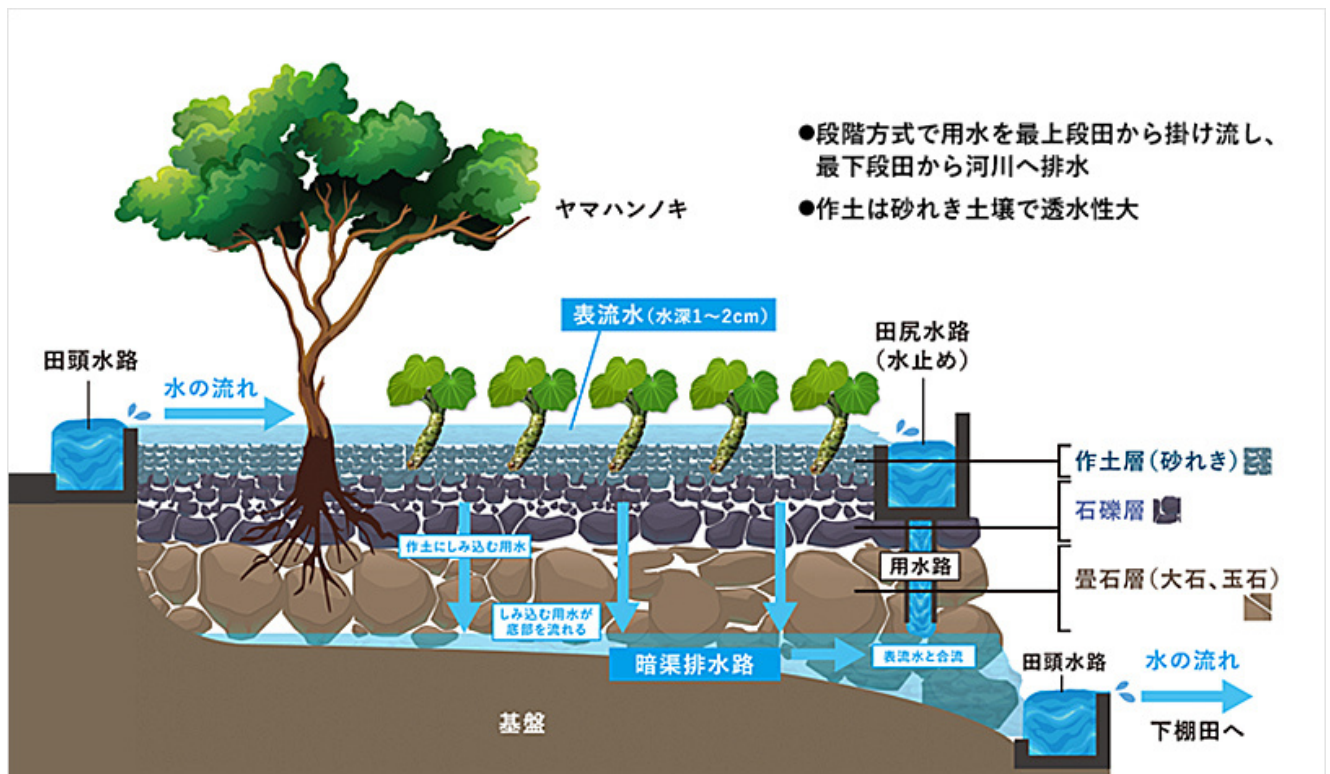
(ケ) もみじがさ (しどけ)

葉が開ききっていない新芽を食用にする。独特の香り、苦味があり、歯ごたえがよい。



D) ワサビ

- ✓ 日本原産のアブラナ科の植物。夏でも涼しく、清涼な湧水地の清流の中で育ちます。
- ✓ わさび栽培が始まった当初は、「地沢式」と呼ばれる栽培法が主流だった。「地沢式」は、急峻な地形において、3～4%の傾斜があるわさび田に砂礫を敷く、最も古い栽培方式であり、水量の変化が大きい急傾斜地でも築田できるメリットがある。一方、19世紀後半に開発された「畳石式」は、下層から上層へ向けて、大中小の石を順に積み上げ、表層部に砂礫を敷く複層構造。豊富な湧水をかけ流すことで、不純物のろ過、水温の安定、栄養分や酸素の供給を同時に行えるため、わさびの安定生産が可能になる。
- ✓ さびは、栽培方法により「水わさび」と「畑わさび」に分けられます。
- ✓ 「水わさび」は生食用に、「畑わさび」は主にわさび漬などの加工用に利用されています。



水ワサビ (根わさび)



畑わさび (葉わさび)

E) 飾り葉（料理に添える）

料理に季節感や彩りを添える植物「かいしき」。実りの秋（9～11月）には、実に色彩豊かなものが出揃います。代表的なカエデ（モミジ）や柿の葉、イチョウなどは、色の移り変わりやグラデーションも楽しめ、皿の上も華やかに。

イ) モミジ

5月頃から新芽が出て、8月頃に濃緑となり、晩秋にかけて紅葉するカエデ。

黄や橙（だいたい）、赤など、小さくても主張する色や形は1枚で象徴的に使っても、数枚散らしても絵になり、秋の風情を表現できます。

前菜、八寸、焼き物などに添えてもいいのですが、中でもおすすめは夏を過ごし、秋の訪れと共に美味しくなることから紅葉鯛（もみじだい）と呼ばれる真鯛の料理。造りや焼き物の彩りとしては最適でしょう。



ロ) イチョウ

末広がりな形は縁起が良く、日本人好み。

盛夏から晩夏にかけては緑色、それから徐々にグラデーションを見せるイチョウは、季節の移ろいを感じさせます。また、落葉樹の中でも葉を散らすのが遅いため、黄色い葉は晩秋の訪れを表現することができます。



ハ) 柿の葉

カエデやイチョウよりも大きく、葉がしっかりしているので、料理を直に盛り付けたりするのにも向いています。

器に敷き詰めた搔き氷に置き、造りをのせると粋な演出になりますね。



ニ) 栗の葉

葉脈の先がトゲのように鋭く、葉全体が反っているものが多いため、かいしきとしては少々使いにくい栗の葉。虫食いしているものも多いため、注意が必要です。

秋の実りを感じさせるイガ栗を器にした料理や、素麺を使ったイガ栗見立てには欠かせないかいしき。枝の先端近くの小さい葉が扱いやすいので、選べる場合はぜひ気にしてください。



ホ) ススキ

秋の七草の一つで、花開いた穂が動物の尾に似ていることから別名「尾花（おばな）」といいます。とはいえ、料理のかいしきとして使う際は、穂が落ちないように、花が開いていない若いものが望ましいですね。葉に縞（しま）模様が入った縞ススキや、葉に虎斑（とらぶ）模様の入った鷹羽（たかのは）ススキなど、いくつか種類があります。



へ) 松葉

松はその昔、竹、梅と合わせて中国で「歳寒三友（さいかんさんゆう）」と呼ばれ、冬の厳しい寒さの中でも生命力を持つものとして讃えられました。平安時代に日本に伝わり、縁起物としてお祝い事などの象徴になったとされています。



ト) 裏白（ウラジロ）

葉の裏が白い事から「清廉潔白」を意味する。また、共に白髪が生えるまでなどの意味もあることから、お節料理に使われる「いわれ」となっています。



チ) 檜葉（ひば）

ヒノキの“葉”にも素晴らしい特性があることを先人の料理界の方々も良くお解りでした。

カビ類・ブドウ球菌・大腸菌などをはじめ様々な細菌類に対する抗菌性が強く、かいしきとして敷き葉や飾り葉に多く用いられて来た歴史が見受けられます。



リ) 南天

お正月をはじめ、祝い事には欠かせない葉っぱ。「難を転じて福となす」といういわれがある。また、赤い実をたくさん付ける事もおめでたいとされる。

内祝いなどの赤飯・紅白餅・饅頭などの上にのせる飾りとして使われている。



ヌ) 柊（ひいらぎ）

節分飾りの葉っぱである「柊翹」は、葉っぱのついた柊の枝に、焼いたいわしの頭を刺したもの。「ひいらぎいわし」と読み、魔除けや厄除けの意味があるといわれています。



ル) ゆずり葉

新しい葉が出てから、古い葉が落葉する様子から「世代交代し、家が絶えることなく続いていくとされ、縁起がいいことから、正月飾りや、おせちに添えられる。



ヲ) 椿の葉

椿は1年を通して緑色を保つ常緑樹であることや、挿し木でも増やせる生命力の強さから、長寿や子孫繁栄などを象徴として伝えられてきた葉。濃い緑色をした長楕円形の葉はやや肉厚で、つやつやしています。飾り葉として、冬から春にかけて季節のあしらいとして用いられます。小鉢や一品料理のほか、刺し身を椿の花に見立てて葉を添えて盛り付ける。



ワ) 千両／万両

その名前と、たくさんの実をつける姿から「商売繁盛」や「富」の象徴とされ、縁起が良いとされ、正月飾りや、正月の料理の飾りとして使われる。



千両



万両

カ) 熊笹 (クマザサ)

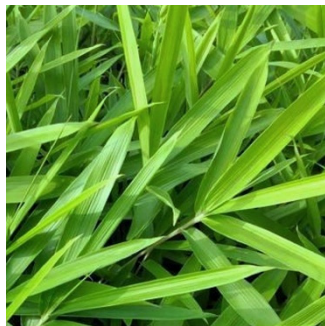
笹の葉には優れた抗菌作用・防腐作用があるため、昔から笹寿司（石川・富山および長野・新潟）やちまき、日本料理の飾り葉としても使われている。

また、乾燥した葉を薬用として、胃炎、口内炎に効果があるとされている。



ヨ) 竹、竹の皮

竹（タケ）は、次々と新しいタケノコが生えることから「子孫繁栄」を表しています。



⑦ 花卉（枝もの）

A) サカキ・ヒシャカキ

B) シキミ

C) 椿・山茶花

D) ヒイラギ

E) モミ

F) ヤシャブシ

G) クロモジ

H) ユキヤナギ

I) クチナシ

J) アジサイ

K) アセビ

L) バイカウツギ

M) ビブルナム

N) 紅ツル

O) ドウダンツツジ

P) ユリノキ

Q) コデマリ

R) トサミズキ

S) 松類

T) ナツハゼ

U) キイチゴ

V) アオモジ

W) ヒノキ

X) 桜

Y) コブシ

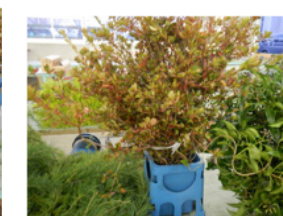
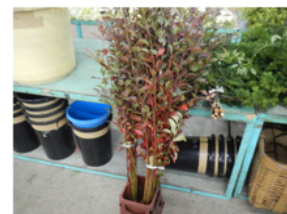
Z) オニハゼ

AA) 黄金葉

BB) ガマミズ

CC) ボケ

DD) キヌヤナギ



(ア) 施業方法・・・樹種により異なるが、直射日光の強い所は葉焼け等に注意

(イ) 利用樹種・・・上記参照

(ウ) 規格・・・・・・それぞれの枝により異なるが、1.0m程度

(エ) 販売先・・・・・・花市場、花屋、自家用、道の駅等

(オ) 用途・・・・生け花、その他

⑧ オイル・油、液

A) 精油

樹木系の香りはモノテルペン炭化水素類の α ピネンが多く含まれ、森林浴に近いリラックス作用とリフレッシュ作用を得ることができるとされています。

- (ア) 施業方法・・・植栽・下刈り・除伐・間伐
- (イ) 利用樹種・・・針葉樹、広葉樹特に制限は無いが一般的には椿油がメジャー
- (ウ) 規格・・・・・・・・椿油は種、ヒノキ等のアロマオイルは葉の部分
- (エ) 販売先・・・・商社、販売店、道の駅等
- (オ) 用途・・・・食用、石鹸、化粧品、香水、アロマ

B) 椿油

ツバキ科ツバキ属のヤブツバキの種子から採取される植物性油脂である。広義には、ツバキ科ツバキ属に属する樹木の種子から採取した油を椿油と呼ぶ

酸化されにくいオレイン酸を多く含むため、他の食用の油脂に比べて酸化されにくく固まりにくい性質を持つ

食用のほか、化粧品、薬品、また石鹸などの原料としても用いられる。



C) 桐油

乾性油としては優秀な物で、同じ乾性油のアマニ油よりも優れている。桐油そのままの乾燥皮膜は不透明で、粘性や弾性にも乏しく工業用途には向かないため、二酸化マンガンや酸化鉛などの添加剤を加えて加熱処理を行って製品化される。

原料となるアブラグリの種子は、主にトウダイグサ科のアブラギリ、シナアブラギリ、カントンアブラギリの三種。日本のアブラギリから作られる日本桐油は、シナ桐油と比べて比重、屈折率、ヨウ素価などが低い特徴があるが、2010年代ではほとんど生産されていない。また、シナアブラギリとカントンアブラギリはほとんど区別されていない。



D) サザンカ油

果実は翌年9～10月に熟し、果皮は3枚に裂けて開き、扁球形で暗褐色の種子を数個出します。種皮を除いた種子から得られるサザンカ油はツバキ油と同様に、毛髪香油や軟膏基剤に用いられます。



E) クルミ油

くるみ油は木製食器の仕上げやお手入れに使われる、くるみの実から採れる油です。

強度の面で言えば、オイル仕上げをするよりも、漆やウレタンで塗ってしまうほうが木製食器の耐久性が高くなりますが、もともとの木の質感が感じにくくなることもあります。

また、塗装するにも揃える道具や手間も多く、上手に塗るのも難しいものです。

ですので、木のナチュラル感を楽しみたい場合は、オイル仕上げをおすすめします



F) アロマ精油

精油（エッセンシャルオイル）をアルコールで希釈したものや合成香料などの科学的に作られた香りの種類を指します。一方で香水は、天然香料と合成香料の混合物で作られた香りの化粧品です。

種類によっては天然香料のみ、あるいは合成香料のみで作られたものもあります。アロマオイルは香水と同様に、空気中に揮発する性質をもちます。

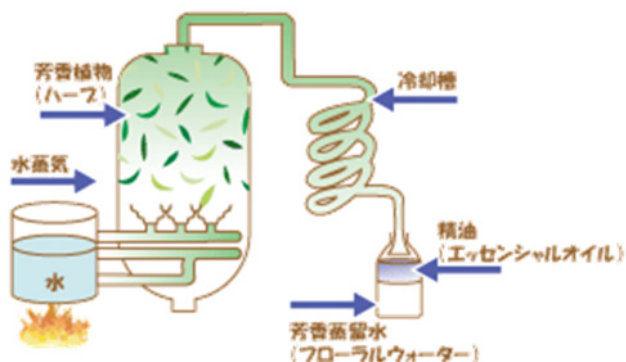
✓ クロモジ油

オオバクロモジから抽出した大変希少な精油です。アロマセラピーでは、リラックスや抗菌に使えますが、希少で高価なことから、アロマ香水など精油をブレンドして使う際に、少量混ぜて、複雑で深みのある香りを表現するのに向いています。



✓ ヒノキ油

モノテルペン類とセスキテルペン類がほどよく入っているので、リフレッシュ効果とリラックス効果が同時に味わえ、疲労感やストレスを和らげて疲れた心に元気を与えてくれます。また血行促進作用があるため冷えやむくみの解消にも良いと言われています。防虫作用もあるので衣類やダニの防虫にも役立ちます。



✓ 樟脳

樟脳は融点 180° C、沸点 208° C の白色半透明のロウ状の昇華性結晶であり、強く刺すような樹脂系の香りを持つ。クスノキの精油の主成分であり、他にも各種の精油から見出されている。クスノキはアジア、特にボルネオに産することから、樟脳の別名の起源となっている。

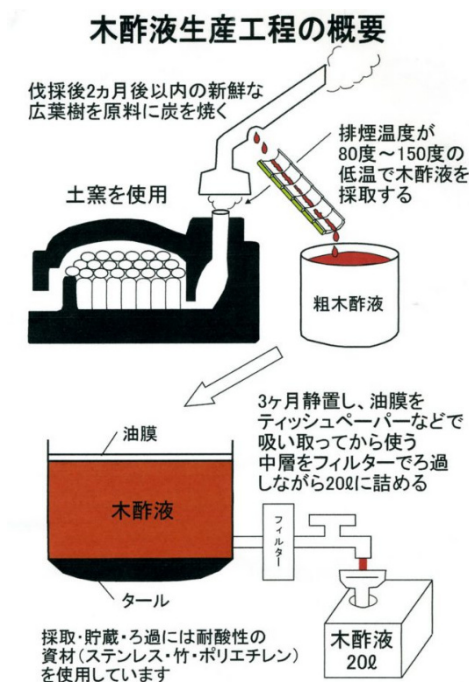


G) 木酢液

- ✓ 木材を乾留した際に生じる乾留液の上澄分のこと。代表的な例としては、炭焼き時に副産物として木酢液が製造される。外見は赤褐から暗褐色の液体。ほとんどが水分であるが、木材由来の有機酸（酢酸など）が含まれ弱酸性を示す。それ以外の成分として、アルコール類、カルボニル化合物、あるいはフェノール類やフラン類といった芳香族化合物などが含まれる。製法によってはホルムアルデヒドやベンゾピレンなどの毒性の高い物質も含まれる。原材料や乾留の条件により成分にばらつきがある。
- ✓ 過去に木酢液は殺菌用の農薬として登録されていたが、登録が失効しているため現在は失効農薬である（農薬登録番号: 12850、農薬の種類: 木酢液、農薬の名称: 井筒屋松根木酢液、申請者: 井筒屋、農薬登録日: 1973年2月28日、失効日: 1979年2月28日）。千葉大学園芸学部の本山直樹教授によると、木酢液の成分にはバラつきがあり、中には微生物の遺伝子を損傷する変異原性のものもあったと日本環境動物昆虫学会学会誌に発表している。また、現在は農薬取締法により、木酢液の、農薬の効果をうたった販売は禁止されている。
- ✓ 現在は以下のような名目で販売されているが、これらは医薬品でも農薬でもなく、薬効は認められていない。

☆ 農薬的な使用

- ・ 動物の回避
- ・ 害虫対策
- ・ 土壌改良
- ・ 厚生
- ・ 入浴
- ・ 消臭
- ・ 殺菌



⑨ 繊維材料

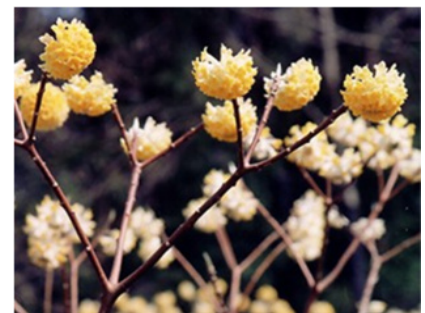
A) シュロ皮

シュロは南の国にあるココナッツやアブラヤシといったヤシ科の仲間国内のどこの樹林地でも見かけることができ、最近になって広がりつつある植物です。高さ5～10m程度まで大きくなり、幹部分(葉柄基部)から出す茶色の皮毛は固く、耐水性があるため、昔からシュロ縄やタワシ、ほうきなどに使われる有用植物でした。



B) ミツマタ・コウゾ

現代では、和紙原料として、コウゾ、ミツマタ、ガンピがその代表的なものとなっています。このほか、桑、稲ワラ、麦ワラ、竹などが製紙原料として使用されたことがあります。



➤ 和紙の自家用作り方

桑皮を原料とした和紙づくりは古くから試みられ、コウゾ、ミツマタ、ガンピと比較しても和紙原料として適性が評価されています。



- 1 桑の枝を短く切り (20～30 センチメートルくらい)、蒸し器で蒸す (40 分くらい)。



- 2 蒸し終えた枝の皮をむき、包丁などで粗皮をそぎとる。



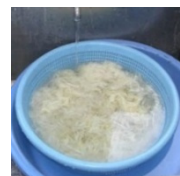
- 3 粗皮をそぎ取った白皮を注水しながら一晩さらす。



- 4 ソーダ灰を水量の 2~3%入れて皮が柔らかくなるまで煮る (40 分くらい)。



- 5 柔らかくなった皮を白くなるまで流水にさらす。



- 6 白皮を少量 (ミキサーカップの 1/4 くらいまで)、水を多めにしてミキサーにかける。



- 7 水槽にミキシングした原料を入れ、トロロアオイの根の粘液またはデンプン粉ノリを入れてよく攪拌する。(粘液の量は、8の水切れの速度が、少しゆっくりになる程度)



- 8 網を張った木枠に、網を張らない木枠を重ね、水槽の液をすくいあげる。水が切れたら重ねていた木枠を外す。

- 9 化粧ベニアに張り付け、水分を取り、天日で乾燥したら、出来上がり！



C) 木糸

「木糸（もくいと）」は、森林の整備で出てくる間伐材（スギ・ヒノキ）を使用して、和紙をすいて作られた糸のことで、大阪万博の医療スタッフの制服にも採用されています。

- (ア) 施業方法・・・植栽・下刈り・除伐・間伐
- (イ) 利用樹種・・・針葉樹の間伐材（スギ、ヒノキ）
- (ウ) 規格・・・・・・・・直径 18 cm以上、長さ 2m以上
- (エ) 販売先・・・・・・・・チップを製造会社へ販売
- (オ) 用途・・・・・・・・縫製し布として利用

1.間伐材を収集



間伐材を収集。
表皮を除き、中の木質をチップにして、繊維を取り出します。
(現在：大阪府産の間伐材100%使用)

2.抄紙（しょうし）



木質チップから、
間伐材100%の和紙を作ります。

3.スリット



和紙を細長い紙状に切り（スリット）ます。
撚りあわせる（撚糸）ことで、間伐材100%の木糸を作ります。

4.撚糸（撚糸）



5.製織・縫製



織り上げることで、
綿と木糸を使い、布になります。

※ 行程が複雑で、県を跨いだ輸送が必要となるため、高価になる傾向がある



⑩ 塗料・染料等

A) ウルシ

ウルシは、ウルシ科ウルシ属の落葉広葉樹で、日本人と長い
かかわりを持ってきました。ウルシの幹に傷を付けて採取さ
れる漆は、7200 年前の縄文時代から塗料や接着剤などとし
て、また 材は漁具の浮き、果実は蠟として利用されており、
日本人はウルシと長いかかわりを持って生きてきました。



B) 木ロウ

木蠟(もくろう) (Japan wax) とは、生蠟(きろう)とも呼ばれ、
ウルシ科のハゼノキ (Japanese wax tree) やウルシの果実を蒸し
てから、果肉や種子に含まれる融点の高い脂肪を圧搾するなど
して抽出した広義の蠟。果実全体の約 20%を占める



(ア) 施業方法・・・植栽・下刈り・除伐・選定

(イ) 利用樹種・・・ハゼノキ・ウルシ

(ウ) 規格・・・・・・ハゼノキ・ウルシの果実

(エ) 販売先・・・・・・蠟の製造会社へ販売

(オ) 用途・・・・蠟

C) ヌルデ

ウルシ科の植物であり、枝を折ると粘液が出るところから、かつ
て幹を傷つけて白い樹液を採り、漆のように器物の塗料として使
ったことから「樹液(粘液)が塗料(ヌテ)に使われたことから
塗る手」となり転訛した。



D) アカシア (皮)

アカシア属の樹皮から得られるタンニンは、動物の皮のなめし加
工に使用される。動物の皮は、そのまま放置すると固くなったり
腐敗したりする。一方、なめし加工を施すことによりそれらを防
ぎ、皮を柔らかくして耐久性や可塑性を加えることで、皮革とし
て利用できるようになる。



E) キハダ (皮)

キハダは、黄蘗色(きはだいろ)ともよばれる鮮やかな黄色の染
料で[16][21]、黄色に染め上げる以外に赤や緑色の下染めにも利
用される。なかでも、紅花を用いた染物の下染めに用いられるの
が代表的で、紅花特有の鮮紅色を一層引き立てるのに役立ってい
る。なお、キハダは珍しい塩基性の染料で、酸性でないとうまく
染め上がらない。このため、キハダで下染めをした後は洗浄を十
分にすることがある。



F) 柿渋

柿渋とは、まだ青いうちに収穫した渋柿の未熟果を搾汁し発酵熟成させたもの。

日本では古くから、この柿渋を塗料や染料、あるいは万能民間薬として、マルチに活用してきました。

近年の研究で、柿渋の主成分・カキタンニンに多彩な効能があることが分かり、注目を集めています。

製法は、

原料となるカキの果実はカキタンニンの多い品種を用いる。まだ青い未熟果を収穫し、搗き臼や粉碎機で砕き、樽の中に貯蔵して2昼夜ほど発酵させる。これを圧搾して「生渋」を得る。生渋を静置して上澄みを採取したものを「一番渋」と呼ぶ。また、生渋を搾ったときの絞りかすにはまだ多くの渋成分が残っているため、これに水を加えてさらに発酵させ、圧搾して得られたものを「二番渋」と呼ぶ。これらの液体を数年間保存して熟成させた後、使用することが多い。



⑪ 薬用

A) アケビ

- 落葉性のつる性木本植物。本州から九州にかけて分布する。葉は5小葉からなる複葉。花は雌雄異花で、春に咲き紫色。果実は長さ10cmの長楕円形で熟すと裂開する。果実は白色で甘い。

- ✓ 薬用部位・・・茎
- ✓ 採取時期・・・随時
- ✓ 薬効と使い方・・・肝炎、尿道炎。浮腫に10～15gを水400mlで煎じ1日3回に分けて服用する。



B) イワタバコ

- 本州以南の湿った岸壁に着生する多年草。葉は少数で大形。生の葉は苦みがある。葉は冬枯れて、塊状の芽で越冬する。

- ✓ 薬用部位・・・葉
- ✓ 採取時期・・・夏
- ✓ 薬効と使い方・・・健胃薬にするが、1株に大きな葉が1枚だけなので、採取すればたちまち絶滅する。是非眺めるだけにしたい。



C) ウスバサイシン

- 本州から九州の山地の林下に生える多年草。葉は根生し、ハート形で先がとがる。春、地際に紫褐色の花をつける。根は細くて多数。北海道、東北地方に生えるオクエゾサイシンは葉の先がとがらない。

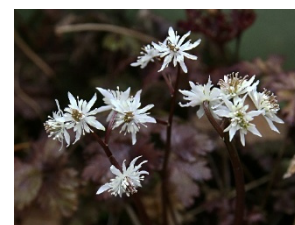
- ✓ 薬用部位・・・葉と根茎
- ✓ 採取時期・・・夏
- ✓ 薬効と使い方・・・去瘀、発汗、鎮痛を目的に漢方薬に配合。口内炎の時に粉にしたものを酢で練っておへそに詰めるという使い方がある。生薬には葉がついていることがあるが、使う前に必ず除くこと。



D) オウレン

- 山中の林下に生える多年草。葉は根生して、常緑で硬く、光沢があり、3枚の生葉からなるが、それぞれの生葉が更に2, 3回分裂することもある。早春に白花を開く。根茎は多数のひげ根があり、断面は黄色で味は苦い。

- ✓ 薬用部位・・・根茎、ひげ根は焼いて除く。
- ✓ 採取時期・・・秋
- ✓ 薬効と使い方・・・健胃、整腸薬、下痢止めに1日量5gを水200～300mlに煎じて飲む。濃く煎じたものはものもらいなどの眼病に外用する。



E) オニノヤガラ

- 北海道から九州の林下に生える多年草。草丈は一般に50～60cm。地下にジャガイモ状の根茎がある。根茎に住んでいるナラタケの菌糸に栄養分を作ってもらって、自らは光合成をしないので、緑葉を持たず、夏に伸ばす花茎は全体が赤褐色。花も黄褐色。まれに全体が緑色のアオテンマも見つかる。最近、中国で人工栽培に成功した。
- ✓ 薬用部位・・・根茎
- ✓ 採取時期・・・初夏
- ✓ 薬効と使い方・・・鎮静薬として漢方薬に配合する。



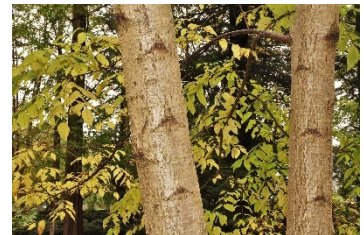
F) カタクリ

- 北海道から九州の落葉樹林下に生える多年草。地下に長さ5cmぐらいの鱗茎がある。早春に2枚の葉の間から花茎を伸ばし、紅紫色の6弁の花をつける。花は日光を浴びて開く。
- ✓ 薬用部位・・・鱗茎の澱粉
- ✓ 採取時期・・・初夏
- ✓ 薬効と使い方・・・片栗粉を熱湯で溶き、砂糖を加えて病気は病み上がりで食欲のないときの栄養補給。風邪の初期にショウガの搾り汁やシナモンの粉を入れて飲む。



G) キハダ (皮)

- 北海道から九州の落葉高木。山地に生え、沢沿いに多い。外樹皮を剥がすと見える内樹皮が黄色いのが特徴で、和名の由来となっている。この内樹皮は薬用にされ、オウバクという生薬になる。
- ✓ 薬用部位・・・皮
- ✓ 採取時期・・・初夏
- ✓ 薬効と使い方・・・胃炎、口内炎、急性腸炎、腹痛、下痢に、黄柏の粉末（オウバク末）1回量1グラムを1日3回服用する用法が知られている。強い苦味のため、眠気覚ましとしても用いられたといわれている。妊婦や胃腸が冷える人への服用は禁忌とされる。このほか、打撲や捻挫、腰痛、関節リウマチなどに、中皮を粉末にして同量の小麦粉と合わせて酢でドロドロに練り、布やガーゼに塗って冷湿布にして患部に貼り、乾いたら張り替える。



H) クマザサ

- 日本特産の笹。九州、中国地方、京都府の一部の山地に生える。葉に白い隈取りがあることが名前の由来で、漢字で「隈笹」と書かれる。高さが1-2メートル(m)になる大型のササで、葉は長さが20センチメートル(cm)を越え、幅は4-5cm。特徴になっている葉の白い隈取りは若葉にはなく、葉が越冬するときに緑が枯れて隈取りになる。



- ✓ 薬用部位・・・葉
- ✓ 採取時期・・・通年
- ✓ 薬効と使い方・・・胃炎、口内炎に効果があるとされ、ビタミン K が多く含まれていることから、歯周病予防、口内炎予防、口臭予防に良いともいわれているビタミン、ミネラルなどの栄養素がバランス良く含まれており、漢方では万病に効く薬草として扱われている。葉を薬用するときは収穫はいつでもよく、採集したら細かく刻んで天日干しする。一般に見られるチマキザサなども同様に薬用にできる。乾燥した葉をフライパンや鍋などで炒ってから、煎じて健康茶として飲まれたり、エキスが健康食品として市販されている。これは高血圧、糖尿病などに効果があるとされるが、ヒトに対する有効性について信頼できるデータはないようである。クマザサの葉を淡竹葉（たんちくよう）という生薬名でいうこともある（ただし、淡竹葉を他植物とする場合もある）。民間療法で、1 回 20 グラムほどの新鮮な葉をミキサーで碎いて、青汁を作って 1 日 2 回服用する用法も知られている。胃腸の熱を冷ます薬草効果があるため、胃腸の冷えやすい人や妊婦には使用禁忌だと言われている

I) クロモジ

- 北海道渡島半島から本州、四国と九州の一部に分布する。雑木林などの林内によく生えている。材などに精油が多く芳香があり、高級楊枝の材料とされ、楊枝自体を「黒文字」とよぶことがある



- ✓ 薬用部位・・・枝葉や根皮
- ✓ 採取時期・・・夏から秋
- ✓ 薬効と使い方・・・鎮静、去痰、保温、健胃、抗菌、消炎、頭髮の脱毛とフケ防止などに有効とされる。一時的な血圧降下も示されている。脚気、急性胃腸炎などに対して枝葉 3-5 グラム（1 日量）を煎じて服用したり、粉末を止血に用いる。ホワイトリカーに漬け込んで薬酒とし、盃 1-2 杯（1 日量）が健胃と食欲増進に有効とされる。養命酒には、烏樟の名で生薬としては最も多く配合されている。クロモジの葉や枝を用いた茶外茶はクロモジ茶（くろもじ茶、黒文字茶）とよばれ、リラックス効果や鎮痛消炎効果があるとされるまた、枝葉を刻んだものを布袋に入れて入浴剤とし、肩こりや腰痛、関節痛、神経痛、リウマチ、皮膚病、冷え性に対して用いられる。たむしなど寄生性皮膚病には、根皮の煎液で患部を洗う。また、頭髮脱毛とフケ防止には、クロモジローションを頭皮によくすり込む用法が知られている。

J) ゲンノショウコ

- 日本全土の山野や道端に普通に見られる。夏から秋にかけて、ウメに似た花を咲かせ、花色は紅紫色か白色である。薬草としてもよく知られ、日本三大民間薬のひとつに数えられる。若い葉は食用にすることも出来る。



- ✓ 薬用部位・・・根を除いて地上部
- ✓ 採取時期・・・夏から秋

- ✓ 薬効と使い方・・・洗って十分水気を除いて、天日で乾燥させたものが生薬になり、ゲンノショウコとよんでいる。日本薬局方では茎・葉をゲンノショウコ、その粉末をゲンノショウコ末という。若葉のころは、トリカブトやキンポウゲ類の有毒植物に似ているため注意を要するが、夏の開花期であれば花で確認できる。優れた健胃・整腸作用を持ち、下痢、便秘、食あたり、慢性の胃腸疾患に効能があり、時間をかけて十分煎じることで薬効成分が抽出される。下痢止めとしては、ゲンノショウコ 1 日量 10 - 20 グラムを約 500 - 600 cc の水で煎じ約半量まで煮詰めたものをさらに濾して、温かい状態で食後 3 回分けて服用する方法が知られている。

K) コブシ

- 北海道から九州に分布する大形の落葉樹で、早春、葉の出る前に白い花をつける。花の下に小さな葉が 1 枚ある。蕾は筆の穂先のような形で、ビロード状の毛が生えている。日本海側には近緑植物のタムシバが生えている。タムシバの花の下には葉がない。日本ではタムシバの蕾が主に薬として使われている。



- ✓ 薬用部位・・・蕾
- ✓ 採取時期・・・冬～早春
- ✓ 薬効と使い方・・・蓄膿症などの鼻の病気に 1 日量 5 g を 300 ml ～ 400 ml の水で煎じて 2 ～ 3 回にわけて飲む。

L) コマクサ

- 北海道、本州中部以北の高山の砂礫地に生える多年草。葉は細裂し、緑白色。花は淡紅色。栽培技術が進み、最近では鉢植えまで売られている。



- ✓ 薬用部位・・・全草
- ✓ 採取時期・・・夏
- ✓ 薬効と使い方・・・胃痛に効く成分が含まれ、かつて山岳信仰の信者が山頂神社からもらって帰る習慣があったが、毒性があることと貴重な高山植物なので、絶対に採取しないこと。

M) サラシナショウマ

- 北海道から九州の林下に生える多年草。葉は 9 枚の小葉からなる。草丈は 1 ～ 1.5m になる。花は秋に咲き白い小さな花が花茎に多数つき、ブラシ状。花には柄がある。似た植物にイヌショウマやオオバショウマがあるが花に柄がないことと小葉が大きいことで区別がつく。



- ✓ 薬用部位・・・根茎
- ✓ 採取時期・・・秋
- ✓ 薬効と使い方・・・口内炎、歯ぐきの腫れ、喉の腫れには煎じ液でうがいをする。また、火傷に塗布する。

N) サンショウ

- 北海道から九州の低地の林縁、林内に生える落葉低木。雌雄異株。葉は羽状複葉。特異な臭いがあり、日に透かすと黄色い点が見える。枝には刺が対生する。果実は赤く熟し、果皮は辛味が強い。犬山椒も同じような場所に生えているが、香りが悪く、刺が互生なので区別がつく。

- ✓ 薬用部位・・・果皮
- ✓ 採取時期・・・秋
- ✓ 薬効と使い方・・・消化不良、食欲不振に粉末を少量食前に飲む。



O) トリカブト

- 北半球に広く分布し、日本には分類の仕方によって異なるが約30種が生育している。花の多くは赤紫色、秋に開花。舞楽のときに用いるこぶりものに形が似ている。地下に紡錘形の根がある。**猛毒のある植物**で、かつては毒矢の毒に用いられた。

- ✓ 薬用部位・・・根
- ✓ 採取時期・・・秋
- ✓ 薬効と使い方・・・漢方で体力のない人を元気にし、関節痛を和らげるためなどに使うが、これだけを使うことはない。最近は加工して無毒化した生薬が使われていることが多い。



P) ナルコユリ

- 本州から九州の林下に生える多年草。草丈50～100cm。茎は弓状に曲がる。初夏に葉の脇から長い筒状の緑白花を下垂させる。茎の下は円柱状。地下に白い根茎がある。よく似たアマドコロは葉がナルコユリより幅広く、茎の下部に稜があるので触ると角張っている。薬としてナルコユリと同様に使える。

- ✓ 薬用部位・・・根茎
- ✓ 採取時期・・・夏～秋
- ✓ 薬効と使い方・・・滋養、強壮作用があるとされ、薬酒にする。



Q) ハシリドコロ

- 本州から九州の山地の溪谷沿いに生える多年草。草丈40～60cm。春、紫褐色の鐘形の花をつける。地下に白い根茎がある。**有毒植物**とて知れ、毎年のように山菜と間違える事故が起きている。

- ✓ 薬用部位・・・根茎
- ✓ 採取時期・・・春



- ✓ 薬効と使い方・・・エキスを胃痙攣に内服、痔に座薬として外用。しかし、素人が自分の判断で使うのは危険である。

R) ホオノキ

- 北海道から九州の山地に生える落葉高木。樹高は30 mに達する。葉は枝先に輪生状につき、非常に大きい。花は5～6月に咲き、大形で芳香がある。木材は家具や工芸品、版木に使われる。



- ✓ 薬用部位・・・樹皮
- ✓ 採取時期・・・夏又は冬
- ✓ 薬効と使い方・・・胸腹部の不快感を去るのに漢方で用いる。疲れを取るための浴用剤にもする。

S) マタタビ

- 北海道から九州の山地の林縁の木に絡んで登る落葉のつる性木本植物。初夏、ウメに似た白花をつける。この頃茎の上部の葉の先半分が白くなる。果実は楕円形であるが虫瘤になったものはごつごつした丸い形である。ネコの喜ぶ植物として知られている。



- ✓ 薬用部位・・・果実
- ✓ 採取時期・・・秋
- ✓ 薬効と使い方・・・酒に漬けたものを神経痛の痛みを取るために塗る。

T) リンドウ

- 本州から九州の明るい山地に生える多年草。草丈は1 mくらいになるが、花の咲く頃は倒れて地をはうようになることが多い。花は秋に咲き、鐘形で上を向き赤紫色、陽が当たると開き、曇るととじる根は細く多数有り、苦い



- ✓ 薬用部位・・・根
- ✓ 採取時期・・・夏から秋
- ✓ 薬効と使い方・・・食欲不振に煎じる場合は1日量3 g、粉の場合は0.5 gを3回に分けて食前に飲む。

⑪ 樹皮

A) 屋根材

ヒノキ（ヒノキ科）の樹皮を屋根材としたものは檜皮葺き（ひわだぶき）とよばれ、宮殿、神社、仏寺などの屋根に広く利用されている。またスギ（ヒノキ科）の樹皮を用いたものは杉皮葺きとよばれる。



B) 樺細工（かばざいく）

秋田県角館では、ヤマザクラ類の樹皮を用いた工芸品が作られており、樺細工（かばざいく）とよばれる。代表的なものとして茶筒や茶櫃などの茶道具、文箱、ブローチ、ネクタイピンなどがある。



C) コルク

アベマキはコルクガシと比較してコルク層が薄いために、単に打ち抜いただけのワインのコルク栓のような使い方は期待できなかった。ただし、粉碎して接着剤で再形成するコルクボードなどの建材用途には使用できる。皮を剥ぐのは真夏が適期とされ、木部と形成層を傷つけないようにヘラで剥ぎ取る。乾燥が続く時より降雨後の方が剥ぎやすいという。



D) 容器・家具等

シラカンバなどカバノキ属（カバノキ科）の樹皮は樺皮とよばれ、水に強く腐りにくいため、容器や靴、家屋の覆い、船、人形などさまざまな用途に用いられていた。また薄くはがれるため書写材ともされ、これを用いた文書は樺皮写本とよばれるカバノキ属の樹皮は油分を含み燃えやすいため、松明や着火剤にも用いられた。

（ア）施業方法・・・植栽・下刈り・除伐・間伐・皆伐

（イ）利用樹種・・・針葉樹（桧）、広葉樹（桜、アベマキ、白樺等）

（ウ）規格・・・・用途により異なる

（エ）販売先・・・・工芸品店、販売店、道の駅、自家用等

（オ）用途・・・屋根材、茶道具、着火剤等

2. 森林利用（空間）【資源利用後の森林活用の例】

① キャンプ場

- ✓ インフラ整備が必要・・・アクセス、電気、水、トイレ
- ✓ 宿泊できる施設は許可が必要・・・旅館業（グランピング、ロッジ等）
- ✓ その他開発等の許可が必要



② 森林環境教育

- ✓ 現代社会では、人々が日常生活の中で森林や林業に接する機会が少なくなっています。このため、森林内での様々な体験活動等を通じて、森林と人々の生活や環境との関係についての理解と関係を深める「森林環境教育」です。

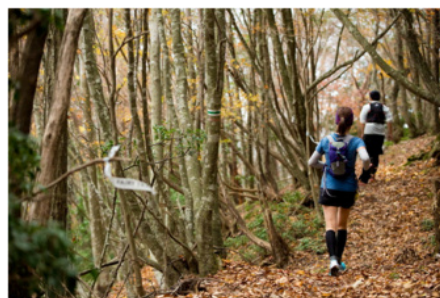


③ 健康増進

- ✓ フットパス・・・森林や田園などに設けられた歩行者用の小道。ありのままの自然や、古い町並みなどの風景を楽しみながら散策するためのもの。

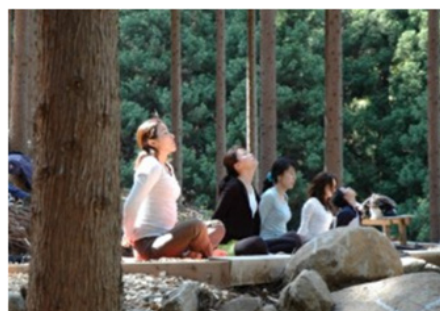


- ✓ トレイルラン・・・様々な種類の地形（砂地、土の道、林道、一人しか通り抜けられない森の小道、雪道等）や環境（山、森林、平原、砂漠等）で行われるスポーツである。トレランやトレイルランと略される。山岳レースとも呼ばれる。



④ レクリエーション

- ✓ キャニオニング・・・川の上流部に位置する渓谷をプレイフィールドとするアウトドアスポーツの一種。ありのままの自然のなかで「沢下り（澤下り）」を主な目的としながら、コースを攻略するアドベンチャー系アクティビティ体験の一つです。
- ✓ 森林ヨガ・・・人は自然の中に入るとリラックスします。自然の中で心も身体も解放し、森林の中フットニッドを浴びながら、マッタリとヨガの時間を持てる。



⑤ 森林セラピー

森には、わたしたちを癒し、健康に導く力があることが実証されています。森林セラピーは、科学的な証拠に裏付けされた森林浴のことです。



3. 森林整備方法

① 里山整備

- 整備を始める前にまず現地調査を行い、里山を持続的に利用するために源利用を利用し、資金を調達する事が重要となります。そこで、その里山林に適した資源利用を盛り込んだ、整備計画（目標林）を立てる必要があります。
- そのためには、
 - ✓ 整備範囲（境界）の決定（場所の決定）
 - ✓ 現状の把握
 - ・ 植生状況・・・樹種、樹高、形状
 - ・ 地形及び土壌条件・・・尾根部、谷部、斜面
 - ・ 路網状況
 - ・ 法規制
 - ・ 目標林の決定
 - ・ 具体的な手入れ方法の決定
 - ✓ 伐採等の活動を実施
 - ✓ 伐採した木等の利用
 - ✓ 経過観察（モニタリング）
 - ✓ 目標林への修正
 - ✓ 活動（繰り返し）



②

- 特用林産物・・・植栽、下刈り、剪定（低木）

※ 間伐・・・劣勢木伐採、優勢木伐採、定性伐採



4. 竹林資源利用（竹材）

① 建築用資材

（ア）施業方法・・・抜き伐り

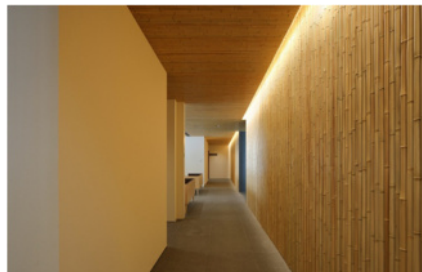
（イ）利用樹種・・・孟宗竹、真竹

（ウ）規格・・・直径 10 cm以上で、長さ 2.0 メートル以上

（エ）販売先・・・竹材業者、建築会社、自家用（自宅使用の場合油抜き必須）

A) 壁材

竹材は樹木と比べて成長するのが早く、竹を切ると中が空洞になっていて節があるのが特徴です。竹材を建材として利用するときは竹を筒状のまま並べて設置。また、半分に割って使用することがあります。



B) 床材

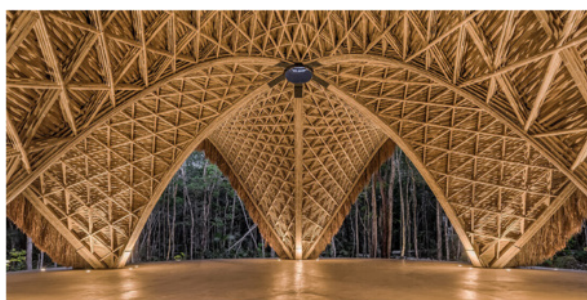
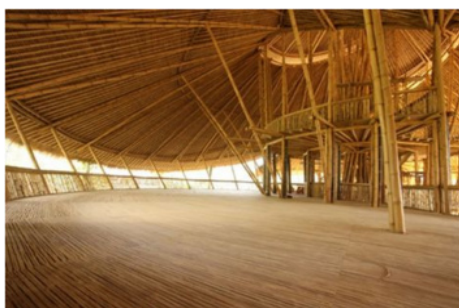
竹材のフローリングを「バンブーフローリング」と呼び、竹の材質からして、頑丈で硬い床です。最近では、自宅に使う人も増えてきているようですが、ダンススタジオなどにも使われているようです。



C) 構造材

竹は、通常の木材と比較して強度が高く同時に弾力性が高く衝撃吸収性に優れています。また、発火点も高く耐火性があり、耐久性も優れているため建材として非常に適している素材と言えます。

一見万能に見える建材としての竹ですが、現状他の木材と比較して使用されていない理由は加工や接合が難しい



② イベント資材

(ア) 施業方法・・・抜き伐り

(イ) 利用樹種・・・孟宗竹、真竹

(ウ) 規格・・・直径 10 cm以上で、長さ 2.0 メートル以上

(エ) 販売先・・・竹材業者、イベント会社、建築会社、自家用（自宅使用の場合油抜き必須）

A) テント

運動会などで使われるような野外テントと似たようなかたちをしています。折り畳まれた状態から組み立てるのは、少しコツは要りますが、覚えてしまえば簡単。パーツが壊れた場合は、同じような竹を見つければ、すぐに直すことができます。



B) イベントステージ

イベントに使うステージを、サステナブルな建材として注目される竹の素材である竹で作成



C) ツリーハウス

竹は木材よりも弾力性があるので、風や雨にも強く、長持ちします。

また、竹は軽いので、樹に負担をかけずにツリーハウスを支えることができます。

さらに、竹は抗菌性や防虫性があるので、カビや虫にも侵されにくいです。



D) 竹あかり、竹灯籠

竹に穴をあけて灯りを燈す。竹あかりは、人々の心を癒し、希望や感動をうみだし、鎮魂の祈りを捧げる・・・見る人々の心に寄り添います。誰かが誰かのことを想いづくり、灯すあかりは人々の心をやさしく包み込みます。



☆ 竹あかりの作り方

➤ 用意するもの

- ✓ 竹（直径 10 cm～20 cm
長さ 30 cm～50 cm）
- ✓ デザイン紙（シールになっ
たものが良い）
- ✓ 固定の第
- ✓ ドリルドライバー
- ✓ 竹用ドリル（サイズはデザ
インに応じて）
- ✓ LED ライト



- ### ➤ 竹にデザインしたシールを貼 る（シールでなければテープで 貼り付ける）



- ### ➤ 固定台に乗せ、デザインの大きさのドリルで穴をあける



- ### ➤ 紙を剥がす



- ### ➤ 切りくずを取り除く



- ### ➤ ライトを点灯



デザイン型紙

<https://www.starmshop.com/bamboo/akari.html>

③ 土木資材

(ア) 施業方法・・・抜き伐り、皆伐

(イ) 利用樹種・・・孟宗竹、真竹

(ウ) 規格・・・直径5 cm以上で、長さ2.0メートル以上

(エ) 販売先・・・竹材業者、土木会社、自家用

A) 暗渠排水

モウソウチク暗渠は、その半永久的な効果とともに破格の費用で施工できる点で注目に値する技術である。そして何よりも、自分の水田を自分の責任で施工できるという点でも、これからの「農業経営者」にふさわしい暗渠法といえるだろう。



B) 塀（竹垣）

竹で編んだ垣根のこと。日本庭園や和風庭園などでよく見かけます。

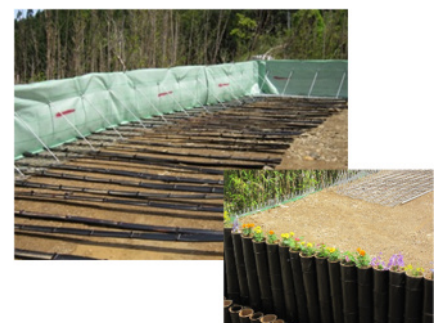
昨今、和モダンなデザインが人気の中、庭に竹垣を取り入れると、グッと和風に近づいた落ち着きのある雰囲気になります。



C) 擁壁

ジオテキスタイル補強土壁

バンブーウォールは、鋼製壁面材と盛土内に配置した竹補強材をボルトで連結し、盛土構造物を構築する補強土壁工法です。補強材には燻煙熱処理した割竹を使用しています。



D) 舗装・除草

従来のアスファルトやコンクリート舗装に代わる、自然環境や生活環境に十分配慮された、チップ化した『竹材』を用いた工法、歩道・公園内遊歩道・街路等の「バンブー舗装」



④ 農業、水産資材

- (ア) 施業方法・・・抜き伐り、皆伐
- (イ) 利用樹種・・・孟宗竹、真竹
- (ウ) 規格・・・直径 5 cm 以上で、長さ 2.0 メートル以上
- (エ) 販売先・・・竹材業者、農業資材会社、水産会社、自家用

A) 養殖ノリ支柱

現在は FRP が主流で竹材は少なくなってきたが、環境に良い資材である。



B) 養殖カキいかだ用

原材料がだぶついており取引は少ない



C) 土壌改良材（チップ、パウダー）

竹粉に含まれる乳酸菌が土中の微生物を活性化し、農作物の成長促進、食味・糖度アップ、病気・害虫被害の減少等に効果があると言われています。



☆ 竹パウダーの作り方

- ✓ 粉碎機で青竹を砕くと 1 ミリ～5 ミリ程度の竹粉（竹パウダー）ができます。
粉末状にした竹をビニール袋に入れ、空気を抜いて密封することで乳酸菌による自然発酵が始まります。
- ✓ 夏期であれば約 2～3 日、冬期であれば約 7～10 日で発酵します。発酵後は竹本来の臭いは無くなり、お酒や麴のような発酵臭が漂います。
- ✓ 一定期間発酵させた後、圃場に散布することで竹粉は、オーガニックな野菜作りや稲作に適した土壌改良材となります。また、作物発育中に追加散布することで殺菌効果が得られ、害虫被害の減少や雑草が抑制されるマルチ材として利用されています。



C) 家畜飼料・敷料

飼料で利用した場合、通常の飼料のみの場合と比較して食欲の増進、乳酸菌による整腸作用や、糞臭の軽減が見られ、近隣への糞臭害の影響が少なくなるなどの効果が報告されています。竹を主食とするパンダの糞も悪臭がしないそうです。敷料で利用した場合も殺菌や消臭効果があると言われています。



D) マルチ

草木周辺や歩道等に敷き詰めると、雑草の発生を抑えることができます。また、湿度を保ち保湿や保温効果も期待できます。

マルチの間の通路にも大きくチップにした竹材を敷き、作業の効率化や上層効果を上げています



E) 農業用支柱

野菜などの支柱として利用



F) 竹ビニールハウス

ビニールハウスの柱や梁に竹を利用



⑤ 加工品

(ア) 施業方法・・・抜き伐り、皆伐

(イ) 利用樹種・・・孟宗竹、真竹

(ウ) 規格・・・直径 5 cm以上で、長さ 1.0 メートル以上

(エ) 販売先・・・竹材業者、商社、道の駅、自家用

A) 生活用品

日常の中で使用する竹製品

➤ 竹ほうき



➤ 熊手



B) 調理用

➤ 盛ざる



➤ セイロ



➤ 巻寿



C) プラスティック代替

プラスティックの代替品として竹パウダーとでんぷんを混合し、形成させて作成

- 箸
- 皿
- 茶碗
- ストロー
- スプーン・フォーク
- マグカップ



D) 竹細工

竹や竹ひごを加工し、編みこんで細工物を作ることや、それらにより作られた工芸品・日用品やおもちゃ。

- 竹箸



- 竹かご



- 竹ざる



- 花器



- おもちゃ

- ✓ 竹の紙玉てっぽう



✓ 水鉄炮



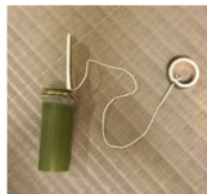
✓ 竹トンボ



✓ 竹鉄炮



✓ けん玉



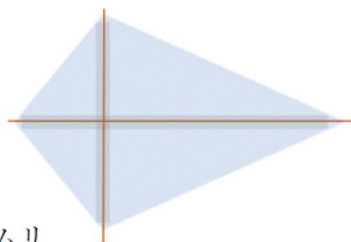
✓ 竹ぽっくり



✓ 竹馬



✓ 凧



✓ 竹カタツムリ



➤ レクリエーション

✓ 竹輪投げ



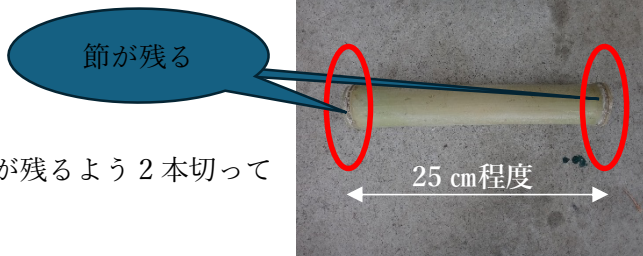
✓ 竹モルック

☆ 竹のモルック製作

モルックをより多くの方々に手軽に楽しんでいただくために、本来は木材ですが、竹の利用のため、正規版とは少し規格は異なりますが、用具の作り方を紹介いたします。ルールは基本ルールを基にローカルルール等により対応

1. モルック（簡易型）

- 投げる棒のことをモルックという。
 - 下手投げを行うのが基本。
- ① 直径 おおよそ 6 cm、長さ 25 cm の竹の両端に節が残るよう 2 本切って 2 本のモルックを作る。



2. スキットル（簡易型）

- 本来は木製のピン。
 - モルックを投げてスキットルを倒す。
- ① 高さ 15 cm程度の中に節が来るように 12 本分のスキットルを用意する。
 - ② 底になる面を垂直に切る。底になる面の切り目が斜めになると、スキットルが立たない場合があるので注意
 - ③ 節が残るように高さ 15 cm程度を図り、45 度程度に切ってスキットルを作る。
 - ④ 高さ 15 cm程度を図り、底になる面を垂直に切ってスキットルを作る。
 - ⑤ 作業を繰り返しスキットル用の 12 本を作る。
 - ⑥ 斜めに切った上部に油性ペンで 1~12 の番号を書く。
 - ⑦ 割れ防止に下部をビニールテープで保護する事も可能。

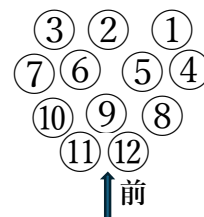


3. モルッカーリ（簡易型）

- モルックを投げる位置を示す。
- 地面において使用します。

※なくても OK

- ① モルッカーリ（投げる位置）用に直径およそ 6 cm で長さ 25 cm の竹を 2 本作る。
- ② 2 本の竹を半分に割り 4 本とする。
- ③ 屋外で実施する場合には止め串もそれぞれの竹に 4 本計 16 本用意
- ④ 屋内の場合、テープにより固定
- ⑤ モルッカーリを用意しない場合には、テープ等で投げる線を設置する。

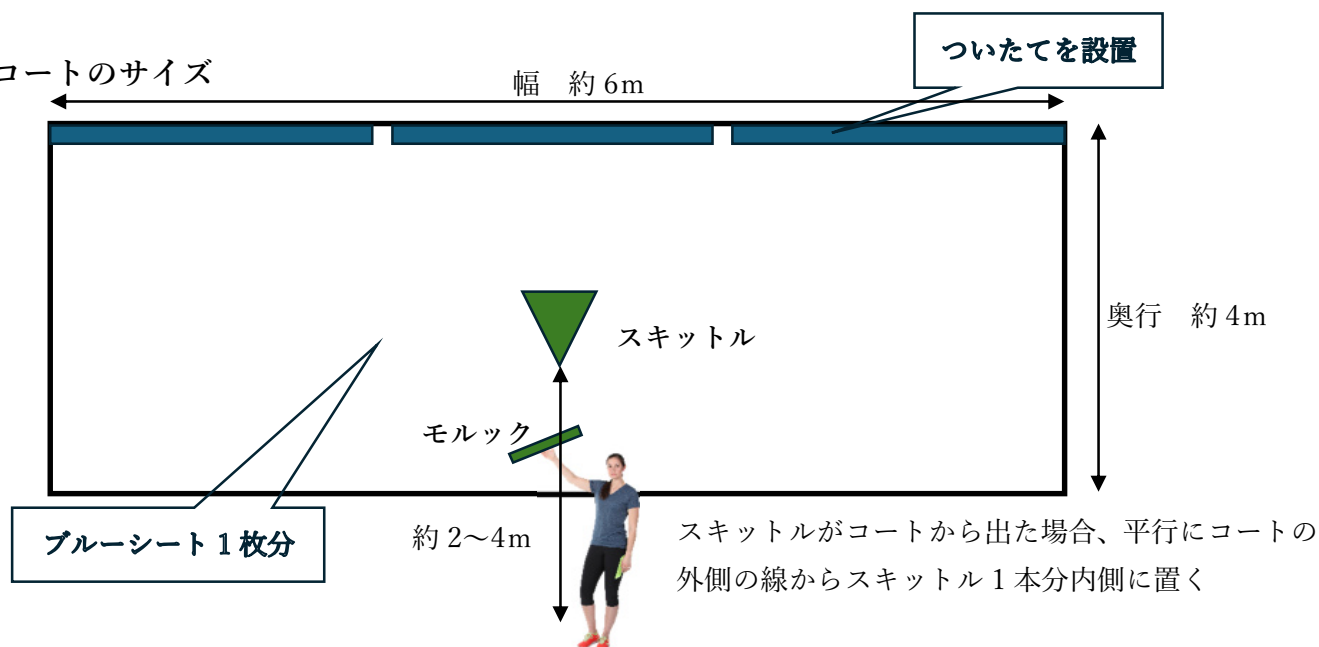


スキットル
配置



ルックの基本ルール

1. コートのサイズ



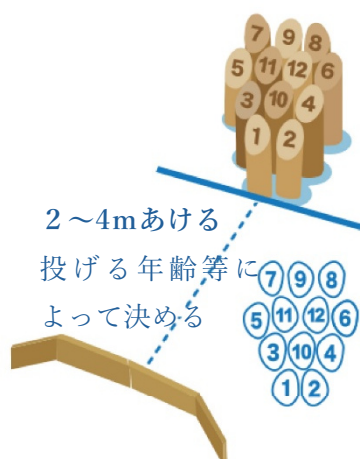
2. ゲームの進め方



How to Play!

1

ゲームスタート時の配置です。

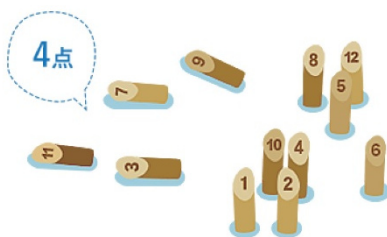


2チーム以上で対戦します。
投擲順を決め、順番にモルックを
投げてスキttlを倒します。

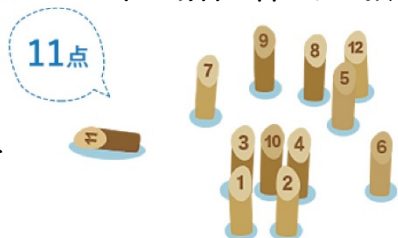
How to Play!

2

倒した本数によって
点数が決まります。



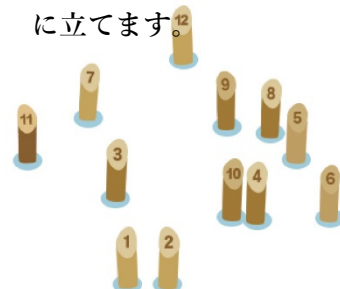
- ◆ 複数本の場合→倒れた本数が点数
- ◆ 1本の場合→書かれた数字が点数



How to Play!

3

スキttlは、倒された地点
で底の位置に再び数字を前
に立てます。



- ・ **完全**にスキttlが**倒れない**と
点数は**カウント**されません。
- ・ **50点を超えた**場合は、**25点に
戻**ります。
- ・ チームが**3回連続ミス**すると **0
点**になり、失格となります。

How to Play! How to Play!

2

3

を繰り返し、**先に 50 点ぴったり**になるまで得点した方が勝ち！

3. 先攻、後攻等投げる順は任意の方法（じゃんけん、くじ引き等）で決める

4. 投げる順番は、3チームの場合 A1→B1→C1→A2→B2→C2→A3→B3→C3→A1・・・の順番

⑥ 楽器

(ア) 施業方法・・・抜き伐り、皆伐

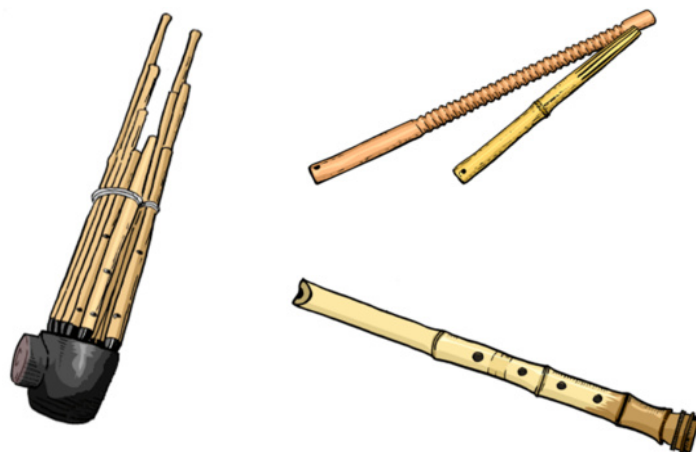
(イ) 利用樹種・・・孟宗竹、真竹、淡竹、古参竹

(ウ) 規格・・・直径 5 cm以上で、長さ 1.0 メートル以上

(エ) 販売先・・・竹材業者、道の駅、自家用

A) 和楽器

- こきりこ
- 棒ささら
- ムックリ
- 四つ竹
- 笙
- ひちきり
- 尺八
- 天吹
- 一節切（ひとよぎり）
- 龍笛（りゅうてき）



B) 洋楽器

福岡県北九州の放置竹林対策として竹のバイオリン・竹チェロの制作



⑦ 家具

(ア) 施業方法・・・抜き伐り、皆伐

(イ) 利用樹種・・・孟宗竹、真竹、淡竹、古参竹

(ウ) 規格・・・直径 5 cm以上で、長さ 1.0 メートル以上

(エ) 販売先・・・竹材業者、家具会社、道の駅、自家用

A) 椅子

家具での利用は、椅子等の小型の家具が多い



B) 竹家具



C) 消臭

竹パウダーを乾燥させて、お部屋に置くだけで、煙草臭、ペット臭が消える効果が得られます。かわいい容器に入れておけば、インテリアに。下駄箱、冷蔵庫・冷凍庫にも大活躍！



⑧ 特用林産物

(ア) 施業方法・・・抜き伐り、皆伐

(イ) 利用樹種・・・孟宗竹、真竹、淡竹、古参竹

(ウ) 規格・・・直径 5 cm以上で、長さ 1.0 メートル以上

(エ) 販売先・・・商社、農業資材会社、道の駅、自家用

A) 竹炭（生活の中で）

- ✓ 飲料水・・・1 リットルに 50 グラム（炊飯に使うとふっくら）
- ✓ 風呂場・・・入浴剤として自宅でアルカリ温泉気分
- ✓ 消臭・・・不織布に入れて衣料の消臭や調湿
- ✓ 住宅の調湿材・・・床下や不織布に入れて壁内に設置
- ✓ 快眠（まくら）・・・枕やベッドパットに入れ安眠効果
- ✓ 洗剤・・・人にも自然にも優しい洗剤
- ✓ 花を長持ち・・・エチレングスを吸着して花を長持ち
- ✓ インテリア・・・竹炭は見た目にも美しく、癒しのインテリアにぴったり
- ✓ 食器・・・極太の竹をそのまま焼き上げた、野趣あふれる竹炭のお皿



B) 竹炭（土壌改良材）

土壌改良用（ポーラス竹炭）・・・穴が多く、良い微生物が発生するため土壌改善にぴったりの竹炭



C) 竹酢液

竹酢液とは妄想竹から竹炭を作る過程で煉化する際、出る煙に含まれる液体成分を冷却して精製したもの。

竹酢の成分と効果は・・・200 種類以上のポリフェノール等の有機成分含有



D) 生け花

生け花用の竹



E) 門松 (ミニ門松)



F) 竹花器



⑨ 食材

(ア) 施業方法・・・抜き伐り、皆伐

(イ) 利用樹種・・・孟宗竹、真竹、淡竹、古参竹

(ウ) 規格・・・直径 5 cm以上で、長さ 1.0 メートル以上

(エ) 販売先・・・商社、料理店、道の駅、自家用

A) きのこ

竹林に生えるきのこ（キノガサダケ）

高級中華料理の食材

梅雨時期および秋に、特に竹林を好んで発生することで知られるが、まれに広葉樹の林内にも発生する。



B) タケノコ

タケノコ・・・地上に芽を出す前に収穫され生産される早期掘りの筍のこと。時期的には正月から3月までに収穫される。

価格 11月～2月 1,500～2,000 円/kg

3月以降 300～500 円/kg



C) メンマ

延岡市で放置された竹林の竹から作られたメンマが、来月から全日空の国際線のファーストクラスで機内食として提供されることになりました。

糸島の放置竹林を活かした、メンマの純国産化に挑戦し、糸島を拠点とし、このビジネスモデルを確立しています。

熊本県では森林山村多面的機能発揮対策交付金を利用し、整備された竹林からおにぎりに合う多良木メンマの製造を始めました。



D) 竹炭

- 竹炭を毎日食べると、こんな効果が期待できます。
 - 有害物質の除去
 - ダイエット効果
 - 口臭・体臭・便の臭いを除去
 - 便秘改善
 - 豊富なミネラルが摂れる



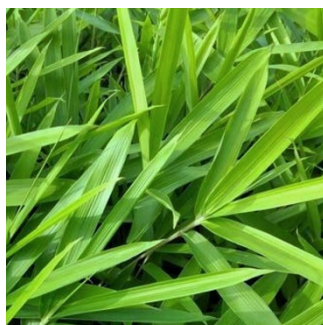
E) 熊笹 (クマザサ)

笹の葉には優れた抗菌作用・防腐作用があるため、昔から笹寿司（石川・富山および長野・新潟）やちまき、日本料理の飾り葉としても使われている。

また、乾燥した葉を薬用として、胃炎、口内炎に効果があるとされている。

F) 竹、竹の皮

竹（タケ）は、次々と新しいタケノコが生えることから「子孫繁栄」を表しています。



G) 動物の餌（レッサーパンダ）

熊本動植物園へ餌の提供（バックヤードからレッサーパンダを見れる）

3月から6月までの竹（笹）が枯れて餌の確保が難しい時期



⑩ 薬用

A) クマザサ

- 日本特産の笹。九州、中国地方、京都府の一部の山地に生える。葉に白い隈取りがあることが名前の由来で、漢字で「隈笹」と書かれる。高さが1-2メートル(m)になる大型のササで、葉は長さが20センチメートル(cm)を越え、幅は4-5 cm。特徴になっている葉の白い隈取りは若葉にはなく、葉が越冬するときに縁が枯れて隈取りになる。



- ✓ 薬用部位・・・葉
- ✓ 採取時期・・・通年
- ✓ 薬効と使い方・・・胃炎、口内炎に効果があるとされ、ビタミン K が多く含まれていることから、歯周病予防、口内炎予防、口臭予防に良いともいわれているビタミン、ミネラルなどの栄養素がバランス良く含まれており、漢方では万病に効く薬草として扱われている。葉を薬用するときは収穫はいつでもよく、採集したら細かく刻んで天日干しする。一般に見られるチマキザサなども同様に薬用にできる。乾燥した葉をフライパンや鍋などで炒ってから、煎じて健康茶として飲まれたり、エキスが健康食品として市販されている。これは高血圧、糖尿病などに効果があるとされるが、ヒトに対する有効性について信頼できるデータはないようである。クマザサの葉を淡竹葉（たんちくよう）という生薬名でいうこともある（ただし、淡竹葉を他植物とする場合もある）。民間療法で、1回20グラムほどの新鮮な葉をミキサーで砕いて、青汁を作って1日2回服用する用法も知られている。胃腸の熱を冷ます薬草効果があるため、胃腸の冷えやすい人や妊婦には使用禁忌だと言われている

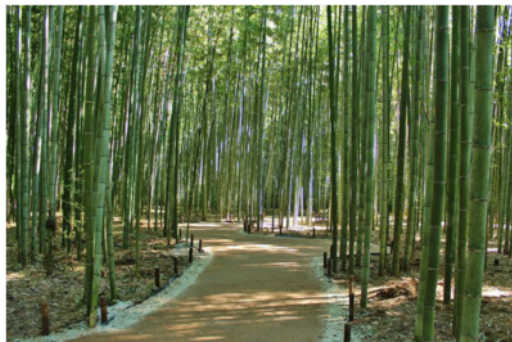
4. 竹林資源利用（空間）【資源利用後の森林活用の例】

① 散策コース

✓ 観光資源

京都市の西南に位置する向日市では、竹林の景観保全のため、放置竹林対策・不法投棄防止を行い、向日市特産の孟宗竹を使って平成12年度から整備されてきたのが、「竹の径」です。

蚊の発生に注意が必要



② 環境教育

竹害を広く伝えるとともに、竹林整備に関心を高めることを目的とした教育活動



③ イベント開催

✓ 筍掘りマラソン大会

菊鹿ワイナリーをスタートとして、竹林まで走り（1 km程度）、たけのこ掘りにチャレンジ！

走力とたけのこを探し出す嗅覚が試されるアドベンチャーレース！

参加費 3,000 円



5. 竹の加工方向（油抜き）

（ア）竹の伐採時期・・・9月中旬～11月頃が竹の伐採時期

（イ）乾燥・・・伐採した竹を数週間乾燥させます。

（ウ）竹の油抜き

A) 乾燥させて竹を火であぶります。（小規模の場合卓上コンロでも可）



B) 油が竹の表面に浮いてきます。



C) 浮いた油をふき取ります



D) この工程を繰り返し、油抜きをします。

※ あまり火にかけすぎると焦げてしまうので注意

E) 油抜きが出来ると脱色され、光沢も生まれます。



F) 油抜きしていないものと比較



6. 竹林整備方法

A) 竹材利用の場合

➤ 竹材生産林

- ✓ 立竹本数は、竹の種類、土地条件及び用途によって異なり、一律ではありません。
- ✓ 伐りすかし方は、毎年伐竹法、隔年伐竹法、3～4年目伐竹法があり、マダケやモウソウチクのような太竹種では毎年伐竹することが望まれます。
- ✓ 立竹配置は、等間隔にすることが望まれます。しかし、地下茎は縦横に地中を走っていることから竹が接していても地下茎は別のものである場合が多く、立竹の配置を無視してはいけませんが、しいて等間隔にする必要はありません。
- ✓ 伐竹年齢は、地下茎の栄養生理など竹を育成する点から、マダケやモウソウチクのような太竹種では3～4年生が最適伐竹齢といえます。
- ✓ 伐採時期は、竹幹水分が50～60%に減少し、セルロースが60%位に増加する時期であり、含有窒素化合物などや防虫や伐竹に伴う養分消耗が少なく、地下茎の貯蔵養分を多い10月～12月頃が適期といえます。



B) 食用利用

➤ タケノコ林

- ✓ 親竹の本数は標準で 200 本 /10a
- ✓ 竹の伐採期は 10～12 月が標準。
- ✓ 親竹はタケノコを 3・5 年目にたくさんつくる。
- ✓ 老齢竹を選んで伐る。老齢竹の見分け方。
- ✓ 直径 8～9cm の親竹を残す。
- ✓ 「竹やぶ」から「竹林」へ変えるには、計画的な改良が必要。
 - ・ 択抜法・・・親竹のうちから、10cm 以上の大径竹だけを伐竹して中小径親竹に誘導していく。
 - ・ 全伐法・・・全伐翌年には、中小形のタケノコが多発するので、親竹の仕立てが用意。



➤ メンマ林

- ✓ 親竹の本数は標準で 200 本 /10a
- ✓ 竹の伐採期は 10～12 月が標準。
- ✓ 親竹はタケノコを 3・5 年目にたくさんつくる。
- ✓ 老齢竹を選んで伐る。老齢竹の見分け方。
- ✓ 直径 8～9cm の親竹を残す。



- ✓ 「竹やぶ」から「竹林」へ変えるには、計画的な改良が必要。
 - ・ 択抜法・・・親竹のうちから、10cm 以上の大径竹だけを伐竹して中小径親竹に誘導していく。
 - ・ 全伐法・・・全伐翌年には、中小形のタケノコが多発するので、親竹の仕立てが留意。

※ 採り遅れた筍としては価値無の幼竹を使用

C) 観賞用として利用（空間利用、景観利用）

- ✓ 景観の良い竹林
- ✓ 枯れ竹、折れ竹の整理
- ✓ 500 本/a～800 本/a
- ✓ 5 年目の竹を伐採
- ✓ 日が当たりすぎると草の繁茂
- ✓ タケノコの発生が良くなる
- ✓ 切り株に水がたまらないように伐採



D) 侵入竹除去（林種返還）

- ✓ 竹林の森林などへの侵入・拡大状況は今後も続く可能性が高く、その阻止要因としては
 - ・ 気候・地質・土壌等の環境要因、
 - ・ 人為的要因の 2 つが挙げられますが、人手とコストをかける方法しかないのが現状です。
- ✓ 最近では、竹林の侵入・拡大防止対策として、過疎化・高齢化に伴う農林業の担い手不足から、省力化を目的に、不良竹林の整備のために薬剤処理や障壁の埋設などの実施が試みられています。
- ✓ 侵入した竹に電気ドリルで穴を開け、農薬を注入するので、農薬の飛散と作業者への付着を防ぐことができます。また、竹は地下茎でつながっているため、竹全部に処理する必要があります。



編集・発行

熊本県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会

令和7年6月 初版

転用・利用編集 自由

里山林活性化による 多面的機能発揮対策交付金 モニタリング調査

令和7年7月30日(木)

熊本県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会

1

■ モニタリング調査のあらまし

- 調査の目的

活動する組織の成果を数値に基づいて説明できる

- 調査の必要性

活動する森林が今どのような状態にあるか数値で知ることができる

- 調査実施の意義

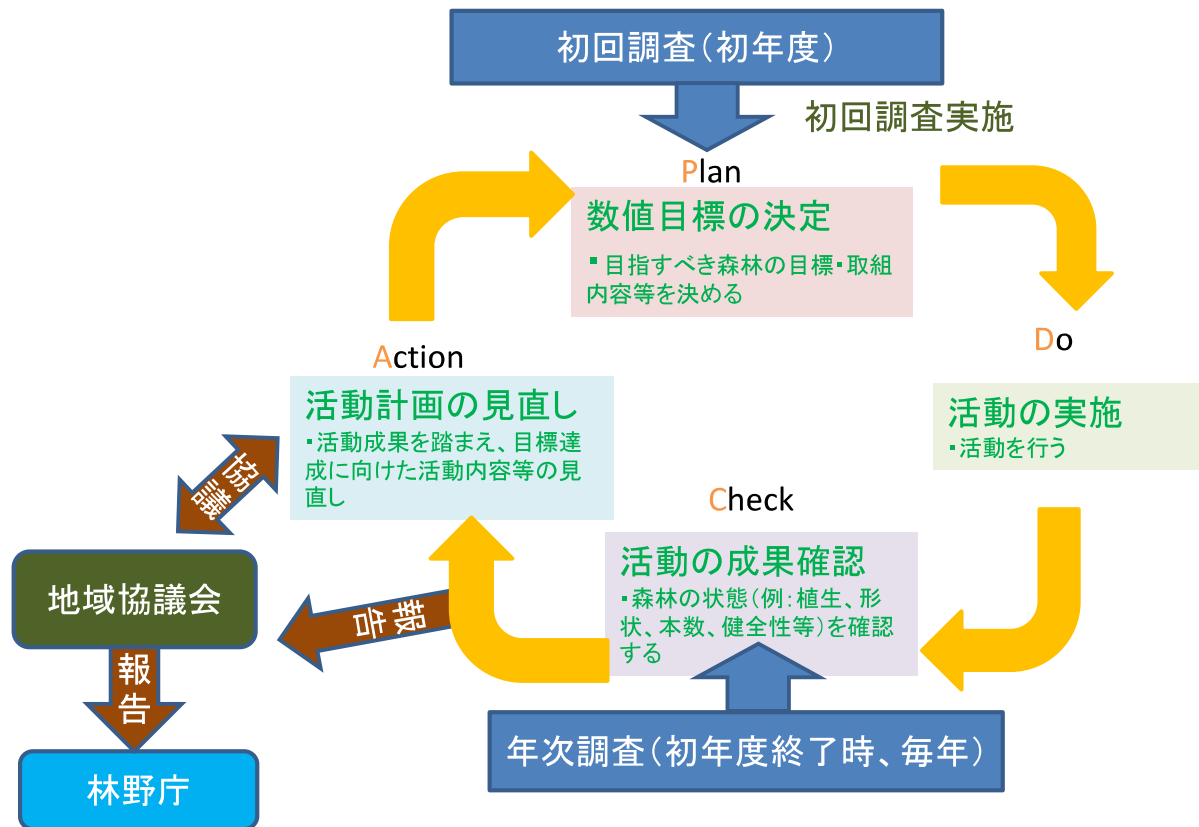
現状(対象森林の課題)を知ること、整備計画を作成でき、活動年毎の実施(効果的な活動)により、計画の見直し(改善)が可能

- 目標の達成に向けて

無理の無い活動計画か、無理の無い目標であるか、点検し、適宜修正のうえ、100%目標達成を目指しましょう。

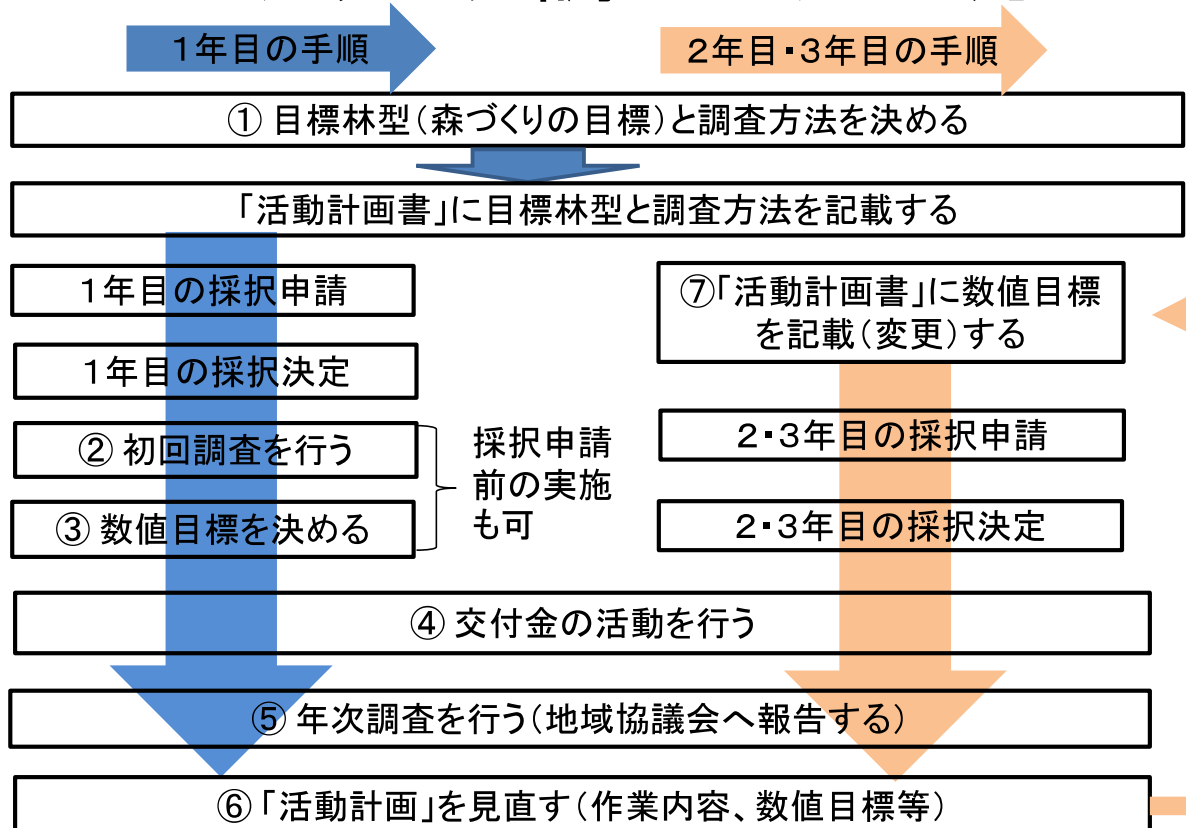
2

■ モニタリングのPDCAサイクル



3

モニタリング調査の進め方



4

■ モニタリング調査の実施

○ 森づくりの目標と調査方法を決める

どのような森林の姿を目指すのか？
(目標林型の設定)



どのようなモニタリングをするのか？
(モニタリング調査方法の決定)



モニタリング結果をどう整理するのか？
(モニタリング調査結果の整理)

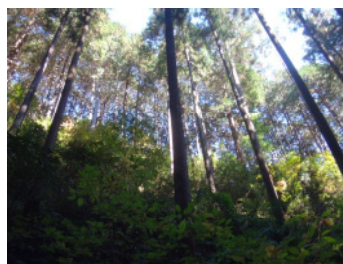
5

■ どのような森林の姿を目指すのか？ (目標林型の設定)

● 目標林型の例



・スギ・ヒノキの大径材
生産林の整備・利用



・生物多様性に富む森づくり、
針広混交の複層林化



・タケノコの採れる美しい
竹林づくり



・広葉樹の森の整備・景観改善(灌木利用)

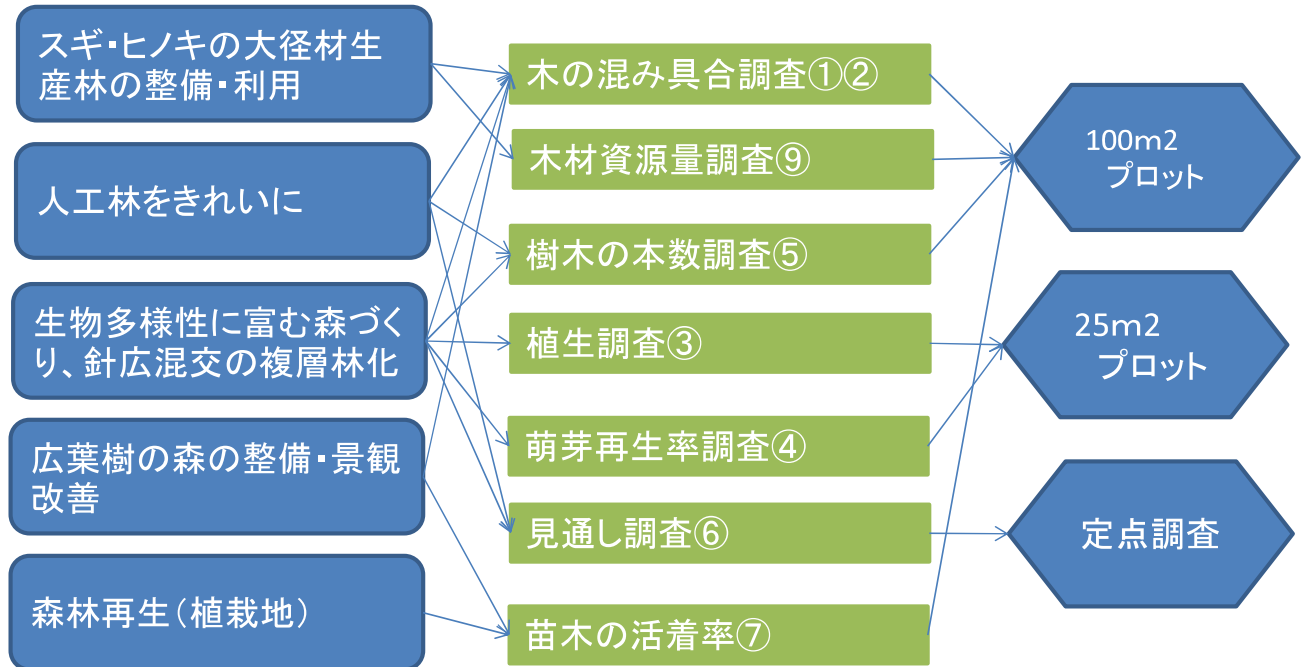


・竹の侵入の防止など
(伐採竹の利用)

6

■ どのようなモニタリングをするのか？ (モニタリング調査方法の決定)

・ 目標林型とモニタリング方法(例1)

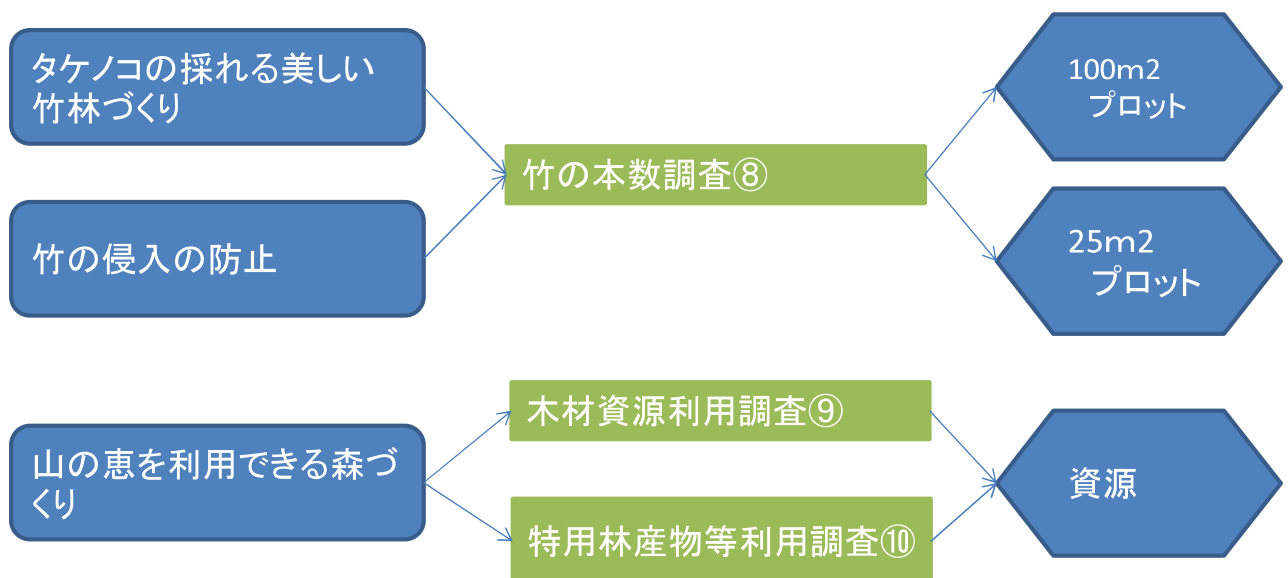


※○数字は「モニタリング調査のガイドライン」に記載された番号

7

■ どのようなモニタリングをするのか？ (モニタリング調査方法の決定)

・ 目標林型とモニタリング方法(例2)



※○数字は「モニタリング調査のガイドライン」に記載された番号

8

目標林に向けて資源活用

- 目標林へ誘導するための、伐採、刈払いで出る森林資源、竹林資源を活用する。
- 資源を活用する事で、継続的な整備が行える



資源活用



目標林からの資源活用も

9

■ 初回調査の実施

- 初回調査は、交付金の**活動を開始する前**の対象森林の**現状を把握**するために行います。
- 通常は1年目の**採択を受けた後に実施**します。
(申請前の実施も可ですが、交付金の対象とはならない)

10

1.現場で準備する物

- 1) 杭(円形 1本、 方形 4本)
- 2) スケール (5m以上図れるもの)
- 3) 測竿ポール(釣り竿又は竹竿等)・・・円形
- 4) ビニール紐(方形の外側に張る)・・・方形
(調査した木に巻く)
- 5) 樹高測定器具
- 6) 筆記用具
- 7) 野帳(計測した数値を記入する紙)

11

2.プロットの設定

- ・ プロットをどこに設定すればいいのか？
- 1) 整備地全体を見て平均的なところ
(立木が密集してなくて、空き過ぎてない)
(林縁部は避ける)
 - 2) 立木、立竹だけでなく、地形も平均的
(今後も経過観察できるところ)
 - 3) 1年目に整備するところ

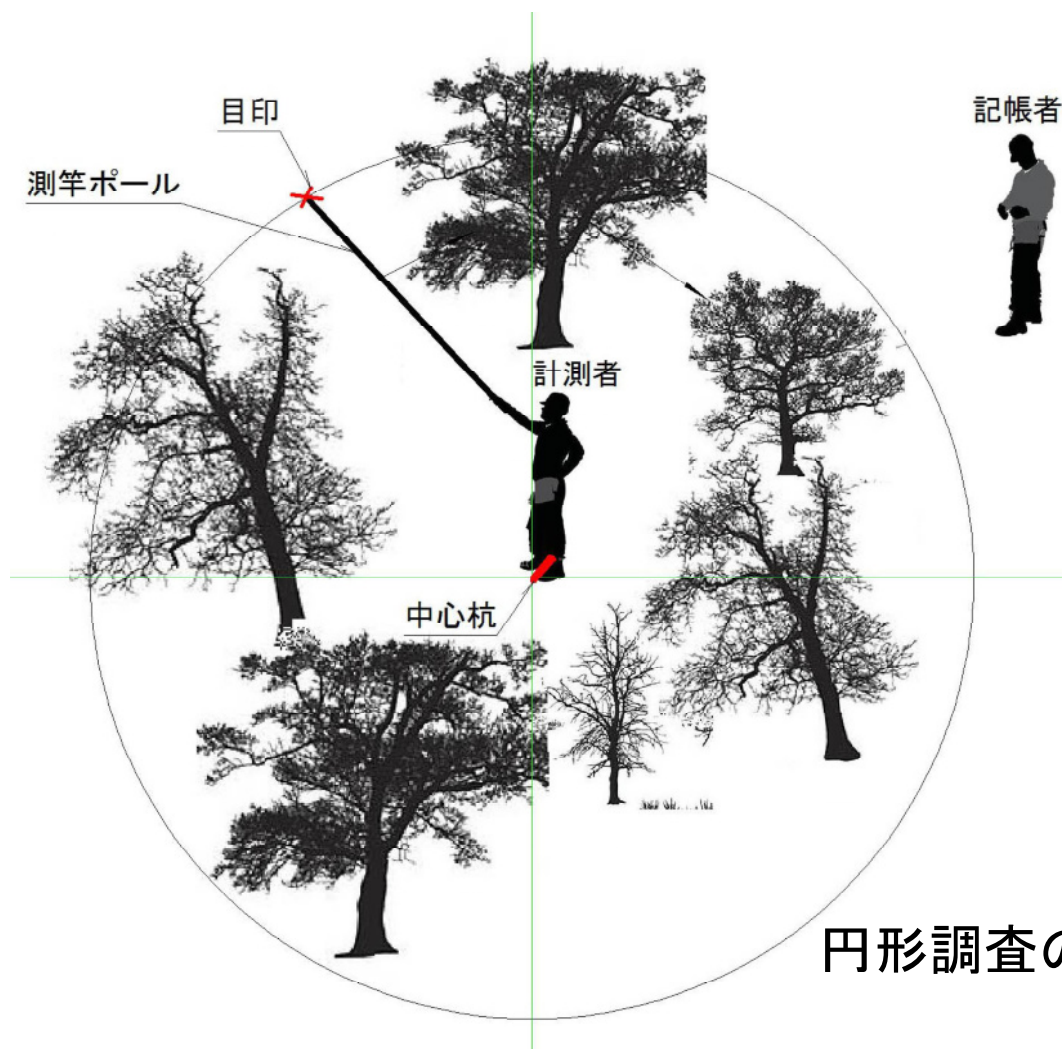
12

3.円形100m²プロット (人工林の混み具合調査) 【相対幹距比】

- 1) 中心に杭を設置
- 2) 杭の上に立ち
測竿ポール(5.62m)を水平に倒す
※密度が高い場合は4m^{注1)}
- 3) 倒した先端に印
- 4) 右周りにポールに当たる本数を数える
- 5) 平均的な高さの木の樹高を測定

注1・・・調査対象となる立木の直径が小さく、成立本数が多い場合50m²とすることが出来る(熊本県地域協議会)

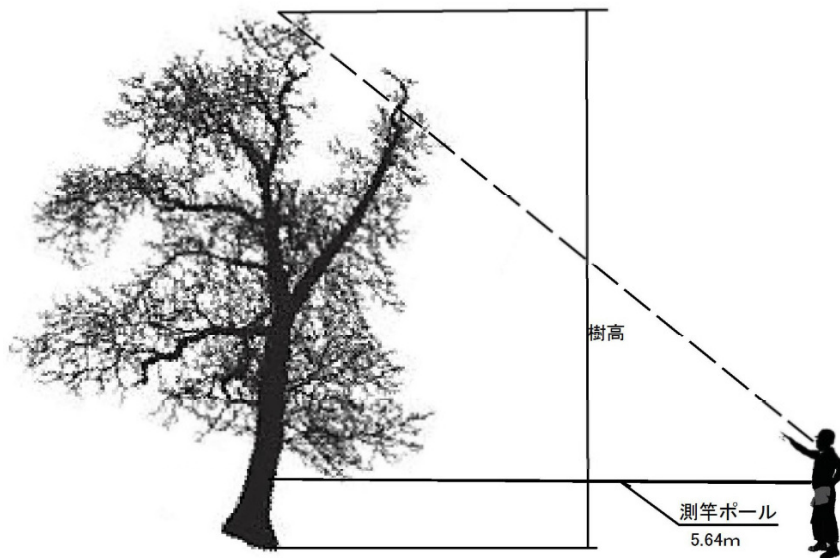
13



円形調査のイメージ

14

樹高の測定イメージ

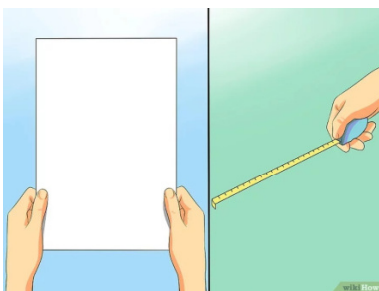


15

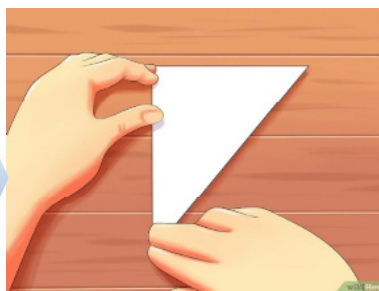
木の高さを簡単に測る方法

・方法 1（紙と巻き尺）

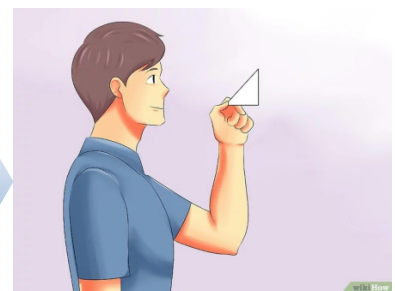
1. 紙と巻き尺を用意



2. 正方形の紙を半分に折って三角形を作ります。



3. 三角形を片方の目元まで持って行きます



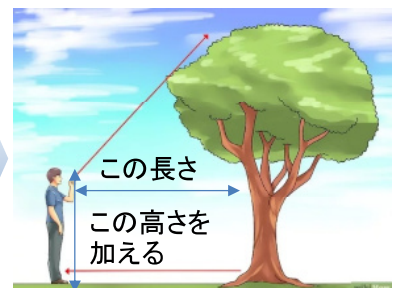
4. 木の頂点が三角形の先端と合わさる地点に来るまで、**木から後退**しましょう。



5. その地点に印をつけて、そこから木の根元までの距離を測ります。



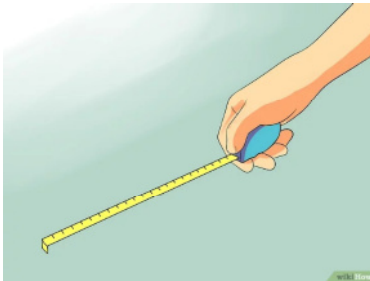
6. 木までの距離に目までの高さを加える。



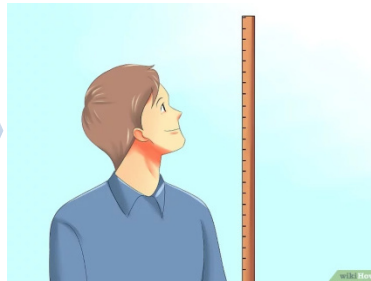
木の高さを簡単に測る方法

・方法 2（影を比較する。）

1. メジャーを用意



2. 自分の身長を測りましょう。



3. 晴れた時間に、木の近くの平坦な場所に立ちます



4. 自分の影の長さを測ります。



5. 木の影の長さを測ります。



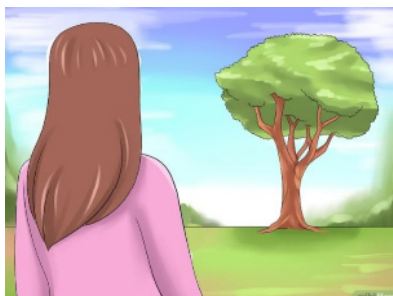
6. これまでに求めた各数値を使って木の高さを算出します。

身長	1.50メートル
影の長さ	2.40メートル
木の影の長さ	30.0メートル
木の高さ	
身長 × 木の影の長さ	
自分の影の長さ	
$\frac{1.50 \times 30.00}{2.40} = 18.75$	

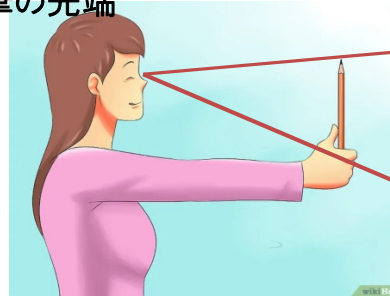
木の高さを簡単に測る方法

・方法 3（鉛筆とパートナー）

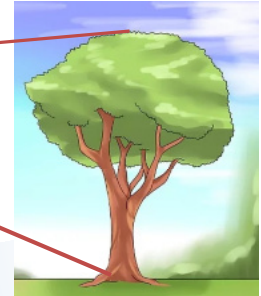
1. 頭を動かさずに木の全体像（頂点から根元まで）が見える場所まで下がります。



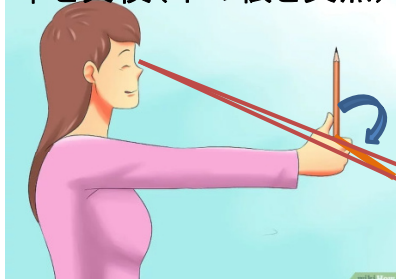
2. 鉛筆を持って腕を伸ばします。片目を閉じて、鉛筆の位置を上下に動かしながら調整します。木の頂点が鉛筆の先端



3. 親指を上または下に動かして、親指の爪の先端が木の根元



4. 腕を内側にひねって鉛筆を真横（木の根を支点）



5. 友人に“鉛筆の先を通して”見える位置まで移動



6. 友人と木の間の距離を測ります。



木の高さを簡単に測る方法

- 方法 4 (クリノメーターまたはトランシットを使う)

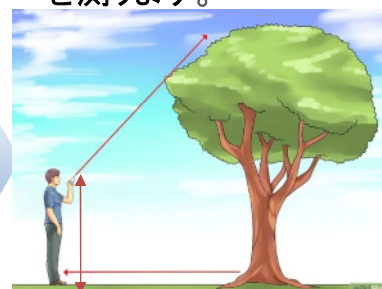
1. 安いプラスチック製の
分度器



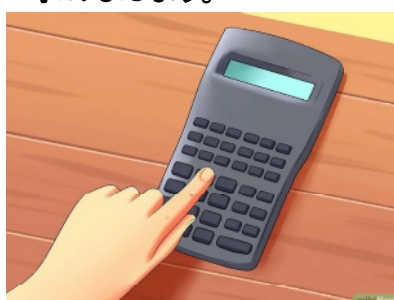
2. 木の頂点に対する仰
角を測ります。



3. 観測地点までの
距離と目線の高さ
を測ります。



4. 仰角のタンジェントを
求めましょう。



(tan)
タンジェントθ × 木までの距離 + 目線の高さ = X (木の高さ)

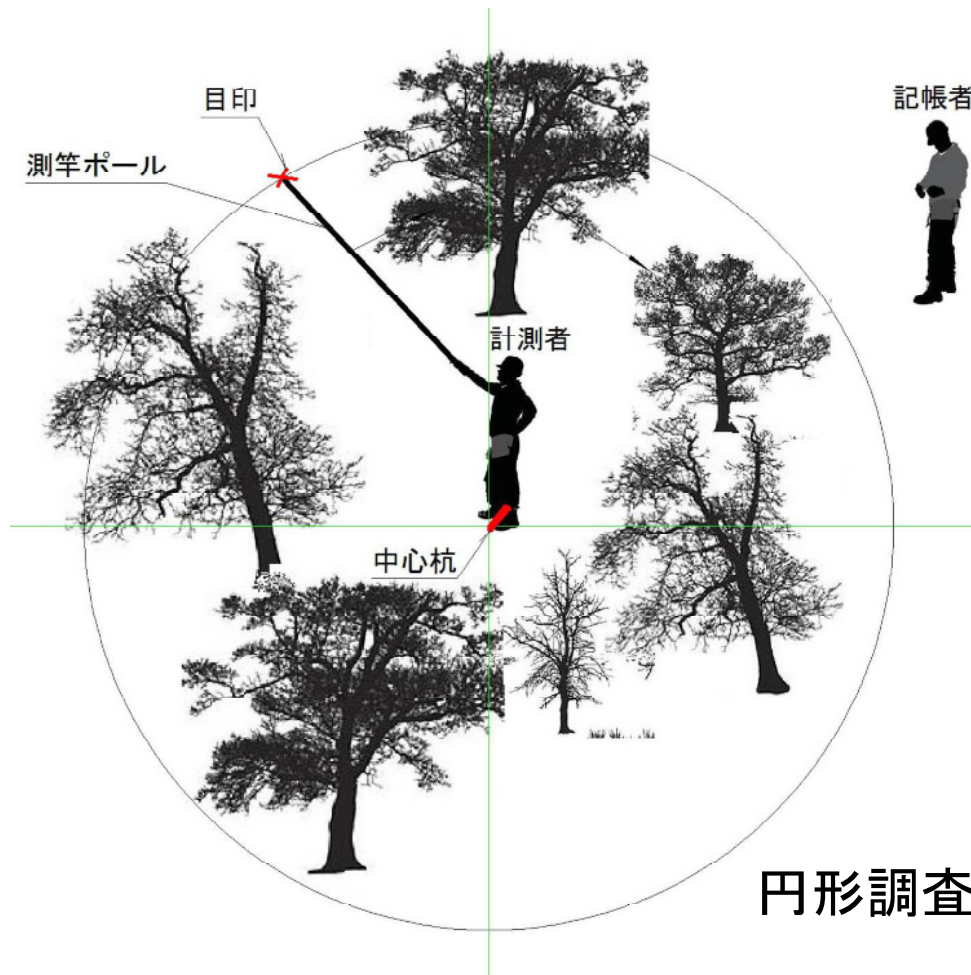
- 関数計算機能のある計算機が必要です。
- オンラインでタンジェント計算ソフトを使うこともできます。
- 樹高早見表を参考にしてください

19

4. 円形プロット100m² (広葉樹の混み具合調査)

- 1) 中心に杭を設置
- 2) 杭の上に立ち
測竿ポール(5.64m)を水平に倒す
※密度が高い場合は4m^{注1}
- 3) 倒した先端に印
- 4) 右周りにポールに当たる樹種を調べ番号を付ける
- 5) 5cm以上の胸高直径を全木調べる

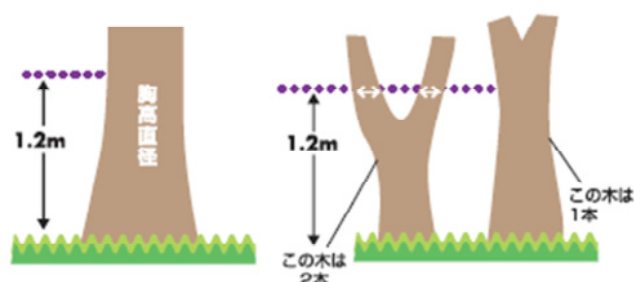
20



胸高直径の測定イメージ



樹木の直径を測る



- ◎地上1.2mの位置で測る（胸高直径）。
- ◎傾斜がある場合、斜面の上側で測る。
- ◎直径巻尺は、幹に対して直角に回す。
- ◎林尺は、2方向を測り、平均する。
- ◎幹が二股の木は分かれている場所が1.2m未満であれば、2本に数える。

23

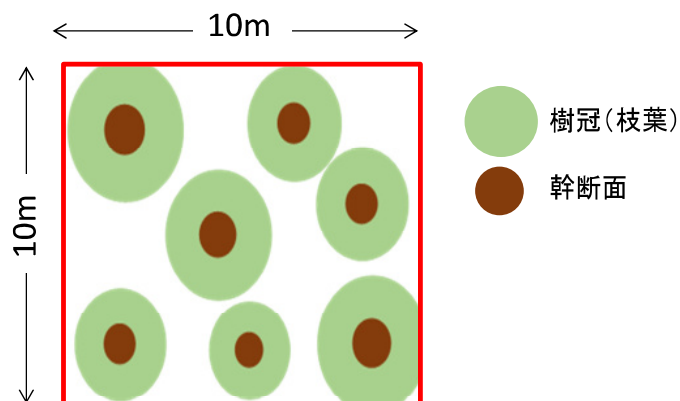
胸高断面積

- 求め方

$$\text{胸高断面積} = \left(\frac{\text{胸高直径}}{2} \right)^2 \times 3.14$$

胸高断面積合計の求め方

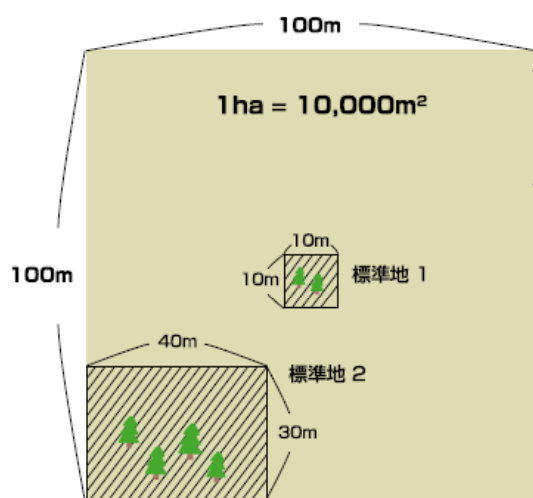
- ・算出した断面積合計を全て足し合わせることで、調査区当たりの胸高断面積合計が算出される



10 × 10m調査区の樹木配置例

24

標準地の胸高断面積合計からha当たりの胸高断面積合計を推定する方法



● 標準地 1 から推定する場合 (例)

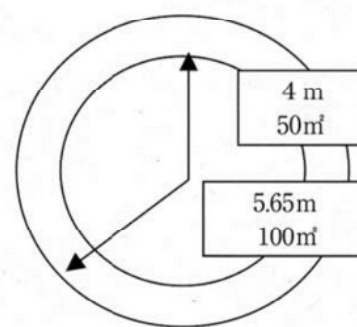
標準地の面積 = 10m × 10m = 100m²
(0.01ha)

標準地内の胸高断面積合計
0.20m²/0.01ha

1 h a 当たりの推定

$0.20 \times 1 / 0.01 \div 20\text{m}^2/\text{ha}$

図2



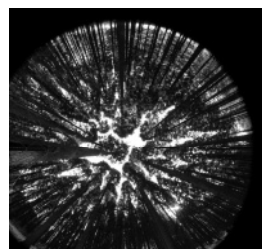
小さい標準地の方が簡単だが、誤差は大きくなる。

スギ・ヒノキ林の胸高断面積合計 (熊本県における2006年～2017年のモニタリング調査)

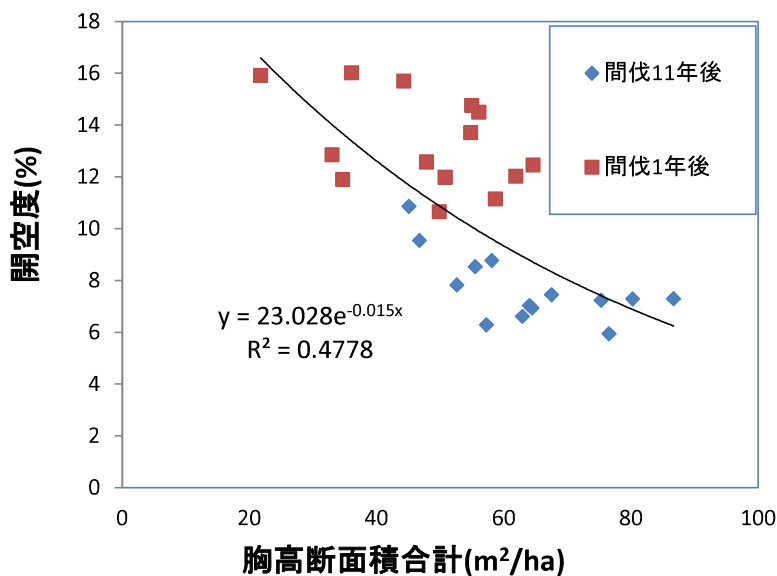
全天
写真



12.85%



7.8%

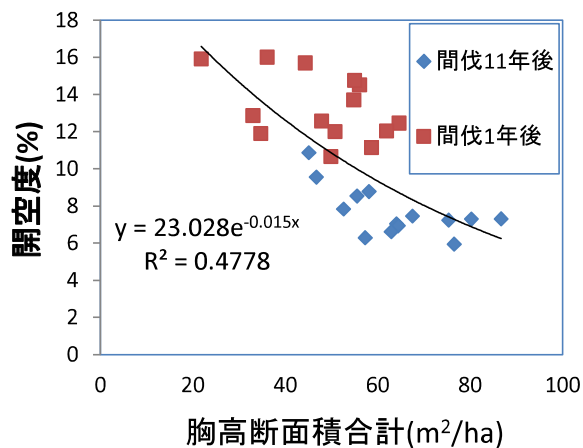


胸高断面積合計を測定することで、光環境がどの程度か(開空度が何%か)判断できることがわかった

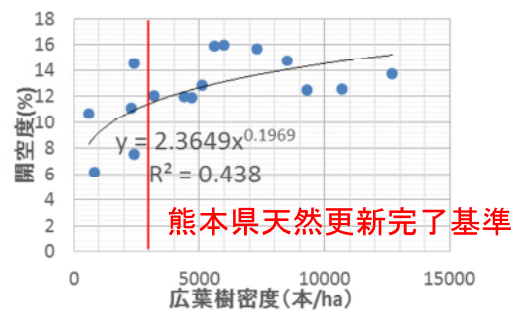
胸高断面積合計という指標は**林内の明るさ**を表すことができる

スギ・ヒノキ林の胸高断面積合計 (熊本県における2006年～2017年のモニタリング調査)

(a)光環境と胸高断面積合計



(b)光環境と広葉樹



・3000本/haの広葉樹導入に必要な開空度**11.44%**

胸高断面積合計は広葉樹の管理に使用できる



27

広葉樹林の胸高断面積合計

・林床の低木・草本類の繁茂に必要な光環境は**相対照度20～30%程度**

・里山二次林の胸高断面積合計が**10.73～11.95m²/ha**で相対照度が**28.7%**



多層な群落構造をもち、多面的機能が発揮される里山二次林をつくるときは、広葉樹の胸高断面積合計を**10.73m²/ha以下**にする。

表2.1 相対照度と植物の生育

相対照度	植物の生育
5%以下	林床植生ほとんどなし スギ・ヒノキの生存限界
5～10%	林床植生が少なく、開花しない スギ・ヒノキが成長しない
10～20%	萌芽枝の成長に必要な照度 スギ・ヒノキ成長可能
20～30%	林床植生が豊富 スギ・ヒノキの成長良好
30～40%	林床植生が増大 開花・実生が見られる
40%以上	名樹木の成長が急激に増大 陽樹の増加 雑草の繁茂
50%以上	草刈後植生が繁茂 陽樹や雑草がはびこる

千葉県(2010)広葉樹林の管理

28

胸高断面積合計 記録野帳

胸高断面積調査 記録野帳						
団体名						
数値目標（3年間）						
活動方針						
初回調査				年次調査（1年目）		
番号	樹種	胸高直径(cm)	胸高断面積(m ²)	番号	胸高直径(cm)	胸高断面積(m ²)
1				1		
2				2		
3				3		
4				4		
5				5		
6				6		
7				7		
8				8		
9				9		
10				10		
11				11		
12				12		
13				13		
14				14		
15				15		
100㎡当たり胸高断面積合計（㎡）			0.00	0.00		
1ha当たり胸高断面積合計（㎡）			(A) 0.00	(B) 0.00		
胸高断面積合計の変化 (C) = (B) / (A)				(C) —		

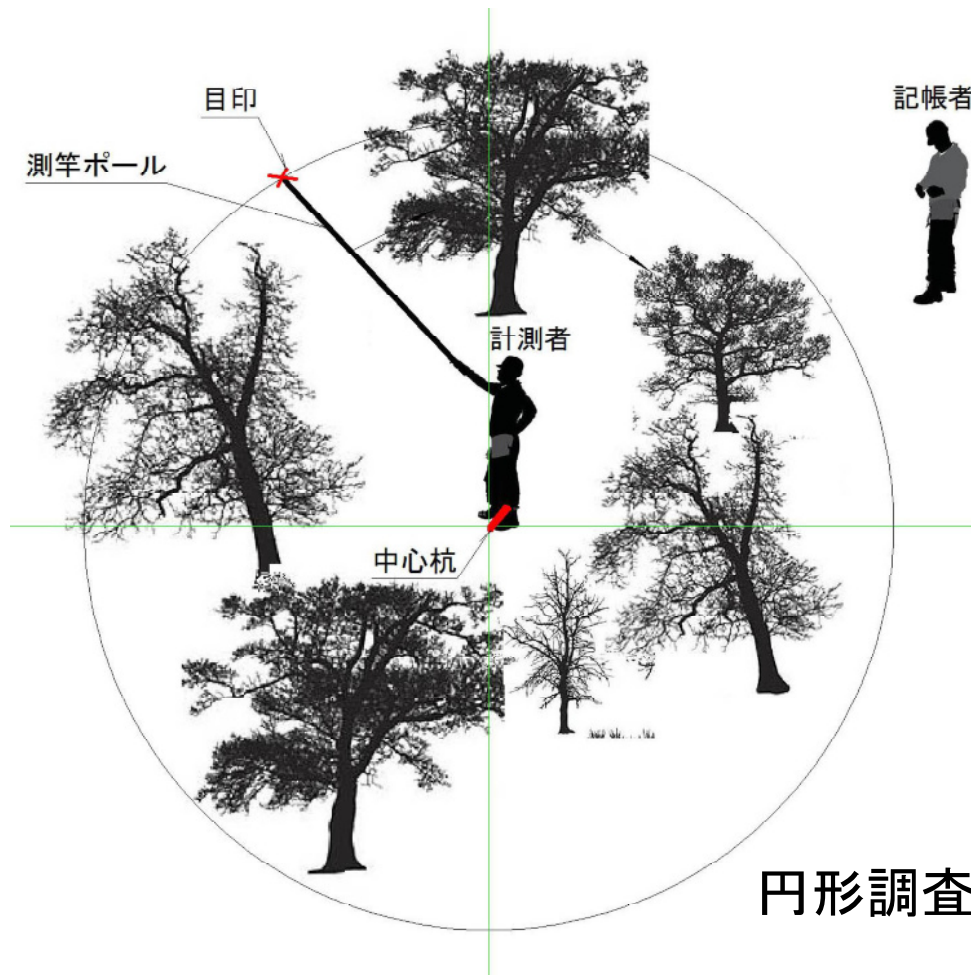
林野庁HP: 森林・山村多面的機能発揮対策交付金
(<http://www.rinya.maff.go.jp/j/sanson/tamenteki.html>)

29

5.円形プロット100m² (木材資源利用の材積調査)

- 1) 中心に杭を設置
- 2) 杭の上に立ち
測竿ポール(5.64m)を水平に倒す
※密度が高い場合は4m^{注1}
- 3) 倒した先端に印
- 4) 右周りにポールに当たる樹種を調べ番号を付ける
- 5) 樹高・胸高直径も調べる(プロット内全部)

30



31

胸高直径・樹高の測定イメージ



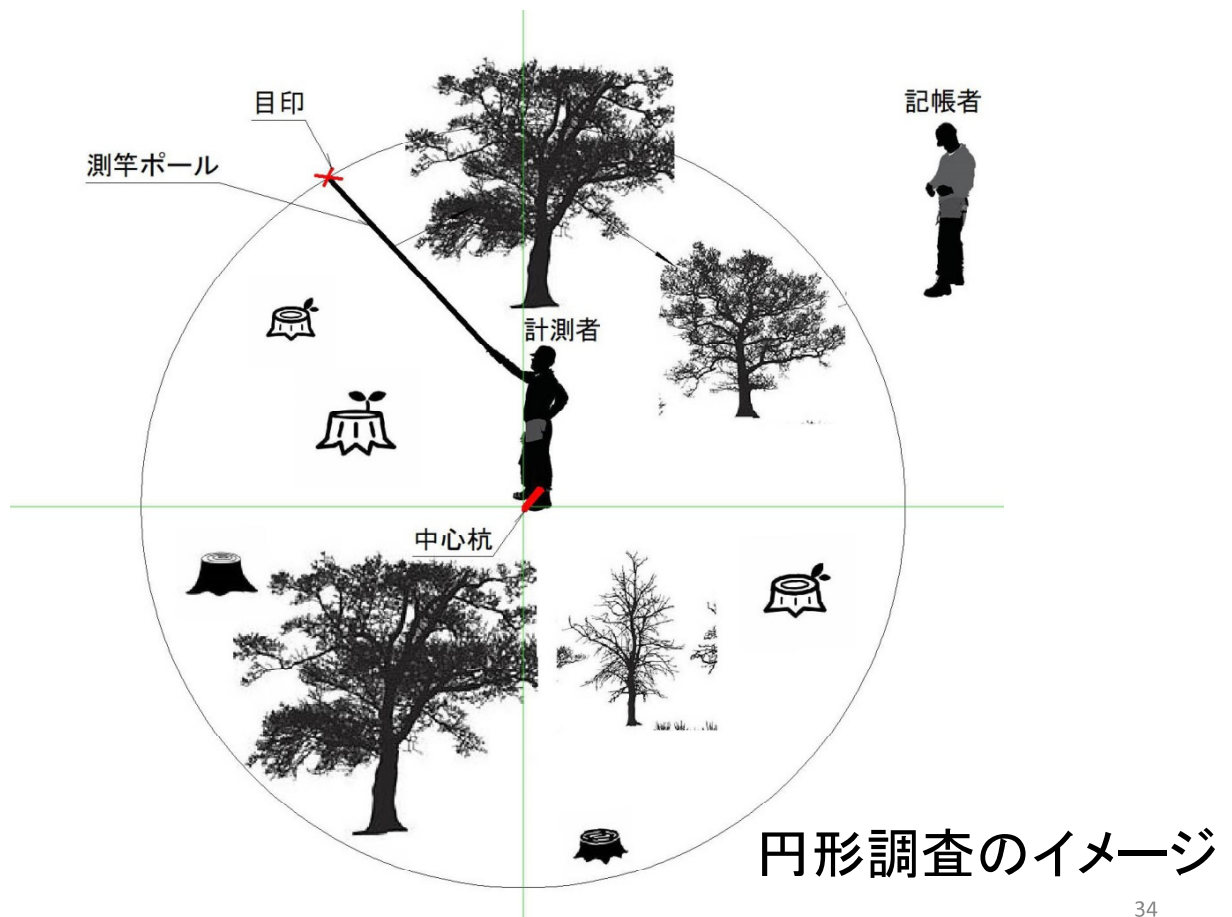
32

6.円形(半径5.64m)プロット (萌芽再生率調査)

個体数が多い場合は方形調査区

- 1) 中心に杭を設置
- 2) 杭の上に立ち
測竿ポール(5.64m)を水平に倒す
- 3) 倒した先端に印
- 4) 右周りにポールに当たる全本数と樹種調べる
- 5) 萌芽した樹種と本数を調べる

33



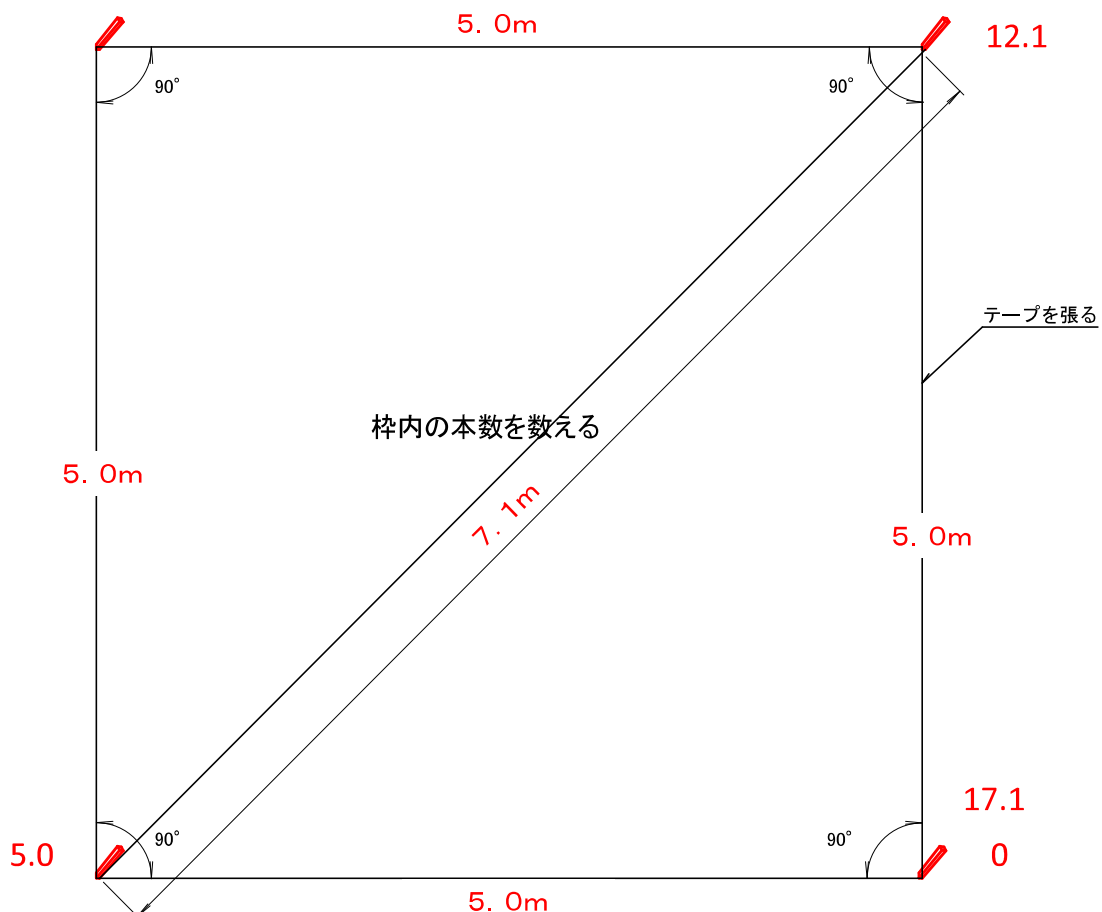
34

7. 方形 (5m × 5m) プロット (萌芽再生率調査)

- 1) 1本杭を設置
- 2) 2本の杭を結んだ線と90° 方向の5m地点に2本の杭を5m間隔で設置
- 3) 斜めの距離7.1mを測る
- 4) その杭から90° 方向に5m地点に杭を設置
- 5) 杭にビニール紐を結び、囲む
- 6) 萌芽した樹種と本数を調べる

35

方形調査区のイメージ



36

8. 方形(5m × 5m)プロット (下層植生調査)

- 1) 1本杭を設置
- 2) 2本の杭を結んだ線と90° 方向の5m地点に2本の杭を5m間隔で設置
- 3) 斜めの距離7.1mを測る
- 4) その杭から90° 方向に5m地点に杭を設置
- 5) 杭にビニール紐を結び、囲む
- 6) 囲んだ中の植物の被覆度又は個体数を測定

37

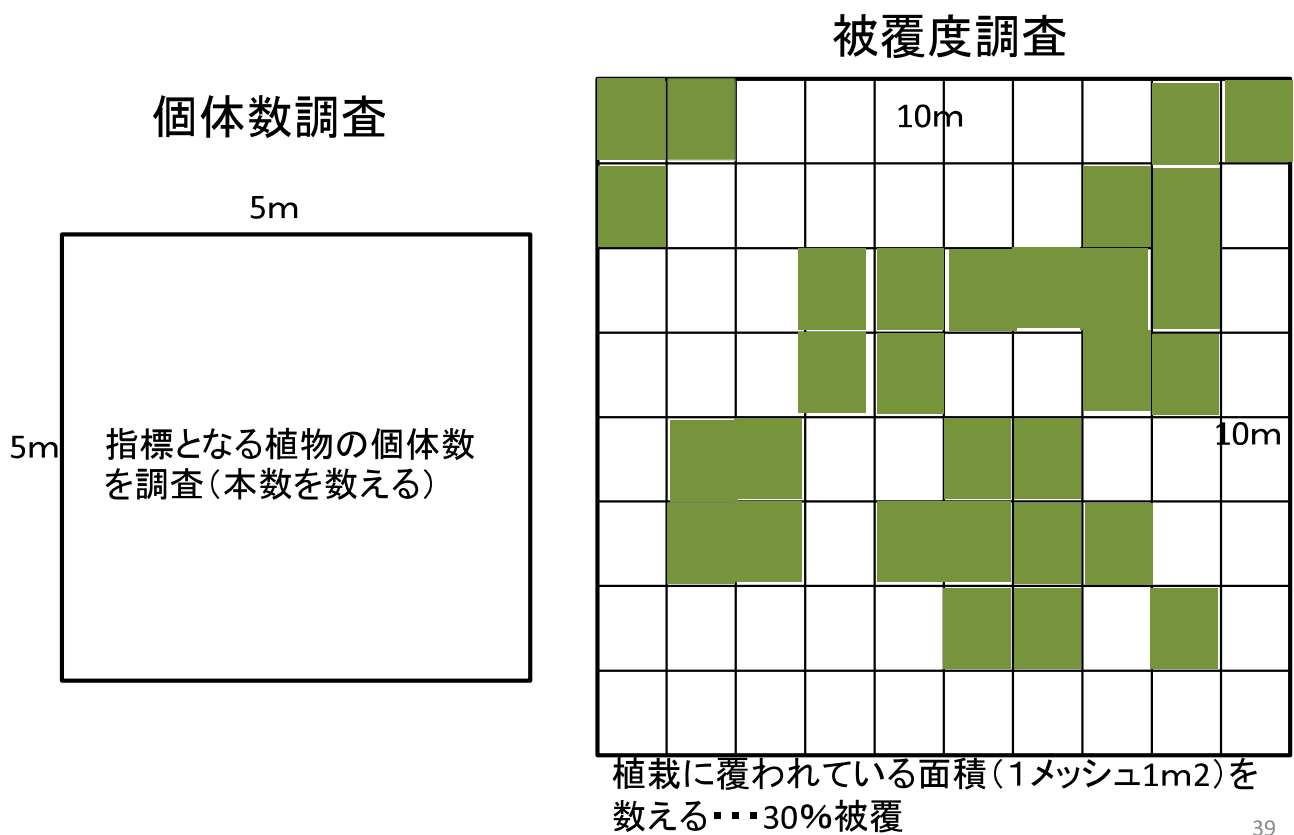
■ 下層植生調査のポイント (初回・年次共通)

- 個体数: 目標とする植物を決めて、その植物が調査区内にある数を調べる
- 開花個体数: 目標とする植物を決めて、調査区内にあるその植物個体の個体の数を調べる
- 個体数が多い場合には被覆度により調べる

被覆度による調査は、ガイドラインに示していないため、熊本県地域協議会として、植物の個体数が多い場合には、個々の本数ではなく被覆度で判定することとしています。

38

下層植生調査



39

■ 下層植生調査のポイント

➤ 補足説明 (初回・年次共通)

※「希少種」と「里山林の指標種」の双方が存在している場合は、「**希少種**」を優先するようにします。(「希少種」と「里山林の指標種」の双方を目標とすることができますが、活動は「希少種」の保護を優先するようにしてください。)

※「希少種」とは、国、都道府県、市区町村が作成する**レッドデータブック(レッドリスト)**に**記載**されているもののうち、里山林環境で生育する種を想定しています。

※「里山林の指標種」は、日本の里山林環境で生育する種(在来種に限ります。)のことを指します。できるかぎり地域特有の自然や景観、あるいは古い時代から継承されてきた要素を守る上で重要であるなど、**地域にとって重要な種を選ぶ**ようにします。

※ 個体数、開花個体数を数えることが困難な場合、**群落の面積で代用**しても構いません。

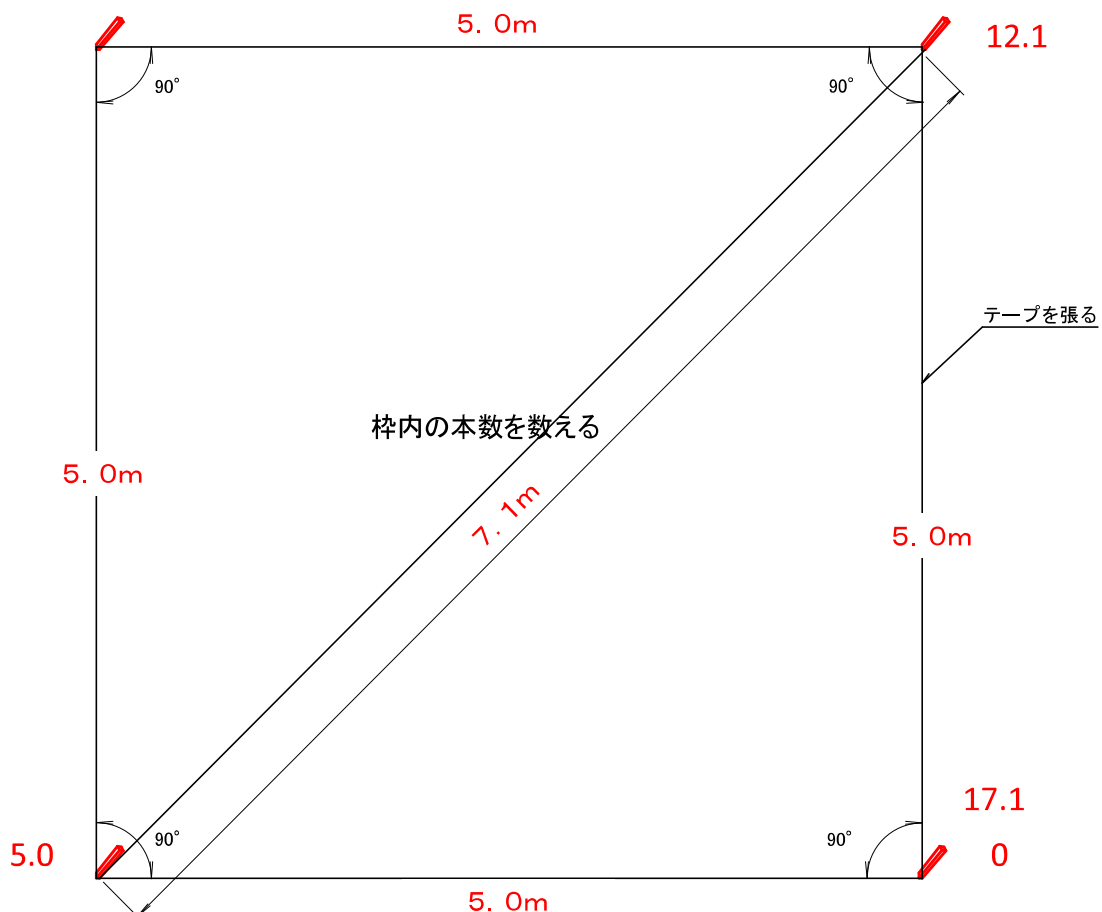
40

9. 方形 (5m × 5m) プロット (竹林の本数調査)

- 1) 1本杭を設置
- 2) 90° 方向の両サイド5m地点に2本杭を設置
- 3) 斜めの距離7.1mを測る
- 4) その杭から90° 方向に5m地点に杭を設置
- 5) 杭にビニール紐を結び、囲む
- 6) 囲んだ中の本数を数える

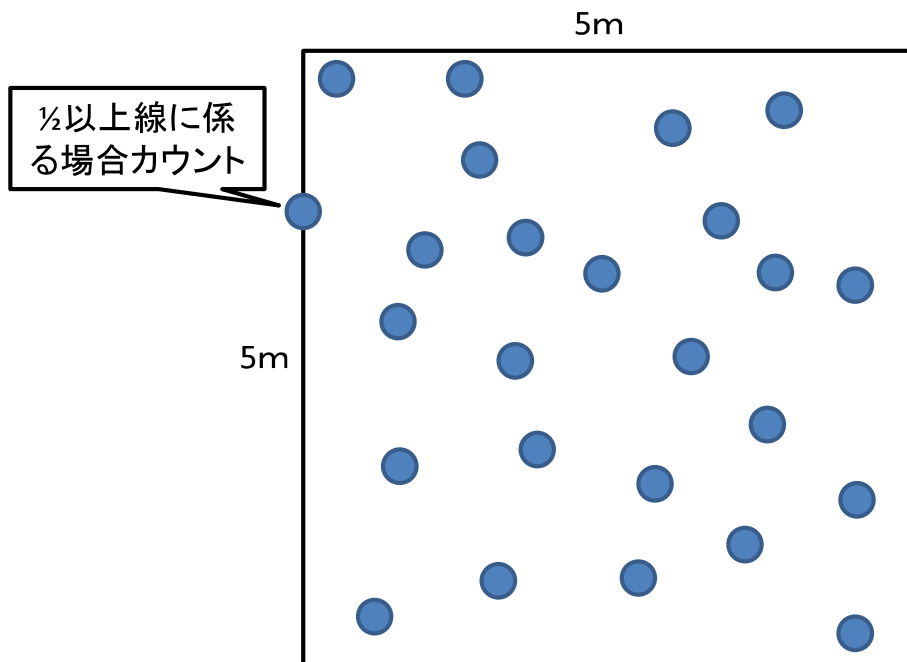
41

方形調査区のイメージ



42

本数調査



43

9. 林縁部からの見通し距離 (見通し調査)

1) 調査区

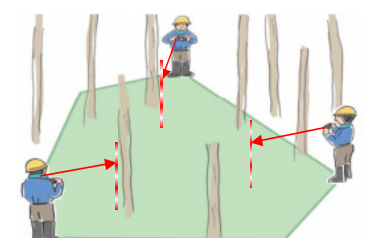
- ① 林縁部に定点調査地(以下、定点)を3箇所以上設置
- ② 定点に目印を付ける(枝や灌木にPE平テープを縛る)

2) 調査方法(初回・年次)

- ① 1名(ポールマン)は赤白ポールと巻尺の一端を持って定点から森林中央部へ進入
- ② 定点からポールマンを観察し、ポールマンが視認困難な地点まで到達した地点でポールマンを停止
- ③ ポールマンを停止させ、巻尺の目盛りから定点とポールマンの距離を計測
- ④ ポールマンの写真を撮影
- ⑤ 複数の定点(3方向以上)で実施



(見通し調査のイメージ)



(定点調査のイメージ)

44

➤ 見通し距離の目安と写真撮影

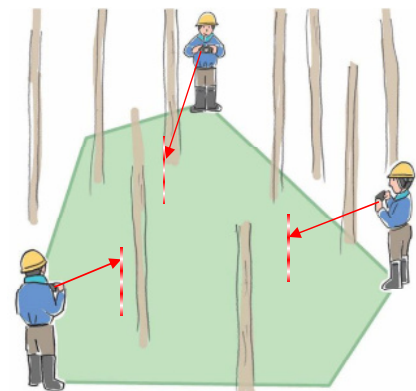
- ^{*1)}
1. 荒廃した森林の見通し距離
目安は30m程度

- ✓ ガイドラインには見通し距離の目安は示されていませんが、熊本県地域協議会としては荒廃した森林の見通し距離の目安を、林内で人の顔が認識できる程度の距離(30m)としています。
- ✓ 見通し距離の目安を30m程度とするのは、奥まで見通せるものの林外が見えない森林では、樹高が低くても、人の顔を見分けられる最大距離(24 m)と仰角10度を確保すれば、枝下高5.7mまでの枝を除くことで林内の見通しを高く保つことができるとされている文献等を参照しています。(次頁参照)

2. 活動前、活動後
A,B,Cそれぞれの地点から中心方向へ
向かって写真を撮影



(見通し調査のイメージ)



(定点調査のイメージ)

45

➤ 見通し距離の目安と写真撮影



46

(参考)

- *1) 森林内部の空間での知覚
- 森林内では樹木が至近距離から眺められ、人々は森林に接触し、林内感(森林に入ったなという感じ)を知覚します。林内感とは樹高、樹木どうしの距離、森林の奥行きで構成され、この感覚の連続性には、水平方向では胸高直径、立木密度、垂直方向では樹冠密度、うっ閉度、奥行きには視距離が重要です。一般に、林内感を感じさせる立木密度は800/ha 本以上で、視距離が長いことが必要になります。
- 林内の見通しは、奥までは見通せるが林外は見えない[見通し自然消滅型]、樹林を通じて林外が見通せる[見通し開放型]、樹林や隣接空間の構成要素が見通しを遮る[閉鎖型]があります。
- 自然消滅型では、視距離の確保が利用上重要である。樹高が高ければ、立木密度を下げることで見通しを確保できます。また、樹高が低くても、人の顔を見分けられる**最大距離(24 m)**と仰角10度を確保すれば、枝下高5.7 mまでの枝を除くことで林内の見通しを高く保つことができます。
- 開放型では林外の明るさなどにより、ある程度、人を誘導できます。明るくなれば林床植生が増えるため、これを抑えて植生高を制御することが必要です。また、閉鎖型では隣接空間や林床植生が見通しを妨げるため、隣接空間を明るい空間に変えたり、林床植生を除去することで、見通しの良い林分につくりかえることができます。

[引用文献]・伊藤晴晤ほか:森林風致計画学. 文永堂出版, 1991

・境林整備検討委員会:環境林の整備と保全. 日本造林協会, 1993

47

■ モニタリング結果をどう整理するのか？ (モニタリング調査結果の整理)

1) それぞれの計測数値を野帳に整理

※ 別添モニタリング野帳参照

2) 現状を把握し、整備目標を決める

3) 事業終了時に同じ箇所で行う

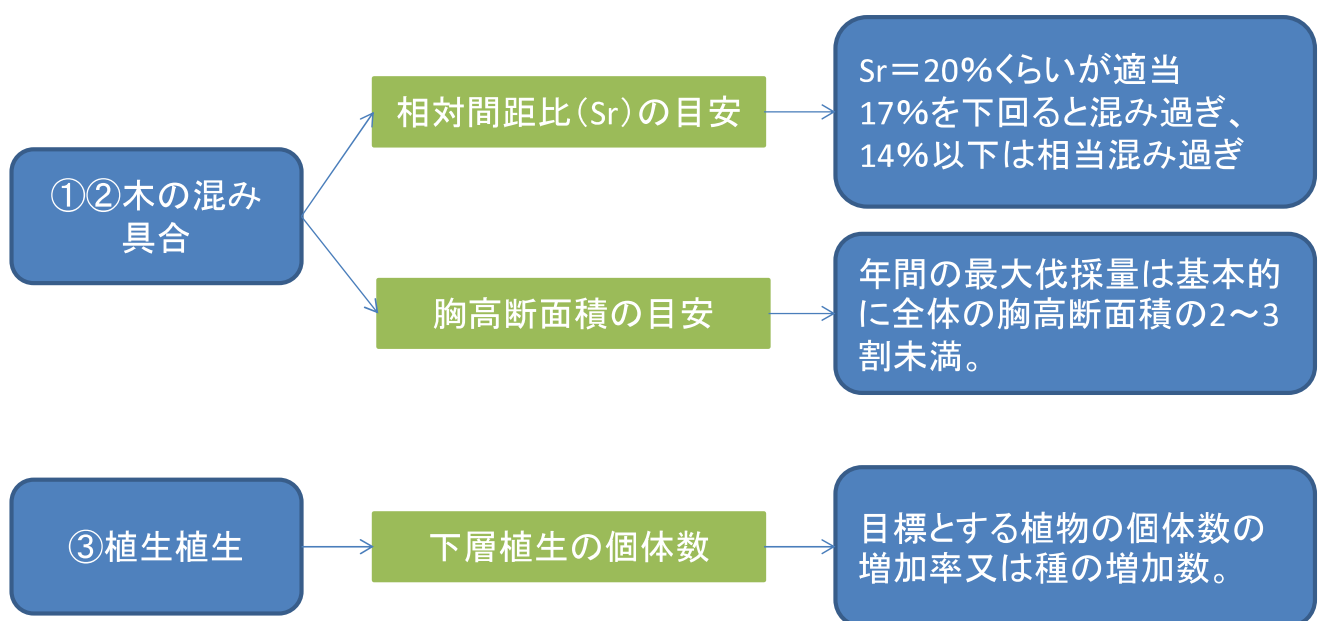
48

■ 数値目標の設定

- 活動期間(原則3年間)の終了時に**達成すべき数値目標決定**
- 数値目標は、森林の**変化を数値**で確認できる**指標を設定**
- 数値目標は活動期間の**3年間に達成**
- 数値目標は、地域の事情や、メンバーの習熟度、森づくりの長期的な目標なども踏まえて、3年間で何を達成するかを、**活動組織内でよく話し合い決定**
- 数値目標を決める話し合いの結果、より望ましい目標林型、あるいは調査方法への**変更が必要**となった場合は、理由を添えて**地域協議会に相談**

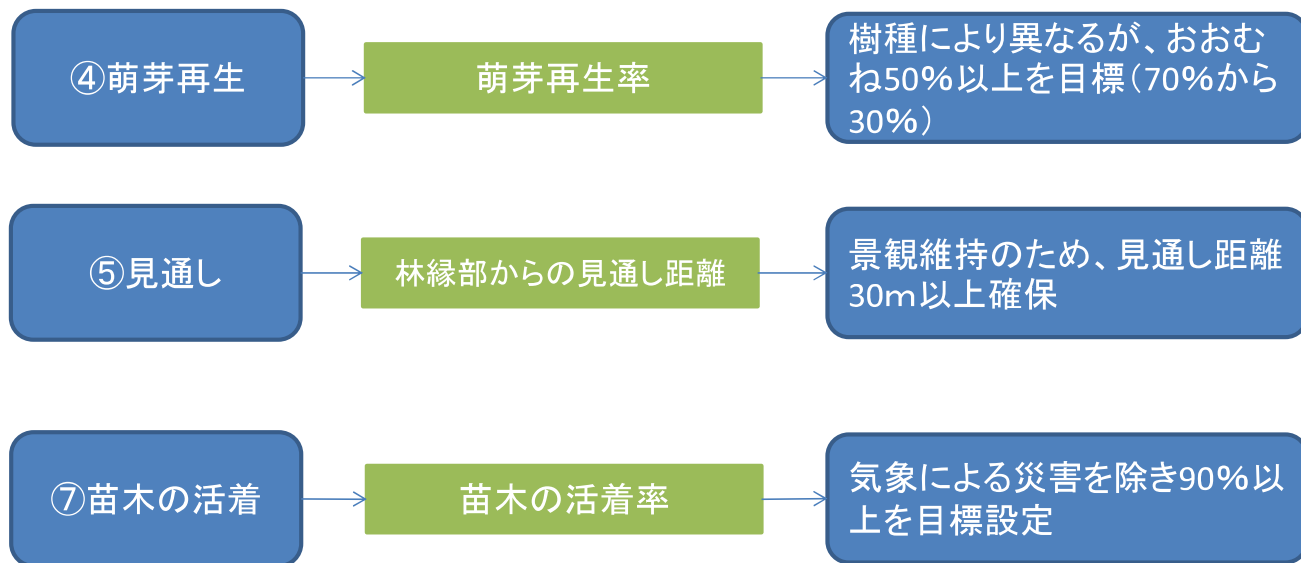
49

■ 目標林毎の数値目標例



50

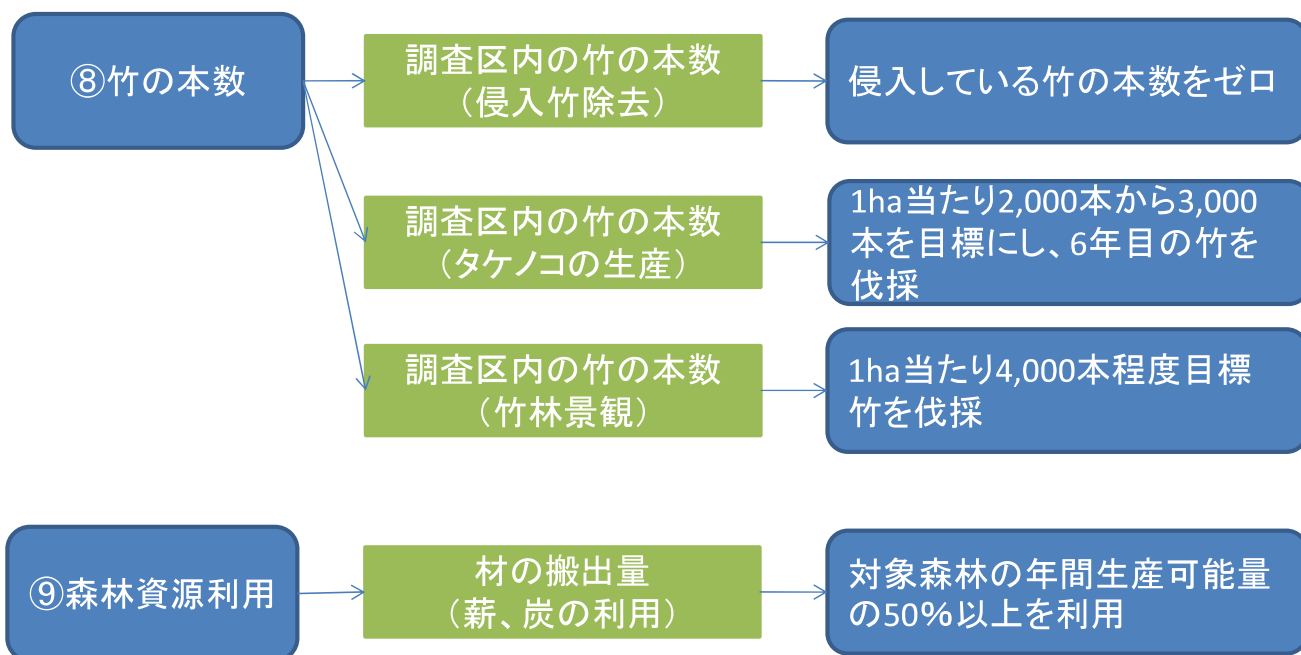
■ 目標林毎の数値目標例



※○数字は「モニタリング調査のガイドライン」に記載された番号

51

■ 目標林毎の数値目標例



※○数字は「モニタリング調査のガイドライン」に記載された番号

52

■ 年次調査

- 「年次調査」は、**毎年度**の活動成果を確認するために**実施**
- 年次調査は、原則として、**初回調査と同じ場所、同じ方法で実施**（例外あり）
- 年次調査の結果を踏まえ、数値目標の達成度の確認、次年度に向けた**改善策の検討**を行い、これらを「**モニタリング結果報告書**」にとりまとめ、地域協議会へ報告
- 調査上の必要から、年次調査を年度内に**実施できない場合**は、翌年度の実施可能な時期に調査を行い、速やかに**地域協議会へ報告**

53

■ 年次調査 （胸高断面積調査の例）

- 初回調査で記載された番号を確認
- 伐採された木の番号を特定
- 初回調査結果から**伐採した木の胸高断面積合計を差し引き**、 100m^2 当たりの胸高断面積合計を**算出**

※その際、利用する円周率は必ず初回調査と同じ値を用いる。

54

■ 活動計画の見直し

- 年次調査の結果に基づいて、**結果を検討**
- 年次調査により確認し(Check)、無理の無い活動計画か、無理の無い目標であるか、点検し、適宜修正のうえ、**100%目標達成**を目指しましょう。もちろん目標達成できなくても皆様の活動により、森が良くなったことは確かです。PDCAで確認しながら、1歩ずつ進めていきましょう。
- **変更**(数値目標の見直し)が必要な場合、理由を添えて**地域協議会に相談**
- 交付金終了後(4年目以降)はモニタリングを実施する義務はありませんが、森林の状態をさらに良い状態へと改善していくためには、森林の状態を定期的に活動を継続することが有効

55

数値目標を見直す場合の例

- 例1: 活動計画量に無理があった。
- 例2: 目標設定値に齟齬があった。
- 例3: 気象害等のために、3年後に目標達成が見込めない。
- 例4: 鳥獣被害が予想外にひどい。
- 例5: 病虫害による立ち枯れが発生。
- 例6: 安全確保上の問題が生じた。

56

樹高早見表

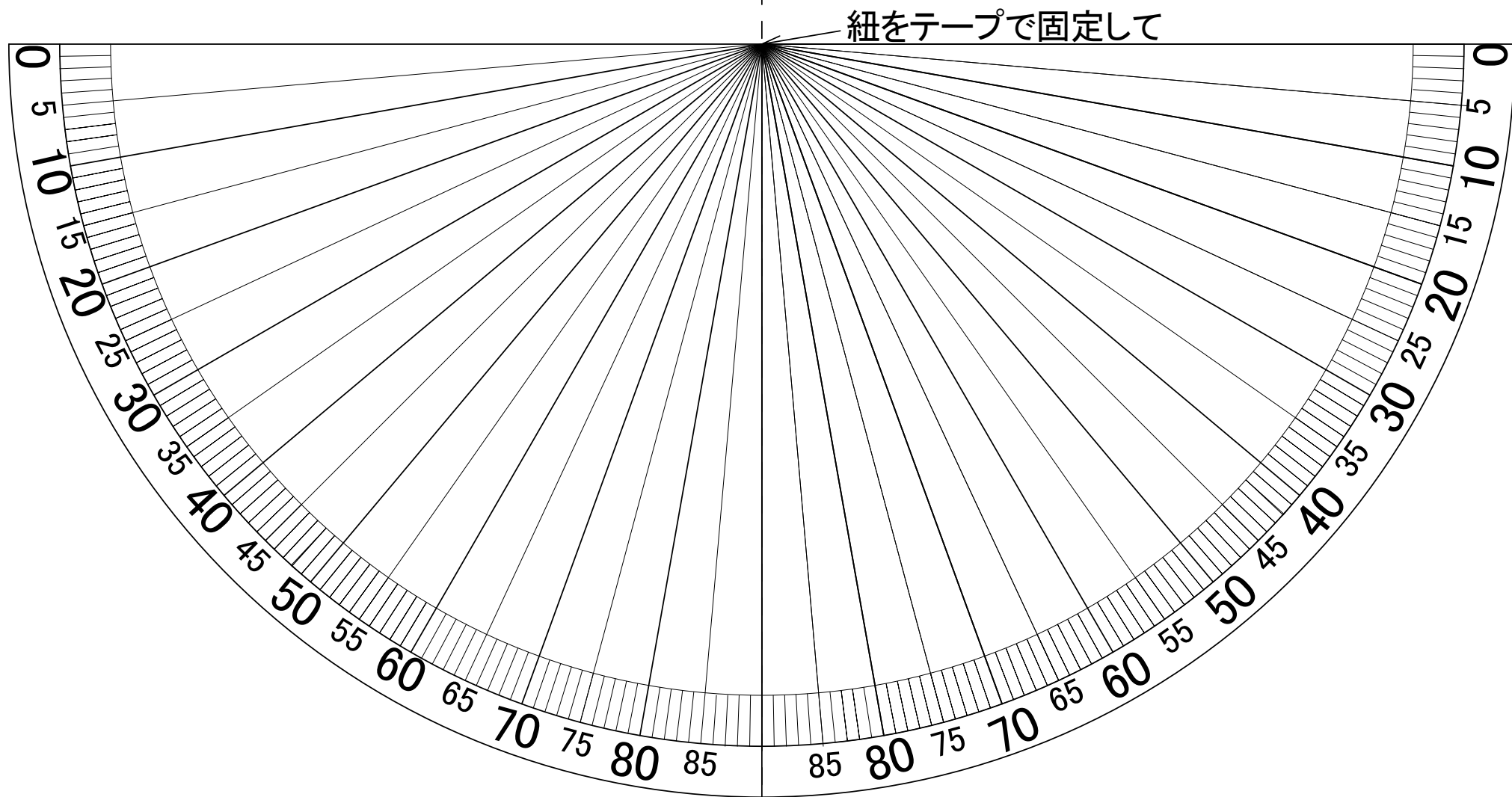
地上1.5Mからの計測値

高低角	樹木からの距離							
	5	5.64	10	11.28	15	16.93	20	22.57
26	3.9	4.3	6.4	7.0	8.8	9.8	11.3	12.5
27	4.0	4.4	6.6	7.2	9.1	10.1	11.7	13.0
28	4.2	4.5	6.8	7.5	9.5	10.5	12.1	13.5
29	4.3	4.6	7.0	7.8	9.8	10.9	12.6	14.0
30	4.4	4.8	7.3	8.0	10.2	11.3	13.0	14.5
31	4.5	4.9	7.5	8.3	10.5	11.7	13.5	15.1
32	4.6	5.0	7.7	8.5	10.9	12.1	14.0	15.6
33	4.7	5.2	8.0	8.8	11.2	12.5	14.5	16.2
34	4.9	5.3	8.2	9.1	11.6	12.9	15.0	16.7
35	5.0	5.4	8.5	9.4	12.0	13.4	15.5	17.3
36	5.1	5.6	8.8	9.7	12.4	13.8	16.0	17.9
37	5.3	5.8	9.0	10.0	12.8	14.3	16.6	18.5
38	5.4	5.9	9.3	10.3	13.2	14.7	17.1	19.1
39	5.5	6.1	9.6	10.6	13.6	15.2	17.7	19.8
40	5.7	6.2	9.9	11.0	14.1	15.7	18.3	20.4
41	5.8	6.4	10.2	11.3	14.5	16.2	18.9	21.1
42	6.0	6.6	10.5	11.7	15.0	16.7	19.5	21.8
43	6.2	6.8	10.8	12.0	15.5	17.3	20.2	22.5
44	6.3	6.9	11.2	12.4	16.0	17.8	20.8	23.3
45	6.5	7.1	11.5	12.8	16.5	18.4	21.5	24.1
46	6.7	7.3	11.9	13.2	17.0	19.0	22.2	24.9
47	6.9	7.5	12.2	13.6	17.6	19.7	22.9	25.7
48	7.1	7.8	12.6	14.0	18.2	20.3	23.7	26.6
49	7.3	8.0	13.0	14.5	18.8	21.0	24.5	27.5
50	7.5	8.2	13.4	14.9	19.4	21.7	25.3	28.4
51	7.7	8.5	13.8	15.4	20.0	22.4	26.2	29.4
52	7.9	8.7	14.3	15.9	20.7	23.2	27.1	30.4
53	8.1	9.0	14.8	16.5	21.4	24.0	28.0	31.5
54	8.4	9.3	15.3	17.0	22.1	24.8	29.0	32.6
55	8.6	9.6	15.8	17.6	22.9	25.7	30.1	33.7
56	8.9	9.9	16.3	18.2	23.7	26.6	31.2	35.0
57	9.2	10.2	16.9	18.9	24.6	27.6	32.3	36.3
58	9.5	10.5	17.5	19.6	25.5	28.6	33.5	37.6
59	9.8	10.9	18.1	20.3	26.5	29.7	34.8	39.1
60	10.2	11.3	18.8	21.0	27.5	30.8	36.1	40.6
61	10.5	11.7	19.5	21.8	28.6	32.0	37.6	42.2
62	10.9	12.1	20.3	22.7	29.7	33.3	39.1	43.9
63	11.3	12.6	21.1	23.6	30.9	34.7	40.8	45.8
64	11.8	13.1	22.0	24.6	32.3	36.2	42.5	47.8
65	12.2	13.6	22.9	25.7	33.7	37.8	44.4	49.9
66	12.7	14.2	24.0	26.8	35.2	39.5	46.4	52.2
67	13.3	14.8	25.1	28.1	36.8	41.4	48.6	54.7
68	13.9	15.5	26.3	29.4	38.6	43.4	51.0	57.4
69	14.5	16.2	27.6	30.9	40.6	45.6	53.6	60.3
70	15.2	17.0	29.0	32.5	42.7	48.0	56.4	63.5
71	16.0	17.9	30.5	34.3	45.1	50.7	59.6	67.0
72	16.9	18.9	32.3	36.2	47.7	53.6	63.1	71.0
73	17.9	19.9	34.2	38.4	50.6	56.9	66.9	75.3
74	18.9	21.2	36.4	40.8	53.8	60.5	71.2	80.2
75	20.2	22.5	38.8	43.6	57.5	64.7	76.1	85.7
76	21.6	24.1	41.6	46.7	61.7	69.4	81.7	92.0
77	23.2	25.9	44.8	50.4	66.5	74.8	88.1	99.3
78	25.0	28.0	48.5	54.6	72.1	81.1	95.6	107.7
79	27.2	30.5	52.9	59.5	78.7	88.6	104.4	117.6
80	29.9	33.5	58.2	65.5	86.6	97.5	114.9	129.5
81	33.1	37.1	64.6	72.7	96.2	108.4	127.8	144.0
82	37.1	41.6	72.7	81.8	108.2	122.0	143.8	162.1
83	42.2	47.4	82.9	93.4	123.7	139.4	164.4	185.3
84	49.1	55.2	96.6	108.8	144.2	162.6	191.8	216.2
85	58.7	66.0	115.8	130.4	173.0	195.0	230.1	259.5

直径早見表

地上高1.2Mでの周囲計測値

周囲長	直径	周囲長	直径	周囲長	直径	周囲長	直径	周囲長	直径
10	3	51	16	92	29	133	42	174	55
11	4	52	17	93	30	134	43	175	56
12	4	53	17	94	30	135	43	176	56
13	4	54	17	95	30	136	43	177	56
14	4	55	18	96	31	137	44	178	57
15	5	56	18	97	31	138	44	179	57
16	5	57	18	98	31	139	44	180	57
17	5	58	18	99	32	140	45	181	58
18	6	59	19	100	32	141	45	182	58
19	6	60	19	101	32	142	45	183	58
20	6	61	19	102	32	143	46	184	59
21	7	62	20	103	33	144	46	185	59
22	7	63	20	104	33	145	46	186	59
23	7	64	20	105	33	146	46	187	60
24	8	65	21	106	34	147	47	188	60
25	8	66	21	107	34	148	47	189	60
26	8	67	21	108	34	149	47	190	60
27	9	68	22	109	35	150	48	191	61
28	9	69	22	110	35	151	48	192	61
29	9	70	22	111	35	152	48	193	61
30	10	71	23	112	36	153	49	194	62
31	10	72	23	113	36	154	49	195	62
32	10	73	23	114	36	155	49	196	62
33	11	74	24	115	37	156	50	197	63
34	11	75	24	116	37	157	50	198	63
35	11	76	24	117	37	158	50	199	63
36	11	77	25	118	38	159	51	200	64
37	12	78	25	119	38	160	51	201	64
38	12	79	25	120	38	161	51	202	64
39	12	80	25	121	39	162	52	203	65
40	13	81	26	122	39	163	52	204	65
41	13	82	26	123	39	164	52	205	65
42	13	83	26	124	39	165	53	206	66
43	14	84	27	125	40	166	53	207	66
44	14	85	27	126	40	167	53	208	66
45	14	86	27	127	40	168	53	209	67
46	15	87	28	128	41	169	54	210	67
47	15	88	28	129	41	170	54	211	67
48	15	89	28	130	41	171	54	212	67
49	16	90	29	131	42	172	55	213	68
50	16	91	29	132	42	173	55	214	68



紐をテープで固定して

紐の先には重しを付けて

厚紙にコピーして使用してください

山折り線

紐の先には重しを付けて

厚紙にコピーして使用してください

(様式第19号)

令和 7 里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金 モニタリング結果報告書
活動組織名 里山森戦組伐倒隊

1 活動の目標

タイプ名：	地域活動型（森林資源活用）
目 標：	相対幹距比を20ポイント（適当）に近づけるため目標を 19 ポイントとし、里山の高木林、大径木林を育成したい。なお、伐採率は急な環境変化が起きないように40%以内としたい。
モニタリング調査方	100m2円形プロット

2 活動実施前の標準地の状況(令和 5 年度)

標準地の状況を記載	成立本数：	1,600 本/ha	16 本/プロット
	平均樹高：	16.7 m	
	相対幹距比	相対幹距比：	15.0
	20程度 適当	目標相対幹距比：	19
	17～14 密	目標本数：	993 本/ha 10 本/プロット
	14以下 非常に密	伐採本数	607 本/ha 6 本/プロット
		伐採率	37.9 %

写真



急な環境変化に対応できるよう40%以下になるように目標相対幹距比を決める。

3 活動1年目の標準地の状況(令和5 年度)

標準地の状況を記載	成立本数：	1,300 本/ha	13 本/プロット
	目標本数：	993 本/ha	10 本/プロット
	目標残本数：	307 本/ha	3 本/プロット
	伐採率	18.8 %	
目標達成度	49.6%達成		
次年度に向けた改善策	次年度でha当たり100本の伐採、集積を行う。		

写真



4 活動2年目の標準地の状況(令和6年度)

写真

標準地の状況を記載	成立本数： 1,200 本/ha 12 本/プロット 目標本数： 993 本/ha 10 本/プロット 目標残本数： 207 本/ha 2 本/プロット 伐採率 25.0 %
目標達成度	66.0%達成
次年度に向けた改善策	次年度でha当たり200本の伐採、集積を行う。



5 活動3年目の標準地の状況(令和7年度)

写真

標準地の状況を記載	成立本数： 900 本/ha 9 本/プロット 目標本数： 993 本/ha 10 本/プロット 目標残本数： -93 本/ha -1 本/プロット 伐採率 43.8 %
目標達成度	115.6%達成
次年度に向けた改善策	目標に達したが、今後は相対幹距比が20程度を維持できるよう管理を行って行く



(注) 目標の設定及び標準地の状況の記載については、別に定めるガイドラインを参考とすること。

モニタリング調査野帳

里山林活性化による多面的機能発揮対策 モニタリング調査野帳							調査票 No.	1		
活動組織名		里山森戦組伐倒隊								
調査区名称		里山林1番2-3			調査区面積		100 m2			
調査年月日		2022年6月3日			調査者氏名		沖田 総司			
No.	樹種	胸高直径 (cm)	樹高 (m)	幹材積 (m3)	No.	樹種	胸高直径 (cm)	樹高 (m)	幹材積 (m3)	
1	スギ	32	17	0.6260					0	
2	ヒノキ	28	15	0.4380					0	
3	スギ	16	16	0.1669					0	
4	スギ	40	16	0.8548					0	
5	スギ	36	18	0.8058					0	
6	スギ	48	20	1.4435					0	
7	スギ	50	22	1.6976					0	
8	サワグルミ	14	7	0.0580					0	
9	スギ	42	19	1.0987					0	
10	スギ	36	17	0.7616					0	
11	スギ	30	15	0.4902					0	
12	モミ	62	18	2.2021					0	
13	スギ	38	17	0.8333					0	
14	スギ	32	18	0.6624					0	
15	スギ	40	18	0.9603					0	
16	ヒノキ	28	14	0.4068					0	
				0.0000					0	
				0.0000					0	
									0	
									0	
				0.0000					0	
				0.0000					0	
				0.0000					0	
				0.0000					0	
				0.0000					0	
緑色のセルの部分を入力									0	
									0	
									0	
									0	
									0	
									0	
〈メモ〉					立木数		16	本		
					平均樹高		16.7	m		
					相対幹距比		15.0			
					幹材積(1本あたり平均)		0.8441	m3		
					幹材積(調査区当たり)		13.506	m3		
					幹材積(1ha当たり)		1,351	m3		

モニタリング調査野帳

[illegible]

モニタリング調査野帳

里山林活性化による多面的機能発揮対策 モニタリング調査野帳						調査票 No.		1	
活動組織名		里山森戦組伐倒隊							
調査区名称		里山林1番2-3		調査区面積		100 m2			
調査年月日		2024年2月15日		調査者氏名		沖田 総司			
No.	樹種	胸高直径 (cm)	樹高 (m)	幹材積 (m3)	No.	樹種	胸高直径 (cm)	樹高 (m)	幹材積 (m3)
1	スギ	32	17	0.6260					0
2	ヒノキ	28	15	0.4380					0
				0.0000					0
4	スギ	40	16	0.8548					0
				0.0000					0
6	スギ	48	20	1.4435					0
7	スギ	50	22	1.6976					0
				0.0000					0
9	スギ	42	19	1.0987					0
10	スギ	36	17	0.7616					0
11	スギ	30	15	0.4902					0
				0.0000					0
13	スギ	38	17	0.8333					0
14	スギ	32	18	0.6624					0
15	スギ	40	18	0.9603					0
16	ヒノキ	28	14	0.4068					0
				0.0000					0
				0.0000					0
				0.0000					0
				0.0000					0
				0.0000					0
				0.0000					0
				0.0000					0
				0.0000					0
				0.0000					0
				0.0000					0
				0.0000					0
〈メモ〉					立木数		12	本	
					平均樹高		17.3	m	
					相対幹距比		16.7		
					幹材積(1本あたり平均)		0.8561	m3	
					幹材積(調査区当たり)		10.2732	m3	
					幹材積(1ha当たり)		1,027	m3	

モニタリング調査野帳

[illegible]

(様式第19号)

令和 7 里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金 モニタリング結果報告書
活動組織名 熊本森戦組伐倒隊

1 活動の目標

タイプ名：	地域活動型（竹林資源活用）
目 標：	竹の本数を1haあたり 5,000 本程度に伐採、集積し、 景観の良い竹林にしたい
モニタリング調査方	3年目の成立本数(目標本数)を

2 活動実施前の標準地の状況(令和 5 年度)

標準地の状況を記載	プロット内本数：	29 本
	ha当たり本数：	11,600 本/ha
	ha当たり目標本数：	5,000 本/ha
	プロット内目標本数	13 本
	ha当たり伐採本数	6,600 本/ha
	プロット内伐採本数	17 本/ha

写真



3 活動1年目の標準地の状況(令和5 年度)

標準地の状況を記載	プロット内本数：	24 本
	ha当たり本数：	9,600 本/ha
	ha当たり目標本数：	5,000 本/ha
	プロット内目標本数	13 本
	ha当たり未達成本数：	4,600 本/ha
	プロット内未達成本数	12 本
目標達成度	52.08%目標達成	
次年度に向けた改善策	次年度でha当たり2,500本の伐採、集積を行う。	

写真



4 活動2年目の標準地の状況(令和 6 年度)

標準地の状況を記載	プロット内本数：	19 本
	ha当たり本数：	7,600 本/ha
	ha当たり目標本数：	5,000 本/ha
	プロット内目標本数	13 本
	ha当たり未達成本数：	2,600 本/ha
	プロット内未達成本数	7 本
目標達成度	65.79%目標達成	
次年度に向けた改善策	次年度でha当たり2,600本の伐採、集積を行う。	

写真



5 活動3年目の標準地の状況(令和7年度)

標準地の状況を記載	プロット内本数：	12 本
	ha当たり本数：	4,800 本/ha
	ha当たり目標本数：	5,000 本/ha
	プロット内目標本数	13 本
	ha当たり未達成本数：	-200 本/ha
	プロット内未達成本数	-1 本
目標達成度	104.17%目標達成	

写真



(注) 目標の設定及び標準地の状況の記載については、別に定めるガイドラインを参考とすること。

モニタリング調査野帳

[illegible]

モニタリング調査野帳

[illegible]

モニタリング調査野帳

[illegible]

モニタリング調査野帳

[illegible]

(様式第19号)

令和 7 里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金 モニタリング結果報告書
活動組織名 里山森戦組伐倒隊

1 活動の目標

タイプ名：	地域活動型（森林資源活用）
目 標：	荒廃した森林内の森林資源の活用可能な樹種、樹木は 50.0 %程度である 事から、 10 年間で林内の利用可能な樹木を資源利用し森林の 若返りを図る
モニタリング調査方	100m2円形プロット

2 活動実施前の標準地の状況(令和 4 年度)

標準地の状況を記載	成立本数：	1,600 本/ha	16 本/ブ ロット
	平均樹高：	16.7 m	
	1ha当たり幹材積：	1,351 m ³ /ha	
	整備対象面積：	1.00 ha	
	利用可能な材積：	1,351 m ³ /ha	
	1ha当たり伐採本数：	500 本/ha	5 本/ブ ロット
	全伐採本数：	500 本	
	伐採率	31.3 %	
	1ha当たり伐採 予定材積：	422.1 m ³ /ha	
	全伐採予定材積：	422.1 m ³	
	資源利用年数	10 年	
	年間資源利用率：	50.0 %	
	年間資源利用予定 材積：	21.1 m ³	

写真



3 活動1年目の標準地の状況(令和 4 年度)

標準地の状況を記載	資源利用予定材積：	21.100 m ³
	利用された材積：	24.987 m ³
	目標達成率	118.4 %
目標達成度	118%の利用率を達成	
次年度に向けた改善策	次年度でも同程度の使用を実施し、林内の整理も併せて行う	

写真



4 活動2年目の標準地の状況(令和5年度)

写真

標準地の状況を記載	資源利用予定材積： 21.100 m ³ 利用された材積： 24.239 m ³ 目標達成率 114.9 %
目標達成度	115%の利用率を達成
次年度に向けた改善策	次年度でも同程度の使用を実施し、林内の整理も併せて行う



5 活動3年目の標準地の状況(令和6年度)

写真

標準地の状況を記載	資源利用予定材積： 21.100 m ³ 利用された材積： 22.889 m ³ 目標達成率 108.5 %
目標達成度	115%の利用率を達成
次年度に向けた改善策	目標に達したが、今後も資源を利用しながら森林整備を実施



(注) 目標の設定及び標準地の状況の記載については、別に定めるガイドラインを参考とすること。



モニタリング調査野帳

里山林活性化による多面的機能発揮対策 モニタリング調査野帳							調査票 No.	1		
活動組織名		里山森戦組伐倒隊								
調査区名称		里山林1番2-3			調査区面積		100 m2			
調査年月日		2020年6月3日			調査者氏名		沖田 総司			
No.	樹種	胸高直径 (cm)	樹高 (m)	幹材積 (m3)	No.	樹種	胸高直径 (cm)	樹高 (m)	幹材積 (m3)	
1	スギ	32	17	0.6260					0	
2	ヒノキ	28	15	0.4380					0	
3	スギ	16	16	0.1669					0	
4	スギ	40	16	0.8548					0	
5	スギ	36	18	0.8058					0	
6	スギ	48	20	1.4435					0	
7	スギ	50	22	1.6976					0	
8	サワグルミ	14	7	0.0580					0	
9	スギ	42	19	1.0987					0	
10	スギ	36	17	0.7616					0	
11	スギ	30	15	0.4902					0	
12	モミ	62	18	2.2021					0	
13	スギ	38	17	0.8333					0	
14	スギ	32	18	0.6624					0	
15	スギ	40	18	0.9603					0	
16	ヒノキ	28	14	0.4068					0	
				0.0000					0	
				0.0000					0	
				0.0000					0	
				0.0000					0	
				0.0000					0	
				0.0000					0	
				0.0000					0	
				0.0000					0	
				0.0000					0	
				0.0000					0	
〈メモ〉					立木数		16	本		
					平均樹高		16.7	m		
					相対幹距比		15.0			
					幹材積(1本あたり平均)		0.8441	m3		
					幹材積(調査区当たり)		13.506	m3		
					幹材積(1ha当たり)		1,351	m3		

モニタリング調査野帳(利用材積調査)

里山林活性化による多面的機能発揮対策

モニタリング調査野帳

調査票
No.

1

活動組織名	里山森戦組伐倒隊										
調査区名称	里山林1番2-3				調査区面積	100			m2		
調査年月日	2021年2月10日				調査者氏名	土方 敏夫					
No.	末口直径 (cm)	材長 (m)	材積 (m3)	No.	末口直径 (cm)	材長 (m)	材積 (m3)	No.	末口直径 (cm)	材長 (m)	材積 (m3)
1	20	1.0	0.040	31	20	1.0	0.040	61	20	1.0	0.040
2	20	2.0	0.080	32	20	2.0	0.080	62	20	2.0	0.080
3	20	3.0	0.120	33	20	3.0	0.120	63	20	3.0	0.120
4	20	4.0	0.160	34	20	4.0	0.160	64	20	4.0	0.160
5	20	5.0	0.210	35	20	5.0	0.210	65	20	5.0	0.210
6	20	6.2	0.273	36	20	6.2	0.273	66	20	6.2	0.273
7	20	6.4	0.282	37	20	6.4	0.282	67	20	6.4	0.282
8	20	6.6	0.291	38	20	6.6	0.291	68	20	6.6	0.291
9	20	6.8	0.300	39	20	6.8	0.300	69	20	6.8	0.300
10	20	7.0	0.324	40	20	7.0	0.324	70	20	7.0	0.324
11	20	7.2	0.333	41	20	7.2	0.333	71	20	7.2	0.333
12	20	7.4	0.342	42	20	7.4	0.342	72	20	7.4	0.342
13	20	7.6	0.351	43	20	7.6	0.351	73	20	7.6	0.351
14	20	7.8	0.361	44	20	7.8	0.361	74	20	7.8	0.361
15	20	6.0	0.265	45	20	6.0	0.265	75	20	6.0	0.265
16	20	5.8	0.244	46	20	5.8	0.244	76	20	5.8	0.244
17	20	5.8	0.244	47	20	5.8	0.244	77	20	5.8	0.244
18	20	6.0	0.265	48	20	6.0	0.265	78	20	6.0	0.265
19	20	6.2	0.273	49	20	6.2	0.273	79	20	6.2	0.273
20	20	6.4	0.282	50	20	6.4	0.282	80	20	6.4	0.282
21	20	6.6	0.291	51	20	6.6	0.291	81	20	6.6	0.291
22	20	6.8	0.300	52	20	6.8	0.300	82	20	6.8	0.300
23	20	6.8	0.300	53	20	6.8	0.300	83	20	6.8	0.300
24	20	6.8	0.300	54	20	6.8	0.300	84	20	6.8	0.300
25	20	7.0	0.324	55	20	7.0	0.324	85	20	7.0	0.324
26	20	7.2	0.333	56	20	7.2	0.333	86	20	7.2	0.333
27	20	7.4	0.342	57	20	7.4	0.342	87	20	7.4	0.342
28	20	7.6	0.351	58	20	7.6	0.351	88	20	7.6	0.351
29	20	7.8	0.361	59	20	7.8	0.361	89	20	7.8	0.361
30	20	8.0	0.387	60	20	8.0	0.387	90	20	8.0	0.387
※ 末口二乗法による算出								合計	24.987		

長さ6m未満 $V = D^2 \times L \times 1/10,000$

長さ6m以上 $[D + (L' - 4) / 2] \times L \times 1/10,000$

モニタリング調査野帳(利用材積調査)

森林・山村多面的機能発揮対策

モニタリング調査野帳

調査票
No.

2

活動組織名		里山森戦組伐倒隊									
調査区名称		里山林1番2-3						調査区面積		100	m2
調査年月日		2021年2月10日						調査者氏名		土方 敏夫	
No.	末口直径 (cm)	材長 (m)	材積 (m3)	No.	末口直径 (cm)	材長 (m)	材積 (m3)	No.	末口直径 (cm)	材長 (m)	材積 (m3)
			0.000				0.000				0.000
			0.000				0.000				0.000
			0.000				0.000				0.000
			0.000				0.000				0.000
			0.000				0.000				0.000
			0.000				0.000				0.000
			0.000				0.000				0.000
			0.000				0.000				0.000
			0.000				0.000				0.000
			0.000				0.000				0.000
			0.000				0.000				0.000
			0.000				0.000				0.000
			0.000				0.000				0.000
			0.000				0.000				0.000
			0.000				0.000				0.000
			0.000				0.000				0.000
			0.000				0.000				0.000
			0.000				0.000				0.000
			0.000				0.000				0.000
			0.000				0.000				0.000
			0.000				0.000				0.000
			0.000				0.000				0.000
			0.000				0.000				0.000
			0.000				0.000				0.000
			0.000				0.000				0.000
			0.000				0.000				0.000
			0.000				0.000				0.000
			0.000				0.000				0.000
			0.000				0.000				0.000
			0.000				0.000				0.000
			0.000				0.000				0.000
			0.000				0.000				0.000
			0.000				0.000				0.000
			0.000				0.000				0.000
			0.000				0.000				0.000
			0.000				0.000				0.000
※ 末口二乗法による算出								小計			0.000
								合計			24.987

長さ6m未満 $V = D^2 \times L \times 1/10,000$

長さ6m以上 $[D + (L' - 4) / 2] \times L \times 1/10,000$

モニタリング調査野帳(利用材積調査)

森林・山村多面的機能発揮対策

モニタリング調査野帳

調査票
No.

3

活動組織名		里山森戦組伐倒隊									
調査区名称		里山林1番2-3						調査区面積		100	m2
調査年月日		2021年2月10日						調査者氏名		土方 敏夫	
No.	末口直径 (cm)	材長 (m)	材積 (m3)	No.	末口直径 (cm)	材長 (m)	材積 (m3)	No.	末口直径 (cm)	材長 (m)	材積 (m3)
			0.000				0.000				0.000
			0.000				0.000				0.000
			0.000				0.000				0.000
			0.000				0.000				0.000
			0.000				0.000				0.000
			0.000				0.000				0.000
			0.000				0.000				0.000
			0.000				0.000				0.000
			0.000				0.000				0.000
			0.000				0.000				0.000
			0.000				0.000				0.000
			0.000				0.000				0.000
			0.000				0.000				0.000
			0.000				0.000				0.000
			0.000				0.000				0.000
			0.000				0.000				0.000
			0.000				0.000				0.000
			0.000				0.000				0.000
			0.000				0.000				0.000
			0.000				0.000				0.000
			0.000				0.000				0.000
			0.000				0.000				0.000
			0.000				0.000				0.000
			0.000				0.000				0.000
			0.000				0.000				0.000
			0.000				0.000				0.000
			0.000				0.000				0.000
			0.000				0.000				0.000
			0.000				0.000				0.000
			0.000				0.000				0.000
			0.000				0.000				0.000
			0.000				0.000				0.000
			0.000				0.000				0.000
			0.000				0.000				0.000
			0.000				0.000				0.000
			0.000				0.000				0.000
※ 末口二乗法による算出								小計			0.000
								合計			24.987

長さ6m未満 $V = D^2 \times L \times 1/10,000$ 長さ6m以上 $[D + (L' - 4) / 2] \times L \times 1/10,000$

モニタリング調査野帳(利用材積調査)

里山林活性化による多面的機能発揮対策

モニタリング調査野帳

調査票
No.

1

活動組織名	里山森戦組伐倒隊										
調査区名称	里山林1番2-3							調査区面積	100		m2
調査年月日	2019年2月10日							調査者氏名	土方 敏夫		
No.	末口直径 (cm)	材長 (m)	材積 (m3)	No.	末口直径 (cm)	材長 (m)	材積 (m3)	No.	末口直径 (cm)	材長 (m)	材積 (m3)
1	20	1.0	0.040	31	20	1.0	0.040	61	20	1.0	0.040
2	20	2.0	0.080	32	20	2.0	0.080	62	20	2.0	0.080
3	20	3.0	0.120	33	20	3.0	0.120	63	20	3.0	0.120
4	20	4.0	0.160	34	20	4.0	0.160	64	20	4.0	0.160
5	20	5.0	0.210	35	20	5.0	0.210	65	20	5.0	0.210
6	20	6.2	0.273	36	20	6.2	0.273	66	20	6.2	0.273
7	20	6.4	0.282	37	20	6.4	0.282	67	20	6.4	0.282
8	20	6.6	0.291	38	20	6.6	0.291	68	20	6.6	0.291
9	20	6.8	0.300	39	20	6.8	0.300	69	20	6.8	0.300
10	20	7.0	0.324	40	20	7.0	0.324	70	20	7.0	0.324
11	20	7.2	0.333	41	20	7.2	0.333	71	20	7.2	0.333
12	20	7.4	0.342	42	20	7.4	0.342	72	20	7.4	0.342
13	20	7.6	0.351	43	20	7.6	0.351	73	20	7.6	0.351
14	20	7.8	0.361	44	20	7.8	0.361	74	20	7.8	0.361
15	20	6.0	0.265	45	20	6.0	0.265	75	20	6.0	0.265
16	20	5.8	0.244	46	20	5.8	0.244	76	20	5.8	0.244
17	20	5.8	0.244	47	20	5.8	0.244	77	20	5.8	0.244
18	20	6.0	0.265	48	20	6.0	0.265	78	20	6.0	0.265
19	20	6.2	0.273	49	20	6.2	0.273	79	20	6.2	0.273
20	20	6.4	0.282	50	20	6.4	0.282	80	20	6.4	0.282
21	20	6.6	0.291	51	20	6.6	0.291	81	20	6.6	0.291
22	20	6.8	0.300	52	20	6.8	0.300	82	20	6.8	0.300
23	20	6.8	0.300	53	20	6.8	0.300	83	20	6.8	0.300
24	20	6.8	0.300	54	20	6.8	0.300	84	20	6.8	0.300
25	20	7.0	0.324	55	20	7.0	0.324	85	20	7.0	0.324
26	20	7.2	0.333	56	20	7.2	0.333	86	20	7.2	0.333
27	20	7.4	0.342	57	20	7.4	0.342	87	20	7.4	0.342
28	20	7.6	0.351	58	20	7.6	0.351	88	20	7.6	0.351
29	20	7.8	0.361	59	20	7.8	0.361				0.000
30	20	8.0	0.387	60	20	8.0	0.387				0.000
※ 末口二乗法による算出								合計			24.239

長さ6m未満 $V = D^2 \times L \times 1/10,000$ 長さ6m以上 $[D + (L' - 4) / 2] \times L \times 1/10,000$

モニタリング調査野帳(利用材積調査)

里山林活性化による多面的機能発揮対策

モニタリング調査野帳

調査票
No.

1

活動組織名	里山森戦組伐倒隊										
調査区名称	里山林1番2-3							調査区面積	100		m2
調査年月日	2019年2月10日							調査者氏名	土方 敏夫		
No.	末口直径 (cm)	材長 (m)	材積 (m3)	No.	末口直径 (cm)	材長 (m)	材積 (m3)	No.	末口直径 (cm)	材長 (m)	材積 (m3)
1	20	1.0	0.040	31	20	1.0	0.040	61	20	1.0	0.040
2	20	2.0	0.080	32	20	2.0	0.080	62	20	2.0	0.080
3	20	3.0	0.120	33	20	3.0	0.120	63	20	3.0	0.120
4	20	4.0	0.160	34	20	4.0	0.160	64	20	4.0	0.160
5	20	5.0	0.210	35	20	5.0	0.210	65	20	5.0	0.210
6	20	6.2	0.273	36	20	6.2	0.273	66	20	6.2	0.273
7	20	6.4	0.282	37	20	6.4	0.282	67	20	6.4	0.282
8	20	6.6	0.291	38	20	6.6	0.291	68	20	6.6	0.291
9	20	6.8	0.300	39	20	6.8	0.300	69	20	6.8	0.300
10	20	7.0	0.324	40	20	7.0	0.324	70	20	7.0	0.324
11	20	7.2	0.333	41	20	7.2	0.333	71	20	7.2	0.333
12	20	7.4	0.342	42	20	7.4	0.342	72	20	7.4	0.342
13	20	7.6	0.351	43	20	7.6	0.351	73	20	7.6	0.351
14	20	7.8	0.361	44	20	7.8	0.361	74	20	7.8	0.361
15	20	6.0	0.265	45	20	6.0	0.265	75	20	6.0	0.265
16	20	5.8	0.244	46	20	5.8	0.244	76	20	5.8	0.244
17	20	5.8	0.244	47	20	5.8	0.244	77	20	5.8	0.244
18	20	6.0	0.265	48	20	6.0	0.265	78	20	6.0	0.265
19	20	6.2	0.273	49	20	6.2	0.273	79	20	6.2	0.273
20	20	6.4	0.282	50	20	6.4	0.282	80	20	6.4	0.282
21	20	6.6	0.291	51	20	6.6	0.291	81	20	6.6	0.291
22	20	6.8	0.300	52	20	6.8	0.300	82	20	6.8	0.300
23	20	6.8	0.300	53	20	6.8	0.300	83	20	6.8	0.300
24	20	6.8	0.300	54	20	6.8	0.300	84	20	6.8	0.300
25	20	7.0	0.324	55	20	7.0	0.324				0.000
26	20	7.2	0.333	56	20	7.2	0.333				0.000
27	20	7.4	0.342	57	20	7.4	0.342				0.000
28	20	7.6	0.351	58	20	7.6	0.351				0.000
29	20	7.8	0.361	59	20	7.8	0.361				0.000
30	20	8.0	0.387	60	20	8.0	0.387				0.000
※ 末口二乗法による算出								合計			22.889

長さ6m未満 $V=D^2 \times L \times 1/10,000$

長さ6m以上 $[D+(L'-4)/2] \times L \times 1/10,000$

(様式第19号)

令和 7 里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金 モニタリング結果報告書

活動組織名 ●●●●の森を守る会

1 活動の目標

タイプ名： 地域活動型（森林資源活用）	
目 標：	活動地である森林内は日中でも薄暗く、下層の植物が非常に少ない状態であることから 広葉樹を守りつつ、林床を明るくして下層植生の発達した森づくりを目指す。将来的には、 成長が活性化する目安である相対照度30%以上をを確保したい。そのための初期段階 としての3年間では、胸高断面積を 20.00 以上減少させる
モニタリング調査方法： 100m2円形プロット	

3 活動実施前の標準地の状況(令和 5 年度)

写真

標準地の状況を記載	成立本数：	1,500 本/ha	15 本/プロット
	プロット内 胸高断面積合計	0.456 m2	
	1ha当たり 胸高断面積合計：	45.59 m3/ha	
	胸高断面積減少目標率	20.00 %	
	1ha当たり 胸高断面積目標：	36.47 m3/ha	



4 活動1年目の標準地の状況(令和 5 年度)

写真

標準地の状況を記載	成立本数：	1,300 本/ha	13 本/プロット
	プロット内 胸高断面積合計	0.407 m2	
	1ha当たり 胸高断面積合計：	40.663 m3/ha	
	胸高断面積の変化率	89.19 %	(活動開始比)
	胸高断面積の減少率	10.81 %	減少
目標達成度	54.05%目標達成		
次年度に向けた改善策	年間目標に向けて活動を実施		



4 活動 2 年目の標準地の状況(令和 6 年度)

写真

標準地の状況を記載	成立本数： 1,000 本/ha 10 本/プロット プロット内 胸高断面積合計 0.4 m ² 1ha当たり 胸高断面積合計： 39 m ³ /ha 胸高断面積の変化率 84.57 % (活動開始比) 胸高断面積の減少率 15.43 % 減少
目標達成度	77.15%目標達成
次年度に向けた改善策	3年目の目標に向けて活動を実施



5 活動 3 年目の標準地の状況(令和 7 年度)

写真

標準地の状況を記載	成立本数： 1,000 本/ha 10 本/プロット プロット内 胸高断面積合計 0.3 m ² 1ha当たり 胸高断面積合計： 35 m ³ /ha 胸高断面積の変化率 76.24 % (活動開始比) 胸高断面積の減少率 23.76 % 減少
目標達成度	118.8%目標達成
次年度に向けた改善策	最終目標である30%に向けて活動を継続



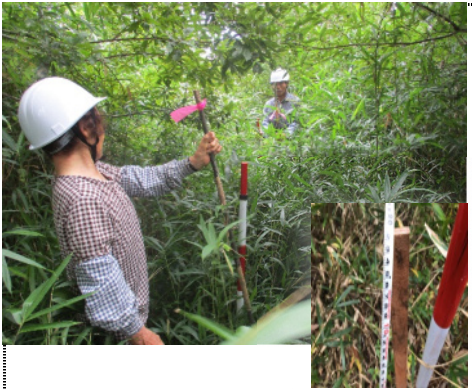
(注) 目標の設定及び標準地の状況の記載については、別に定めるガイドラインを参考とすること。

胸高断面積調査 記録野帳						
活動組織名		●●●●の森を守る会				
初回調査				年次調査（2年目）		
番号	樹種	胸高直径(cm)	胸高断面積(m ²)	番号	胸高直径(cm)	胸高断面積(m ²)
1	コナラ	30.0	0.071	1	30.0	0.071
2	コナラ	32.0	0.080	2	32.0	0.080
3	コナラ	32.0	0.080	3	32.0	0.080
4	スギ	32.0	0.080	4	32.0	0.080
5	スギ	22.0	0.038		伐採	
6	スギ	22.0	0.038	6	22.0	0.038
7	ヒノキ	12.0	0.011		伐採	
8	ヒノキ	16.0	0.020	8	16.0	0.020
9	ヒノキ	14.0	0.015		伐採	
10	ウワミズザクラ	6.0	0.003	10	6.0	0.003
11	ウワミズザクラ	8.0	0.005	11	8.0	0.005
12	ウワミズザクラ	6.0	0.003		伐採	
13	ヤマザクラ	8.0	0.005	13	8.0	0.005
14	リョウブ	6.0	0.003	14	6.0	0.003
15	リョウブ	6.0	0.003		伐採	
100m2当たり本数（本）			15			10
100㎡当たり 胸高断面積合計（㎡）			0.456			0.386
1ha当たり 胸高断面積合計（㎡）			〔A〕 45.59			〔B〕 38.56
胸高断面積合計の変化 〔C〕＝〔B〕／〔A〕				〔c〕 85%		
（調査に当たっての留意事項等）						
・ 胸高直径とは、地上から1.2m（北海道の場合1.3m）の高さでの木の幹の直径のこと。						
・ 基本的に胸高直径 5 cm未満の樹木は調査対象としないこととするが、森づくりの目標に合わせて必要であれば調査対象とすることも可能。						
（相対照度と胸高断面積の関係について）						
・ 林床の低木・草本類は、林床を明るい状態（相対照度30％程度）にすると、開花（花芽の形成）が期待できる。						
・ 相対照度と胸高断面積の関係は対象樹種や場所、林況等によって異なるが、参考例としてヒノキ林では1 ha当たりの胸高断面積が19.1㎡で「相対照度が33.7％」、里山二次林では1 ha当たりの胸高断面積が10.73～11.95㎡で「相対照度が28.7％」となるとの研究例がある。						
・ なお、胸高断面積の数値を参考として相対照度を改善する目標を設定する場合、必ずしも3年以内に実現しなければならないことを意味するものではない。						

1 活動の目標

タイプ名：	地域活動型（森林資源活用）		
目 標：	森林内に繁茂する灌木を除伐し、集積を行うことで景観を良くし、林内を20m以上の見通しのきく森林とするとともに、整備された空間を森林教育に利用		
モニタリング調査方法：	定点観測による見通し調査		

2 活動実施前の標準地の状況(令和 5 年度)

								
定点の位置	①山頂部		定点の位置	②三叉路正面		定点の位置	③窪地	
視認距離	5	m	視認距離	5	m	視認距離	8	m
視認距離目標	20	m	視認距離目標	20	m	視認距離目標	20	m

4 活動1年目の標準地の状況(令和 5 年度)

								
定点の位置	①山頂部		定点の位置	②三叉路正面		定点の位置	③窪地	
視認距離	15	m	視認距離	15	m	視認距離	13	m
目標達成度	75	%	目標達成度	75	%	目標達成度	65	%
次年度に向けた改善策			全ての地点で20m以上視認距離を確保できるよう活動を行う					

5 活動2年目の標準地の状況(令和 6 年度)

								
定点の位置	①山頂部		定点の位置	②三叉路正面		定点の位置	③窪地	
視認距離	18	m	視認距離	19	m	視認距離	17	m
目標達成度	90	%	目標達成度	95	%	目標達成度	85	%
次年度に向けた改善策			全ての地点で20m以上視認距離を確保できるよう活動を行う					

6 活動3年目の標準地の状況(令和 7 年度)

								
定点の位置	①山頂部		定点の位置	②三叉路正面		定点の位置	③窪地	
視認距離	22	m	視認距離	25	m	視認距離	20	m
目標達成度	110	%	目標達成度	125	%	目標達成度	100	%
次年度に向けた改善策			目標は達成したが、今後現在の景観が維持できるよう活動を継続する					

(注)目標の設定及び標準地の状況の記載については、別に定めるガイドラインを参考とすること。

(様式第19号)

里山林活性化による多面的機能発揮対策 モニタリング調査（相対照度）記録野帳							調査票 No.	
活動組織名	●●●保全の会							
活動タイプ	地域活動型（森林資源活用）							
目標林型	生物多様性に富む広葉樹の森							
数値目標（3年間）	林内の相対照度を全地点 0.4 以上となるよう整備を行う							
調査区名称		調査区面積		m ²				

日付	調査地	調査地点	データNo.	天気	時間	林外照度 （林冠の外）	林内照度 （調査地点）	相対照度	5回採集 データの 平均
2021/8/23	xx県	ポイントA	1	曇り	10:00	100000	40000	0.40	0.33
	緯度経度など		2		10:01	98000	25000	0.26	
			3		10:02	99000	30000	0.30	
			4		10:03	100000	43000	0.43	
			5		10:05	99230	28000	0.28	
2021/8/23		ポイントB	1	曇り	10:15	100000	40000	0.40	0.33
			2		10:16	98000	25000	0.26	
			3		10:17	99000	30000	0.30	
			4		10:19	100000	43000	0.43	
			5		10:20	99230	28000	0.28	
2021/8/23		ポイントC	1	曇り	10:35	30000	10000	0.3	0.33
			2		10:36	31000	9000	0.3	
			3		10:38	33000	11000	0.3	
			4		10:39	32000	10000	0.3	
			5		10:40	30000	11000	0.4	
2021/8/23		ポイントD	1	曇り	10:45	96000	38000	0.4	0.36
			2		10:46	99000	27000	0.3	
			3		10:47	98000	43000	0.4	
			4		10:48	99230	28000	0.3	
			5		10:49	100000	40000	0.4	
2021/8/23		ポイントE	1	曇り	11:00	100000	40000	0.4	0.33
			2		11:01	98000	25000	0.3	
			3		11:03	99000	30000	0.3	
			4		11:05	100000	43000	0.4	
			5		11:07	99230	28000	0.3	

<メモ>

(様式第20号)

里山林活性化による多面的機能発揮対策
モニタリング調査(植生調査)野帳

調査票 No.	
------------	--

活動組織名	〇〇保全の会			
活動タイプ	地域活動型(森林資源活用)			
目標林型	広葉樹の森の整備・景観改善・生物多様性に富む森づくり			
数値目標(3年間)	希少種カタクリの個体数を2倍にする。(増加率200%)			
調査区名称	小学校裏山林1林班い小班1	調査区面積	25	m ²

【初回調査】

調査年月日	2024年6月1日	調査者氏名	鈴木
-------	-----------	-------	----

No.	区分	目標とする植物	個体数	備考
1	希少種	カタクリ	10	
2				
3				
4				
5				

※目標とする植物の区分(希少種・里山の指標種)を選択し、植物名を記載

【年次調査・1年目】

調査年月日	2025年3月31日	調査者氏名	鈴木
-------	------------	-------	----

No.	区分	目標とする植物	個体数	備考
1	希少種	カタクリ	15	
2				
3				
4				
5				

※調査対象の植物種を確認できる時期が限られている場合は、初回調査と同じ時期に実施

(1年目の改善状況)

No.	区分	目標とする植物	個体数の増加率	備考
1	希少種	カタクリ	150%	
2				
3				
4				
5				

※事例の場合、1年目で「数値目標(3年間)」は未達成であるが、その半分は達成

<メモ>